

# JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

SEPTEMBER 2019 **193**

## 協会活動

- ・城西大学インターンシップ 店舗視察報告
- ・第3回日本ヘルスケア学会年次大会後援団体企画セミナー
- ・8月度月次活動報告
- ・議事録

## 2019年度 登録販売者試験情報

## 協会からのお知らせ

セルフメディケーションアワード作品募集のご案内  
「コンシェルジュマスター研修」ご案内  
健康サポート薬局研修案内  
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内  
ダブルライセンス認定制度実施  
日本ヘルスケア協会ご案内  
薬剤師賠償責任保険  
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

## 行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、国土交通省

# 日本チェーンドラッグストア協会

## 協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

### 1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

### 2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

### 3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

### 4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

### 5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。



台風15号による被害が日を追うごとに大きくなっていった印象です。当初は首都圏の鉄道の混乱が大きく報道され、それ以外はそれほどでもないといった印象でした。ところが、停電がいつまでたっても解消されない、鉄塔が倒れている、電柱がどれだけ倒されたかわからないといった状態で、1週間たっても全面復旧ができない状況でした。

以前、北海道全体でブラックアウトがおきましたが、今回は千葉県がまさにその状態となりました。台風一過の猛暑も加わり、被災した皆さまには大変な思いをされたこととお察しします。心からお見舞い申し上げます。

電気がないことには日本社会はマヒ状態になることがはっきりとわかりました。とはいっても、電柱が地上にあり、電線が空中にある状態では、強風台風が来るとまた同じことが起きるのは明らかです。対策が急がれます。

会員企業の皆さまには、被災地支援ができますならば、どうぞ、よろしく申し上げます。

**●協会活動**

- ・城西大学コミュニティーファーマシーインターンシップ 店舗視察報告
- ・第3回日本ヘルスケア学会年次大会 後援団体企画セミナー
- ・8月度月次活動報告
- ・議事録

**●2019年度登録販売者試験情報****●協会からのお知らせ**

セルフメディケーションアワード作品募集のご案内

「コンシェルジュマスター研修」ご案内

「健康サポート薬局研修」ご案内

薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内

ダブルライセンス認定制度実施

日本ヘルスケア協会 ご案内

薬剤師賠償責任保険

「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金

**●行政・団体からのお知らせ**

厚生労働省、経済産業省、国土交通省

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局だより

## 城西大学コミュニティーファーマシーインターンシップ

**薬学部4年生のドラッグストア体験 店舗視察報告**

■今年で11年目となる城西大学コミュニティーファーマシーインターンシップが開催されました。今月号では、8月27日(火)に行われた店舗視察について紹介します。店舗視察では、実習生を受け入れている4店舗を訪問し、店舗の指導者、実習中の学生から直接話を聞きました。インターンシップの概要、協力企業一覧等は、8月号で紹介しています。



ドラッグセイムス青梅河辺6丁目店



ウェルパーク東村山東口店



ドラッグストアセキ脚折町店



ウエルシア薬局坂戸若葉駅東口店

また、ウエルシア薬局坂戸若葉駅東口店では、業界紙誌の記者による取材対応が行われました。

※薬局新聞第3277号(9月11日発行)の第8面に取材記事が掲載されています。



業界紙誌の記者による取材の様子

## 第3回日本ヘルスケア学会年次大会 後援団体企画セミナー

**「ヘルスケアにおけるドラッグストアの役割」開催報告**

一般財団法人日本ヘルスケア協会が主催する第3回ヘルスケア学会年次大会が明治大学駿河台キャンパスにおいて2019年9月6日(金)と7日(土)の2日間にわたり開催されました。

JACDSは後援団体として、9月6日(金)13時からビクトリーホールAにおいて、「ヘルスケアにおけるドラッグストアの役割」というテーマでセミナーを開催し、当日は大勢の方にご参加いただきました。

冒頭、日本ヘルスケア協会の副会長でもある池野会長より挨拶があり、その後、高橋理事より全体の進行及び概要についての説明が行われました。

その後、ヘルスケア領域におけるドラッグストアの役割として、セルフチェックサービスや、ロコモ、フレイル対策としての栄養ケア食品の紹介、ドラッグストアにおける管理栄養士の活用事例などの発表が行われ、参加者は真剣に聞き入っていました。

## ■発表者(敬称略)

(株)リージャー	柏木 久史
(株)NSD	小松 昭隆
味の素(株)	福山昌美、中島史晶
日清食品ホールディングス(株)	田辺 創一
大木ヘルケアホールディング	松井 秀正
ウエルシア薬局(株)	橋本 彩香
(株)マツモトキヨシホールディングス	奥川 繭美
(株)メディカル・プリンシプル社	金井 真澄

## ■協力(敬称略)

(株)マツモトキヨシホールディングス	阿部 光弘、盛永 由紀子
(株)トモズ	馬場 正敏、野村 武志

## ■司会進行

池野 隆光	日本ヘルスケア協会副会長 日本チェーンドラッグストア協会会長 ウエルシアホールディングス代表取締役会長
高橋 英孝	日本ヘルスケア協会理事 学校法人東海大学医学部教授 附属八王子病院健康管理センター長

このセミナーは今回を含め5年間継続して開催の予定です。来年以降もよろしくお願いたします。



池野会長挨拶



ヘルスケア協会高橋理事による概要説明



満席となった会場の様子



**JACDS 8月月次活動報告**

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
8月6日(火) メルパルク東京 4階 白鳥 11:45~14:30	第4回常任理事会	1. 第25回参議院議員選挙結果について 2. JACDS設立20周年記念セレモニー開催報告について 3. JACDS設立20周年記念・薬剤師フォーラム開催報告について 4. 処方箋医薬品の違法販売の報道について 5. 副事務総長の設置について 6. 団体間の意見交換会の設置について 7. 各委員会報告(事業推進計画書ほか) ・新設委員会から計画の概要を発表 ・前期からの継続委員会は進捗報告と今後の実施予定を説明 8. 第20回JAPANドラッグストアショーの概要報告 9. 報告事項 ・セルフメディケーション税制改正要望書を提出(OTC協会他) ・厚生労働省の人事異動について ・レジ袋有料化義務化の動きについて ・電子タグ(RFID)の実証実験報告 ・厚生省の各研究班との関わり合いについて ・ゲンキー様との面談報告 ・2020東京オリンピック・パラリンピックについて(交通渋滞緩和) ・高柳 貞夫 お別れの会 10. 今後のスケジュールについて	22名
8月21日(水) JACDS東京事務所 13:00~15:00	第15回セルフメディケーションアワード 事前検討会	1. 今回のアワード開催概要変更に関する経緯について 2. 変更点について 3. 第8回健康(セルメ)川柳コンクールの開催について	6名
8月23日(金) JACDS東京事務所 15:00~16:00	第138回定例合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1) 城西大学ファーマシーインターンシップ 2) 電子タグ(RFID)の実証実験の結果 3) セルフメディケーションの日 シンポジウムについて 4) ドラッグストアMD研究会のセミナー開催について 5) 違法販売報道に関して 6) 日本学術会議分科会・日本薬学会主催シンポジウムについて 7) そらぶちキッズキャンプ 寄付金贈呈式 8) 今後の実施計画 9) 次回の開催について 2. 日本ヘルスケア協会から 活動報告 3. 日本医薬品登録販売者協会 健康満足を実感できる支援を行う実践的な登録販売者の育成推進 4. 日本置き薬協会から 配置業界の現状と将来の問題を踏まえ令和元年全国配置薬協会 各ブロックの提案と要望 「平成30年医薬品配置販売業および配置従事者数全国集計」 その傾向と対策 5. 日本薬業研修センターから 2019年度後期 登録販売者集合研修 今季のテーマは「高齢者の特性とその対応」	28名
8月27日(火) 10:00~16:30	城西大学コミュニティファーマシー インターンシップ 店舗視察	1. インターンシップ受け入れ店舗での店舗責任者、実習生からのヒアリング実施 2. 視察実施店舗 1) ドラッグセイムス青梅河辺6丁目店 2) ウェルバーク東村山東口店 3) ドラッグストアセキ脚折町店 4) ウェルシア薬局坂戸若葉駅東口店	3名
8月29日(木) JACDS東京事務所 10:00~12:00	第1回SDGS推進委員会	1. 塚本委員長挨拶(主旨説明) 2. 徳廣副委員長挨拶 3. 委員自己紹介 4. 委員会活動について(事務局説明) 活動予算、開催頻度、関係会議 等 5. SDGsへの取り組みに関する宣言、説明方法について 6. 今期の活動内容 1) 環境問題対応 2) 返品削減問題対応 3) その他 7. その他 今後の開催スケジュールについて	9名

**会議議事録**

**2019年度 第1回組織委員会 議事録**

日時 2019年7月5日(金) 11:30~13:30

場所 日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所

出席者

委員長

皆川友夫(株)

アカカベ 代表取締役会長

東日本ブロック長

関伸治

(株)セキ薬品 代表取締役社長

東日本副ブロック長

米城清司

(株)ヨネキ十字堂 代表取締役会長

中部ブロック長

榊原栄一

(株)スギ薬局 代表取締役会長

中部副ブロック長

長基健司

(株)コメヤ薬局 代表取締役社長

西日本ブロック長

西本誠(株)

ニシイチドラッグ 代表取締役社長

西日本副ブロック長

佐藤文則

(株)よどや 代表取締役社長

九州ブロック長

森 信

(株)ドラッグストアモリ 代表取締役会長

九州副ブロック長

田中元伸

(株)くすりのコーエイ 代表取締役社長

登録販売者委員長

浦上 晃之

ゴダイ(株) 代表取締役社長

日本チェーンドラッグストア協会 事務総長 今西 信幸

日本医薬品登録販売者協会 会長 樋口 俊一

議事

・皆川委員長 挨拶

・西日本正副ブロック長挨拶

### 1. 9月の支部長会、セミナーの開催について

#### 1) 日程について

・時間は昨年と同様。支部長会開始前に30分程度の打ち合わせを行う

#### 2) 参加理事

・寺西名誉会長は今回も西日本ブロックで、政治連盟副会長として登壇をお願いする

・池野会長には、東日本支部長会にも時間の都合がつけばご参加いただきたい

・ドラッグストア業界研究レポートの解説は3会場とも中澤専務にお願いする

・樋口会長は支部長会には参加していただく

#### 3) 今西事務総長のセミナーについて

・「10兆円産業に必ずなる」ということを医療についての側面から論理的に解説する、などの要望があった。

・「質疑・応答」を10分くらい設ける

#### 4) 案内について

・案内の「ドラッグストア業界研究レポートの冊子を配布」を目立つようにする

・行政訪問の際に、行政の方も誘いする

### 2. 支部長の行政訪問

・訪問の期間は7月22日～9月13日で依頼する

・2月の行政訪問報告書のまとめを支部長に送る

・「支部連絡先一覧」は店舗数だけでなく薬剤師と登録販売者、管理栄養士の人数も入れてほしい

### 3. 法制委員会からの報告

・6月19日厚生労働省との意見交換について関委員長より報告があった

### 4. 登録販売者委員会からの報告

・登録販売者の実態調査アンケートを実施中との報告と2月に厚生労働省に協力して行った調査の結果資料を配布

以上

### 2019年度第2回 登録販売者委員会 議事録

日時: 2019年7月16日(火) 11:30～14:30

場所: 日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所

出席者:

委員長 浦上 晃之 (株)ゴダイ 代表取締役社長

委員 本橋 勝 (株)ウエルシア薬局(株)

総務本部リスク管理部 部長

委員 田中 賢一 (株)カワチ薬品 店舗運営部

薬事行政担当サポートリーダー

委員 長谷川 美鈴 (株)クスリのマルエ

人財部・地域連携室 課長

委員 生田 剛弘 (株)スギ薬局 人事育成サポート部 部長

委員 岸邊 廣志 (株)龍生堂本店 経営企画室 室長

事務局 中澤 一隆 日本チェーンドラッグストア協会 専務理事

事務局 片桐 佐和子

13:00～OTC医薬品普及啓発イベントの説明のため主催団体より

2名来所

株式会社龍角散 営業本部 営業部 課長 伊藤 和人 様

東京薬事協会 事務局長 岡根 広一 様

委員長 挨拶

法制委員会と厚生労働省で行った意見交換では、登録販売者についての案件が多かった中で中澤専務から説明していただき、本日委員会として要望をまとめる。

議事

### 1. 厚生労働省との意見交換について(中澤専務作成の要望書をもとに検討)

1) 管理者要件を取得した既経験者に対する実務経験要件の合理化について

2) 管理者要件に必要な業務又は実務経験時間カウントの弾力化について

3) 出産や介護のため休職を余儀なくされた者に対する救済措置の導入(管理者要件についての内容なのでまとめて議論)について

4) 山間・へき地在住者の集合研修受講の特例の導入について

5. 「医薬品登録販売者」を名乗ることが法令違反にならないことの確認

### 2. OTC 医薬品普及啓発イベントの説明

OTC医薬品普及啓発イベントの主催団体による説明

・説明会 7月29日(事務局 片桐参加予定)

・ブースの抽選会 8月19日

・景品で飴などを配布する場合1日300個くらい用意している

・搬入は事前に東京薬事協会の事務所に送る。開催中に段ボール箱を会場に持ち込むことは厳禁

### 3. 登録販売者アンケートの実施について(進捗報告)

2月に行った厚生労働省のアンケート結果を配布

### 4. その他 次回の開催日程と内容

9月12日(木)11:30～14:30

10月4日、5日のOTC啓発イベントの打ち合わせ

以上

### 2019年度 第1回SDGs推進委員会 議事録

日時: 2019年8月29日(水) 10:00～12:00

場所: JACDS東京事務所

出席者

委員長 塚本厚志(株)ココカラファイン 代表取締役社長)

副委員長 徳廣英之(株)トモズ 代表取締役社長)

委員 小沼健一(ウエルシアホールディングス(株)

グループ総務担当部長)

委員 島本和彦(株)ウエルパーク 専務取締役)

委員 館野純一(株)マツモトキヨシホールディングス

管理本部 総務部 副部長)

委員 武隈健司(株)ココカラファイン 管理本部

企業品質部 品質管理担当 統括課長)

委員 瀧 勉(株)あらた 商品本部 商品部

商品企画課統括マネージャー)

委員 関 光彦(株)PALTAC 執行役員営業本部

副本部長HC担当)

事務局 田中副事務総長 本吉事務局長 山田チーフ

内容

塚本委員長からの挨拶と趣旨説明、徳廣副委員長の挨拶、委員の自己紹介の後、以下の内容について意見交換が行われた。

#### 1 委員会活動について

・事務局より資料をもとに、協会活動の概要と委員会活動の進め方について説明を行なった。内容に関する不明点、意見がある場合はメールなどで事務局に連絡をいただくようお願いした。

#### 2. SDGsへの取り組みに関する宣言、説明を行なう前提について

・事務局より資料をもとに、協会・委員会として活動内容を発信す

- る際の留意事項等について説明を行なった。その後、委員より次のような意見が出された。
- ・近年、ドラッグストア業界は社会的に注目されるようになっており、協会としての活動を発信する際には注意が必要であることが確認された。
- ・「背伸びした目標」を立てるのではなく、「実践している(出来る)こと」をベースにしたアピールを意識し、発信内容と実際の活動に表裏が無いようにすることが重要である。
- ・SDGs推進による社会貢献の価値観は従業員のモチベーション維持、向上の観点としても経済的な面以外の柱になる。就職活動の中でもSDGsへの取り組みを質問するなど、意識の高い学生が多く見られる一方で、勤続年数の多い社員においてはSDGsに関する意識の浸透はまだ低く見受けられる。
- ・会員企業各社の事業の中でSDGsが実現される上で、適切な収益をあげて事業自体が継続されることが大切である。
- ・3R推進活動など、委員会参加企業での成功事例を積極的に会員企業に対してフィードバックする事で活動の活性化を図っていったらどうか。
- ・意見交換された内容を踏まえ、今後の委員会活動の中で発信する内容をまとめていく。

### 3. 今期の活動内容

#### 1) 環境問題対応、レジ袋削減について

- ・これまでの協会の対応および、昨今の環境に関する社会情勢、喫緊の対応としてのレジ袋有料化の動きについて説明が行われた。その後、委員より以下のような意見が出された。
- ・国が決めている事柄であり、また、国際的な流れに沿ったものであることから協会として反対意見を出すという対応は行わない。物理的な制約や他の業界団体の要望も踏まえた猶予期間の要望などは現実に即した対応を検討する。
- ・「法律だから」という後ろ向きの対応ではなく、「SDGsを推進し社会貢献のために」という前向きな対応であることをアピールしていく。そのため、常任理事会、理事会において、将来の方向性とそれを踏まえた直近の対応についてのメッセージを説明し、協会としての具体的な対応を決定していく。
- ・個々の企業として対応を決めるのは困難であり、協会としての方針が出た方が企業としての対応が進めやすいと思われる。
- ・施行3か月前程度から店頭での周知を積極的に行なう事を会員企業に案内してはどうか。
- ・ドラッグストアの場合は、コンビニ的な駅前立地とスーパー的なロードサイド立地で客層が異なるため、周知対応にはそれぞれに向けた対応の検討が必要である。
- ・有料化により売上が減少したスーパーの事例もあり、「当たり前」になるまでの対応には配慮が必要と思われる。
- ・依然として無料の企業もあるが、スーパーでは有料化が当たり前になってきている。地方自治体からの条例ベースでの要請に応える形で広まっていると思われる。
- ・サービスレベルも売り上げも下げたくないという企業の考えも理解できるため、協会、委員会としてお客様に理解いただける落としどころを検討していくべきである。
- ・企業独自のエコバッグは作成済みの企業が多く、これを活用するキャンペーンなどは容易に取り組めるのではないかと。また、ビジネスチャンスとしての見方もある。
- ・エコバッグ持参の場合の袋詰め、紙袋を希望された場合、お米や飲料などの重量物を購入された場合等、有償化になった場合のレジでのオペレーションが煩雑になる点も懸念事項として挙げられる。

- ・プラスチック削減の流れはグローバルではもっと進んでいる取組事例もあり、この程度のことは「まだ出来ていないのか」という見方もある。
- ・単純に紙袋に移行しても木材資源の枯渇に繋がる恐れもある。耐久性・耐水性に優れた紙が開発され、商品パッケージに利用されている。こうした技術活用の検討も必要ではないか。
- ・次回以降の検討項目として、レジ袋以外のプラスチック削減、ドラッグストア業界以外の団体や行政等との連携についても検討していくことが確認された。

#### 2) 返品削減問題対応について

- ・資料の概要を説明し、次回の議事とするために目を通していただくようお願いした。

#### 4. その他

- ・ドラッグストアショーのイベントを活用してSDGsのアピールが出来れば良いのではないかと意見が出された。
- ・第4回開催は2020年2月5日(水)10:00~12:00仮置きで決定した。

#### ●次回開催

- ・日時:2019年10月9日(水)10:00~12:00
- ・場所:JACDS東京事務所

以上

## 2019年度 登録販売者試験情報

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(2019年8月20日)

都道府県	試験日	合格発表日	受験手数料	公示日
北海道	8月28日(水)	10月1日(火)	¥18,100	
青森県	8月28日(水)	10月1日(火)	¥17,600	
岩手県	8月28日(水)	10月1日(火)	¥17,600	
宮城県	8月28日(水)	10月1日(火)	¥17,600	
秋田県	8月28日(水)	10月1日(火)	¥17,600	
山形県	8月28日(水)	10月1日(火)	¥17,600	
福島県	8月28日(水)	10月1日(火)	¥17,600	
茨城県	9月11日(水)	10月11日(金)	¥15,000	
栃木県	9月11日(水)	10月11日(金)	¥15,000	
群馬県	9月11日(水)	10月11日(金)	¥15,000	
埼玉県	9月8日(日)	10月8日(火)	¥15,000	
千葉県	9月8日(日)	10月8日(火)	¥14,000	
東京都	9月8日(日)	10月8日(火)	¥13,600	
神奈川県	9月8日(日)	10月8日(火)	¥14,200	
新潟県	9月11日(水)	10月11日(金)	¥15,000	
富山県	9月4日(水)	10月18日(金)	¥15,000	
石川県	9月4日(水)	10月18日(金)	¥15,000	
福井県	8月25日(日)	10月4日(金)	¥13,000	
山梨県	9月11日(水)	10月11日(金)	¥14,000	
長野県	9月11日(水)	10月11日(金)	¥15,300	
岐阜県	9月4日(水)	10月18日(金)	¥15,000	
静岡県	9月4日(水)	10月18日(金)	¥15,000	
愛知県	9月4日(水)	10月18日(金)	¥15,000	
三重県	9月4日(水)	10月18日(金)	¥15,000	
関西 連合★ 広域	滋賀県	8月25日(日)	10月4日(金)	¥12,800
	京都府			
	大阪府			
	兵庫県			
	和歌山県			
	徳島県			
奈良県	8月20日(火)	10月15日(火)	¥13,000	
鳥取県	10月30日(水)	12月13日(金)	¥14,000	
島根県	10月30日(水)	12月13日(金)	¥14,000	
岡山県	10月30日(水)	12月13日(金)	¥14,120	
広島県	10月30日(水)	12月13日(金)	¥15,000	
山口県	10月30日(水)	12月13日(金)	¥14,070	
香川県	10月24日(木)	12月3日(火)	¥15,000	
愛媛県	10月24日(木)	12月3日(火)	¥15,000	
高知県	10月24日(木)	12月3日(火)	¥15,000	
福岡県	12月8日(日)	1月15日(水)	¥13,000	
佐賀県	12月8日(日)	1月15日(水)	¥13,000	
長崎県	12月8日(日)	1月15日(水)	¥13,000	
熊本県	12月8日(日)	1月15日(水)	¥13,000	
大分県	12月8日(日)	1月15日(水)	¥13,000	
宮崎県	12月8日(日)	1月15日(水)	¥13,000	
鹿児島県	12月8日(日)	1月15日(水)	¥13,000	
沖縄県	12月8日(日)	1月15日(水)	¥13,000	

★2019年度から関西広域連合にて実施 ※詳細は各都道府県に確認願います。

## 協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

### ■セルフメディケーションアワード作品募集のご案内

9月15日より第15回セルフメディケーションアワードの作品募集が始まっています。応募期限は約3か月後の12月15日です。エントリーシートは協会ホームページからダウンロード可能です。多数の方の応募をお待ちしています。【資料:後頁2ページ分あり】

### ■「コンシェルジュマスター研修」のご案内

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想に欠かせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。日本薬業研修センターでは「コンシェルジュマスター研修」を行っています。ドラッグストアで重要な役割を担う、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。【資料:後頁3ページ分あり】

### ■「健康サポート薬局研修」のご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁6ページ分あり】

### ■薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。【資料:後頁2ページ分あり】

### ■ダブルライセンス認定制度を実施

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方に新しい認定名を付け、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげています。ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。【資料:後頁2ページ分あり】

### ■日本ヘルスケア協会 のご案内

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。【資料:後頁5ページ分あり】

### ■「薬剤師賠償責任保険」のご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料:後頁3ページ分あり】

### ■「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料:後頁1ページ分あり】



JACDSは専門知識を活かし地域の生活者に貢献する専門家を応援します!

第15回

# セルフメディケーション アワード

## 作品大募集!!

募集  
期間

2019年 9月15日(日)

2019年12月15日(日) 必着

15th SELF-MEDICATION AWARD

最終選考会は2020年3月19日(木)幕張メッセ国際会議場で開催!

応募詳細は、裏面又は  
協会のホームページをご覧ください。  
<http://www.jacds.gr.jp>

 <small>※個人の活動部門 団体の活動部門</small> 各1作品		 <small>※学生部門での応募はグランプリ、準グランプリの対象外です。 ※準グランプリ、フレッシュ部門賞、学生部門特別賞は該当作品が無い場合があります。</small>	
--	--	---	--

第20回 JAPANドラッグストアショー(3/19~21会場:幕張メッセ国際展示場ホール)共催イベント

テーマ 20回目の誓い、地域に寄りそうドラッグストア~本気のセルフメディケーション、はじめましょう~

### 募集テーマと応募対象者

次の内容について、専門家としての資格を活用して実践した事例・成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

- テーマ
- ドラッグストアにおけるセルフメディケーションの推進について
  - 街の健康ハブステーション構想の実現に向けた取り組みの紹介や提言
  - 地域包括ケアへの対応、多職種・地域連携や在宅支援、地域生活者の健康支援等に関する取り組みと成果について

- 応募対象者
- ◆薬局・ドラッグストア業界に従事する専門家  
エキスパート部門：業界経験3年超  
フレッシュ部門：業界経験3年以内(募集時点での業界での勤務年数)
  - ◆薬学生、薬業専門学校生  
学生部門：薬科大学、薬学部、薬業専門学校に在籍する学生

主催 問い合わせ JACDS 日本チェーンドラッグストア協会「セルフメディケーションアワード」募集係  
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階  
TEL: 045-474-1311 FAX: 045-474-2569 E-mail: sec@jacds.gr.jp

後援(予定) 厚生労働省、経済産業省、公益社団法人日本薬学会、一般社団法人日本薬局協会の、一般財団法人日本ヘルスケア協会、日本薬業連絡協議会、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会、一般社団法人日本薬業研修センター、一般社団法人日本置き薬協会、日本OTC医薬品協会、一般社団法人日本医薬品卸売連合会・大衆薬卸協議会、日本薬業専門学校連絡協議会(以上12団体順不同)

# 第15回 セルフメディケーションアワード 作品応募要項

## 応募方法

- 協会ホームページにアップした応募票、応募用原稿データをダウンロードしてご利用ください。
- 必要事項を入力した応募票と論文を入力した応募用原稿データをE-MAILにて送信下さい。  
送付先：sec@jacds.gr.jp  
件名：第15回セルフメディケーションアワード作品応募係
- 手書き原稿の受付は行なっておりませんのでご了承ください。
- CD-R等に記録したデータを送付される場合は、以下の郵送先は以下の通りです。  
〒222-0033  
神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階  
日本チェーンドラッグストア協会  
第15回セルフメディケーションアワード作品応募係

## 募集期間

2019年9月15日(日)～2019年12月15日(日)(必着)

## 募集テーマ

次の内容について、専門家としての資格を活用して実践した事例・成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

- 薬局・ドラッグストアにおけるセルフメディケーションの推進について
- 街の健康ハブステーション構想の実現に向けた取り組みの紹介や提言
- 地域包括ケアへの対応、多職種・地域連携や在宅支援、地域生活者の健康支援等に関する取り組みと成果について

## 応募資格と部門

- ◆ 薬局・ドラッグストア業界に従事する専門家  
(JACDS認定アドバイザー、薬剤師、登録販売者、栄養士・管理栄養士等々)  
【応募部門】
  - エキスパート部門：業界経験3年超
  - フレッシュ部門：業界経験3年以内  
(募集時点での業界での勤務年数)
- ◆ 薬学生、薬業専門学校生  
(薬科大学、薬学部、薬業専門学校に在籍する学生)

## 応募条件

次の条件を満たしている事を確認の上、ご応募下さい。条件を満たさない場合、虚偽の事実が判明した場合は応募や受賞を取り消すことがあります。

- 応募者自身のオリジナル作品であること(公私を問わずその他の論文募集に応募していないこと)。
- 企業や学校、団体等から作品応募について了解を得ていること。
- 文字数：2000文字以上4000文字程度まで。
- 図表、写真などは字数に含みませんが、適宜、文中に配置して下さい。
- フレッシュ部門への応募については応募時点での業界経験が3年以内であること。
- 応募票に必須項目として記載されている項目は必ず記入して下さい。

## 審査方法

- ① 応募された論文をもとに審査を行い、グランプリ候補作品、佳作等の選考を行います。
- ② グランプリ候補作品は、応募論文及び、2020年3月19日(木)に開催される最終選考会での発表および質疑応答により審査を行い、グランプリ、準グランプリ、特別賞を決定します。  
※グランプリ候補作品の論文を作成した方には2020年1月中旬に通知を行なう予定です。  
※当日、最終選考会の会場にて発表が行える方がグランプリ候補として作品がノミネートされます。  
※最終選考会は一般には公開を行わず、候補者と審査委員と業界関係者、報道関係者の参加で行います。

## 表彰と報奨

- グランプリ：賞金20万円 1作品
  - 準グランプリ：賞金10万円  
個人の活動部門／団体の活動部門 各1作品  
※審査結果によっては受賞作品のない部門も生じます。
  - 特別賞(JACDS会長賞、実行委員長賞、学生部門特別賞等)：賞金5万円  
※上記の賞は、2020年3月19日(木)に開催される最終選考会において発表が行われた作品が対象です。  
※本アワードの趣旨から、薬学生、薬業専門学校生はグランプリ、準グランプリの対象外となります。
  - フレッシュ部門賞：賞金5万円 1作品  
※審査結果によっては受賞作品が無い場合も有ります。
  - 佳作：賞金1万円  
※佳作は全体を通して合わせて5～10作品程度が表彰される予定です。
  - 奨励賞：図書カード 千円分  
※薬学生(薬業専門学校生)を対象に、佳作に準じるレベルの5～10作品程度が表彰される予定です。
- 薬学生(薬業専門学校生)の受賞者には賞金相当額の図書カードを報奨とします。

## JACDS認定アドバイザーの方々へ

- 応募条件を満たしたアドバイザーの方へは認定更新のためのポイントを30ポイント付与します。
- 複数のアドバイザー認定を保有する場合、2つめ以降は各10ポイント付与となります。
- ※応募票に必ず各アドバイザーの認定番号を記入下さい。

## その他

- 応募作品の返却は行ないません。
- 応募者の氏名、所属、作品についてJACDS協会報、業界紙・誌、等を通じ外部に公表を行います。
- 応募作品の著作権は日本チェーンドラッグストア協会に帰属します。
- 内容について事務局より問い合わせを行なう場合があります。
- 誤字、脱字がある場合は事務局にて修正を行います。
- 審査内容や経過の詳細、結果などに対する異議申し立ては一切、受け付けいたしません。
- 受賞作品について報道関係者から個別に取材が依頼される場合があります。業界、企業のアピールにもなりますので積極的な協力をお願いします。  
※プライバシー等の問題から取材をお断りすることは差し支えありません。

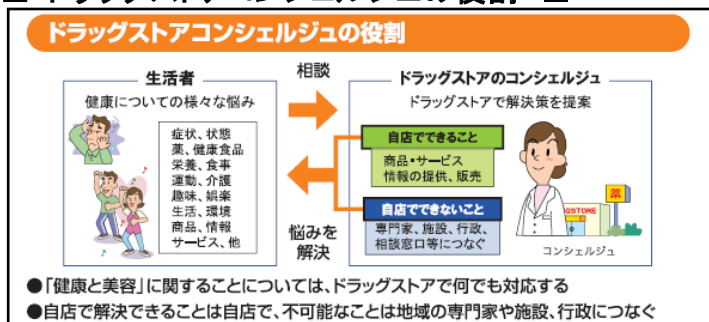
# 6月より、受講者の学習画面を見やすくリニューアル 「コンシェルジュマスター研修」実施中

日本チェーンドラッグストア協会の基本重点施策にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。

日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」を実施しております。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

6月に、受講者の方が見やすく、学習できるように、サイドのリニューアルを行いました。今後、カテゴリーテーマを増やしていく予定ですので、まだ登録されていない方は、お早めに登録し、受講を開始して下さい(リニューアルサイトの主な特徴を後頁に紹介していますので、ご参照下さい)。

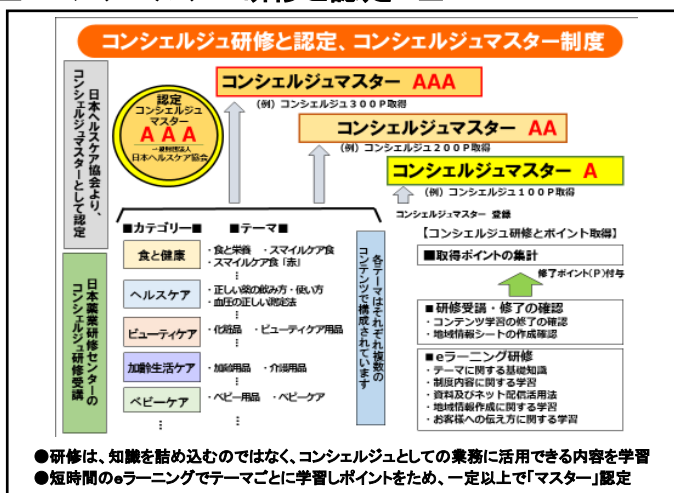
## ■ ドラッグストアコンシェルジュの役割 ■



健康維持や健康づくりにかかわる相談ごとは、幅広くあります。薬やサプリメント、食事、運動、介護、環境、趣味など、日常生活にかかわる数多くの相談に、ドラッグストアで対応しなければなりません。

生活者からの相談に、自店で取扱っている商品やサービスを提供して悩みを解決したり、自店では解決できない場合は、地域の専門家や相談窓口の紹介を行うことが重要です。

## ■ コンシェルジュ研修と認定 ■



日本薬業研修センターでは、コンシェルジュ研修として、1000以上の幅広い健康に関わる研修テーマを用意し提供していきます。

医薬品やスマイルケア、ペットなどの分野ごとに細かなテーマの研修を用意し、テーマを修了するごとに内容に応じて数ポイントが付与されます。

ポイント数により、「コンシェルジュマスターA」、「コンシェルジュマスターAA」、「コンシェルジュマスターAAA」の称号が、一般財団法人日本ヘルスケア協会(認定委員会)より与えられます。

## ■ 会員向けコンシェルジュ学習内容 ■

コンシェルジュマスター研修のコンテンツ内容	
コンテンツの範囲	健康と美容およびその周辺テーマに関するコンテンツに特化した内容
提供する3つの情報	「基本情報」と「コンシェルジュ研修情報」「商品・サービス情報」の3情報提供
・基本情報	基本用語、成分、疾病や症状対応、使用方法等に関する情報提供
・コンシェルジュ研修情報	各テーマごとに、コンシェルジュ機能を修得できる情報
・商品・サービス情報	メーカー協力による商品紹介(法律に抵触しない範囲・方法で)
地域情報の収集	店舗周辺の専門施設や機関、組織、サービス事業者、行政窓口などを調べて記録
添付情報	公的資料、協力者制作資料、動画、メーカーCM等をリンク、情報精度を高める情報

会員向けコンシェルジュ研修は、知識を詰め込むことを目的にしておらず、生活者の悩みを一緒に解決する方法を探せることを目的としています。そのため学習内容は、相談窓口としての一定の基礎知識や書籍、データなどの資料を活用し悩みを解決する方法の提案を行うための学習となっております。

また、自店で解決できない相談には、地域の専門家や施設などを紹介、案内できるような知識情報をまとめたフォームや資料の作成を行います。



# 「コンシェルジュ研修コース」テーマ(一例紹介、1000コンテンツを予定)

各テーマは、それぞれ複数のコンテンツで構成されています。

※現在、学習できるコンテンツは、テーマの前に★印がついています。

★オリエンテーション講座		ベビーケア	
■食と健康	コンテンツ	ベビー用品	赤ちゃんの食事/赤ちゃんの入浴/赤ちゃんの睡眠/その他
食と栄養	食と健康の分類/食品表示と景表法/プロテイン活用法/他	ベビーケア	赤ちゃんの健康/赤ちゃんの快適生活/赤ちゃんの行事/その他
★スマイルケア食	そしやく・えん下・とろみ調整食品/水分補給と脱水症/口腔ケアと関連商品/その他	妊娠・出産	妊娠から出産までの基本知識/快適マタニティライフ/その他
★スマイルケア食「赤」	摂食・えん下と誤えん・誤嚥性肺炎	■健康維持生活	コンテンツ
★知っておきたい健康食品とサプリメント	健康食品の現状、健康食品に関する情報提供、健康食品と医薬品の相互作用、健康食品の販売に関する注意点(法的側面)	★高齢者の運動の必要性	高齢者の運動の必要性/ながら筋トレ体操/カーブスの紹介
★エイコサペンタエン酸	脂質栄養の基礎、EPAの効果(中性脂肪低下効果)、EPA/AA比について、EPAの効果(スポーツパフォーマンス向上効果)	ペット飼育	ペットフード知識/ペットの健康と飼育/ペットと社会/その他
その他	疾病別・状態別おいしい食事ネットサービス/その他	救急救命	心肺停止状態蘇生法/AED機器使用法/予防法/その他
■ヘルスケア	コンテンツ	■健康関連制度	コンテンツ
★正しい薬の飲み方・使い方	服用の現状/薬の正しい服用方法/薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー	薬機法	医薬品の分類/販売制度/薬局許可/店舗販売業/調剤業務/他
★血圧の正しい測定法	血圧・高血圧について/血圧の正しい測定方法/オムロン自動血圧計の紹介	医療費控除制度	医療費控除/セルフメディケーション税制/その他
医薬品	成分と薬効/医薬品の提供制度/漢方医薬品の活用法/他	社会保障制度	国民医療費/健康保険制度/健康寿命延伸政策/その他
ヘルスケア用品	応急処置法、テーピング法、用品の正しい使用法/他	■その他	コンテンツ
サポート用品	オーラルケア法/スキンケア法/部位別管理法/その他	部位別ケア	ネイルケア・ネイルアート法/ヘアメイク法/膝・腰元気法/他
■ビューティケア	コンテンツ	部位別対処法	フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診勧奨法/その他
化粧品	メイクの基本/TPOメイク法/フェイスマッサージ法/その他	美と健康管理	検査数値の読み方/検査機器の正しい使い方と管理法/他
ビューティケア用品	スキンケア用品活用法/メイク用品使用法/その他	地域情報	分野別関係機関・施設・行政等の把握/地域健康情報/その他
サポート用品	美顔用品活用法/用途別サポート用品活用法/その他	その他	疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の仕事/その他
■加齢生活ケア	コンテンツ		
加齢用品	加齢の基本知識/尿漏れパット使用法/TPO対処法/他		
介護用品	介護の基本知識/紙おむつの正しい選び方と使い方/他		
サポート用品	疾病・怪我予防用品使用法/介護・介護用品使用法/他		

## ■ コンシェルジュ研修受講方法 ■

学習方法 : eラーニング(セルメ・プラザから学習できます)

年会費 : しばらくの間は無料で受講可能(有料になった時、継続をご希望かご連絡します)

受講対象者 : 登録販売者、薬剤師、など主に店舗販売従事者向け(以下の方には特典有)。

申込方法 : 受講を希望される企業の方は、日本薬業研修センター事務局まで、お問合せ下さい。

申込フォームをお送りしますので、企業で取りまとめてお申込み下さい。

※日登協A会員の方でセルメ・プラザに登録されている方は、すでにコンシェルジュ研修はアップされています。

※日登協A会員の方でも、JACDS認定アドバイザーの方は、ポイント加算を行うため、申込フォームにお名前とアドバイザー認定番号を記入下さい。

	特典	コンシェルジュ会員申込
日登協A会員	無料で受講できます。	不要です。セルメ・プラザに登録後、自動的にセルメ・プラザの教育コースのページに「コンシェルジュマスター研修」をアップします。
JACDS認定アドバイザー	オリエンテーション講座受講後、マスターA認定が交付され、その後無料で受講できます。	日本薬業研修センターにご連絡下さい。ポイント加算を行います。

コンシェルジュ研修受講申込・問合せ先: 日本薬業研修センター

TEL: 045-478-5453 FAX: 045-478-5461 Mail: [cme@yakken-ctr.jp](mailto:cme@yakken-ctr.jp)

## 【コンシェルジュマスター研修 リニューアルサイトの主な特徴】

2019年6月から、受講者の学習画面がより見やすく、使いやすくなりました。  
スマートフォン対応もしております。



### ◎学習メニューの表示

▼自分が学習しているコンテンツと、まだ学習していないコンテンツが一目で分かるようにしました。

スマイルケア食	テキスト	問題・解答	取得ポイント
■スマイルケア食-1 そしゃく・えん下・とろみ調整食品 (1点)	有	合格	1
■スマイルケア食-2 低栄養と改善のための商品選び (1点)	有	未提出	0
■スマイルケア食-3 水分補給と脱水症対策 (1点)	有	未提出	0
■スマイルケア食-4 口腔ケアと関連商品 (1点)	有	合格	1
■スマイルケア食-5 スマイルケア食とその選び方 (1点)	有	未提出	0
■スマイルケア食-6 UDFの基本と活用方法 (1点)	有	合格	1
テーマ修了 ボーナスポイント (2点)			0
テーマ合計ポイント			3

すべての問題回答が合格し、結果を事務局に提出をした方は、「合格」と表示されます。  
まだ、回答していない方、または回答途中の方は、「未提出」と表示されます。

▼すべてのテーマを修了すると「合格」マークが表示されます。

ヘルスケア	テキスト	問題・解答	取得ポイント
正しい薬の飲み方・使い方			
正しい薬の飲み方・使い方-1 服用の現状-問題提起- (1点)	有	合格	1
正しい薬の飲み方・使い方-2 薬の正しい服用方法 (1点)	有	合格	1
【広帯】正しい薬の飲み方・使い方-3 薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー (無糖角散) (1点)	有	合格	1
テーマ修了 ボーナスポイント (2点)			2
テーマ合計ポイント			5

▼学習メニューの下部に現在のポイントが表示されています。

コンテンツの問題をすべて合格し結果を事務局に提出すると、すぐにポイントが加算されます。  
※地域情報収集シートのポイントは、今まで通り月末締め、翌月10日に加算とします。

現在の取得ポイント	37点
コンシェルジュマスター-Aまで	あと63点
コンシェルジュマスター-AAまで	あと163点
コンシェルジュマスター-AAAまで	あと263点

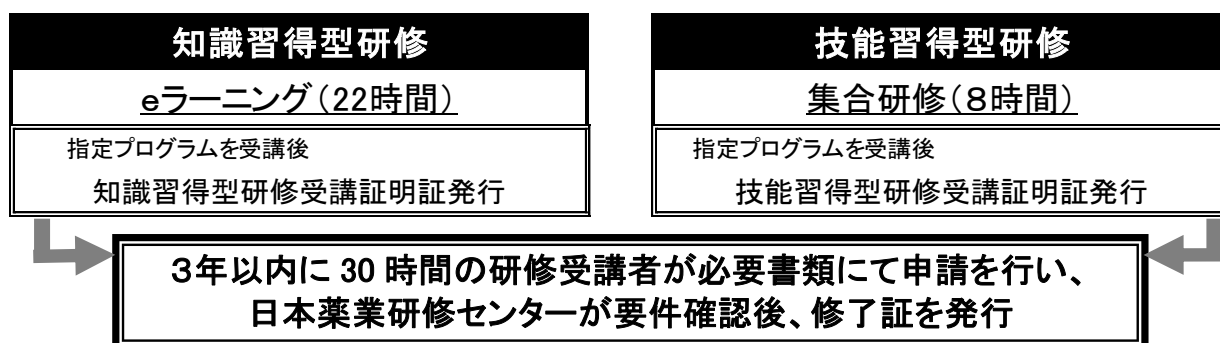
問題・回答のポイントは、  
ここに加算されます

～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～  
**「健康サポート薬局研修」ご案内**

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、昨年より健康サポート薬局研修を実施しています。健康サポート薬局研修の技能習得型研修は、一昨年3月からスタートし、全国各地で、研修を実施しています。受講者からのアンケートでは、「健康サポート薬局の基本的な機能・役割が良く理解できた」「地域包括ケアシステムや包括センターの具体的な取り組みについて学べる良い機会となった」「来局者への対応の様々なケースを想定しての講義とディスカッションは、とても勉強になった」との声が寄せられています。

地域の薬務課の方が来場し、講義を行う会場もありました。今後も、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施していくことを予定しています。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
<b>知識習得型研修</b>		<b>eラーニング</b>
①講座: 地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座: 要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座: 要指導医薬品等概説-2		
④講座: 要指導医薬品等概説-3		
⑤講座: 健康食品、食品	2時間	
⑥講座: 禁煙支援	2時間	
⑦講座: 認知症対策	1時間	
⑧講座: 感染対策	2時間	
⑨講座: 衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座: 薬物乱用防止	1時間	
⑪講座: 公衆衛生	1時間	
⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座: コミュニケーション力の向上	1時間	

## 2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

## ■研修形式と受講料、入金時期

### 1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

### 2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期		協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協会の、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

① **B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**

② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円で作成し、郵送します。

③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。

知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。

技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。

B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター  
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

## ■技能習得型研修開催予定

現在、以下の地区で受講者を募集しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書①に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

他地区での受講を希望の場合、または知識習得型研修を先に受講希望の場合は、後頁の申込書②に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

### 〔技能習得型研修開催予定日程・地区〕

No.	開催日	地区	会場	研修時間
1	2019年9月22日	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル	10時～19時

●日程は、決定次第ホームページ( <http://www.yakken-ctr.jp/kensup/> )にアップします。

●開催地区のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※日程、会場、開催時間は変更になる場合があります。

## ■申込・受講の流れ

### 〔技能習得型研修〕

募集・申込
<ul style="list-style-type: none"><li>・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。</li><li>・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。</li><li>・開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。</li></ul>

参加希望者の多い地区から随時開催します。  
研修の開催状況は研修センターのホームページ  
(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)でご案内します。

HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、できるだけ受講者の受講状況管理のため、企業で取りまとめてお申込み下さい。

受講開始
<ul style="list-style-type: none"><li>・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します(案内は、すべてメールで送信します)。</li></ul>

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。  
※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

### 〔知識習得型研修〕

知識

受講申込・受講開始
<ul style="list-style-type: none"><li>・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。</li><li>・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。</li></ul>

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。



FAX送信先: 045-478-5461 (日本薬業研修センター行)

「健康サポート薬局研修」 申込書①

企業申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 - )		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 - )		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■研修申込み(受講希望人数を記入して下さい。個人申込の方も受講する研修すべてに「1」と記入して下さい。)

※各会場、30名以下の場合には開催を見合わせる場合があります。

No.	開催日	地 区	会 場	受講人数			知識習得型研修	
				I 研修	II 研修	III 研修	人数	開始希望月
1	2019年9月22日(日)	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル					
				名	名	名	名	

研修時間は、No1, 2, 4は、9時30分～19時、No3は、9時～17時40分を予定しております。

■申込手続きの流れにつきましては、前頁に記載の申込手続きの流れをご参照下さい。

会場設営、およびグループ分けの都合上、**開催2週間前までに**  
申込み者のご連絡をお願いいたします。

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

問合せ先: 日本薬業研修センター <http://yakken-ctr.jp>  
電話 045-478-5453 Email: support@yakken-ctr.jp

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者にご連絡する場合がございます。

※Ⅲ研修では勤務先所在地ごとにグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい。店舗が移動になった場合は、ご連絡下さい。

## ■申込方法

1) 別紙の「健康サポート薬局研修申込書」に、必要事項を記入の上、メールまたは FAX にてお申込下さい。

### ●技能習得型研修開催予定地区をお申込みの方 … 後頁申込書①

### ●開催が決まっていない地区、または先に知識習得型研修の受講をお申込みの方 … 後頁申込書②

・最初に、受講人数と技能習得型研修の希望地区についてお知らせください。

希望地区が未定の方は、空白でも構いません。

・企業申込の場合は、後日、受講者の名前と薬剤師登録番号の一覧表をデータで送付してください。

・できるだけ、受講者の受講状況管理のため、企業取りまとめにて企業一括申込みをお願いします。

2) 企業一括申込の場合は技能習得型研修のB研修での実施を検討して下さい(A研修の受講も可能です)。

・希望の地区、日程での開催が可能となり、費用の軽減化が可能となるB研修での実施については、以下の「■B研修実施について」をご覧くださいか、事務局までお問合せ下さい。

3) 技能習得型研修の開催地区については、A研修の場合は、原則参加希望者が 30 名以上になった時に開催日程を決定します(B研修につきましては、人数に制限はありません)。

・申込時の希望地区で開催が決まっていない場合は、開催が決定次第、ご連絡させていただきます。

・研修センターの HP でも開催日程地区の一覧表を作成し、閲覧できるようにします。

・Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々のグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。

## ■申込手続きの流れ

### 1) 企業申込の場合

① 申込書に、受講希望者数を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

② 事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ会場別受講申込者一覧のデータを送付します。

③ 開催日の2週間前までに受講案内を企業宛にメールにて送付します。

当日の受付時に必要となりますので、受講者へお渡しください。

④ 後日、参加した受講者数をもとに請求書を作成し、企業担当者様へ送付いたします。

### 2) 個人申込の場合

① 申込書に必要事項を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

② 事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ受付完了と振込先をご案内します。

開催の2週間前までに、お振込み願います。

③ 入金確認後、開催日の2週間前までに受講案内をメールにて送付します。

## ■B研修実施について (詳細は日本薬業研修センターHPをご参照下さい)

団体、企業の状況、希望にあわせて、日程、会場、講師、監査員の手配を当該団体・企業で行うことにより、費用の軽減化を図り、受講の機会を増やします。ぜひ、B研修実施をご検討下さい。

・講師は研修センターの認定が必要となり、薬局実務実習の認定指導薬剤師の方、企業内の薬剤師研修や事業研修等のカリキュラム作成や講師経験を有している方、行政の保健分野に従事した経験を有する方などが対象となります(研修センターに講師を有料で依頼することも可能です)。

・公募が原則ですので、開催会場の席数の10%以上は公募枠となり、B研修実施団体・企業に所属以外の受講者の受け入れをお願いします。公募は、研修センターが行います。

・実施団体・企業には、参加された当該団体・企業所属以外の人数分の還付金をお支払します。

申し込み・  
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup>(健康サポート薬局研修サイト)

健康サポート薬局研修申込書② FAX 送信先:045-478-5461(日本薬業研修センター行)

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 - )		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 - )		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■申込手続きの流れ

- 1) 知識習得型研修と技能習得型研修と、どちらを先に受講してもかまいません。
- 2) 現在、開催が決定している地区については、日本薬業研修センターのホームページでご案内しております。それ以外の地区、日程をご希望の方は、申込書に希望地区と人数をお知らせください。申込み地区と人数により、技能習得型研修の開催地区、日程を決めます。
- 3) 参加希望を出していただいた地区が、開催候補地区となった場合、詳しい案内と申込確定のための案内書をメールにて、ご案内させていただきます。

■申込書記入について(受講希望地区と人数の記入をお願いします)

- 1) 企業申込の方は、A研修での受講か、B研修での受講か選択して下さい。地区ごとに、実施方法が異なっても構いません。個人申込の方は、すべてA研修での受講となります。
- 2) Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。
- 3) 技能習得型研修の参加希望者が 30 名以上集まり次第、開催地区として決定します。

※健康サポート薬局の研修を修了するためには、技能習得型研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと知識習得型研修の受講が必要です。

		技能習得型研修							知識習得型研修			
		実施形式		研修名			地区名 (都道府県)	人数			人数	開始 希望月
		A研修	B研修	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ		Ⅰ 研修	Ⅱ 研修	Ⅲ 研修		
〔記入例〕	企業		○	○	○	○	神奈川県	20~25	20~25	15~20	20~25	H29.4頃
			○			○	静岡県			3~5		
		個人	○		○	○	○	大阪府	1	1	1	1

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。

※Ⅲ 研修では勤務先所在地毎にグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい

# 薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

## ● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

## ● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

### ■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
<b>eラーニング ※1)</b> パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む	<b>1日 ※2)</b> (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習
年間プログラム ①症状・部位別医薬品通信研修 12回 ②ヘルスケア実践セミナー 12回	①薬事行政情報 ②医薬品販売業に係る法規と制度 ③専門家のための技術・知識 ④確認試験
指定プログラムを修了 <b>1) 通信研修受講証明証を発行</b>	年1回以上の受講 <b>2) 集合研修受講証明証を発行</b>
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。 (テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

### 資質向上研修受講証明証の発行

#### (3)法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

### ■ 受講費用

#### 1) 通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者:日本チェーンドラッグストア協会に加入している薬剤師の方

※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,600 円(税込)

#### 2) 集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者:日本チェーンドラッグストア協会に加盟する団体・企業に勤務している薬剤師の方

※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計  
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計  
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

## ■カリキュラム

□症状・部位別 医薬品通信研修				※基礎講座1から順番に学習します。 基礎講座の7回以降は、1つのテーマを2回に分けて学習します。			
○基礎講座				○応用講座			
1	胃腸症状	19・20	咳	1・2	胃腸薬	25・26	皮膚疾患用薬
2	疲労・虚弱症状	21・22	禁煙	3・4	便秘薬	27・28	口腔内用薬・ うがい薬・ オーラルケア用品
3	目の症状	23・24	肩こり	5・6	止瀉薬・整腸薬	29・30	痔疾用薬
4	かぜ症候群	25・26	頭痛	7・8	滋養強壮薬	31・32	鎮咳去痰薬
5	一般用検査薬	27・28	腰痛・関節痛	9・10	目薬	33・34	禁煙補助剤
6	アレルギー 症状	29・30	口内炎	11・12	検査薬	35・36	外用消炎 鎮痛剤
7・8	動悸・ 更年期症状	31・32	乗物酔い	13・14	かぜ薬	37・38	乗り物酔い 防止薬
9・10	痛み (解熱鎮痛薬)	33・34	スキンケア	15・16	女性用薬・ ハーブ医薬品	39・40	スキンケア
11・12	精神神経症状	35・36	育毛・発毛	17・18	強心薬・高コレ ステロール改善薬・ 貧血用薬	41・42	育毛剤・発毛剤
13・14	虫さされ	37・38	水虫	19・20	抗アレルギー薬・ 鼻炎用薬・ 点鼻薬	43・44	水虫薬
15・16	オーラルケア	39・40	爪から見える 病気	21・22	解熱鎮痛薬・ 生理痛専用薬	45・46	泌尿器用薬
17・18	痔の症状	41・42	すり傷・切り傷・ やけど	23・24	睡眠改善薬・ 眠気防止薬・ 小児鎮静薬		

□ヘルスケア実践セミナー	
1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・ リラクゼーション対策
6月	セルフチェックと 生活習慣病対策
7月	アンチエイジング・ シルバー対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。  
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

## 2) 集合研修

スケジュール(予定)	
60分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
60分	専門家のための技術・知識① (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識② (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

### 研修内容

1. 薬事行政情報  
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
2. 医薬品販売業に係る法規と制度  
最新の法規と制度について説明します。
3. 専門家のための技術・知識①②③  
専門家として実践力をつける知識を学習します。
4. 確認試験  
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

## ■申込方法

### 1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌日より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

### 2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容  
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

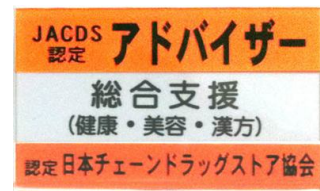
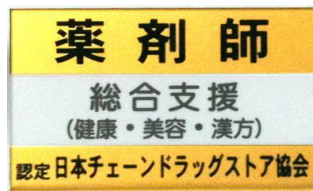
# ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

●認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



## 対象者と新しい認定名

●それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

（表①）

●薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

●薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

**例** ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師

総合支援（健康・漢方）薬剤師

ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー

総合支援（美容・育児）アドバイザー



## より意欲の高い専門家としてダブルライセンス取得者を広くアピール

### ●お客様にダブルライセンスの方をアピールするポスター（配布物2）

当店にはWライセンス認定者がいます

# ダブルライセンス認定者

薬剤師や登録販売者の資格を持ち、さらに皆様の悩みや相談に応える知識を習得したアドバイザーや、複数の専門領域を学んだ、JACDS認定アドバイザーがいます。

ネームプレートに、皆様の悩みや相談にお答えできる専門分野（認定名）が明記されています。

**健康支援** 健康づくり **漢方支援** 漢方薬の活用  
**育児支援** 妊娠・出産・育児 **美容支援** 美と健康

**総合支援** 複数領域を学んでいる認定者です

お気軽にご相談ください！ JACDS 日本フェンドラッグストア協会

**薬剤師**  
健康支援  
■日本フェンドラッグストア協会  
○ヘルスケアアドバイザーを習得した薬剤師

**登録販売者**  
総合支援（健康・美容）  
■日本フェンドラッグストア協会  
◆ヘルスケアとビューティケアを習得した登録販売者

**JACDS認定アドバイザー**  
総合支援（美容・育児・漢方）  
■日本フェンドラッグストア協会  
◆ビューティ、漢方、漢方を取得したアドバイザー

より専門領域を広げたダブルライセンスの方を、紹介するポスターを作成。認定者に送付しますので、店頭でお客様にアピールしていただくため活用ください。

## 申込・手続き方法と認定者への配布物

### ●現在、認定者の方で、ダブルライセンス認定の対象者

登録内容の確認のため、申込用紙に必要事項を記入の上、事務局までお申し込み下さい。ネームプレートとポスターを無料で発行します。（新規更新登録の場合は、更新料に含まれます）申込用紙は、人材育成センターのHPに掲載していますので、ダウンロードして下さい。または、お電話でお問い合わせください。

### ●認定者への配布物

◆1：ネームプレート（横6cm×縦3.5cm） ◆2：告知用ポスター（A3サイズ）

## 現在、未更新者の方

●過去にアドバイザーの認定を受け、認定期間中にポイントを達成できなかった方や更新手続きを行わなかった方は、現在「未更新者」となっており、ダブルライセンスの対象となっておりません。再認定のための条件を用意しておりますので、事務局までお問い合わせください。

●以前、1つだけアドバイザーを取得されていて現在未更新の方で、ダブルライセンスを目指したい方も、同様に救済策の対象となります。

- 【救済例】 ①問題・レポートでポイント達成を目指す  
②認定試験を受験する、他

未更新期間や認定時の状況により、有料の場合もあります。  
再認定の時は、登録費用は有料となります。

### お問合せ先

## JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX.045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

H&BC 人材育成センター HP (<http://www.hbc-ctr.gr.jp>) E-mail info@hbc-ctr.gr.jp

# 一般財団法人 日本ヘルスケア協会

## 活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会  
Japan Association of Health care Initiative



## ■ ごあいさつ



一般財団法人  
日本ヘルスケア協会  
会長 **今西 信幸**  
(一財)東京薬科大学付属  
ヘルスケア研究所 理事長)



一般財団法人  
日本ヘルスケア協会  
理事長 **松本 南海雄**  
(株)マツモトキョシホールディ  
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

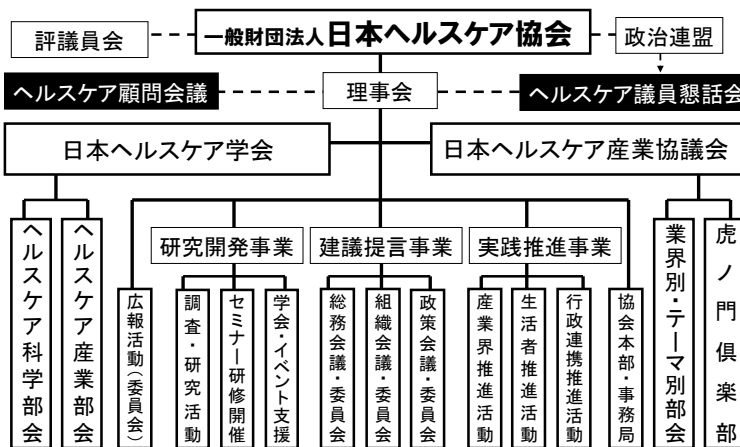
ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

## ■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

- 1) わが国のヘルスケアを実践する  
新しいロジックや環境を整備します
- 2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的の実践を実現します
- 3) 健康寿命延伸を実現し、  
現行の医療制度を維持させます
- 4) 社会制度に関する不安を解消し、  
国民の幸福に寄与します

## ■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の民間唯一の組織です。

### 「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要



#### ○日本ヘルスケア学会 会長(2会長制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長  
ヘルスケア産業部会 部会長  
**上原 征彦**  
(昭和女子大学現代ビジネス研究所  
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 会長  
ヘルスケア科学部会 部会長  
**今西 信幸**  
(一財)東京薬科大学付属  
ヘルスケア研究所 理事長)

#### ○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長  
**池野 隆光**  
(ウエルシアホールディングス(株)  
代表取締役会長)

## ■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

### ◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。

### ◎ その他

ヘルスケア顧問会議、ヘルスケア議員懇話会が提案、意見、指導、アドバイスを送ってくれます。

### ◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。

## ■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

### ◎研究、協議活動

部会、研究会が個々の課題解決に向け、検討会を行なっています。そして、年1回発表会を行います。

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。



活動方針発表会 1000人を超える関係者が集合

### ◎建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。



ジャパンドラッグストアショーでヘルスケア事業推進内容を発表



ライフスタイルビジョン for シニアを開催

### ◎業界基準向上認定活動

優れた取組みについて認定する活動をしています(優良配置販売業者、コンシェルジュ、救急救命AED指導員など)。

### ◎ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

ヘルスケア議員懇話会(会長:林芳正参議院議員)では、われわれの提案に賛同し、直接、塩崎厚労大臣に、検体測定室の見直しを要望。今秋を目途に改正が実現!



要望書を手渡すヘルスケア議員懇話会の面々

### ◎業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業に連携を図ってまいります。



東京薬科大学で「医療コミュニケーション」講座を受託、実施



救急救命・AED指導員養成講習を実施



「ながら筋トレ体操」を開発。普及推進を目指す

### ◎啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

### ◎各種ヘルスケアイベントへの協力活動

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動にも協力。



ペット飼育のメリットを啓発するパンフレットを作成



機能性表示食品フォーラムに協力



日本医真菌学会総会・学術大会  
区民公開シンポジウムに協力



## ■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

### 1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

### 2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

### 3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

### 4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

### 5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

### 6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

## ■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし  
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。

※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。

※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部会長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

## ■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

### ■ お振込み先

● 振込み口座  
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873

● 振込み口座名  
一般財団法人 日本ヘルスケア協会

※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階  
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp  
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)  
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I )入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄			
法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名	
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名
	法人所在地 (連絡先)	〒	
	業種	TEL:	FAX:
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名
	担当者所在地 (連絡先)	〒	
		TEL:	FAX:
		E-mail:	
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入			請求書 (どちらかに○)
申込口数 →	口	、合計金額 (年会費) →	万円
			必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄			
本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)
	住所 (連絡先)	〒	
		TEL:	FAX:
		E-mail:	
年会費	3千円 (人/年)		請求書 (どちらかに○) 必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。  
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会  
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No. 

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

# 日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

## 当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

### ■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

### ■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故  
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

### ■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

## ご加入にあたって

### ◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
  - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
  - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）  
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

### ◆保険期間

- 2019年2月15日午後4時から2020年2月15日午後4時まで

### ◆保険適用地域

- 日本国内のみ

## 補償内容と保険料

### 【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分	支払限度額			免責金額 (1事故)
	1名	1事故	保険期間中	
業務危険		1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円	3万円
	対物		5,000万円	3万円
人格権侵害	業務危険: 1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険: 1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額は業務危険の支払限度額または施設危険の対人賠償支払限度額と同額かつ共有となります。			
保険料(注)	<b>3,460円</b>			

### 【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害					
保険料(注)			<b>1,260円</b>	<b>1,420円</b>	<b>1,610円</b>

## 中途加入手続き

- ◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。
- ◆加入依頼書の送付先：  
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F  
日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）
- ◆保険料を下記口座へお振込みください。  
振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店  
（口座番号）普通口座 0406415  
（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

## 【中途加入保険料表】2019年

### ■ 薬局および店舗販売業契約（1店舗あたり保険料）

＜補償内容＞

業務危険：1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険：対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万／対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約（業務危険・施設危険）と同一

＜年間保険料＞

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月25日	3月15日	11	3,170
3月25日	4月15日	10	2,890
4月25日	5月15日	9	2,600
5月27日	6月15日	8	2,300
6月26日	7月15日	7	2,010
7月25日	8月15日	6	1,740
8月26日	9月15日	5	1,450
9月25日	10月15日	4	1,160
10月25日	11月15日	3	870
11月25日	12月15日	2	580
12月25日	1月15日	1	290

### ■ 勤務薬剤師・勤務登録販売者契約（1名あたり保険料）

＜補償内容＞

Aタイプ：業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ：業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ：業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ：1,260円

Bタイプ：1,420円

Cタイプ：1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月25日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月25日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月25日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月27日	6月15日	8	840	950	1,070
6月26日	7月15日	7	740	830	940
7月25日	8月15日	6	630	710	810
8月26日	9月15日	5	530	590	670
9月25日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月25日	12月15日	2	210	240	270
12月25日	1月15日	1	110	120	130



seriousfun camp

founded by paul newman



そらぷちキッズキャンプ  
北海道滝川市丸加高原

そらぷちキッズキャンプは、  
俳優の故ポールニューマンが設立した  
難病の子どもたちの国際的キャンプ団体  
シリアスファンチルドレンズネットワークの  
アジア（中東除く）で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

# そらぷちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の  
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！ と願う子どもたちの夢の実現のため、  
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、  
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や  
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



加盟店舗に募金箱を  
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプを応援しています

JACDS  
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会  
<http://www.jacds.gr.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階  
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail: sec@jacds.gr.jp

solaputi kids' camp  
a seriousfun camp  
founded by paul newman

公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ  
<http://www.solaputi.jp/>

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1  
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail: info@solaputi.jp



## 行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

### 【厚生労働省】

#### 1. 健康被害救済制度に関する集中広報の周知について

—医薬・生活衛生局総務課 医薬品副作用被害対策室長(7月31日)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(Pmda)では、毎年10月17日から12月の約3か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」としてキャンペーンを実施しています。後頁の資料に目を通していただき、可能な範囲での周知をお願いします。

【資料:後頁6ページ分あり】

#### 2. 要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について

—医薬・生活衛生局 医薬安全対策課長(8月23日)

ロキソプロフェン(外用剤に限る)の要指導医薬品から第1類への区分変更に伴う対応に関する周知依頼です。後頁の資料に目を通していただき、店頭での適切な情報提供、販売にご協力をお願いします。

【資料:後頁1ページ分あり】

#### 3. 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

—医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課長(8月23日)

ロキソプロフェン(外用剤に限る)の要指導医薬品から第1類への区分変更に伴う留意事項の周知依頼です。後頁の資料に目を通していただき、店舗での適切な対応をお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】

#### 4. メチルフェニデート塩酸塩製剤(コンサータ錠 18mg、同錠 27mg 及び同錠 36mg)の使用にあたっての留意事項について

—医薬・生活衛生局総務課長(9月4日)

承認条件が変更されたことによる流通管理の取扱いについての周知依頼です。後頁の資料に目を通していただき、薬局での適切な対応を実施いただくよう、お願いいたします。【資料:後頁6ページ分あり】

#### 5. 内服薬等の包装の誤飲の発生について

—医薬・生活衛生局医薬品安全対策課(9月11日)

65歳以上の高齢者の誤飲・誤食の事故情報に関する情報提供です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。【資料:後頁10ページ分あり】

#### 6. 一般用医薬品の適正使用のための情報提供等及び依存の疑いのある事例の副作用等報告の実施について

—医薬・生活衛生局医薬品安全対策課長(9月12日)

薬物関連精神疾患に対して主に使用した薬物調査したところ、一般用医薬品とする回答が一定数存在したことが報告された事を受けての適切な販売に関する周知依頼です。後頁の資料に目を通していただき、店舗での適切な対応をお願いします。【資料:後頁2ページ分あり】

#### 7. 「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について

—医薬・生活衛生局医薬品安全対策課長(9月18日)

フッ化ナトリウム(洗口液に限る。)が第一類医薬品から第三類医薬品に移行することに関する周知です。後頁の資料をご確認下さい。【資料:後頁27ページ分あり】

#### 8. 一般用黄体形成ホルモンキットのリスク区分及び適正使用に関する情報提供の徹底について

—医薬・生活衛生局医薬品安全対策課長(9月18日)

令和元年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会において、一般用黄体形成ホルモンキットは引き続き第一類医薬品とすることが適当とされたことを受けての周知依頼です。後頁の資料に目を通していただき、引き続き店舗での適切な対応をお願いします。【資料:後頁 26 ページ分あり】

**【経済産業省】****9. ドラッグストア販売統計月報について** —経済産業省(6月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の6月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁 15 ページ分あり】

**【国土交通省】****10. 荷主及びトラック運送事業者を対象としたセミナーについて** —自動車局 貨物課

荷主と運送事業者が協力してトラック運転者の長時間労働の改善に取り組むためのポイントを解説するセミナーの周知依頼です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。

【資料:後頁 54 ページ分あり】

各会場での開催概要や申し込みについては、以下のポータルサイトをご覧ください。

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

薬生副発 0731 第 2 号  
令和元年 7 月 3 1 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室長  
( 公 印 省 略 )

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害  
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があり、制度の周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）では、毎年、10 月 17 日から 23 日までの「薬と健康の週間」をはじめ、12 月までの約 3 か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者向けに、制度の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、貴管内市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関（都道府県立病院及び市町村立病院を含む。）などに周知し、広報にご協力いただくとともに、貴都道府県、保健所設置市又は特別区の広報誌やホームページに掲載していただきますようご協力お願い申し上げます。

また、機構では、リーフレットその他、広報資料を無料で配布しており、機構のホームページからもダウンロードすることができます。さらに、職員を講師として医療機関や自治体に派遣し、健康被害救済制度に関する講演（出前講座）を無料で実施していますので、ぜひご活用ください。

(広報資料) <https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

(出前講座) <https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

(出前講座チラシ)

<http://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

## 記

### 集中広報の実施内容（予定）

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポットCM
- Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導）  
([http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai\\_camp/index.html](http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html))
- 医療関係専門誌への広告掲載 など

※ 別添にて広報例（原稿）をお送りします。広報誌に掲載するなど  
のために電子媒体をご希望の場合には、機構または当室までご連絡  
ください。

### (本件に関する照会先)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課

#### ○資料請求・出前講座についてのお問い合わせ窓口

電話番号:03-3506-9460

Eメール: [kyufu@pmda.go.jp](mailto:kyufu@pmda.go.jp)

#### ○救済制度に関する相談窓口

電話番号:0120-149-931(フリーダイヤル)

受付時間:(月~金)9時~17時(祝日・年末年始を除く)

Eメール: [kyufu@pmda.go.jp](mailto:kyufu@pmda.go.jp)

### (本件通知担当者)

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

阿部(内線2717)、大平(内線2718)

(代表電話)03-5253-1111、(直通電話)03-3595-2400

Eメール 阿部 [abe-masanobu@mhlw.go.jp](mailto:abe-masanobu@mhlw.go.jp)

大平 [oohira-yasushi@mhlw.go.jp](mailto:oohira-yasushi@mhlw.go.jp)

(別添1) 新聞広告原稿

いざという時のために

# 医薬品 副作用被害 救済制度

お薬を使うときに  
思い出してください。

お薬は正しく使っても、副作用の起る可能性があります。万一、入院治療が必要になるほどの健康被害がおきたとき、医療費や年金などの給付をおこなう公的な制度があります。

暮らしに  
お薬だから  
欠かせない

救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。  
0120-149-931  
電話番号をよくおぼえかたのうえ、おかけください。  
受付時間：午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）  
Eメール：kyusui@pmda.go.jp

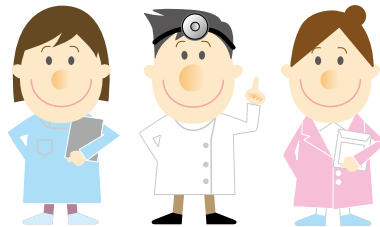
特設サイトで制度紹介動画公開中

詳しくは  または  で

**pmda**  
独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構



# 医薬品 副作用被害 救済制度



ドクトルQ



お薬を使うすべての方に  
知ってほしい制度です。  
お薬は正しく使っていても、副作用の起きる  
可能性があります。万一、入院治療が  
必要になるほどの健康被害がおきたとき、  
医療費や年金などの給付をおこなう  
公的な制度があります。いざという時のために、  
暮らしに欠かせないお薬だから  
あなたもぜひ知っておいてください。

救済制度  
相談窓口

◎救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

 0120-149-931

電話番号をよくお確かめのうえ、おかけください。

受付時間：午前9：00～午後5：00/月～金

(祝日・年末年始をのぞく)

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

詳しくは

副作用 救済

または

PMDA

で

検索



独立行政法人医薬品医療機器総合機構

(別添3) バナー原稿

医薬品  
副作用被害  
救済制度



お薬を  
使うときに  
思い出して  
ください。



独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

医薬品  
副作用被害  
救済制度



お薬を使うときに  
思い出してください。



独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

医薬品  
副作用被害  
救済制度



お薬を使うときに思い出してください。



独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

医薬品  
副作用被害  
救済制度



お薬を使うときに  
思い出してください。



独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

医薬品副作用被害救済制度



お薬を使うときに思い出してください。



独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

医薬品副作用被害救済制度



お薬を使うときに思い出してください。



独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

医薬品  
副作用被害  
救済制度



お薬を使うときに  
思い出してください。



独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

「医薬品副作用被害救済制度」は薬の副作用により重篤な健康被害を受けられた方を救済する公的な制度です。

● 医薬品副作用被害救済制度のご説明に  
PMDAより講師派遣いたします(出前講座)

全国どこでも！  
休日・夜間でも！

講師の派遣については、交通費、謝礼金等は一切 いたしません。 医療機関、医師会、薬剤師会、行政機関などでの研修に、ぜひお役立てください。



ドクトルQ



【連絡先】 PMDA 健康被害救済部企画管理課

◆ 出前講座に関する連絡先

電話番号：03-3506-9460 Eメール：[kyufu@pmda.go.jp](mailto:kyufu@pmda.go.jp)

◆ 救済制度相談窓口

電話番号：0120-149-931(フリーダイヤル)

受付時間：(月～金)9時～17時(祝日、年末年始を除く)

Eメール：[kyufu@pmda.go.jp](mailto:kyufu@pmda.go.jp)

◆ 救済制度及び出前講座の詳細はPMDAホームページをご覧ください。

<http://www.pmda.go.jp>

「PMDA 出前講座」→ 検索！

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

### 要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 4 条第 5 項第 3 号の規定に基づく要指導医薬品である下記 1. の医薬品については、令和元年 8 月 24 日をもって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 7 条の 2 第 1 項第 2 号に定める期間を満了し、同年 8 月 25 日より要指導医薬品から一般用医薬品（第一類医薬品）に移行することとなりました。

これに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 93 号。以下「改正告示」という。）が令和元年 8 月 23 日に告示され、同年 8 月 25 日に適用されます。

なお、医薬品の分類が要指導医薬品から第一類医薬品に変更になった医薬品について、添付文書及び販売の相手方が販売しても差し支えない者かを確認するために薬局、店舗販売業及び配置販売業（第一類医薬品を販売する場合に限る。以下「薬局等」という。）が販売の際に用いることとしている資材の活用等により、適切な情報提供及び販売が行われるよう貴管下製造販売業者・販売元及び薬局等への指導方よろしくお願いします。

### 記

#### 1. 要指導医薬品から第一類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第一類医薬品となる日
ロキソプロフェン（外用剤に限る。）	令和元年 8 月 25 日

#### 2. 改正告示の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成 26 年厚生労働省告示第 255 号）第 1 号中からロキソプロフェン（外用剤に限る。）を削除する。

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課長  
( 公 印 省 略 )

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」（令和元年厚生労働省告示第 94 号。以下「経過措置告示」という。）が令和元年 8 月 23 日に告示され、令和元年 8 月 25 日より適用されます。これにより、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 50 条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「省令」という。）第 209 条の 2、第 209 条の 3 及び第 210 条第 6 号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要が生じた下記 1 に示す医薬品（変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととします。

具体的には、下記 1 に示す適用日から 1 年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記 2 のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしく申し上げます。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
ロキソプロフェン（外用剤に限る）	令和元年 8 月 25 日

詳細は、別添を参考とすること。



## 2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
  
- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。
  
- ウ 旧表示医薬品については、省令第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
  
- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等を行うこと。

<別添>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
ロキソプロフェン（外用剤に限る）	要指導医薬品	第一類医薬品	要指導医薬品から一般用医薬品に移行した医薬品について（令和元年8月23日薬生安発0823第2号）



薬生総発0904第1号  
薬生薬審発0904第3号  
薬生安発0904第1号  
薬生監麻発0904第1号  
令和元年9月4日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局）長殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
(公印省略)

厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長  
(公印省略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
(公印省略)

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
(公印省略)

メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサータ錠 18mg、同錠 27mg 及び同錠 36mg）の使用にあたっての留意事項について

メチルフェニデート塩酸塩製剤の使用については、「塩酸メチルフェニデート製剤の使用にあたっての留意事項について」（平成 19 年 10 月 26 日付け薬食総発第 1026001 号、薬食審査発第 1026002 号、薬食安発第 1026001 号、薬食監麻発第 1026003 号厚生労働省医薬食品局総務課長、審査管理課長、安全対策課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知。以下「留意事項通知」という。）により示してきたところです。

本日、メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサータ錠 18mg、同錠 27mg 及び同錠 36mg）について、承認条件が別紙のとおり変更されたことから、本剤の流通管理を下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管下の医療機関及び薬局に対して周知願います。また、貴管下の卸売販売業者に対しても適切に対応するよう周知願います。

## 記

### 1. 流通管理について

- (1) 承認条件の変更に伴い、製造販売業者に対して、医師の登録要件の変更及び患者の登録を要点とした適正な流通管理の実施を義務づけるとともに、医師、薬剤師、医療機関及び薬局（以下「医師等」という。）が変更後の流通管理を適切に行えるよう措置を講じることを義務づけた。製造販売業者が実施する流通管理の概要は別添のとおりであり、管理システムへの登録を受けることを希望する医師等に対しては、その詳細が案内される。なお、当該管理システムへの登録を受けた医師等が、当該流通管理を逸脱する行為を行った場合には、当該登録の取消等の措置が講じられることとなる。
- (2) 薬局における調剤に関して、当該流通管理に基づく確認をした上で調剤を拒み、又は当該流通管理に基づく登録を受けていないため調剤を拒むことは、薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 21 条（調剤の求めに応ずる義務）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 11 条の 11 の「正当な理由」による調剤の拒否に当たるものと解される。

### 2. 経過措置について

1. に示す流通管理については令和元年 12 月 1 日より実施する。なお、同日前に本剤を処方していた医師については令和 2 年 6 月 30 日まで、令和元年 12 月 1 日前に本剤を服用していた患者については令和 2 年 12 月 31 日までは従前の例によることができる。また、医師等による変更後の流通管理については、令和 2 年 6 月 30 日までは従前の例によることができる。

別紙

承認条件について

本剤の承認条件を以下のとおりとした。

【承認条件】

新	旧
<u>医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。</u>	
<u>本剤が、注意欠陥/多動性障害（AD/HD）の診断、治療に精通した医師によって適切な患者に対してのみ処方されるときとともに、薬物依存を含む本剤のリスク等について十分に管理できる医療機関及び薬局においてのみ取り扱われるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。これらの措置は令和元年12月1日までに実施すること。なお、同年12月1日前に本剤を処方していた医師については令和2年6月30日まで、また、令和元年12月1日前に本剤を服用していた患者については令和2年12月31日までは変更前の承認条件の下で取り扱うことができる。</u>	<u>本剤の投与が、注意欠陥/多動性障害（AD/HD）の診断、治療に精通し、薬物依存を含む本剤のリスク等についても十分に管理できる医師・医療機関・管理薬剤師のいる薬局のもとでのみ行われるとともに、それら薬局においては調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で調剤がなされるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。</u>



## 製造販売業者が実施する流通管理の概要

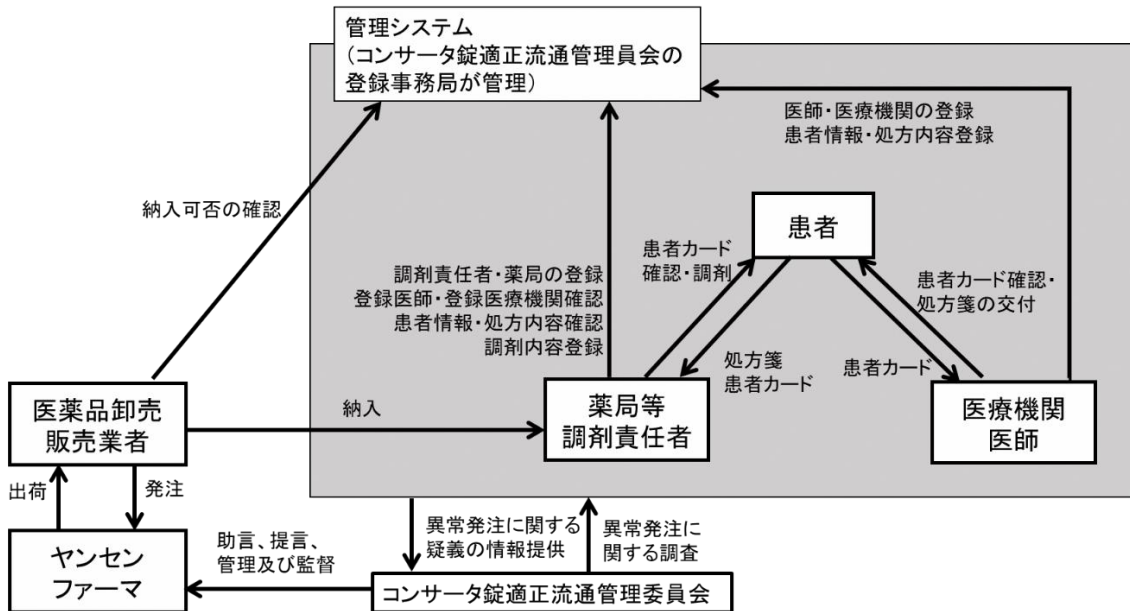
「コンサータ錠」(塩酸メチルフェニデート徐放剤)(以下、「本剤」という。))については、製造販売承認後、適正使用・適正流通管理を目的とした以下の流通管理を行ってきた(1. 現在の実施体制)。今回、適正流通管理を引き続き推進するため、以下のように流通管理策を改訂する予定である(2. 改訂する点)。

## 1. 現在の実施体制

- 医師、薬剤師、弁護士等で構成される「コンサータ錠適正流通管理委員会」(以下、「委員会」という。)を設置し、委員会は、ヤンセンファーマが本剤の適正使用・適正流通のために必要な措置を策定・実施するにあたり、ヤンセンファーマからの独立性を保ち、専門的な観点から、ヤンセンファーマに対する助言、提言、管理及び監督を行う。
- 「コンサータ錠適正流通管理基準」(以下、「流通管理基準」という。)を策定し、流通管理基準に規定した登録基準を満たす医師、医療機関、薬局又は調剤責任者を登録する。
- 販売は登録された医療機関・薬局に限定し、卸売販売業者は登録医療機関又は登録薬局であるかをヤンセンファーマに確認した上で、納入する。
- 薬局は調剤前に処方箋発行医師・医療機関がリストに掲示されているか確認し、リストにない場合は調剤を断り、その旨を処方医師及びヤンセンファーマに連絡する。

## 2. 今回改訂する流通管理

- 本剤を処方する医師の登録時に関連学会への参加状況やAD/HD症例報告、関連論文等のAD/HDの治療経験に関する情報の提出を求める。また、医師及び調剤責任者については、登録の定期的な更新を求める。
- 登録された医師(以下「登録医師」という。)は、新規に本剤を処方する患者についてあらかじめ患者登録を行う。
- 登録された医師・医療機関・薬局に関する情報及び登録された患者に関する情報等の各種登録情報や本剤の流通量等は統一システム(以下、「管理システム」という。)で一元管理を行う。



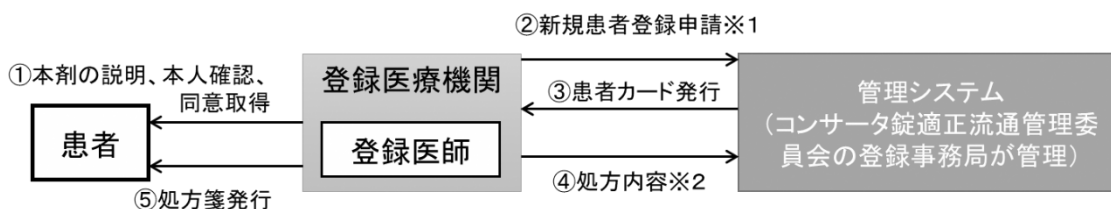
< 処方及び調剤の手順 >

1) 患者登録時

- 登録医師は、患者及び代諾者の同意を取得し、患者のイニシャル・性別・生年月日、第三者から得た患者の症状に関する情報源等を管理システムに登録する。
- 当該登録については、登録医師が管理システムにより、患者の重複登録がないことを確認してから行う。
- 患者情報の登録後、ID 番号を記載した患者カードを登録事務局が発行し、患者に交付する。

2) 処方時

- 登録医師が、患者 ID 及び管理システムを用いて過去の処方内容を確認した上で、新たに処方する内容を管理システムに入力し、処方箋を発行する。



※1 登録する患者情報は、イニシャル、性別、生年月日、患者及び代諾者による同意取得の確認状況、患者及び代諾者の薬物乱用歴、第三者からの症状に関する情報確認の有無とその情報源  
 ※2 処方内容：処方日、処方量、処方日数

3) 調剤時

- 登録薬局及び薬剤師は、患者カード、処方箋発行医師及び医療機関を確認し、管理システム上の情報と突合した上で薬剤を交付する。



事務連絡  
令和元年9月6日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

「メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサータ錠 18mg、同錠 27mg 及び同錠 36mg）の使用にあたっての留意事項について」の一部訂正について

令和元年9月4日付け薬生総発 0904 第1号、薬生薬審発 0904 第3号、薬生安発 0904 第1号、薬生監麻発 0904 第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長、医薬安全対策課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知「メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサータ錠 18mg、同錠 27mg 及び同錠 36mg）の使用にあたっての留意事項について」の記載の一部に誤りがございましたので、下記のとおり訂正方よろしくお願いたします。

記

正（下線部修正）	誤
厚生労働省医薬・生活衛生局 <u>医薬品</u> 審査管理課長	厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長

以上



事務連絡  
令和元年9月11日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

内服薬等の包装の誤飲の発生について(情報提供)

内服薬等の包装の誤飲防止対策については、「PTP包装シート誤飲防止対策について(医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼)」(平成22年9月15日付け医政総発0915第2号・薬食総発0915第5号・薬食安発0915第1号厚生労働省医政局総務課長・医薬食品局総務課長・医薬食品局安全対策課長連名通知)により示しているところです。

また、平成27年には、「内服薬等の包装の誤飲の発生について(情報提供)」(平成27年9月16日付け厚生労働省医薬食品局安全対策課事務連絡)により、内服薬等の包装の誤飲の発生状況等について情報提供させていただいたところです。

今般、消費者庁より、高齢者の誤飲・誤食が起こりやすい状況等の紹介と、高齢者のいる家庭に対し事故防止のための注意喚起が行われました(下記参照)。

その中において、内服薬等の包装の誤飲の発生状況等の情報が含まれておりましたので情報提供させていただきます。必要に応じて貴管下の関係団体への周知のご配慮をお願い致します。

記

「高齢者の誤飲・誤食事故に注意しましょう！」(令和元年9月11日)

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/016426/>



薬第526号

令和元年9月11日

## 高齢者の誤飲・誤食事故に注意しましょう！

### －医薬品の包装シート、義歯、洗剤や漂白剤の誤飲が目立ちます－

消費者庁には、65歳以上の高齢者の誤飲・誤食の事故情報がこれまでに318件寄せられており、医薬品の包装シート、義歯・詰め物、洗剤や漂白剤等を誤飲・誤食したという事故が多く見られました。

高齢者が食品や医薬品以外のものを間違えて口にするとする事故は、御自身では気付かない場合が多く、家族や介護者等周囲の人が以下の点に気を配ることが大切です。

- (1) 医薬品の包装シートは1錠ずつに切り離さないようにしましょう。
- (2) 定期的に歯科を受診し、義歯を良好な状態に保つとともに、食後に義歯を確認しましょう。
- (3) 食器の中に洗剤や漂白剤を入れて放置しないようにしましょう。
- (4) 食品や飲料とそれ以外のものは別の場所で保管しましょう。
- (5) 食品の容器に食品以外のものを移し替えないようにしましょう。
- (6) 誤飲・誤食すると危険なものは、認知症の方の手の届かないところに保管しましょう。

## 1. 消費者庁に寄せられた事故情報の概要

消費者庁には、医療機関ネットワーク事業<sup>1</sup>を通じて、65歳以上の高齢者が食品以外のものを誤飲・誤食したという事故情報が、平成22年12月から令和元年6月末までに318件<sup>2</sup>寄せられており、独立行政法人国民生活センターが平成22年9月に、消費者庁が平成27年9月に、それぞれ注意を呼び掛けた後も、事故は発生しています。

年代別に見ると、75歳以上の事故が多く、前期高齢者(65～74歳)92件に対して、後期高齢者(75歳以上)では226件と、2.5倍にもなります(図1)。

性別では、男性が136件、女性が182件でほぼ4対6の割合でした(図2)。さらにそれを年代別で見ると、年代が上がるにつれて、女性の割合が増えていく傾向にあります(図3)。

<sup>1</sup> 「医療機関ネットワーク事業」とは、参画する医療機関(令和元年6月時点で24機関が参画)から事故情報を収集し、再発防止にいかすことを目的とした消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業(平成22年12月運用開始)。ただし、医療機関数は変動している。

<sup>2</sup> 件数は本件のために消費者庁が特別に精査したもの。



製品別に分類すると、医薬品の包装を誤飲したという事例が116件（うちPTPシート<sup>3</sup>と記載があった事例は83件）と最も多く、全体の36.5%を占めていました。次いで、義歯・詰め物が67件（21.1%）、洗剤・漂白剤等が39件（12.3%）となっており、この上位3位で69.8%でした（図4）。

危害を受けた部位としては、食道が111件（34.9%）と最も多く、口・口腔・歯、鼻・咽頭、気道と合わせると62.3%を占めていました。また、危害が全身に及んでいる事故も23件ありました（図5）。

受診した際の処置見込みを見ると、即日治療完了が197件（61.9%）ですが、通院を必要とする事例が18件、また入院を必要とする事例が63件でした（図6）。

危害の程度としては、軽症が262件（82.4%）ですが、中等症52件、重症2件、死亡した事例も2件ありました（図7）。

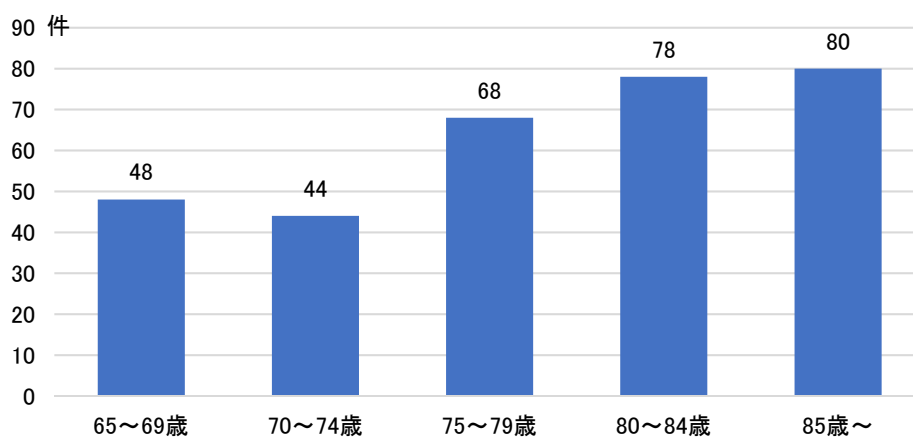


図1 年代別事故件数

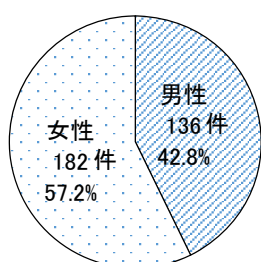


図2 性別事故件数

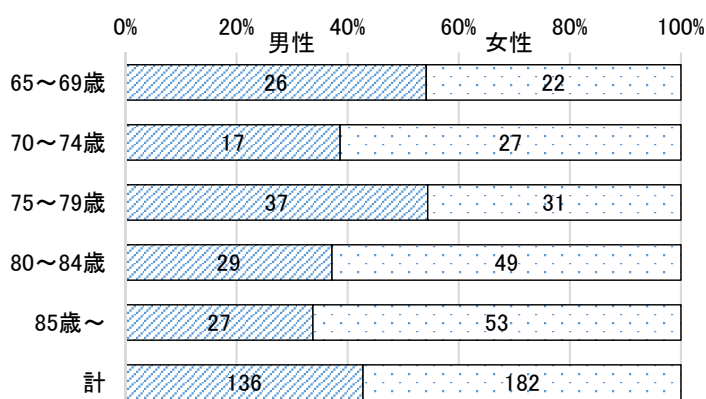


図3 性別・年代別事故件数

<sup>3</sup> PTPシートとは「Press Through Package」の略で、医薬品等をアルミ等の薄いシートとプラスチックで1錠ずつ分けて包装したものをいう。写真の医薬品は、事故事例とは関係ない。



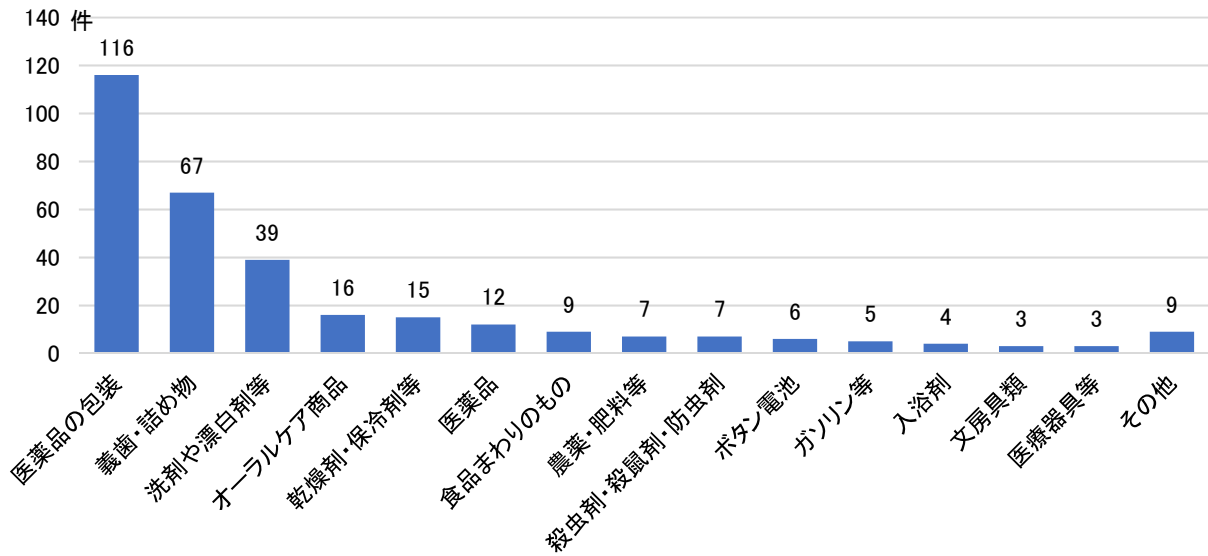


図4 製品別事故件数

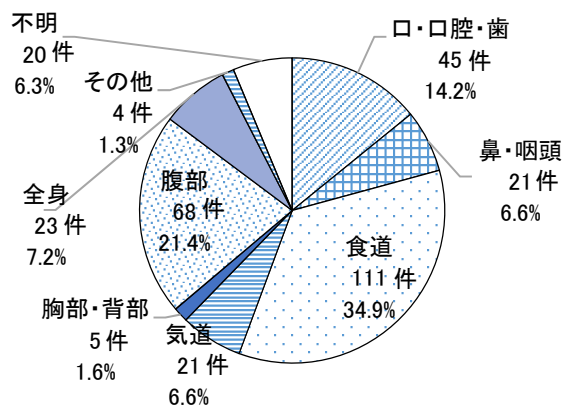


図5 危害を受けた部位

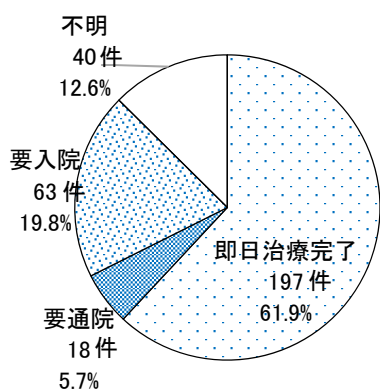


図6 処置見込み

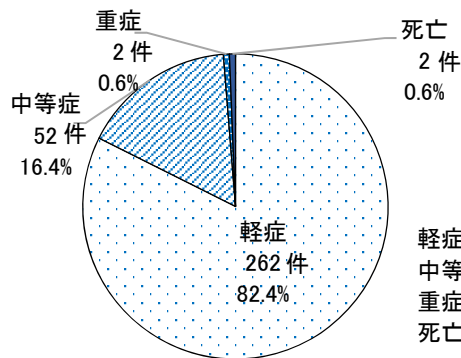


図7 危害の程度

軽症：入院を要さない傷病  
 中等症：生命に危険はないが、入院を要する状態  
 重症：生命に危険が及ぶ可能性が高い状態  
 死亡：当該事故により患者が死亡された場合

## 2. 主な事事故事例

### (1) 医薬品の包装シート

#### 【事例1】

夕食後、内服薬を包装のまま誤飲した。これまで包装のままを誤飲したことはなかった。普段は薬ケースに朝・昼・夕と薬剤包装（PTPシート）のまま分割して整理しており、いつもケースから取り出した後で包装を開いて内服している。本日は既に包装を開けたと誤解してしまった。食道と胃の接合部付近にPTPシートを発見し、回収した。下部食道から裂けた傷があり、出血していた。

（平成26年7月、70歳代女性、要入院、中等症）

#### 【事例2】

薬を内服した後に包装を洋服のポケットに入れていた。少し経って、薬を飲んでいないと勘違いし、薬の包装を誤飲した。前胸部にチカチカとする痛みがあり、受診。内視鏡にて、食道にあった薬の包装を2個除去した。食道に軽度の切り傷あり。

（平成25年1月、70歳代女性、要通院、軽症）

### (2) 義歯や詰め物

#### 【事例3】

パンを食べていて喉に詰まらせて、意識消失、心肺停止したため救急要請。咽頭を観察したところ、下の入れ歯が気管内に詰まっており、その奥には食物が大量にあった。気管内異物による窒息、低酸素脳症の所見。2日後死亡。

（平成29年3月、80歳代女性、要入院、死亡）

#### 【事例4】

朝食時に義歯がないことに気づき、何か詰まったような感じあり。レントゲンにて、ブリッジ義歯が見つかる。気管切開術後、喉頭の異物の摘出術を行う。

（令和元年6月、70歳代男性、要入院、中等症）

#### 【事例5】

館のお菓子を食べて歯を磨こうとした際に、奥歯がないことに気づき、飲み込んだようだと言診。症状は何もない。腹部レントゲンで見ると、胃を通過し、骨盤内腸管に金属様の物体あり。自然排泄を期待し、腸管に穴があく等のリスクも説明して、自宅で経過観察とした。

（平成30年8月、80歳代女性、即日治療完了、軽症）

### (3) 洗剤・漂白剤

#### 【事例6】

自宅で家族が水筒を洗浄するために、水と台所用塩素系漂白剤を混ぜたものを入れ、放置していた。それを知らずに、100ミリリットルほど誤飲した。胸やけあり、喉の

違和感あり。

(平成 30 年 8 月、70 歳代男性、要入院、軽症)

**【事例 7】**

台所用強力洗剤を 1 口間違えて飲んでしまった。ペットボトルに移して使っていたため。水を 2 リットル程度飲んだ後、3 回嘔吐。多めに水分を摂取してもらい、自宅にて経過観察を指示した。

(平成 31 年 3 月、70 歳代男性、軽症)

#### **(4) その他**

**【事例 8】**

夕食後に爪楊枝をくわえたまま眠ってしまい、誤って飲み込んでしまった。CT にて胃内に爪楊枝のようなものが見付かった。先が鋭利なため、内視鏡にて除去する。

(平成 29 年 12 月、70 歳代男性、即日治療完了、軽症)

**【事例 9】**

自宅にて、家族が家庭菜園の肥料として、ペットボトル内に液体肥料を 5 倍希釈で作って冷蔵庫に保管していた。それを、知らずに誤飲。2 口飲んで味がおかしいと気付く、飲むのを止めた。水をマグカップ 4 杯飲んで受診。特に症状無く、自宅で経過観察とした。

(平成 30 年 9 月、70 歳代男性、即日治療完了、軽症)

#### **(5) 認知症の方の事例**

事故情報 318 件のうち、認知症の症状がある方の事故とはっきり記載しているものは 37 件でした。

**【事例 10】**

外出していた家族が帰宅した際、市販のコバエ誘因殺虫剤の中身がなくなっており、容器の近くにスプーンがあったので、誤飲したと推測された。本人は認知症があり誤飲の記憶はない。容器内の薬剤がほぼなくなっている。患者に特記所見がないことから、家族へ症状に注意して自宅で経過観察するよう指示した。

(平成 28 年 7 月、80 歳代男性、軽症)

**【事例 11】**

デイサービス中に口を動かしている認知症の患者を職員が発見。口腔内からたばこの葉が出てきた。嘔吐 3 回あり。意識障害あり。胃洗浄を行う。

(平成 30 年 2 月、80 歳代男性、要入院、中等症)

**【事例 12】**

認知症の男性。自宅で苦しそうにしているのを家族が発見。様子を見ていたところ、もたれるようにして意識を消失し、救急要請。家族が胸を圧迫したところ、口の中か

ら介護用ゴム手袋が出てきた。救急搬送され、チューブを挿入し吸引するなど処置したが、既に肺炎の兆しがあり。窒息した後、死亡確認となった。

(平成 28 年 10 月、80 歳代男性、即日治療完了、死亡)

### 3. 事故防止のためのアドバイス

**(1) 医薬品の PTP 包装シートは 1 錠ずつに切り離さないようにしましょう。**

PTP 包装シートには誤飲防止のため、1 つずつに切り離せないよう、あえて横又は縦の一方向のみにミシン目が入っています。1 つずつに切り離さずに保管し、服薬時には PTP 包装シートから薬剤を押し出して薬剤のみを服用しましょう。

**(2) 定期的に歯科を受診し、義歯を良好な状態に保つとともに、食後には義歯を確認しましょう。**

義歯の誤飲は、口腔内の定位置から義歯が離脱しやすくなることに起因します。破損や劣化、ゆるみ等が生じると、その危険性が高くなります。口腔に問題が生じたときだけでなく、定期的に歯科を受診し、良好な口腔の機能及び義歯の状態を保ちましょう。

また、食物と一緒に誤飲する事例が多いことから、食事時や服薬時に本人自身が注意するとともに、家族や周囲の人の配慮が特に必要です。誤飲を起こす可能性が高いと思われる義歯については食後に義歯を確認しましょう。

**(3) 食器の中に洗剤や漂白剤を入れて放置しないようにしましょう。**

汚れを落とすために食器に入れておいた洗剤や漂白剤をうっかり飲んでしまう、という事故が目立ちます。洗浄・漂白中の食器等の置き場所に注意し、長時間放置しないことが必要です。

**(4) 食品や飲料とそれ以外のものは別の場所で保管しましょう。**

食品や医薬品と間違えて口にしてしまう事故が見られます。食品や飲料と同じ場所に置かないようにしましょう。特に台所では洗剤や漂白剤等の置き場所に注意してください。

**(5) 食品の容器に食品以外のものを移し替えないようにしましょう。**

食品以外のものをペットボトルなど食品の容器に移し替えないでください。食品と間違えてしまうばかりでなく、誤飲してしまった場合に成分等の必要な情報が分からなくなります。



**（６）誤飲・誤食すると危険なものは、認知症の方の手の届かないところに保管しましょう。**

認知症の方は味やにおいを感じにくく、誤って飲んだり食べたりしても本人自身は気付かない場合があります。誤飲の可能性のある高齢者に対しては、家族や介護者が保管場所や保管方法などに気を配ることが重要です。

#### **4. 誤飲・誤食した場合の対処法**

万一、誤って口にしてしまった場合には、誤飲・誤食したものと、その量を確認しましょう。呼吸をしていない、呼び掛けても反応がない等、重篤な症状がある場合にはすぐに119番に電話して救急車を呼びましょう。

意識があり、呼吸も脈拍も異常がない場合でも、症状に応じて下記のような専門機関に相談するなど、緊急度に応じた対応を行いましょう。口の中に残っているものがあれば取り除いて口をすすぎますが、吐かせることまでは勧められていません。吐物が気管に入ってしまったたり、吐かせることで症状が悪化する危険性があるものもあります。

また、直後に症状がなくても、経過を観察し、いつもと様子が異なる場合には、誤飲・誤食したものを持参して、医師の診察を受けましょう。

##### ●電話相談窓口「救急安心センター事業（#7119）」等

「救急車を呼んだ方がいいのか」、「今すぐ病院に行った方がいいのか」等、救急医療を受診するか迷った際に、短縮ダイヤル「#7119」で救急電話相談を利用できる地域があります。また、#7119以外の電話番号やネットガイド等で類似のサービスを実施している地方公共団体もあります。

##### ●全国版救急受診アプリ「Q助（きゅーすけ）」

Web版・スマートフォン版アプリ「Q助」は、画面上に表示される選択肢から、該当する症状を選択していくことで、緊急度に応じた対応が表示される仕組みとなっています。スマートフォン版では、そのまま119番通報ができるほか、自分で医療機関を受診する場合には、医療機関や受診手段（タクシーなど）の検索を行うこともできます。

##### ●公益財団法人日本中毒情報センター「中毒110番」

身のまわりにある洗剤、化粧品、殺虫剤、医薬品、園芸用品などによる中毒事故が起こったとき、受診の必要性、予想される中毒症状、家庭で可能な応急手順などの情報提供を受けることができます。下記2か所のいずれかに御相談ください。

【電話サービス】（情報提供料：無料、通話料：相談者負担）

大 阪：072-727-2499（24 時間）  
つくば：029-852-9999（9 時～21 時）

## 5. 関係機関への情報提供

高齢者の誤飲・誤食事故を防ぐためには、本人だけでなく家族や周囲の人が日頃から注意を払うことが大切です。

このため、誤飲・誤食の危険性や事故防止対策について引き続き消費者へ更なる周知・啓発を図るよう、関係団体等へ情報提供を行いました。

## 6. 参考

消費者庁「高齢者の誤飲・誤食事故に御注意ください！」（平成 27 年 9 月 16 日）  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/pdf/150916kouhyou\\_1.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/150916kouhyou_1.pdf)

消費者庁（映像教材）「家庭用品等による中毒事故を防ぐために 高齢者編」（平成 23 年度）  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/other/information\\_005/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/information_005/)

独立行政法人国民生活センター「注意！高齢者に目立つ薬の包装シートの誤飲事故－飲み込んだ PTP 包装が喉や食道などを傷つけるおそれも－」（平成 22 年 9 月 15 日）  
[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100915\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100915_1.html)

厚生労働省「PTP 包装シート誤飲防止対策について」（平成 22 年 9 月 15 日）  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000rwyg.html>

日本歯科医師会「お口の 119－つめ物・かぶせ物が取れた 飲み込んだ」  
<http://www.jda.or.jp/park/rescue/index05.html>

日本石鹼洗剤工業会「高齢者の誤飲・誤食を防ぐために」  
[https://jsda.org/w/02\\_anzen/goin\\_koureisya.html](https://jsda.org/w/02_anzen/goin_koureisya.html)

総務省消防庁「救急救助 #7119（救急安心センター事業）関連情報」  
<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate006.html>

総務省消防庁「全国版救急受診アプリ（愛称「Q助」）」  
<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate003.html>

公益財団法人日本中毒情報センター

<https://www.j-poison-ic.jp>

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

加藤、睦門（むつかど）、朝倉

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>

薬生総発 0912 第 3 号  
薬生安発 0912 第 1 号  
令和元年 9 月 12 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
（ 公 印 省 略 ）

一般用医薬品の適正使用のための情報提供等及び依存の疑いのある事例の副作用等報告の実施について（周知依頼）

一般用医薬品の販売等に際しては、医薬品の適切な選択及び適正な使用に資するよう、第一類医薬品については薬剤師、第二類又は第三類医薬品については薬剤師又は登録販売者が関与し、必要な情報提供を行うこととされています。また、濫用等のおそれのある医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「規則」という。）第 15 条の 2 の規定に基づき、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」（平成 26 年厚生労働省告示第 252 号）により指定されています。濫用等のおそれのある医薬品の販売等における薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者の遵守事項については、規則第 15 条の 2、第 147 条の 3 及び第 149 条の 7 において規定されているところです。

今般、平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業）分担研究「全国 of 精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」（研究分担者 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部 松本俊彦部長）において、薬物関連精神疾患患者に対して主に使用した薬物を

調査したところ、一般用医薬品とする回答が一定数存在したことが報告されました。

つきましては、下記について、貴管下関係者及び関係団体に対し周知するとともに、適正な販売が行われるよう、貴管下の薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者に対する適切な指導等をお願いします。

## 記

### 1. 適正使用のための情報提供等について

薬局、店舗販売業及び配置販売業（以下「薬局等」という。）において濫用等のおそれのある医薬品を販売等する際は、規則第 15 条の 2、第 147 条の 3 及び第 149 条の 7 の規定を遵守すること。特に、厚生労働省が毎年実施している「医薬品販売制度実態把握調査」において、濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした場合の対応が適切でなかった店舗等があったことから、複数購入しようとする場合には、その理由を確認し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売等するよう、薬剤師又は登録販売者に徹底させること。具体的な方法については、「薬事法施行規則第 15 条の 2 の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品(告示)の施行について」(平成 26 年 6 月 4 日付け薬食発 0604 第 2 号厚生労働省医薬食品局長通知)を参照すること。また、不適正な使用のおそれがある場合には、その使用によって依存が生じる可能性があること等についての必要な情報提供や確認を行う等、適切に対応すること。

なお、濫用等のおそれのある医薬品以外の一般用医薬品の販売等に際しても、依存が疑われる場合にあっては、購入者に対し、必要な情報提供や確認を行う等、適切に対応すること。

### 2. 副作用等報告の実施について

医師、歯科医師、薬剤師、登録販売者等の医薬関係者は一般用医薬品の服用による依存と医師が診断した事例のみならず、一般用医薬品の服用をやめようとしてもやめることができない事例等を把握した場合であって、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、「医療機関等からの医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂について」(平成 28 年 3 月 25 日付け薬生発 0325 第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)別紙 1 様式①の「副作用等の名称又は症状、異常所見」の項に、「薬物依存」又は「薬物依存の疑い」と記載して、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 68 条の 10 第 2 項に基づく副作用等報告を行うこと。なお、薬局等が副作用等報告を行うに当たり、既に医師の診断が行われていたことを知ったときは、診断を行った医療機関との情報共有の上、報告するよう努めること。



薬生安発 0918 第 1 号  
令和元年 9 月 18 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の7第1項第1号の規定に基づく第一類医薬品であるフッ化ナトリウム（洗口液に限る。）については、令和元年9月17日をもって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の2の表第2号下欄に規定する期間が満了します。当該医薬品については、令和元年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会（令和元年8月5日開催）において、第三類医薬品とすることが適当とされたことを踏まえ、同年9月18日より第三類医薬品に移行することとなりました。

これに伴い、「一般用医薬品の区分リストについて」（平成19年3月30日付け薬食安発第0330007号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知。以下「通知」という。）の一部を別添1のとおり改正し、今回の改正を反映させた区分リストを別添2のとおり作成しました。改正の概要は、下記のとおりですので、貴管下関係業者、関係団体等に対する周知方よろしくお願いします。

なお、リスクの変更により、薬剤師のほか登録販売者による販売が可能となること等から、新たな区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしく申し上げます。

記

1. 改正概要

フッ化ナトリウム（洗口液に限る。）が第一類医薬品から第三類医薬品に移行することに伴い、通知別紙3にフッ化ナトリウム（洗口液に限る。）を追加する。

2. 適用期日

令和元年9月18日（水）

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について 新旧対照表  
 (傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別紙3 第三類医薬品			別紙3 第三類医薬品		
下表の「成分名」欄に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 ○無機薬品及び有機薬品			下表の「成分名」欄に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤。 ○無機薬品及び有機薬品		
	告示名	別名等		告示名	別名等
1～248	(略)		1～248	(略)	
<u>249</u>	<u>フッ化ナトリウム</u> <u>(洗口液に限る。)</u>		(新設)		
<u>250～</u> <u>337</u>	(略)		<u>249～</u> <u>336</u>	(略)	

令和元年 9 月 18 日最終改正

## 別紙 3

## 第三類医薬品

下表の「成分名」欄に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

## ○無機薬品及び有機薬品

	成分名	別名等
1	亜鉛華デンプン	
2	亜鉛華軟膏	
3	アクリノール。ただし、外用剤に限る。	
4	アクリフラビン	
5	アシドフィルス菌	
6	アスコルビン酸	L-アスコルビン酸ナトリウム、アスコルビン酸カルシウム、アスコルビン酸ナトリウム、ビタミンC、ビタミンCカルシウム
7	アスパラギン酸	L-アスパラギン酸カリウム、L-アスパラギン酸カルシウム、L-アスパラギン酸ナトリウム、L-アスパラギン酸マグネシウム
8	アスペルギルス・オリゼーNK 菌	
9	アスペルギルス産生脂肪消化酵素	
10	アズレン	
11	アズレンスルホン酸	アズレンスルホン酸ナトリウム
12	アミノ安息香酸エチル。ただし、外用剤（坐剤を除く。）に限る。	
13	アミノエチルスルホン酸	タウリン
14	アミノカプロン酸	イプシロン-アミノカプロン酸
15	アミラーゼ	
16	アミロリシン	
17	アラニン	d1-アラニン
18	アラントイン	グリオキシルジウレイド

19	アリメマジン。ただし、外用剤に限る。	酒石酸アリメマジン
20	アルギニン	塩酸L-アルギニン
21	アルキルジアミノエチルグリシン	塩酸アルキルジアミノエチルグリシン
22	アルキルポリアミノエチルグリシン	塩酸アルキルポリアミノエチルグリシン
23	アルクロキサ	アラントインクロルヒドロキシアルミニウム
24	アルゲコロイド	
25	アルジオキサ。ただし、外用剤に限る。	
26	アロイン	
27	安息香酸。ただし、外用剤（吸入剤を除く。）に限る。	
28	安息香酸ナトリウムカフェイン	
29	アンモニア	
30	アンモニア・ウイキョウ精	
31	イオウ	
32	イクタモール	
33	イソチペンジル。ただし、外用剤に限る。	塩酸イソチペンジル
34	イソプロパノール	
35	イソロイシン	L-イソロイシン
36	イノシトール	イノシット
37	イノシトールヘキサニコチン酸エステル	イノシトールヘキサニコチネート
38	ウルソデスオキシコール酸	ウルソデオキシコール酸
39	ウンデシレン酸	ウンデシレン酸亜鉛
40	エタノール。ただし、内用剤及び外用剤（化膿性疾病用薬を除く。）に限る。	無水エタノール
41	エルゴカルシフェロール又はコレカルシフェロール。ただし、外用剤に限る。	ビタミンD、ビタミンD2、ビタミンD3
42	塩化亜鉛	
43	塩化アンモニウム	
44	塩化カリウム	
45	塩化カルシウム	
46	塩化ナトリウム	
47	オイゲノール	
48	オキシコーラン酸	
49	オキソアミジン	

50	オキシレジン	
51	オクトチアミン	
52	オバノール	
53	2-オメガ-[5'-ブロモピリジル-(2')-アミノ]-ビニル-6-メチルピリジンヨードイソアミラート	
54	2-オメガ-[5'-ブロモピリジル-(2')-アミノ]-ビニル-6-メチルピリジンヨードエチラート	
55	オリザノール	ガンマーオリザノール
56	オリパーゼ	
57	オロチン酸	オロット酸
58	過酸化水素	オキシドール
59	ガストリックムチン	
60	カフェイン	クエン酸カフェイン
61	カプサイシン	
62	ガラクトース	
63	カラミン	
64	カリ石ケン	
65	カルニチン	d1-塩化カルニチン、l-カルニチン
66	カルバゾクロム	
67	カルプロニウム	塩化カルプロニウム
68	カルメロース	カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルメロースナトリウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム
69	乾燥酵母	
70	カンフル	d1-カンフル
71	吸水軟膏	
72	グアイアズレン	
73	グアイアズレンスルホン酸	グアイアズレンスルホン酸ナトリウム
74	グアイフェネシン	
75	クエン酸	クエン酸カルシウム、クエン酸ナトリウム
76	クエン酸二水素コリン	
77	グリシン	アミノ酢酸
78	グリセリン。ただし、内用剤及び外用剤（浣腸剤を除く。）に限る。	濃グリセリン
79	グリセリンカリ液	

80	グリセロリン酸	グリセロリン酸カルシウム、 ソジウムグリセロホスフェート
81	グリチルリチン	
82	グリチルリチン酸	グリチルリチン酸アンモニウム、 グリチルリチン酸及びその塩類 並びに甘草抽出物
83	グリチルレチン酸	$\beta$ -グリチルレチン酸
84	クリプトシアニン O. A. コンプレックス	
85	グルクロノラクトン	
86	グルクロン酸	グルクロン酸ナトリウム
87	グルクロン酸アミド	
88	グルコン酸	グルコン酸カルシウム、グルコン 酸ナトリウム
89	グルタミン	L-グルタミン
90	グルタミン酸	L-グルタミン酸ナトリウム、グル タミン酸塩酸塩
91	クロセチン	
92	クロタミトン	
93	クロルヒドロキシアルミニウム	
94	クロルフェニラミン。ただし、外用剤（坐剤及び点鼻 剤を除く。）に限る。	d1-マレイン酸クロルフェニラミ ン、d-マレイン酸クロルフェニラ ミン
95	クロロフィリン	
96	クロロブタノール	
97	ケイ酸アルミニウム。ただし、外用剤に限る。	
98	ケイ酸マグネシウム	
99	ゲファルナート	
100	コール酸	
101	コリン	酒石酸水素コリン
102	コリンオロチン酸エステル	オロチン酸コリン、オロト酸コリ ン
103	コロジオン	
104	コンクビオゼニン	
105	コンチーム	
106	コンドロイチン硫酸エステル	コンドロイチン硫酸、コンドロイ チン硫酸ナトリウム
107	酢酸	
108	酢酸アルミニウム	



109	サクロフィル	
110	サリチル酸エチレングリコール	
111	サリチル酸グリコール	
112	サリチル酸フェニル。ただし、外用剤に限る。	
113	サリチル酸メチル	
114	サリチル酸モノグリコールエステル	
115	酸化亜鉛	
116	酸化マグネシウム	重質酸化マグネシウム
117	サンクロン	
118	サンプローゼ	
119	ジアスターゼ	
120	ジアスメン	
121	シアノコバラミン又はヒドロキソコバラミン	ビタミンB12、塩酸ヒドロキソコバラミン
122	ジクロロ酢酸ジイソプロピルアミン	
123	シコチアミン	
124	次硝酸ビスマス。ただし、外用剤に限る。	
125	シスチン	L-シスチン
126	システイン	L-システイン、L-塩酸システイン
127	ジセチアミン	塩酸ジセチアミン
128	ジフェニルイミダゾール	
129	ジフェニルピラリン。ただし、外用剤（坐剤を除く。）に限る。	塩酸ジフェニルピラリン
130	ジフェンヒドラミン。ただし、外用剤（坐剤及び点鼻剤を除く。）に限る。	サリチル酸ジフェンヒドラミン、ラウリル硫酸ジフェンヒドラミン、塩酸ジフェンヒドラミン
131	ジベンズイルチアミン	
132	次没食子酸ビスマス。ただし、外用剤に限る。	
133	ジメチコン	
134	ジメチルアミノエチルサリチル酸	ベータ-ジメチルアミノエチルサリチル酸塩
135	ジメチルイソプロピルアズレン	
136	ジメチルポリシロキサン	
137	ジメモルファン	リン酸ジメモルファン
138	酒石酸水素カリウム	
139	硝酸カリウム	
140	親水軟膏	

141	水酸化カルシウム	
142	水酸化マグネシウム	
143	膵臓性消化酵素	
144	ステアリン酸	ステアリン酸マグネシウム
145	セチルピリジニウム	塩化セチルピリジニウム、塩酸セチルピリジニウム
146	石ケンカンフル	
147	セトラキサート	塩酸セトラキサート
148	セファランチン	
149	セミアルカリプロテイナーゼ	
150	ゼラチン	
151	セラペプターゼ	
152	セルラーゼ	
153	セルロシン	
154	セルロース	
155	ソイステロール	
156	ソルビトール	
157	大豆油不けん化物	
158	唾液腺ホルモン	
159	タカジアスターゼ	
160	タルク	
161	炭酸カルシウム	コロイド性炭酸カルシウム、沈降炭酸カルシウム
162	炭酸水素ナトリウム	
163	炭酸ナトリウム	
164	炭酸マグネシウム	重質炭酸マグネシウム
165	単軟膏	
166	タンニン酸	
167	チアミン	チアミン硝化物、ビタミン B1
168	チアミンジスルフィド	
169	チアミンジセチル硫酸エステル	
170	チアントール	
171	チオクト酸	
172	チオクト酸アミド	
173	チモール	
174	チンク油	
175	デカリニウム	塩化デカリニウム、酢酸デカリニ

		ウム
176	デヒドロコール酸	
177	デヒドロ酢酸	
178	デンプン	
179	糖化菌	
180	銅クロロフィリン	銅クロロフィリンカリウム、銅クロロフィリンナトリウム
181	トコフェロール	d1- $\alpha$ -トコフェロール、d- $\alpha$ -トコフェロール、ビタミンE
182	トコフェロールコハク酸エステル	コハク酸 d1- $\alpha$ -トコフェロール、コハク酸 d1- $\alpha$ -トコフェロールカルシウム、コハク酸 d- $\alpha$ -トコフェロール、コハク酸トコフェロールカルシウム、ビタミンEコハク酸エステルカルシウム
183	トコフェロール酢酸エステル	d1- $\alpha$ -酢酸トコフェロール、ビタミンE酢酸エステル、酢酸 d1- $\alpha$ -トコフェロール、酢酸 d- $\alpha$ -トコフェロール
184	ドミフェン臭化物	
185	トラネキサム酸。ただし、しみ（肝斑に限る。）改善薬を除く。	
186	トリクロカルバン	
187	トリクロカルバニライド	
188	トリプトファン	L-トリプトファン
189	トリブロムフェニルカプロン酸エステル	2,4,6-トリブロムフェニルカプロン酸エステル
190	トレオニン	L-トレオニン
191	トレチノイントコフェリル	
192	ナガーゼ	
193	納豆菌	
194	ニコチン酸	
195	ニコチン酸アミド	
196	ニコチン酸ベンジルエステル	ニコチン酸ベンジル
197	乳酸	
198	乳酸亜鉛	
199	乳酸カルシウム	
200	乳酸菌	有孢子性乳酸菌
201	ニューラーゼ	

202	尿素	
203	二硫化セレン	
204	ネオスチグミン	メチル硫酸ネオスチグミン
205	ノスカピン	塩酸ノスカピン
206	ノニル酸ワニリルアミド	
207	白色軟膏	
208	白糖	
209	白金	
210	パラジウム	
211	パラブチルアミノ安息香酸ジエチルアミノエチル	テーカイン
212	バリリン	L-バリリン
213	パンクレアチン	
214	パンテチン	
215	パンテノール	D-パントテニールアルコール
216	パントテニールエチルエーテル	
217	パントテン酸	パントテン酸カルシウム、パント テン酸ナトリウム
218	パンプロシン	
219	ヒアルロン酸	ヒアルロン酸ナトリウム
220	ビオタミラーゼ	
221	ビオヂアスターゼ	
222	ビオヂアスミン	
223	ビオチン	
224	ビオナットミン	
225	ビオラクチス	
226	ビスイブチアミン	
227	ビスチアミン	硝酸ビスチアミン
228	ヒスチジン	L-塩酸ヒスチジン
229	ビスベンチアミン	
230	ビタミン A 油。ただし、外用剤に限る。	
231	ビチオノール	
232	ピチロール	
233	ヒドロキシエチルセルロース	
234	ヒドロキシプロピルセルロース	
235	ヒドロキシプロピルメチルセルロース	
236	ヒノキチオール	
237	ビフィズス菌	

238	ピリドキサーリン酸エステル	リン酸ピリドキサー
239	ピリドキシン、ピリドキサー又はピリドキサミン	ビタミンB6、塩酸ピリドキシン
240	ピリドキシンパルミチン酸エステル	ジパルミチン酸ピリドキシン、ピリドキシンパルミテート
241	ピルメチルフェノール	
242	ピロキシリン	
243	ヒロダーゼ	
244	フィチン	
245	フェーカリス菌	
246	フェニルアラニン	L-フェニルアラニン
247	フェニルヨードウンデシノエート	フェニル-11-ヨード-10-ウンデシノエート
248	フタル酸ジエチル	
249	フッ化ナトリウム（洗口液に限る。）	
250	ブドウ酒	
251	ブドウ糖	
252	フラビンアデニンジヌクレオチド	フラビンアデニンジヌクレオチドナトリウム
253	フルスルチアミン	塩酸フルスルチアミン
254	プロザイム	
255	プロスルチアミン	
256	プロタミラーゼ	
257	プロテアーゼ	
258	ブロメライン	
259	ヘスピタン	
260	ヘスペリジン	
261	ベタイン	塩酸ベタイン
262	ヘプロニカート	
263	ベルベリン。ただし、外用剤に限る。	安息香酸ベルベリン、塩化ベルベリン、硫酸ベルベリン
264	ベンザルコニウム	ベンザルコニウム塩化物、塩化ベンザルコニウム
265	ベンジルアルコール	
266	ベンゼトニウム	塩化ベンゼトニウム
267	ペンゾイルチアミンジスルフィド	
268	ベンフォチアミン	
269	ホウ酸	

270	ホスホリルコリン	塩化ホスホリルコリンカルシウム
271	ポビドンヨード	
272	ポリエンホスファチジルコリン	
273	ポリパーゼ	
274	ポリビニルアルコール	
275	ポリビニルピロリドン	ポビドン
276	ポリブテン	
277	ボルネオール	d-ボルネオール
278	マクロゴール軟膏	
279	マミターゼ	
280	水	
281	メコバラミン	
282	メタノール変性アルコール	
283	メチオニン	d1-メチオニン、L-メチオニン
284	メチルイソプロピルフェノール	イソプロピルメチルフェノール、 ビオゾール、ホノゾール
285	メチルセルロース	
286	メチルヘスペリジン	
287	メチルメチオニンスルホニウム	メチルメチオニンスルホニウム クロライド
288	メチルロザニリン	塩化メチルロザニリン
289	メチレンチモールタンニン	
290	メチレンブルー	
291	メントール	d1-メントール、l-メントール
292	メンフェゴール	
293	モクタール	
294	モノフルオロリン酸ナトリウム	
295	モルシン	
296	有機加硫体	
297	ユビデカレノン	
298	ヨウ化カリウム	
299	葉酸	
300	ヨウ素	
301	ヨークレシチン	
302	ヨードチンキ	
303	ラウリルアミノエチルグリシン	レボン15



304	ラウロマクロゴール	
305	酪酸菌	宮入菌
306	ラクトミン	
307	ラクボン	
308	ラックビー	
309	リコチミン	
310	リコレックス	
311	リジン	塩酸 L-リジン、塩酸リジン
312	リゾチーム	塩化リゾチーム
313	リノール酸	
314	リパーゼ	
315	リボフラビン	ビタミン B2
316	リボフラビン酪酸エステル	ビタミン B2 酪酸エステル、酪酸 リボフラビン
317	リボフラビンリン酸エステル	ビタミン B2 リン酸エステル
318	硫化カルシウム	多硫化カルシウムコロイド
319	硫酸亜鉛	
320	硫酸アルミニウムカリウム	ミョウバン
321	硫酸ナトリウム	
322	硫酸マグネシウム	
323	リンゴ酸	d1-リンゴ酸
324	リン酸水素カルシウム	
325	リン酸水素ナトリウム	
326	リン酸二水素カリウム	
327	リン酸二水素ナトリウム	
328	リン脂質	大豆リン脂質
329	ルチン	
330	レシチン	大豆レシチン
331	レチノール。ただし、外用剤に限る。	ビタミン A
332	レチノール酢酸エステル。ただし、外用剤に限る。	酢酸レチノール
333	レチノールパルミチン酸エステル。ただし、外用剤に限る。	パルミチン酸レチノール
334	ロイシン	L-ロイシン
335	ロートエキス。ただし、外用剤に限る。	
336	ロートエキス・タンニン坐薬	
337	ワセリン	

## ○生薬及び動植物成分

	成分名	別名等
1	赤カシュウ。ただし、外用剤に限る。	
2	赤松葉	
3	赤マムシ	
4	アカメガシワ	
5	アキョウ	
6	小豆	赤小豆
7	アセンヤク	
8	アニスジツ	
9	アマチャ	
10	亜麻仁。ただし、外用剤に限る。	
11	アルニカ。ただし、外用剤に限る。	
12	アロエ。ただし、外用剤及び1日量中アロエ0.75g以下を含有するものに限る。	アロエ葉末
13	アワ	
14	アンズオール。ただし、外用剤に限る。	
15	アンソッコウ	
16	イチイ。ただし、外用剤に限る。	
17	イヌザンショウ	
18	イヌザンショウ果実	
19	イレイセン。ただし、1日量中イレイセン0.15g以下を含有するもの（外用剤を除く。）に限る。	
20	インチン。ただし、外用剤及び1日量中インチン3g以下を含有するものに限る。	
21	インチンコウ。ただし、外用剤及び1日量中インチンコウ3g以下を含有するものに限る。	
22	インヨウカク。ただし、外用剤に限る。	イカリソウ
23	ウイキョウ	
24	ウイキョウ油	
25	ウコン	
26	ウショウ	
27	ウゾッコツ	
28	ウナギ	
29	ウバイ	
30	ウヤク。ただし、外用剤及び1日量中ウヤク2g以下を含有するものに限る。	
31	ウワウルシ。ただし、外用剤に限る。	
32	エイジツ。ただし、外用剤に限る。	
33	エゾノレンリソウ	

34	エンゴサク。ただし、外用剤に限る。	
35	エンメイツウ	
36	オウギ	
37	オウゴン。ただし、外用剤及び1日量中オウゴン1g以下を含有するものに限る。	
38	オウセイ	
39	オウバク。ただし、外用剤及び1日量中オウバク3g以下を含有するものに限る。	
40	オウヒ	
41	オウレン。ただし、外用剤及び1日量中オウレン1g以下を含有するものに限る。	
42	オリブ油	
43	オレンジ油	
44	オンジ	
45	カイカ	カイカク
46	カイクジン。ただし、外用剤に限る。	カイクベン（海狗鞭）
47	ガイシ	
48	海藻	
49	カイバ	カイマ（海馬）
50	ガイハク	
51	ガイヨウ	
52	カオリン	
53	カキヨウ	
54	加工大蒜	
55	カゴソウ	
56	カシ。ただし、外用剤に限る。	ミロバラン
57	カシュウ。ただし、外用剤に限る。	
58	ガジュツ。ただし、1日量中ガジュツ5g以下を含有するもの（外用剤を除く。）に限る。	
59	カスカラサグラダ。ただし、外用剤に限る。	
60	カッコウ。ただし、外用剤及び1日量中カッコウ3g以下を含有するものに限る。	
61	カッコン。ただし、外用剤及び1日量中カッコン4g以下を含有するものに限る。	
62	カッセキ。ただし、外用剤及び1日量中カッセキ1.5g以下を含有するものに限る。	
63	カノコソウ	

64	カミツレ	
65	カラコウボク。ただし、外用剤に限る。	
66	カラトウキ	
67	カラセンキュウ。ただし、外用剤及び1日量中カラセンキュウ 2.5g 以下を含有するものに限る。	
68	ガラナ	
69	カロコン。ただし、外用剤に限る。	
70	カロットオイル	
71	カロニン	
72	カワヤナギ。ただし、外用剤に限る。	
73	カンキョウ	
74	カンショ	カンショウ
75	カンゾウ。ただし、外用剤及び1日量中カンゾウ 1g 未満を含有するものに限る。	
76	肝臓エキス	
77	肝臓加水分解物	
78	カンテン	
79	寒梅粉	
80	カンピ	
81	カンボウイ。ただし、外用剤に限る。	
82	肝油	
83	キキョウ	
84	キクカ	
85	キコク	
86	キササゲ。ただし、外用剤に限る。	
87	キジツ	
88	キッピ	
89	キバン	
90	牛角	
91	牛骨	
92	牛乳タンパク分解物	
93	キョウオウ	
94	キョウカツ。ただし、外用剤及び1日量中キョウカツ 0.15g 以下を含有するものに限る。	
95	強肝油	
96	キョウニン。ただし、外用剤及び1日量中キョウニン 0.2g 以下を含有するものに限る。	

97	ギョクチク	
98	キンギンカ	
99	キンパク	
100	クコシ	
101	クコヨウ。ただし、外用剤に限る。	
102	クジン。ただし、外用剤に限る。	
103	クニン	
104	クマザサ	
105	クレンピ。ただし、外用剤に限る。	
106	クロマメ	
107	クロレラ	
108	ケイガイ。ただし、1日量中ケイガイ 1g 以下を含有するもの（外用剤を除く。）に限る。	
109	ケイガイホ。ただし、1日量中ケイガイホ 1g 以下を含有するもの（外用剤を除く。）に限る。	ケイガイスイ
110	鶏肝	
111	ケイシ	
112	ケイヒ	ニッケイ（肉桂）
113	ケイヒ油	
114	ケツメイシ	
115	ケンゴシ。ただし、外用剤に限る。	
116	ケンゴシ脂。ただし、外用剤に限る。	
117	ゲンジン。ただし、外用剤及び1日量中ゲンジン 0.5g 以下を含有するものに限る。	
118	ゲンチアナ	
119	ゲンノショウコ	
120	ゲンマイ	
121	玄米麴	
122	コウイ	滋養糖、粉末飴
123	コウエン	
124	コウカ	サフリアル、ベニバナ
125	ゴウカイ	ゴウカイビ
126	コウカ油	
127	睾丸抽出物。ただし、外用剤に限る。	
128	コウクジン。ただし、外用剤に限る。	コウクベン（広狗鞭）
129	コウジン	
130	鉍泥	

131	コウブシ。ただし、外用剤に限る。	
132	コウベイ	
133	コウボク。ただし、外用剤及び1日量中コウボク0.3g以下を含有するものに限る。	
134	ゴオウ	
135	ゴカヒ	エゾウコギ、シゴカ
136	コクロジン。ただし、外用剤に限る。	
137	コケモモヨウ。ただし、外用剤に限る。	
138	ゴシツ。ただし、外用剤及び1日量中ゴシツ1.5g以下を含有するものに限る。	
139	ゴシュユ。ただし、外用剤及び1日量中ゴシュユ0.4g以下を含有するものに限る。	
140	コショウ	
141	コズイシ	
142	コトウイ	
143	コトウニン	
144	ゴバイシ	
145	コハク	
146	ゴボウシ。ただし、外用剤及び1日量中ゴボウシ1.5g以下を含有するものに限る。	
147	ゴマ	
148	ゴマ油	
149	ゴミシ	
150	ゴレイシ。ただし、外用剤に限る。	
151	コロハ	
152	コロンボ。ただし、外用剤に限る。	
153	コンズランゴ。ただし、外用剤に限る。	
154	サイカク	
155	サイコ。ただし、外用剤及び1日量中サイコ0.7g以下を含有するものに限る。	
156	サイシン。ただし、外用剤及び1日量中サイシン0.3g以下を含有するものに限る。	
157	サイチャ	
158	サフラン	
159	サヨウ	
160	晒飴	
161	サルカケミカン	
162	サンキライ	



163	サンザシ	
164	サンシシ	
165	サンシュユ	
166	サンショウ	
167	サンショウコン。ただし、外用剤に限る。	
168	サンソウニン	
169	サンナ	
170	サンヤク	
171	サンリョウ	
172	ジオウ（別名カンジオウ又はジュクジオウ）。ただし、外用剤及び1日量中ジオウ0.8g以下を含有するものに限る。	
173	シオン。ただし、外用剤に限る。	
174	シクンシ	
175	ジコッピ。ただし、外用剤及び1日量中ジコッピ0.2g以下を含有するものに限る。	
176	シコン	
177	ジセキ。ただし、外用剤に限る。	
178	シソ	
179	シソシ	
180	シソヨウ	ソヨウ
181	シタン	
182	シツリシ。ただし、外用剤に限る。	
183	シテイ	
184	シベット。ただし、外用剤に限る。	シベトール
185	シヤカンゾウ。ただし、外用剤及び1日量中シヤカンゾウ1g未満を含有するものに限る。	
186	シヤクヤク	
187	ジャコウ。ただし、外用剤に限る。	
188	ジャショウシ。ただし、外用剤及び1日量中ジャショウシ0.6g以下を含有するものに限る。	
189	シヤジン（沙参）	
190	シヤゼンシ	
191	シヤゼンソウ	
192	獣角	
193	絨毛組織加水分解物。ただし、外用剤に限る。	
194	ジュウヤク	
195	シユクシヤ	シヤジン（砂仁）

196	シュロジツ。ただし、外用剤に限る。	
197	シュロヨウ	
198	ショウキョウ	ヒネショウガ
199	ショウキョウ油	
200	ショウズク	
201	ショウズク油	
202	ショウ脳	
203	ショウバク	
204	ショウブコン。ただし、外用剤に限る。	カラムス根
205	ショウマ。ただし、外用剤及び1日量中ショウマ 0.15g 以下を含有するものに限る。	
206	ショウレンギョウ。ただし、外用剤に限る。	オトギリソウ (弟切草)
207	ショクショウ	
208	ジョテイシ	
209	ジリュウ。ただし、外用剤及び1日量中ジリュウ 1.5g 以下を含有するものに限る。	
210	シンイ。ただし、外用剤及び1日量中シンイ 0.3g 以下を含有するものに限る。	
211	シンキク	シンギク
212	ジンギョウ。ただし、外用剤に限る。	
213	ジンコウ。ただし、外用剤及び1日量中ジンコウ 1g 以下を含有するものに限る。	
214	シンジュ (真珠)	
215	心臓エキス	
216	シンモッコウ。ただし、外用剤に限る。	
217	スイカ	
218	スイサイヨウ。ただし、外用剤に限る。	
219	杉葉油	
220	ズシ	タントウシ (淡豆鼓) コウシ (香鼓)
221	炭	百草霜
222	セイヒ	
223	セイヨウサンザシ	クラテグス
224	セイヨウトチノキ種子。ただし、外用剤に限る。	
225	ゼオライト。ただし、外用剤に限る。	
226	セキイ。ただし、外用剤に限る。	

227	セキサン。ただし、外用剤に限る。	
228	セキショウコン。ただし、外用剤に限る。	
229	セッケツメイ	
230	セッコウ。ただし、外用剤及び1日量中セッコウ 1.5g 以下を含有するものに限る。	
231	セッコク。ただし、外用剤に限る。	
232	セッコツボク。ただし、外用剤に限る。	ニワトコ
233	セッコツヨウ。ただし、外用剤に限る。	
234	セネガ	
235	センキュウ。ただし、外用剤及び1日量中センキュウ 2.5g 以下を含有するものに限る。	
236	ゼンコ。ただし、外用剤及び1日量中ゼンコ 1.25g 以下を含有するものに限る。	
237	センコツ。ただし、外用剤に限る。	
238	センソ。ただし、外用剤に限る。	
239	センタイ	ゼンタイ
240	センタウリウムソウ	
241	センボウ。ただし、外用剤に限る。	
242	センレンシ。ただし、外用剤に限る。	
243	ソウキセイ (ヤドリギ科の植物を基原とする生薬を含む。)。ただし、外用剤に限る。	
244	ソウジュツ。ただし、外用剤及び1日量中ソウジュツ 2.25g 以下を含有するものに限る。	
245	ソウズク	
246	ソウハク	
247	ソウハクヒ	
248	ソウヒョウショウ	
249	ゾクダン	センゾクダン
250	ソボク。ただし、外用剤及び1日量中ソボク 1g 以下を含有するものに限る。	
251	ダイウイキョウ	
252	ダイオウ。ただし、外用剤に限る。	
253	タイカ	センタイカ
254	タイシャセキ。ただし、外用剤に限る。	
255	大豆黄卷	
256	タイソウ	
257	ダイフウシ	

258	ダイフクヒ。ただし、外用剤に限る。	
259	タクシャ。ただし、外用剤及び1日量中タクシャ 3g 以下を含有するものに限る。	
260	タチジャコウソウ	
261	ダツラ。ただし、外用剤に限る。	
262	タラコンピ	タラコン
263	胆汁	
264	タンジン。ただし、外用剤に限る。	
265	チクジョ	
266	チクセツニンジン	
267	チクヨウ	タンチクヨウ
268	チミアン油	
269	チモ	
270	チャボトケイソウ	
271	チャヨウ	
272	チユ	ジュ（地榆）
273	チョウジ	チョウコウ
274	チョウジ油	
275	チョウトウコウ。ただし、外用剤及び1日量中チョウトウコウ 0.3g 以下を含有するものに限る。	カギカズラ
276	チョレイ。ただし、外用剤及び1日量中チョレイ 2.25g 以下を含有するものに限る。	
277	チンキッピ	
278	チンピ	
279	ツユクサ	
280	ツルボ。ただし、外用剤に限る。	
281	テイレキシ	
282	テレビン油	
283	テンジクオウ	
284	テンナンショウ。ただし、外用剤に限る。	
285	テンマ。ただし、外用剤及び1日量中テンマ 1g 以下を含有するものに限る。	
286	テンモンドウ。ただし、外用剤及び1日量中テンモンドウ 1.25g 以下を含有するものに限る。	
287	トウガシ	
288	トウガラシ	
289	トウキ	

290	トウジン。ただし、外用剤に限る。	
291	トウシンソウ	
292	冬虫夏草	
293	トウニン。ただし、1日量中トウニン0.5g以下を含有するもの（外用剤を除く。）に限る。	
294	トウヒ	
295	トウヒ油	
296	動物胆（ユウタン等）	ユウタン、リタン
297	トウモロコシ	
298	トウヤク	センブリ
299	ドクカツ。ただし、外用剤及び1日量中ドクカツ1.5g以下を含有するものに限る。	ドクカツ（独活）
300	トケイソウ	
301	トシシ。ただし、外用剤に限る。	
302	トショウジツ	
303	トチュウ	
304	ドベッコウ	
305	ドモッコウ。ただし、外用剤に限る。	
306	トン脂	
307	ナンテンジツ	
308	ナンバンゲ	
309	ニガキ	
310	ニクジュヨウ	
311	ニクズク	
312	ニクズク油	
313	ニューコウ	
314	ニラ	
315	ニンジン	
316	ニンドウ	
317	ニンニク	
318	パールカルク	
319	バイカ	
320	ハイショウ	
321	バクガ	
322	ハクガイシ	
323	ハクシニン	ハクシジン
324	白酒	

325	バクモンドウ	
326	ハゲキテン。ただし、外用剤に限る。	ハゲキ、ハゲキニク
327	ハゴシ。ただし、外用剤に限る。	ホコツシ
328	バショウコン。ただし、外用剤に限る。	
329	ハチミツ	
330	ハッカ	
331	ハッカイヒ（別名ハッカイ）。ただし、外用剤に限る。	ハッカイボク
332	バッカツ	
333	ハッカ脳	
334	ハッカ油	
335	ハッカヨウ	
336	パッシフローラ	
337	ハトムギ	
338	ハマボウフウ	
339	ハマメリス	
340	ハンゲ。ただし、外用剤（粘膜に使用する製剤を除く。）及び1日量中ハンゲ0.6g以下を含有するものに限る。	
341	ハンピ	五八霜、マムシ抽出液
342	パンリバーエキス	
343	ヒカイ	
344	ヒシノミ	
345	ヒハツ	
346	ヒマシ油。ただし、外用剤に限る。	
347	ビャクキョウサン。ただし、外用剤に限る。	ビャクキョウザン
348	ビャクゴウ	
349	ビャクシ。ただし、外用剤及び1日量中ビャクシ1.6g以下を含有するものに限る。	
350	ビャクジュツ。ただし、外用剤及び1日量中ビャクジュツ2.25g以下を含有するものに限る。	オケラ
351	ビャクズク	
352	ビャクダン。ただし、外用剤に限る。	
353	ビャクレン	
354	ビワヨウ	
355	ビンロウジ。ただし、外用剤に限る。	
356	フクボンシ。ただし、外用剤に限る。	
357	ブクリュウカン	
358	ブクリョウ。ただし、外用剤及び1日量中ブクリョウ4g以下を含有	



	するものに限る。	
359	ブシ (別名加工ブシ又はホウブシ)。ただし、外用剤に限る。	
360	ブタ胃壁酸加水分解物	
361	ブタ胃壁ペプシン分解物	
362	フラングラ皮。ただし、外用剤に限る。	
363	プラントゴ・オバタ種子	
364	プラントゴ・オバタ種皮	
365	ベアベリー。ただし、外用剤に限る。	
366	ペクチン	
367	ベッコウ	
368	ベラドンナコン (別名ベラドンナ)。ただし、外用剤に限る。	
369	ペルーバルサム	
370	ベルガモット油	
371	ヘンズ	
372	ベントナイト	
373	ボウイ。ただし、外用剤及び1日量中ボウイ 0.5g 以下を含有するものに限る。	
374	ボウコン	
375	ボウショウ	
376	ボウフウ。ただし、外用剤及び1日量中ボウフウ 0.3g 以下を含有するものに限る。	
377	ホオウ	
378	ボクソク	
379	ホコウエイ	
380	ボタンピ。ただし、外用剤及び1日量中ボタンピ 0.4g 以下を含有するものに限る。	
381	ボチョウコウ	
382	ホップ	
383	ポテンティラ。ただし、外用剤に限る。	
384	ホホバ	
385	ホミカ。ただし、外用剤に限る。	
386	ボレイ	
387	マオウ。ただし、外用剤に限る。	
388	マクリ。ただし、外用剤に限る。	
389	真昆布	
390	マシニン	
391	松葉	

392	マツフジ	
393	マムシ胆	
394	マムシタンパク分解物	
395	マルツエキス	
396	マンケイシ。ただし、外用剤及び1日量中マンケイシ0.5g以下を含有するものに限る。	
397	ミズアメ	
398	ミツロウ	オウロウ
399	ムイラブアマ	
400	ムラサキオモト。ただし、外用剤に限る。	
401	メリロート。ただし、外用剤に限る。	
402	モクキンピ	
403	モクツウ。ただし、1日量中モクツウ0.3g以下を含有するもの（外用剤を除く。）に限る。	
404	モクテンリョウ	マタタビ
405	モクロウ	
406	モッカ	
407	モッコウ	
408	モツヤク。ただし、外用剤に限る。	ミルラ
409	桃の葉	
410	ヤカン。ただし、外用剤に限る。	
411	焼セッコウ	
412	ヤクチ	
413	ヤクモソウ。ただし、外用剤に限る。	
414	ヤツメウナギ。ただし、外用剤に限る。	
415	ヤラッパ。ただし、外用剤に限る。	
416	ヤラッパ脂。ただし、外用剤に限る。	
417	ユーカリ油	
418	ユキノシタ	
419	ヨウキセキ。ただし、外用剤に限る。	
420	ヨウバイヒ	
421	ヨクイニン	
422	ラクトサン。ただし、外用剤に限る。	
423	ラジウム鉍砂	恵那ラジウム鉍砂
424	ラタニア	
425	卵黄	
426	卵黄油	

427	リコンピ	リコンハクヒ
428	リュウガンニク	
429	リュウコツ	
430	リュウタン。ただし、外用剤及び1日量中リュウタン0.75g以下を含有するものに限る。	
431	リュウノウ	
432	リョウキョウ	
433	レイヨウカク	
434	レモン油	
435	レンギョウ。ただし、外用剤及び1日量中レンギョウ0.3g以下を含有するものに限る。	
436	レンケイ。ただし、外用剤に限る。	
437	レンセンソウ	
438	レンニク	
439	ローズ油	
440	ローヤルゼリー	
441	ロクキン	
442	ロクジョウ	
443	ロクジン。ただし、外用剤に限る。	
444	ロクベン。ただし、外用剤に限る。	
445	ロジン（松脂）	
446	ロジン（驢腎）。ただし、外用剤に限る。	
447	ロッカク	
448	ワコウボク。ただし、外用剤に限る。	
449	ワレリアナ。ただし、外用剤に限る。	

注1) 1日量は、15歳以上の者に係る量（以下「基準量」という。）であって、15歳未満の者に係る量は基準量を勘案し算定した量とする。

注2) 1日量は、原生薬による値であり、エキス等については原生薬に換算した値を使用すること。

注3) 「成分名」欄中の有効成分は、その塩類及びそれらの水和物を含めた形で表記したものであること。また、特に記載がない限り、それらの光学異性体、立体異性体及び構造異性体を含む表記であること。

注4) 生薬及び動植物成分については、現行既知の範囲において、リスクが明らかに異なるものについては、末、エキス等の別を表記することとし、それ以外のものについては、末、散、エキス、流エキス、抽出物、乾燥エキス及び乾燥水製エキス等を含む表記であること。

薬生総発 0918 第 1 号  
薬生機審発 0918 第 1 号  
薬生安発 0918 第 2 号  
令和元年 9 月 18 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
（ 公 印 省 略 ）

一般用黄体形成ホルモンキットのリスク区分及び適正使用に関する  
情報提供の徹底について

一般用黄体形成ホルモンキット（以下「一般用 LH 検査薬」という。）については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 36 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 345 号）により、平成 28 年 9 月 21 日から第一類医薬品として指定されています。

一般用 LH 検査薬については、平成 28 年 8 月 1 日に開催された平成 28 年度第 1 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会における審議の結果、適正使用調査の結果を踏まえて再度リスク区分を検討することとされていました。

今般、別添のとおり、一般社団法人日本臨床検査薬協会より厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課及び医薬安全対策課宛てに、適正使用調査の最終報告結果が提出されたため、令和元年 8 月 5 日に開催された令和元年度第 1 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会（以下「令和元年度第 1 回安全対策部会」という。）において、一般用 LH 検査薬のリスク区分について審議され、第一類医薬品とすることが適当とされ、引き続き薬剤師による購入者に対する情報提供の徹底が必要とされました。

つきましては、下記について、貴管下の薬局開設者、店舗販売業者、関係団体、関係機関等に対し御周知願います。

記

1. 一般用LH検査薬については、引き続き第一類医薬品として指定すること。
2. 令和元年度第1回安全対策部会において、一般用LH検査薬について、測定結果の解釈の難しさや使用時期を含めた使い方に関する懸念が示されたことを踏まえ、購入者に対し、これらの点を含む一般用LH検査薬の使い方及び避妊目的で使用できないことの説明、検査結果に応じて医師への受診を勧めること等の情報提供を薬剤師により徹底すること。

一般用黄体形成ホルモンキット市販後適正使用調査結果報告書（購入者に対する調査）  
（最終報告）

平成 31 年 1 月 15 日  
（一社）日本臨床検査薬協会

対象品目	一般的名称	一般用黄体形成ホルモンキット		
	販売名 （製造販売業者）	チェックワン LH・II 排卵日予測検査薬（株式会社アクラス） ハイテスター H（株式会社ミズホメディー） P-チェック・LH クリアリー（株式会社ミズホメディー） ドゥーテスト LH a（ロート製薬株式会社） クリアブルー排卵日予測テスト（アリーア メディカル株式会社） ウー・マン チェック LH（不二ラテックス株式会社）		
調査期間	1 年目（平成 28 年 11 月 15 日～平成 29 年 11 月 14 日） 2 年目（平成 29 年 11 月 15 日～平成 30 年 11 月 14 日） （本期間中に製造販売業者に返送されたアンケート葉書）			
総回答数	2070 件（1 年目：1057 件、2 年目：1013 件）			
期間中の出荷数量		1 年目	2 年目	合計（箱）
	株式会社アクラス			
	株式会社ミズホメディー			
	ロート製薬株式会社			
	アリーア メディカル株式会社			
	不二ラテックス株式会社			
	合計（箱）			
調査の目的	一般用黄体形成ホルモンキットの購入者が、排卵日予測検査薬を適正に使用しているかの実態を把握する。			
調査の対象	当該一般用検査薬を購入した使用者			
調査方法の概要	排卵日予測検査薬の使用目的、販売時の説明、資材の分かりやすさ等を問う以下の質問内容を記載したアンケート葉書（無記名）（参考 1）を各製品に同梱し、購入者が製造販売業者に送付する。 購入目的の確認 購入時の説明等に対する確認 チェックシートや説明書に対する確認 使用後の確認 使用後のフォローアップ			
調査結果の概要	別紙（1）のとおり			
調査結果一覧表	別紙（2）のとおり			
調査結果に関する見解と今後の製造販売業者各社の対策	別紙（3）のとおり			
備考	ウー・マン チェック LH（不二ラテックス株式会社）については、平成 31 年 1 月発売のため、本調査実施期間中の販売実績はない。			

## 調査結果の概要

### 購入目的の確認

購入目的について回答のあった 2069 例のうちほとんどは、妊娠のために排卵日を知りたい、体調を知りたい、医師に勧められた、薬局で勧められた等の適正な使用目的での購入であった。

避妊目的で購入したとの回答は 2 年間を通じて 6 例/2069 例 (0.3%) あったが、1 年目の調査では 4 例/1057 例 (0.4%) あった避妊目的での購入が、2 年目の調査では、2 例/1012 例 (0.2%) と減少した。

### 購入時の説明等に対する確認

薬剤師による情報提供は、2 年間を通じて 83.9% (1 年目 : 84.2%、2 年目 : 83.6%) で行われていた。いずれも、平成 29 年度医薬品販売制度実態把握調査結果にある、第 1 類医薬品に対する情報提供 92.4% に比べると若干低い数字となったが、デリケートな内容の情報提供となること、また回答者の約 4 割が過去に使用した経験があるため情報提供の不要を申し出ていることが原因と考えられた。

また、薬剤師から説明を受けた場合の説明内容についての理解度は、2 年間を通じて 97.5% (1 年目 : 96.7%、2 年目 : 98.3%) であった。同様に薬剤師から説明を受けた場合の「避妊目的には使用できないこと」および「相談すべきとき」についての理解度は、2 年間を通じてそれぞれ 98.9%、93.5% (1 年目 : 98.8%、92.7%、2 年目 : 99.1%、94.3%) となった。

### チェックシートや説明書に対する確認

チェックシートの理解度については、「チェックシートの内容はわかりましたか？」の質問に対し、「はい」と回答した割合は、全購入者（チェックシートが配布されていない購入者も含む。）において、2 年間を通じて 85.7% (1 年目 : 86.9%、2 年目 : 84.4%) であり、チェックシートが配布された購入者においては、2 年間を通じて 98.3% (1 年目 : 98.5%、2 年目 : 98.0%) であった。また、チェックシートの利用度は、2 年間を通じて 76.5% (1 年目 : 77.5%、2 年目 : 75.5%) であった。チェックシートの利用度が理解度に比較して低い点は、内容を読んで理解したものの、チェックするという行動にまでは至らなかったためであると考えた。

一方、説明書の理解度については、「説明書の内容は理解した」と回答した割合が 2 年間を通じて 98.1% (1 年目 : 98.1%、2 年目 : 98.2%) と高く、商品に同梱している説明書が、購入者の排卵日予測検査薬に関する情報の理解に大いに貢献していると考えた。

### 使用後の確認

検査結果について、2 年間を通じて 96.1% (1 年目 : 96.2%、2 年目 : 96.0%) の方が自分で判定できたと回答しており、検査方法及び判定方法に関しては、使用経験によらず、消費者にわかりやすい情報提供ができていると考えた。

### 使用後のフォローアップ

排卵日予測検査薬による検査の結果「医師の診療を必要とする結果であった」と回答した割合は、2 年間を通じて全体の 25.3 % (1 年目 : 22.8%、2 年目 : 27.9%) であり、そのうち、「医師の診療を受けようと考えている人の割合」および「実際に医師の診療を受けた人の割合」は、2 年間を通じてそれぞれ 66.7%、58.6% (1 年目 : 67.1%、55.8%、2 年目 : 66.3%、61.0%) であった。



## 調査結果一覧表

## 1) 対象者の背景

回答率 (%) (回答数/回答者数)

項目	回答形式	1年目	2年目	合計
お仕事の状況	専業主婦	39.1 (411/1051)	33.6 (337/1002)	36.4 (748/2053)
	パート	19.5 (205/1051)	20.7 (207/1002)	20.1 (412/2053)
	自営業	1.8 (19/1051)	3.1 (31/1002)	2.4 (50/2053)
	公務員・会社員	36.0 (378/1051)	40.6 (407/1002)	38.2 (785/2053)
	その他	3.6 (38/1051)	2.0 (20/1002)	2.8 (58/2053)
	無回答数	6	11	17
年齢	～19歳	0.0 (0/1054)	0.0 (0/1003)	0.0 (0/2057)
	20～24歳	1.2 (13/1054)	1.0 (10/1003)	1.1 (23/2057)
	25～29歳	16.0 (169/1054)	17.4 (175/1003)	16.7 (344/2057)
	30～34歳	37.8 (398/1054)	39.0 (391/1003)	38.4 (789/2057)
	35～39歳	30.4 (320/1054)	28.7 (288/1003)	29.6 (608/2057)
	40歳～	14.6 (154/1054)	13.9 (139/1003)	14.2 (293/2057)
	無回答数	3	10	13
以前に排卵日予測検査薬を使ったことがありますか？	以前に使ったことがある。	37.3 (392/1051)	42.2 (422/1001)	39.7 (814/2052)
	初めて使う。	62.7 (659/1051)	57.8 (579/1001)	60.3 (1238/2052)
	無回答数	6	12	18
現在、妊娠・不妊に関する事で医療機関を受診していますか？	はい	35.9 (362/1007)	37.5 (361/962)	36.7 (723/1969)
	いいえ	64.1 (645/1007)	62.5 (601/962)	63.3 (1246/1969)
	無回答数	50	51	101

## 2) 調査結果

### ① 購入目的の確認

① 購入目的の確認		1年目合計 (回答者合計 数:1057)	2年目合計 (回答者合計 数:1012)	合計 (回答者総合計 数:2069)
1 本品をなぜ購入 されましたか？ (複数回答可)	体調を知りたい	82	84	166
	妊娠のために排卵日を知りたい	1032	981	2013
	避妊のため	4	2	6
	医師にすすめられた	69	68	137
	薬局等ですすめられた	13	11	24
	医療機関に行く時間がない	51	38	89
	その他	34	33	67
避妊目的での購入割合 (避妊のための回答数/総回答者 数：%)		0.4 (4/1057) (無回答数：0)	0.2 (2/1012) (無回答数：1)	0.3 (6/2069) (無回答数：1)

② 購入時の説明等への理解度（説明された内容、避妊目的には使用できないこと、医師・薬剤師への相談について）

② 購入時の説明等に対する確認		1年目合計	2年目合計	合計
1 薬剤師から説明された内容はわかりましたか？	はい	854	827	1681
	いいえ	29	14	43
	説明がなかった	166	165	331
購入時の薬剤師による情報提供の割合（「はい」の回答数+「いいえ」の回答数）／回答者：％		84.2 (883/1049) (無回答数：8)	83.6 (841/1006) (無回答数：7)	83.9 (1724/2055) (無回答数：15)
薬剤師の説明への理解度（「はい」の回答数/回答者：％）		81.4 (854/1049) (無回答数：8)	82.2 (827/1006) (無回答数：7)	81.8 (1681/2055) (無回答数：15)
薬剤師の説明への理解度（「はい」の回答数/説明をうけた回答者：％）		96.7 (854/883)	98.3 (827/841)	97.5 (1681/1724)
2 避妊目的には使用できないことがわかりましたか？	はい	906	847	1753
	いいえ	11	8	19
	説明がなかった	138	153	291
避妊目的には使用できないことの理解度（「はい」の回答数/回答者：％）		85.9 (906/1055) (無回答数：2)	84.0 (847/1008) (無回答数：5)	85.0 (1753/2063) (無回答数：7)
避妊目的には使用できないことの理解度（「はい」の回答数/説明をうけた回答者：％）		98.8 (906/917)	99.1 (847/855)	98.9 (1753/1772)
3 どのようなときに、医師又は薬剤師に相談すればよいかわかりましたか？	はい	748	714	1462
	いいえ	59	43	102
	説明がなかった	245	245	490
相談すべきときの理解度（「はい」の回答数/回答者：％）		71.1 (748/1052) (無回答数：5)	71.3 (714/1002) (無回答数：11)	71.2 (1462/2054) (無回答数：16)
相談すべきときの理解度（「はい」の回答数/説明をうけた回答者：％）		92.7 (748/807)	94.3 (714/757)	93.5 (1462/1564)

③ チェックシート・説明書についての理解度

③ チェックシートや説明書に対する確認		1年目合計	2年目合計	合計
1 チェックシート*の内容はわかりましたか？	はい	911	852	1763
	いいえ	14	17	31
	配布されていない	123	140	263
チェックシートの理解度（「はい」の回答数/回答者：％）		86.9 (911/1048) (無回答数：9)	84.4 (852/1009) (無回答数：4)	85.7 (1763/2057) (無回答数：13)
チェックシートの理解度（「はい」の回答数/配付された回答者：％）		98.5 (911/925)	98.0 (852/869)	98.3 (1763/1794)
2 チェックシートでチェックした上で本品を使用しましたか？	はい	794	732	1526
	いいえ	230	238	468
チェックシートの利用度（「はい」の回答数/回答者：％）		77.5 (794/1024) (無回答数：33)	75.5 (732/970) (無回答数：43)	76.5 (1526/1994) (無回答数：76)
3 上記1の質問で「いいえ」とお答えの方に質問します。 1) チェックシートで理解できなかった内容はどうしましたか？（複数回答あり）	説明書を読み直した	7	11	18
	薬剤師に相談した	3	3	6
	その他	5	4	9
4 本品と一緒にはいっている説明書（検査のタイミング、検査方法、判定の仕方等）の内容はわかりましたか？	はい	1025	977	2002
	いいえ	20	18	38
説明書の内容についての理解度（「はい」の回答数/回答者：％）		98.1 (1025/1045) (無回答数：12)	98.2 (977/995) (無回答数：18)	98.1 (2002/2040) (無回答数：30)
5 上記4の質問で「いいえ」とお答えの方に質問します。 1) わからないところについて医師、薬剤師に相談しましたか？	はい	4	5	9
	いいえ	16	11	27
	無回答数	0	2	2

④ 使用後の確認

④ 使用後の確認		1年目合計	2年目合計	合計
1 検査結果は、自分で判定できましたか？	はい	1000	955	1955
	いいえ	39	40	79
検査結果を自分で判定できた割合（「はい」の回答数/回答者：％）		96.2 (1000/1039) (無回答数：18)	96.0 (955/995) (無回答数：18)	96.1 (1955/2034) (無回答数：36)

⑤ 使用後のフォローアップ

⑤ 使用後のフォローアップ		1年目合計	2年目合計	合計
1 医師の診療を必要とする結果でしたか？ 陰性が続いた，陽性が続いた，6周期チャレンジしても妊娠しない時には医師の診療を受けてください。	はい	231	267	498
	いいえ	780	691	1471
	無回答数	46	55	101
医師への診療を必要とする割合（「はい」の回答数/回答者数：％）		22.8 (231/1011)	27.9 (267/958)	25.3 (498/1969)
2 実際に、医師の診療を受けましたか？	はい	129	163	292
	いいえ	101	96	197
	無回答数	1	8	9
医師への受診割合（2の「はい」の回答/1の「はい」の回答：％）		55.8 (129/231)	61.0 (163/267)	58.6 (292/498)
3-1 今回の検査結果がきっかけとなって医師の診療を受けようと思われましたか？	はい	343	352	695
	いいえ	663	603	1266
	無回答数	51	58	109
3-2 今回の検査結果がきっかけとなって医師の診療を受けようと思われましたか？ (1で「はい」の方のみ)	はい	155	177	332
	いいえ	73	84	157
	無回答数	3	6	9
医師への受診意向の割合（3-2の「はい」の回答/1の「はい」の回答：％）		67.1 (155/231)	66.3 (177/267)	66.7 (332/498)
4 医師の診療を受けなかった場合、その理由はなんですか。（複数回答可）	診療を受ける時間がない	130	124	254
	どこの病院に相談して良いか分からない	92	89	181
	恥ずかしい	31	31	62
	その他	389	336	725
	無回答数	577	520	1097

## 調査結果に関する見解と今後の製造販売業者各社の対策

### ① 購入目的の確認

購入目的については、ほとんどの回答が、妊娠のために排卵日を知りたい、体調を知りたい、医師・薬局にすすめられたとの適正な目的であった。避妊目的での購入については、2年間で合計6例あったものの、その件数は1年目の調査（4例/1057例：0.4%）に比べ、2年目の調査（2例/1012例：0.2%）では減少した。

また、下記の対策を講じた以降は避妊目的における購入例はなかった。

- 購入時に避妊目的で使用できない旨を確認できるようにするために、各製品のパッケージに「避妊目的には使用できない」旨明確に記載する。
- 主要な情報収集媒体と考えられるウェブサイト上で、妊娠しやすい日が排卵日の前から排卵日の直後であること、避妊目的には使用できないこと等を情報提供する。

引き続き上記対策に加え、問い合わせ窓口における情報提供および「避妊目的には使用しない」旨記載のあるチェックシートの同梱等、不適正使用を減らす対策の実施を検討していくこととする。さらに、関連団体への働きかけや説明資材等の提供を通じて、販売店より購入者への情報提供を推進していくこととする。

また、問い合わせ窓口あるいはアンケート等により、引き続き不適正使用に関する情報収集を行い、問題のある兆候が見られた場合には、業界内で共有し対応を検討することとする。

### ② 購入時の説明等に対する確認

### ③ チェックシートや説明書に対する確認

### ④ 使用後の確認

購入時の説明に対する確認、チェックシートや説明書の説明に対する確認、使用後の確認については、1年目の調査、2年目の調査の結果はほぼ同等であった。

2年間の結果をみると、購入時の説明に対する理解度については、説明を受けた者のうち97.5%、チェックシートの内容についての理解度は、チェックシートを配布された者のうち98.3%、説明書の内容についての理解度は、98.1%と良好な結果であることが確認された。このように、適正使用調査の結果、チェックシート及び説明書は、適正使用の推進に非常に有用であると考えられた。

また、使用後の確認については、2年間を通じて96.1%が「判定できた」と回答しており、検査方法及び判定方法に関しては、一般用検査薬に求められる購入者にわかりやすい情報提供ができていたものと考えた。

一方、「チェックシート」が配布されていなかったという回答は、2年間の合計で、263件あった。今後、様々な要因で薬剤師による情報提供が行われなかった場合であってもチェックシートが確実に購入者の手元に届き、使用前のセルフチェックを通じて適正使用を推進できるよう、製品パッケージへ「チェックシート」を同梱することで対応できると考えた。

#### ⑤ 使用後のフォローアップ

排卵日予測検査薬による検査の結果、「医師の診療を必要とする結果であった」と回答した割合は、2年間を通じて全体の25.3%であり、そのうち「今回の検査結果がきっかけとなって医師の診療を受けようと思った」人の割合は、66.7%、「医師の診療を受けた」人の割合は58.6%であった。排卵日予測検査薬の使用は、自身の体調に気づくことにつながり、医師を受診するきっかけとしての一定の役割を果たしていると考えた。

今後も引き続き、医師の診療を必要とするケースについてはその必要性をウェブサイトや説明書等で積極的に情報提供することで、更なる受診意向の向上に取り組んでいくこととする。



< 参考資料 : 調査結果詳細 >

① 購入目的の確認

		1年目				2年目				合計			
		初めて (回答者 合計 数:659)	経験有 (回答者 合計 数:392)	経験不明 (回答者 合計数:6)	合計 (総回答者 数:1057)	初めて (回答者 合計 数:579)	経験有 (回答者 合計 数:421)	経験不明 (回答者 合計数:12)	合計 (総回答者 数:1012)	初めて (回答者 合計 数:1238)	経験有 (回答者 合計 数:813)	経験不明 (回答者 合計数:18)	合計 (総回答者 数:2069)
1 本品をなぜ 購入されま したか？ (複数回答 可)	体調を知りたい	60	22	0	82	52	31	1	84	112	53	1	166
	妊娠のために排 卵日を知りたい	641	385	6	1032	561	408	12	981	1202	793	18	2013
	避妊のため	3	1	0	4	1	1	0	2	4	2	0	6
	医師にすすめら れた	32	37	0	69	39	29	0	68	71	66	0	137
	薬局等ですすめ られた	8	5	0	13	6	4	1	11	14	9	1	24
	医療機関に行く 時間がない	27	24	0	51	19	17	2	38	46	41	2	89
	その他	17	17	0	34	21	12	0	33	38	29	0	67
避妊目的での購入割合（避妊の ための回答数/総回答者数：％）		0.46 (3/659)	0.26 (1/392)	0.00 (0/6)	0.4 (4/1057) (無回答 数：0)	0.17 (1/579)	0.24 (1/421)	0.00 (0/12)	0.2 (2/1012) (無回答 数：1)	0.32 (4/1238)	0.25 (2/813)	0.00 (0/18)	0.3 (6/2069) (無回答 数：1)

② 購入時の説明等への理解度（説明された内容、避妊目的には使用できないこと、医師・薬剤師への相談について）

② 購入時の説明等に対する確認		1年目				2年目				合計			
		初めて	経験有	経験不明	合計	初めて	経験有	経験不明	合計	初めて	経験有	経験不明	合計
1 薬剤師から説明された内容はわかりましたか？	はい	534	314	6	854	465	352	10	827	999	666	16	1681
	いいえ	24	5	0	29	12	2	0	14	36	7	0	43
	説明がなかった	97	69	0	166	96	67	2	165	193	136	2	331
購入時の薬剤師による情報提供の割合（「はい」の回答数+「いいえ」の回答数）/回答者：％		85.2 (558/655)	82.2 (319/388)	100.0 (6/6)	84.2 (883/1049) (無回答数:8)	83.2 (477/573)	84.1 (354/421)	83.3 (10/12)	83.6 (841/1006) (無回答数:7)	84.3 (1035/1228)	83.2 (673/809)	88.9 (16/18)	83.9 (1724/2055) (無回答数:15)
薬剤師の説明への理解度（「はい」の回答数/回答者：％）		81.5 (534/655)	80.9 (314/388)	100.0 (6/6)	81.4 (854/1049) (無回答数:8)	81.2 (465/573)	83.6 (352/421)	83.3 (10/12)	82.2 (827/1006) (無回答数:7)	81.4 (999/1228)	82.3 (666/809)	88.9 (16/18)	81.8 (1681/2055) (無回答数:15)
薬剤師の説明への理解度（「はい」の回答数/説明をうけた回答者：％）		95.7 (534/558)	98.4 (314/319)	100.0 (6/6)	96.7 (854/883)	97.5 (465/477)	99.4 (352/354)	100.0 (10/10)	98.3 (827/841)	96.5 (999/1035)	99.0 (666/673)	100.0 (16/16)	97.5 (1681/1724)
2 避妊目的には使用できないことがわかりましたか？	はい	575	326	5	906	475	364	8	847	1050	690	13	1753
	いいえ	7	4	0	11	3	3	2	8	10	7	2	19
	説明がなかった	75	62	1	138	97	54	2	153	172	116	3	291
避妊目的には使用できないことの理解度（「はい」の回答数/回答者：％）		87.5 (575/657)	83.2 (326/392)	83.3 (5/6)	85.9 (906/1055) (無回答数:2)	82.6 (475/575)	86.5 (364/421)	66.7 (8/12)	84.0 (847/1008) (無回答数:5)	85.2 (1050/1232)	84.9 (690/813)	72.2 (13/18)	85.0 (1753/2063) (無回答数:7)
避妊目的には使用できないことの理解度（「はい」の回答数/説明をうけた回答者：％）		98.8 (575/582)	98.8 (326/330)	100.0 (5/5)	98.8 (906/917)	99.4 (475/478)	99.2 (364/367)	80.0 (8/10)	99.1 (847/855)	99.1 (1050/1060)	99.0 (690/697)	86.7 (13/15)	98.9 (1753/1772)

3 どのようなときに、医師又は薬剤師に相談すればよいかわかりましたか？	はい	479	263	6	748	407	301	6	714	886	564	12	1462
	いいえ	32	27	0	59	20	22	1	43	52	49	1	102
	説明がなかった	142	103	0	245	145	96	4	245	287	199	4	490
相談すべきときの理解度 （「はい」の回答数/回答者：％）		73.4 (479/653)	66.9 (263/393)	100.0 (6/6)	71.1 (748/1052) (無回答数:5)	71.2 (407/572)	71.8 (301/419)	54.5 (6/11)	71.3 (714/1002) (無回答数:11)	72.3 (886/1225)	69.5 (564/812)	70.6 (12/17)	71.2 (1462/2054) (無回答数:16)
相談すべきときの理解度 （「はい」の回答数/説明をうけた回答者：％）		93.7 (479/511)	90.7 (263/290)	100.0 (6/6)	92.7 (748/807)	95.3 (407/427)	93.2 (301/323)	85.7 (6/7)	94.3 (714/757)	94.5 (886/938)	92.0 (564/613)	92.3 (12/13)	93.5 (1462/1564)

③ チェックシート・説明書についての理解度

③ チェックシートや説明書 に対する確認		1年目				2年目				合計			
		初めて	経験有	経験不明	合計	初めて	経験有	経験不明	合計	初めて	経験有	経験不明	合計
1 チェック シート*の 内容はわか りましたか？	はい	572	333	6	911	482	358	12	852	1054	691	18	1763
	いいえ	8	6	0	14	10	7	0	17	18	13	0	31
	配布されて いない	73	50	0	123	84	56	0	140	157	106	0	263
チェックシートの理解度 (「はい」の回答数/回答 者：%)		87.6 (572/653)	85.6 (333/389)	100.0 (6/6)	86.9 (911/1048) (無回答数:9)	83.7 (482/576)	85.0 (358/421)	100.0 (12/12)	84.4 (852/1009) (無回答数:4)	85.8 (1054/1229)	85.3 (691/810)	100.0 (18/18)	85.7 (1763/2057) (無回答数:13)
チェックシートの理解度 (「はい」の回答数/配付さ れた回答者：%)		98.6 (572/580)	98.2 (333/339)	100.0 (6/6)	98.5 (911/925)	98.0 (482/492)	98.1 (358/365)	100.0 (12/12)	98.0 (852/869)	98.3 (1054/1072)	98.2 (691/704)	100.0 (18/18)	98.3 (1763/1794)
2 チェックシ ートでチェ ックした 上で本品を 使用しまし たか？	はい	509	279	6	794	409	315	8	732	918	594	14	1526
	いいえ	132	98	0	230	147	88	3	238	279	186	3	468
チェックシートの利用度 (「はい」の回答数/回答 者：%)		79.4 (509/641)	74.0 (279/377)	100.0 (6/6)	77.5 (794/1024) (無回答数:33)	73.6 (409/556)	78.2 (315/403)	72.7 (8/11)	75.5 (732/970) (無回答数:43)	76.7 (918/1197)	76.2 (594/780)	82.4 (14/17)	76.5 (1526/1994) (無回答数:76)
3 上記1の質 問で「いい え」とお 答えの方 に質問し ます。 1) チェ ックシ ートで理 解できな かった 内容はど うしまし たか？ (複数回 答あり)	説明書 を読み 直した	5	2	0	7	6	5	0	11	11	7	0	18
	薬剤師 に相談 した	2	1	0	3	1	2	0	3	3	3	0	6
	その他	2	3	0	5	3	1	0	4	5	4	0	9

4 本品と一緒に はっている説明書 (検査のタイミン グ、検査方法、判定 の仕方等)の内容は わかりましたか?	はい	632	387	6	1025	560	406	11	977	1192	793	17	2002
	いいえ	17	3	0	20	9	8	1	18	26	11	1	38
説明書の内容についての 理解度(「はい」の回答 数/回答者:%)		97.4 (632/649)	99.2 (387/390)	100.0 (6/6)	98.1 (1025/1045) (無回答数:12)	98.4 (560/569)	98.1 (406/414)	91.7 (11/12)	98.2 (977/995) (無回答数:18)	97.9 (1192/1218)	98.6 (793/804)	94.4 (17/18)	98.1 (2002/2040) (無回答数:30)
5 上記4の質問で 「いいえ」とお答 えの方に質問しま す。 1) わからないとこ ろについて医師、薬 剤師に相談しまし たか?	はい	3	1	0	4	2	2	1	5	5	3	1	9
	いいえ	14	2	0	16	6	5	0	11	20	7	0	27
	無回答 数	0	0	0	0	1	1	0	2	1	1	0	2

#### ④ 使用後の確認

④ 使用後の確認		1年目				2年目				合計			
		初めて	経験有	経験不明	合計	初めて	経験有	経験不明	合計	初めて	経験有	経験不明	合計
1 検査結果は、 自分で判定でき ましたか?	はい	619	375	6	1000	541	403	11	955	1160	778	17	1955
	いいえ	30	9	0	39	25	14	1	40	55	23	1	79
検査結果を自分で判定 できた割合(「はい」 の回答数/回答者:%)		95.4 (619/649)	97.7 (375/384)	100.0 (6/6)	96.2 (1000/1039) (無回答数:18)	95.6 (541/566)	96.6 (403/417)	91.7 (11/12)	96.0 (955/995) (無回答数:18)	95.5 (1160/1215)	97.1 (778/801)	94.4 (17/18)	96.1 (1955/2034) (無回答数:36)

⑤ 使用後のフォローアップ

⑤ 使用後のフォローアップ		1年目				2年目				合計			
		初めて	経験有	経験不明	合計	初めて	経験有	経験不明	合計	初めて	経験有	経験不明	合計
1 医師の診療を必要とする結果でしたか？ 陰性が続いた、陽性が続いた、6周期チャレンジしても妊娠しない時には医師の診療を受けてください	はい	128	101	2	231	118	144	5	267	246	245	7	498
	いいえ	499	277	4	780	423	261	7	691	922	538	11	1471
					無回答数:46				無回答数:55				無回答数:101
	医師への診療を必要とする割合(「はい」の回答数/回答者数：%)	20.4 (128/627)	26.7 (101/378)	33.3 (2/6)	22.8 (231/1011)	21.8 (118/541)	35.6 (144/405)	41.7 (5/12)	27.9 (267/958)	21.1 (246/1168)	31.3 (245/783)	38.9 (7/18)	25.3 (498/1969)
2 実際に、医師の診療を受けましたか？	はい	58	70	1	129	67	95	1	163	125	165	2	292
	いいえ	70	30	1	101	49	43	4	96	119	73	5	197
					無回答数:1				無回答数:8				無回答数:9
	医師への受診割合(2の「はい」の回答/1の「はい」の回答：%)	45.3 (58/128)	69.3 (70/101)	50.0 (1/2)	55.8 (129/231)	56.8 (67/118)	66.0 (95/144)	20.0 (1/5)	61.0 (163/267)	50.8 (125/246)	67.3 (165/245)	28.6 (2/7)	58.6 (292/498)
3-1 今回の検査結果がきっかけとなって医師の診療を受けようと思われましたか？	はい	212	129	2	343	186	161	5	352	398	290	7	695
	いいえ	408	251	4	663	356	240	7	603	764	491	11	1266
					無回答数:51				無回答数:58				無回答数:109
3-2 今回の検査結果がきっかけとなって医師の診療を受けようと思われましたか？(1で「はい」の方のみ)	はい	86	68	1	155	80	94	3	177	166	162	4	332
	いいえ	40	32	1	73	35	47	2	84	75	79	3	157
					無回答数:3				無回答数:6				無回答数:9
	医師への受診意向の割合(3-2の「はい」の回答/1の「はい」の回答：%)	67.2 (86/128)	67.3 (68/101)	50.0 (1/2)	67.1 (155/231)	67.8 (80/118)	65.3 (94/144)	60.0 (3/5)	66.3 (177/267)	67.5 (166/246)	66.1 (162/245)	57.1 (4/7)	66.7 (332/498)
4 医師の診療を受けなかった場合、その理由はなんですか。(複数回答可)	診療を受ける時間がない	86	43	1	130	69	52	3	124	155	95	4	254
	どこの病院に相談して良 いか分からない	65	26	1	92	52	34	3	89	117	60	4	181
	恥ずかしい	25	6	0	31	11	20	0	31	36	26	0	62
	その他	252	135	2	389	202	130	4	336	454	265	6	725
					無回答数:577				無回答数:520				無回答数:1097

一般用黄体形成ホルモンキット市販後適正説明調査報告書（販売店に対する調査）  
（最終報告）

平成 31 年 1 月 15 日  
（一社）日本臨床検査薬協会

対象品目	一般的名称	一般用黄体形成ホルモンキット
	販売名 （製造販売業者）	チェックワン LH・II 排卵日予測検査薬（株式会社アラクス） ハイテスター H（株式会社ミズホメディー） P-チェック・LH クリアリー（株式会社ミズホメディー） ドゥーテスト LH a（ロート製薬株式会社） クリアブルー排卵日予測テスト（アリーア メディカル株式会社） ウー・マン チェック LH（不二ラテックス株式会社）
調査期間		1 年目（平成 28 年 11 月 15 日～平成 29 年 11 月 14 日） 2 年目（平成 29 年 11 月 15 日～平成 30 年 11 月 14 日）
回答数		販売店における薬剤師からの情報提供の仕方について、はじめて購入する方、購入履歴がある方にわけて調査を行い集計した。 はじめて購入する方（初回購入の方）へのアンケート回答数：3131 件 （1 年目：1794 件、2 年目：1337 件） 購入履歴がある方へのアンケート回答数：2923 件 （1 年目：1590 件、2 年目：1333 件）
調査の目的		一般用黄体形成ホルモンキットの購入者に対する情報提供が適正に行われたかどうかを確認する。
調査の対象		一般用黄体形成ホルモンキットを販売した店舗
調査方法の概要		一般用黄体形成ホルモンキットの取扱い店舗に対して製造販売業者よりアンケート用紙を配布し、回収する。
調査結果の概要		別紙（1）のとおり
調査結果一覧表		別紙（2）のとおり
調査結果に関する見解と今後の製造販売業者各社の対策		別紙（3）のとおり
備考		ウー・マン チェック LH（不二ラテックス株式会社）については、平成 31 年 1 月発売のため、調査実施期間中の販売実績はない。

## 調査結果の概要

### (1) 避妊目的に使用しない旨の説明について

避妊目的に使用しない旨の情報提供の割合は、2年間を通じて、初回購入の方が80.7%、購入履歴がある方が60.4%となった。その内訳は、1年目の調査では、初回購入の方が77.6%、購入履歴がある方が57.5%であり、2年目の調査では、初回購入の方が84.8%、購入履歴がある方が63.8%となり、初回購入の方、購入履歴がある方のいずれにおいても、「避妊目的に使用しない」旨の情報提供の割合は1年目の調査に比べ、2年目の調査のほうが高くなった。

初回購入の方に本項目について説明をしなかった理由としては、購入者とのコミュニケーションから妊娠目的での購入であると確認できた、デリケートな内容となるため他人の目のある店頭で言葉に出すことを差し控えたというものが、2年間を通して多かった。購入履歴がある方に説明をしなかった理由の多くは、購入履歴があるため説明不要と判断したというものであった。

### (2) 確認項目についての説明について

確認項目についての情報提供の割合については、2年間を通じて、初回購入の方が79.8%、購入履歴がある方が60.1%となった。その内訳は、1年目の調査では、初回購入の方が78.8%、購入履歴がある方が59.5%であり、2年目の調査では、初回購入の方が81.1%、購入履歴がある方が60.9%と、1年目の調査と2年目の調査は、ほぼ同等の結果となった。

初回購入の方に説明をしなかった理由としては、内容が不妊治療や性交のようなデリケートな内容となるため他人の目のある店頭で説明することを差し控えた、購入者が詳しく理解しており説明する必要があると判断したというものが2年間を通じて多かった。購入履歴がある方に説明をしなかった理由の多くは、購入履歴があるため説明不要と判断したというものであった。

### (3) 陰性が続き LH サージを確認できない場合の対処についての説明について

陰性が続き LH サージを確認できない場合についての情報提供の割合については、2年間を通じて、初回購入の方が87.0%、購入履歴がある方が67.2%となった。その内訳は、1年目の調査では、初回購入の方が85.7%、購入履歴がある方が66.8%であり、2年目の調査では、初回購入の方が88.7%、購入履歴がある方が67.8%と、1年目の調査と2年目の調査は、ほぼ同等の結果となった。

初回購入の方に説明しなかった理由については、限られた時間の中で重要項目から説明した、デリケートな内容であるため他人の目のある店頭での説明を差し控えたというものが2年間を通じて多かった。購入履歴がある方に説明をしなかった理由の多くは、購入履歴があるため説明不要と判断したというものであった。



#### (4) 検査のタイミングについての説明について

検査のタイミングについての情報提供の割合については、2年間を通じてその割合は、初回購入の方が96.1%、購入履歴がある方が72.0%となった。その内訳は、1年目の調査では、初回購入の方が96.1%、購入履歴がある方が72.1%であり、2年目の調査では、初回購入の方が96.1%、購入履歴がある方が72.0%と、1年目の調査と2年目の調査は、ほぼ同等の結果となった。

購入履歴がある方に説明をしなかった理由の多くは、購入履歴があるため説明不要と判断したというものであった。

#### (5) 検査及び判定のしかたについての説明について

検査及び判定のしかたについての情報提供の割合については、2年間を通じてその割合は、初回購入の方が96.3%、購入履歴がある方が64.6%となった。その内訳は、1年目の調査では初回購入の方が96.2%、購入履歴がある方が65.5%であり、2年目の調査では、初回購入の方が96.4%、購入履歴がある方が63.4%と1年目の調査と2年目の調査は、ほぼ同等の結果となった。購入履歴がある方に説明をしなかった理由の多くは、購入履歴があるため説明不要と判断したというものであった。

#### (6) チェックシートの活用についての説明について

チェックシートの活用についての情報提供の割合については、2年間を通じてその割合は、初回購入の方が75.9%、購入履歴がある方が54.8%となった。その内訳は、1年目の調査では、初回購入の方が74.3%、購入履歴がある方が54.0%であり、2年目の調査では、初回購入の方が78.0%、購入履歴がある方が55.9%と、1年目の調査と2年目の調査は、ほぼ同等の結果となった。

初回購入の方に説明を行わなかった理由としては、チェックシートを知らないというものが2年間を通じて多かった。購入履歴がある方に説明をしなかった理由の多くは、購入履歴があるため説明不要と判断したというものであった。

#### (7) 購入時の質問について

2年間を通じて、購入履歴がある方については、質問をうけたことがほとんどないという回答が多数であった。受ける質問については、初回購入の方、購入履歴がある方のいずれも、各社の製品の違い、使用方法等についてであった。

## 調査結果一覧表

## (1) 避妊目的に使用しない旨の説明について

項目	回答形式	1年目		2年目		合計		合計
		初回購入の方	購入履歴がある方	初回購入の方	購入履歴がある方	初回購入の方	購入履歴がある方	
「避妊の目的では使用できない」ことを説明しましたか？	説明した。	1005	624	849	549	1854	1173	3027
	ほとんど説明した。	385	286	282	292	667	578	1245
	あまり説明しなかった。	194	320	104	257	298	577	875
	ほとんど説明しなかった。	208	352	98	220	306	572	878
説明した割合 (説明した+ほとんど説明した/回答数%)		77.6 (1390/1792) (無回答数：2)	57.5 (910/1582) (無回答数：8)	84.8 (1131/1333) (無回答数：4)	63.8 (841/1318) (無回答数：15)	80.7 (2521/3125) (無回答数：6)	60.4 (1751/2900) (無回答数：23)	70.9 (4272/6025) (無回答数：29)

(2) 確認項目についての説明について

項目	回答形式	1年目		2年目		合計		合計
		初回購入の方	購入履歴がある方	初回購入の方	購入履歴がある方	初回購入の方	購入履歴がある方	
以下の場合に当てはまらないことを確認しましたか？ 又は、当てはまるが医師に相談していることを確認しましたか？ (確認項目) ① 不妊治療を受けている。 ② 適切な時期に性交をもっても1年以上妊娠しない。 ③ 生理周期や月経に異常がある。	確認した。	808	537	651	438	1459	975	2434
	ほとんど確認した。	598	399	427	362	1025	761	1786
	あまり確認しなかった。	230	360	144	282	374	642	1016
	ほとんど確認しなかった。	148	278	108	232	256	510	766
説明した割合 (確認した+ほとんど確認した/回答数%)		78.8 (1406/1784) (無回答数: 10)	59.5 (936/1574) (無回答数: 16)	81.1 (1078/1330) (無回答数: 7)	60.9 (800/1314) (無回答数: 19)	79.8 (2484/3114) (無回答数: 17)	60.1 (1736/2888) (無回答数: 35)	70.3 (4220/6002) (無回答数: 52)

(3) 陰性が続き LH サージを確認できない場合の対処についての説明について

項目	回答形式	1年目		2年目		合計		合計
		初回購入の方	購入履歴がある方	初回購入の方	購入履歴がある方	初回購入の方	購入履歴がある方	
検査期間中、陰性が続き LH サージが確認できない場合は、早期に医師又は薬剤師に相談することを説明しましたか？	説明した。	953	628	764	500	1717	1128	2845
	ほとんど説明した。	571	427	415	389	986	816	1802
	あまり説明しなかった。	131	268	76	226	207	494	701
	ほとんど説明しなかった。	124	256	74	197	198	453	651
説明した割合（説明した+ほとんど説明した/回答数%）		85.7 (1524/1779) (無回答数：15)	66.8 (1055/1579) (無回答数：11)	88.7 (1179/1329) (無回答数：8)	67.8 (889/1312) (無回答数：21)	87.0 (2703/3108) (無回答数：23)	67.2 (1944/2891) (無回答数：32)	77.5 (4647/5999) (無回答数：55)

(4) 検査のタイミングについての説明について

項目	回答形式	1年目		2年目		合計		合計
		初回購入の方	購入履歴がある方	初回購入の方	購入履歴がある方	初回購入の方	購入履歴がある方	
検査のタイミングとして、次の生理開始予定日の17日前から検査を開始すること、検査の際は、毎日ほぼ同じ時間帯に検査することを説明しましたか？	説明した。	1380	817	1067	644	2447	1461	3908
	ほとんど説明した。	338	326	212	301	550	627	1177
	あまり説明しなかった。	39	255	28	213	67	468	535
	ほとんど説明しなかった。	31	187	24	155	55	342	397
説明した割合（説明した+ほとんど説明した/回答数%）		96.1 (1718/1788) (無回答数：6)	72.1 (1143/1585) (無回答数：5)	96.1 (1279/1331) (無回答数：6)	72.0 (945/1313) (無回答数：20)	96.1 (2997/3119) (無回答数：12)	72.0 (2088/2898) (無回答数：25)	84.5 (5085/6017) (無回答数：37)

(5) 検査及び判定のしかたについての説明について

項目	回答形式	1年目		2年目		合計		合計
		初回購入の方	購入履歴がある方	初回購入の方	購入履歴がある方	初回購入の方	購入履歴がある方	
検査及び判定のしかたについて説明しましたか？	説明した。	1390	692	1055	546	2445	1238	3683
	ほとんど説明した。	329	344	226	285	555	629	1184
	あまり説明しなかった。	51	319	28	295	79	614	693
	ほとんど説明しなかった。	17	227	20	184	37	411	448
説明した割合(説明した+ほとんど説明した/回答数%)		96.2 (1719/1787) (無回答数：7)	65.5 (1036/1582) (無回答数：8)	96.4 (1281/1329) (無回答数：8)	63.4 (831/1310) (無回答数：23)	96.3 (3000/3116) (無回答数：15)	64.6 (1867/2892) (無回答数：31)	81.0 (4867/6008) (無回答数：46)

(6) チェックシートの活用についての説明について

項目	回答形式	1年目		2年目		合計		合計
		初回購入の方	購入履歴がある方	初回購入の方	購入履歴がある方	初回購入の方	購入履歴がある方	
本製品の適正使用のために、排卵日予測検査薬チェックシートを販売時に購入者に提供し、活用することを説明しましたか？	説明した。	781	477	630	410	1411	887	2298
	ほとんど説明した。	540	372	401	320	941	692	1633
	あまり説明しなかった。	126	301	109	285	235	586	821
	ほとんど説明しなかった。	330	423	182	292	512	715	1227
説明した割合(説明した+ほとんど説明した/回答数%)		74.3 (1321/1777) (無回答数：17)	54.0 (849/1573) (無回答数：17)	78.0 (1031/1322) (無回答数：15)	55.9 (730/1307) (無回答数：26)	75.9 (2352/3099) (無回答数：32)	54.8 (1579/2880) (無回答数：43)	65.7 (3931/5979) (無回答数：75)

(7) 購入時の質問について

項目	回答形式	1年目		2年目		合計		合計
		初回購入の方	購入履歴がある方	初回購入の方	購入履歴がある方	初回購入の方	購入履歴がある方	
本製品の購入に際し、 質問をうけたことがありますか？	質問を受けたことがほとんどない。	1051	1248	822	1075	1873	2323	4196
	たまたま質問を受ける。	642	297	468	214	1110	511	1621
	よく質問を受ける。	74	16	34	8	108	24	132
	無回答数	27	29	13	36	40	65	105

## 調査結果に関する見解と今後の製造販売業者各社の対策

「避妊目的には使用しない」旨の情報提供については、初回購入の方、購入履歴がある方のいずれにおいても、1年目の調査に比べ、2年目の調査のほうが高くなり、2年目の調査での初回購入の方への説明の割合は、84.8%となった。これは、後述する一般用黄体形成ホルモンキット対策会議として販売各店に一般用黄体形成ホルモンキットの適正使用のための情報提供を要請したことも一助になったのではないかと考えられた。また、「避妊目的には使用しない」旨の情報提供は、「確認項目」「陰性が続き LH サージを確認できない場合」についての情報提供と同様、初回購入者にあっても「検査のタイミング」や「検査及び判定のしかた」についての項目に比べ、「説明をした割合」が少なかった（項目（1）

（2）（3））。その理由としては、説明内容が、不妊治療、性交や避妊などプライバシーにかかわるうえに、デリケートな内容となることから、購入者の心情に配慮して他人の目のある店内での説明を差し控えたとのケースや、薬剤師の判断により必要な項目に絞って説明されたケースが見受けられた。一方で、別に行われた購入者に対する適正使用調査の結果においては、上記説明項目を網羅した内容となっている説明書・チェックシートの理解度は高くなっており、説明がされないケースにおいても説明書・チェックシートの利用により、これら項目について購入者の更なる理解が得られているものと考えられた。

「検査のタイミング」、「検査及び判定のしかたについて」は、いずれも情報提供は高い割合で行われていた。

「チェックシートの活用について」は、1年目の調査と2年目の調査は、ほぼ同等の結果となった。製造販売業者及び販売業者は、1年目の調査結果をうけて、一般用黄体形成ホルモンキット対策会議を設置し、販売店に対する情報提供の在り方について検討し、日本薬剤師会、日本チェーンドラッグストア協会の協力のもと、販売各店に「一般用黄体形成ホルモンキット(排卵日予測検査薬)の情報提供について」(2018年7月)を発出することで、「避妊目的では使用できないこと」、「適正使用のためにチェックシートを活用すること」など販売時の情報発信に関する一層の協力を依頼した。

本文書の発出以降、販売店から情報提供資料の請求先へのチェックシートに関する問い合わせは多くなっており、また今回の販売各店への適正説明調査票のコメント中には「チェックシートをもらってから利用しています」「ここ数カ月で利用するようになってきた」等のコメントも見受けられるようになっており、排卵日予測検査薬の適正使用のためのチェックシートへの認知は進んでいるものと考えた。今後も引き続き、使用前のセルフチェックを通じて適正使用を推進できるよう、販売店と連携していくこととする。

以上より、製造販売業者としては、説明書等の利用により購入者の理解は更に促進され適正使用に有意義であることから、引き続き、説明書等の同梱に取り組むとともに、使用前のセルフチェックを通じて購入者の適正使用につながるよう、関連団体への働きかけや説明資材等の提供を通じて販売店よりの購入者への情報提供の推進を進めていく。

# 商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2 0 1 9 年 6 月 分

June, 2019

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department  
Minister's Secretariat  
Ministry of Economy, Trade and Industry



# 商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

## 1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

## 2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

## 3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年[2013年]10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

## 4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

## 5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

## 6. 標本設計

本調査は、平成26年商業統計調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として2017年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

### (1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

### (2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成26年商業統計調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

## 7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

### (1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

### (2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

### (3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

### (4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

### (5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアアイロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シート等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

## 5. 家電大型専門店販売額の動向

2019年6月の家電大型専門店販売額は3738億円、前年同月比で見ると6.9%の増加となった。  
商品別にみると、その他が同11.1%の増加、生活家電が同9.6%の増加、AV家電が同6.1%の増加、情報家電が同5.5%の増加となった。  
一方、カメラ類が同▲9.9%の減少、通信家電が同▲2.1%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,738	508	686	223	126	1,813	382	2,510
6.9	6.1	5.5	▲2.1	▲9.9	9.6	11.1	1.3

## 6. ドラッグストア販売額の動向

2019年6月のドラッグストア販売額は5654億円、前年同月比で見ると5.5%の増加となった。  
商品別にみると、調剤医薬品が同11.3%の増加、その他が同8.3%の増加、食品が同7.4%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同5.8%の増加、ビューティケア（化粧品・小物）が同5.0%の増加、OTC医薬品が同3.1%の増加、トイレタリーが同2.7%の増加、健康食品が同2.2%の増加、ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビーが同2.0%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

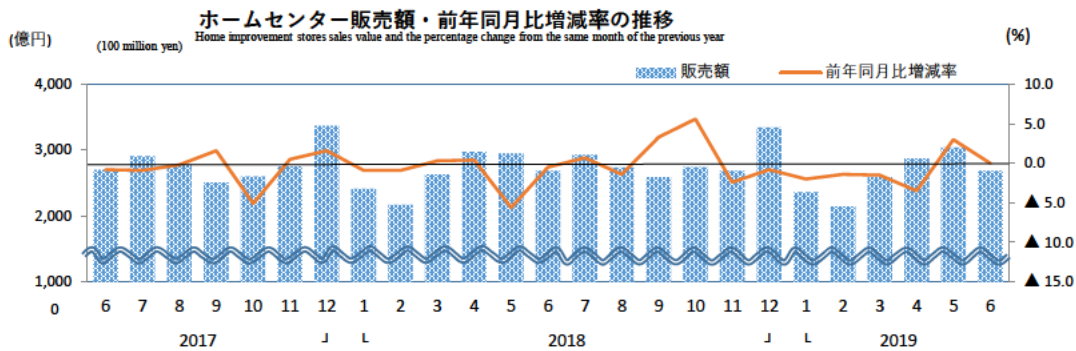
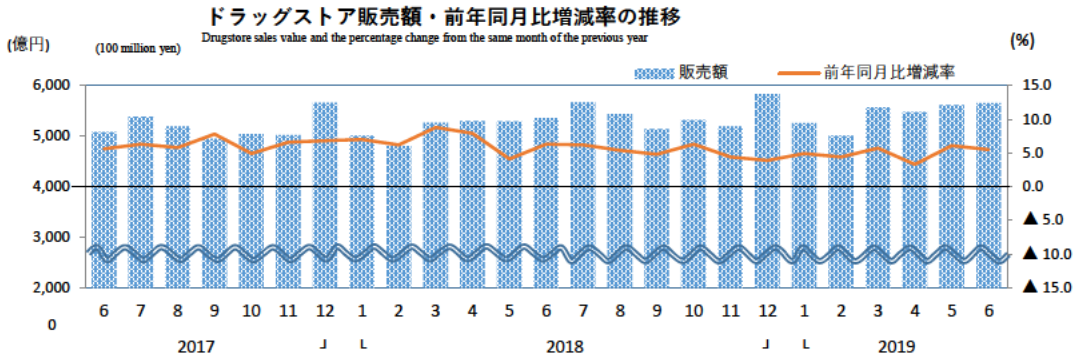
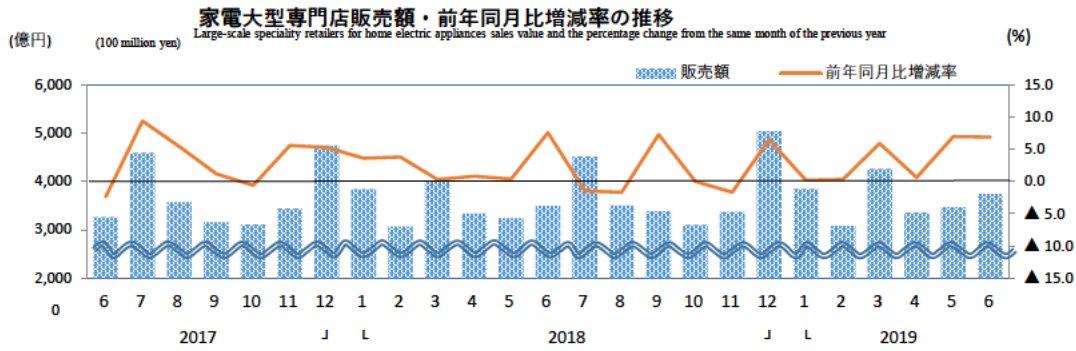
合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生用 品)・介護・ベ ビー	健康 食品	ビューティケ ア(化粧品・ 小物)	トイレ タリー	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品	食 品	その他	店舗数
5,654	354	740	349	192	858	534	883	1,644	100	16,059
5.5	11.3	3.1	2.0	2.2	5.0	2.7	5.8	7.4	8.3	5.1

## 7. ホームセンター販売額の動向

2019年6月のホームセンター販売額は2685億円、前年同月比で見ると▲0.0%の横ばいとなった。  
商品別にみると、インテリアが同▲3.6%の減少、オフィス・カルチャーが同▲3.5%の減少、カー用品・アウトドアが同▲1.4%の減少、園芸・エクステリアが同▲1.3%の減少、電気が同▲0.2%の減少、家庭用品・日用品が同▲0.0%の横ばいとなった。  
一方、ペット・ペット用品が同3.1%の増加、DIY用具・素材が同1.8%の増加、その他が同0.4%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	DIY用具・ 素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・ 日用品	園 芸・ エクステリ ア	ペット・ ペット用品	カー用品・ アウトドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,685	588	149	177	605	453	219	131	113	250	4,352
▲0.0	1.8	▲0.2	▲3.6	▲0.0	▲1.3	3.1	▲1.4	▲3.5	0.4	0.8



### 家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	
2016年	41,830	▲1.5	2,472	57,258	6.8	14,190	33,090	0.2	4,273	CY 2016
2017	43,115	3.1	2,529	60,580	5.4	15,049	32,942	▲0.4	4,304	2017
2018	43,912	2.1	2,498	63,644	5.9	15,660	32,853	▲0.3	4,346	2018
2016年度	41,984	▲0.7	2,478	57,729	5.3	14,509	33,040	▲0.4	4,271	FY 2016
2017	43,348	3.3	2,467	61,503	6.4	15,076	32,908	▲0.4	4,298	2017
2018	44,164	2.1	2,496	64,401	5.3	15,878	32,734	▲0.5	4,338	2018
2018年 4~6月	10,070	2.9	2,478	15,954	6.1	15,284	8,609	▲2.0	4,317	Q2 2018
7~9	11,397	0.9	2,483	16,249	5.5	15,454	8,259	0.8	4,322	Q3
10~12	11,514	2.2	2,498	16,359	4.8	15,660	8,773	0.6	4,346	Q4
2019年 1~3月	11,184	2.3	2,496	15,840	5.0	15,878	7,092	▲1.7	4,338	Q1 2019
4~6	10,559	4.9	2,510	16,748	5.0	16,059	8,595	▲0.2	4,352	Q2
2018年 4月	3,334	0.8	2,470	5,302	7.9	15,155	2,973	0.4	4,316	Apr 2018
5	3,240	0.4	2,471	5,293	4.1	15,227	2,951	▲5.6	4,319	May
6	3,496	7.6	2,478	5,359	6.3	15,284	2,686	▲0.5	4,317	Jun
7	4,516	▲1.5	2,478	5,670	6.2	15,338	2,931	0.7	4,321	Jul
8	3,499	▲1.7	2,481	5,436	5.4	15,372	2,737	▲1.4	4,317	Aug
9	3,381	7.3	2,483	5,143	4.8	15,454	2,590	3.3	4,322	Sep
10	3,099	0.0	2,484	5,321	6.3	15,481	2,744	5.6	4,324	Oct
11	3,371	▲1.7	2,496	5,199	4.4	15,581	2,685	▲2.4	4,337	Nov
12	5,044	6.5	2,498	5,839	3.9	15,660	3,345	▲0.8	4,346	Dec
2019年 1月	3,849	0.2	2,486	5,258	4.9	15,688	2,363	▲2.0	4,336	Jan 2019
2	3,074	0.3	2,490	5,010	4.4	15,748	2,139	▲1.4	4,333	Feb
3	4,261	5.9	2,496	5,571	5.7	15,878	2,590	▲1.5	4,338	Mar
4	3,354	0.6	2,502	5,478	3.3	15,958	2,870	▲3.5	4,345	Apr
5	3,466	7.0	2,500	5,617	6.1	16,035	3,040	3.0	4,346	May
6	3,738	6.9	2,510	5,654	5.5	16,059	2,685	▲0.0	4,352	Jun

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。  
Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー	健康食品	ビューティケ ア(化粧品・ 小物)	トイレタリー	家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others		
2016年	5,725,801	375,156	829,612	401,195	197,031	852,185	562,640	881,506	1,491,466	135,010	14,190	C Y 2016
2017	6,057,971	387,005	865,848	419,021	206,730	910,175	582,151	926,210	1,620,640	140,191	15,049	2017
2018	6,364,419	389,421	880,698	424,010	217,745	963,666	603,589	967,365	1,806,148	111,777	15,660	2018
2016年度	5,772,937	367,209	836,223	401,793	198,639	860,281	566,208	890,454	1,516,667	135,463	14,509	F Y 2016
2017	6,150,343	391,941	874,158	425,313	207,948	926,657	586,106	935,870	1,668,920	133,430	15,076	2017
2018	6,440,133	395,121	888,789	427,642	220,656	972,780	608,576	978,655	1,834,055	113,859	15,878	2018
2018年 4~6月	1,595,408	94,582	217,874	103,211	54,927	246,580	153,780	243,703	453,455	27,296	15,284	Q2 2018
7~9	1,624,911	94,938	218,087	102,671	58,152	246,814	155,745	250,691	468,726	29,087	15,454	Q3
10~12	1,635,856	102,553	225,982	107,806	54,323	247,105	154,293	253,566	460,422	29,806	15,660	Q4
2019年 1~3月	1,583,958	103,048	226,846	113,954	53,254	232,281	144,758	230,695	451,452	27,670	15,878	Q1 2019
4~6	1,674,815	106,467	223,911	104,742	56,030	255,042	156,560	256,152	485,959	29,952	16,059	Q2
2018年 4月	530,155	32,037	73,602	34,872	17,804	83,425	50,723	79,224	149,532	8,936	15,155	Apr 2018
5	529,323	30,779	72,521	34,179	18,327	81,395	51,056	81,028	150,932	9,106	15,227	May
6	535,930	31,766	71,751	34,160	18,796	81,760	52,001	83,451	152,991	9,254	15,284	Jun
7	566,997	32,152	76,035	36,221	20,605	88,625	55,136	87,214	161,378	9,631	15,338	Jul
8	543,636	31,669	73,444	34,033	19,539	82,353	51,831	83,347	157,968	9,452	15,372	Aug
9	514,278	31,117	68,608	32,417	18,008	75,836	48,778	80,130	149,380	10,004	15,454	Sep
10	532,109	33,188	73,883	34,213	18,188	80,112	50,352	82,261	150,725	9,187	15,481	Oct
11	519,883	33,308	72,087	34,641	17,417	77,163	49,646	79,301	147,033	9,287	15,581	Nov
12	583,864	36,057	80,012	38,952	18,718	89,830	54,295	92,004	162,664	11,332	15,660	Dec
2019年 1月	525,833	32,556	76,118	39,899	17,971	76,204	47,859	78,139	147,564	9,523	15,688	Jan 2019
2	501,034	33,814	68,915	36,708	16,901	71,357	45,713	72,514	146,441	8,671	15,748	Feb
3	557,091	36,678	81,813	37,347	18,382	84,720	51,186	80,042	157,447	9,476	15,878	Mar
4	547,770	36,695	74,132	34,890	18,016	83,934	50,650	80,987	158,790	9,676	15,958	Apr
5	561,661	34,413	75,789	34,995	18,802	85,266	52,490	86,856	162,798	10,252	16,035	May
6	565,384	35,359	73,990	34,857	19,212	85,842	53,420	88,309	164,371	10,024	16,059	Jun
2016年	6.8	3.0	4.9	3.2	3.4	5.1	5.0	8.3	11.4	7.2	4.7	C Y 2016
2017	5.4	2.0	3.8	4.2	4.6	6.4	3.1	4.5	8.4	3.8	5.0	2017
2018	5.9	4.4	3.1	1.9	6.6	6.6	4.4	4.7	9.5	6.5	4.8	2018
2016年度	5.3	▲2.8	3.8	1.2	2.2	4.1	3.9	7.2	10.1	5.5	5.2	F Y 2016
2017	6.4	6.8	4.5	5.9	4.7	7.6	3.4	4.7	9.4	4.8	4.7	2017
2018	5.3	3.6	2.7	1.1	7.1	5.5	4.4	4.7	8.4	7.1	5.3	2018
2018年 4~6月	6.1	2.8	3.6	0.9	6.2	7.6	5.7	4.9	9.4	5.2	5.0	Q2 2018
7~9	5.5	1.3	1.5	0.4	9.3	5.6	4.8	4.2	9.7	10.2	4.9	Q3
10~12	4.8	4.4	2.2	▲0.4	6.9	4.8	3.5	4.8	8.0	5.0	4.8	Q4
2019年 1~3月	5.0	5.9	3.7	3.3	5.8	4.1	3.6	5.1	6.6	8.1	5.3	Q1 2019
4~6	5.0	12.6	2.8	1.5	2.0	3.4	1.8	5.1	7.2	9.7	5.1	Q2
2018年 4月	7.9	4.2	7.2	2.3	6.9	11.9	7.1	5.3	10.5	4.1	4.6	Apr 2018
5	4.1	3.0	1.2	▲1.0	5.7	5.4	3.1	2.9	7.6	0.8	4.9	May
6	6.3	1.3	2.4	1.4	6.0	5.6	6.9	6.5	10.2	11.1	5.0	Jun
7	6.2	2.9	2.8	2.1	10.6	6.1	5.3	4.4	10.4	5.9	5.0	Jul
8	5.4	2.8	1.0	0.1	10.3	6.9	4.9	3.0	9.5	6.2	4.9	Aug
9	4.8	▲1.6	0.7	▲1.0	6.9	3.6	4.2	5.3	9.1	19.1	4.9	Sep
10	6.3	5.2	3.4	1.9	7.8	7.4	5.7	6.1	8.9	3.6	4.8	Oct
11	4.4	4.0	1.7	▲0.7	8.2	4.2	2.7	3.8	8.0	3.8	4.8	Nov
12	3.9	4.1	1.6	▲2.0	4.8	3.1	2.2	4.6	7.3	7.1	4.8	Dec
2019年 1月	4.9	5.8	4.5	5.3	8.9	3.7	2.6	4.2	5.9	7.6	4.9	Jan 2019
2	4.4	8.5	2.8	1.1	4.1	4.6	2.6	3.9	5.6	8.0	5.0	Feb
3	5.7	3.6	3.8	3.4	4.4	4.0	5.4	7.2	8.1	8.9	5.3	Mar
4	3.3	14.5	0.7	0.1	1.2	0.6	▲0.1	2.2	6.2	8.3	5.3	Apr
5	6.1	11.8	4.5	2.4	2.6	4.8	2.8	7.2	7.9	12.6	5.3	May
6	5.5	11.3	3.1	2.0	2.2	5.0	2.7	5.8	7.4	8.3	5.1	Jun

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年（度、同期、同月）比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year

年 月	北海道		東北		関東		中部		近畿		中国		四国		九州		沖縄		Year and month
	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	
2016年	240,175	654	377,546	961	2,486,311	6,035	688,483	1,720	847,049	2,150	292,675	740	172,065	450	598,600	1,425	22,897	55	CY 2016
2017	252,551	679	401,373	1,022	2,611,790	6,449	727,790	1,843	912,073	2,261	312,617	777	182,383	481	632,609	1,475	24,785	62	2017
2018	262,421	692	424,391	1,093	2,724,376	6,705	776,216	1,939	961,747	2,322	332,238	813	194,766	512	659,041	1,513	29,223	71	2018
2016年度	242,714	659	382,940	972	2,500,682	6,247	693,407	1,750	853,345	2,182	297,133	750	173,582	457	606,507	1,434	22,627	58	FY 2016
2017	255,331	675	407,649	1,037	2,644,751	6,464	742,578	1,851	930,218	2,253	317,523	781	185,982	492	640,075	1,461	26,236	62	2017
2018	265,867	693	430,648	1,138	2,755,992	6,816	787,599	1,956	969,248	2,350	337,607	816	197,662	510	665,589	1,522	29,921	77	2018
2018年 4～6月	64,858	676	105,984	1,055	681,812	6,551	194,092	1,874	245,216	2,286	81,940	802	48,670	498	165,455	1,477	7,381	65	Q2 2018
7～9	67,711	683	111,134	1,071	691,184	6,603	198,045	1,901	243,789	2,322	86,132	807	50,067	503	169,314	1,498	7,535	66	Q3
10～12	65,937	692	106,856	1,093	701,617	6,705	201,812	1,939	246,151	2,322	86,855	813	50,487	512	168,668	1,513	7,473	71	Q4
2019年 1～3月	67,361	693	106,674	1,138	681,379	6,816	193,650	1,956	234,092	2,350	82,680	816	48,438	510	162,152	1,522	7,532	77	Q1 2019
4～6	68,395	696	113,078	1,153	715,689	6,885	206,353	1,989	253,072	2,384	86,281	829	51,847	513	172,201	1,531	7,899	79	Q2
2018年 4月	21,474	674	35,303	1,043	226,847	6,498	64,382	1,859	82,044	2,269	26,880	792	16,241	492	54,573	1,464	2,411	64	Apr 2018
5	21,056	676	34,460	1,047	226,607	6,531	64,187	1,861	81,199	2,277	27,436	801	16,135	496	55,754	1,473	2,489	65	May
6	22,328	676	36,221	1,055	228,358	6,551	65,523	1,874	81,973	2,286	27,624	802	16,294	498	55,128	1,477	2,481	65	Jun
7	22,331	679	37,758	1,065	242,687	6,568	68,461	1,880	86,085	2,297	31,132	803	17,489	497	58,465	1,484	2,589	65	Jul
8	23,162	679	37,970	1,070	230,114	6,574	65,971	1,887	81,297	2,301	28,407	806	17,125	502	57,105	1,488	2,485	65	Aug.
9	22,218	683	35,406	1,071	218,383	6,603	63,613	1,901	76,407	2,322	26,593	807	15,453	503	53,744	1,498	2,461	66	Sep
10	21,624	684	35,066	1,083	227,185	6,624	64,870	1,917	79,835	2,296	28,890	803	16,538	506	55,656	1,502	2,445	66	Oct
11	22,699	686	34,943	1,089	224,378	6,658	64,232	1,932	77,657	2,314	26,244	809	15,744	510	52,519	1,512	2,467	71	Nov.
12	21,614	692	36,847	1,093	250,054	6,705	72,710	1,939	88,659	2,322	31,721	813	18,205	512	60,493	1,513	2,561	71	Dec
2019年 1月	24,056	692	36,970	1,093	226,658	6,722	63,689	1,941	75,524	2,323	26,814	813	16,007	512	53,605	1,520	2,510	72	Jan 2019
2	22,482	693	34,171	1,098	213,993	6,749	61,968	1,951	74,089	2,336	25,360	814	15,312	511	51,205	1,520	2,454	76	Feb
3	20,823	693	35,533	1,138	240,728	6,816	67,993	1,956	84,479	2,350	30,506	816	17,119	510	57,342	1,522	2,568	77	Mar
4	22,440	695	37,080	1,143	234,092	6,848	66,976	1,967	83,358	2,365	27,177	825	16,897	514	57,141	1,525	2,609	76	Apr
5	22,379	697	37,489	1,151	241,257	6,884	68,734	1,975	84,381	2,379	29,487	829	17,457	513	57,833	1,528	2,644	79	May
6	23,576	696	38,509	1,153	240,340	6,885	70,643	1,989	85,333	2,384	29,617	829	17,493	513	57,227	1,531	2,646	79	Jun
2016年	7.4	6.2	5.7	7.5	5.1	2.7	10.9	9.4	7.8	4.2	9.0	8.0	6.0	3.4	7.3	5.1	13.4	7.8	CY 2016
2017	5.2	3.8	6.3	6.3	4.1	4.3	5.7	7.2	7.7	5.2	6.8	5.0	6.0	6.9	5.7	3.5	8.2	12.7	2017
2018	4.1	2.5	5.7	6.9	5.2	4.7	6.7	5.2	8.0	4.2	6.3	4.8	6.8	6.4	4.8	4.7	17.9	14.5	2018
2016年度	5.6	6.1	6.7	7.3	3.2	3.7	8.9	9.6	6.2	4.4	8.6	7.4	5.0	5.3	6.4	4.5	5.2	9.4	FY 2016
2017	5.3	3.1	6.5	6.7	5.3	4.2	7.1	5.8	9.7	4.8	6.9	4.3	7.1	7.7	5.7	4.0	15.9	6.9	2017
2018	4.3	2.7	5.6	9.7	4.9	5.4	6.1	5.7	6.1	4.3	6.3	4.5	6.3	3.7	4.5	4.2	14.0	24.2	2018
2018年 4～6月	5.2	2.9	6.1	7.0	5.1	4.5	6.6	5.2	9.3	5.0	5.4	6.4	5.9	7.6	4.9	4.3	23.1	12.1	Q2 2018
7～9	3.3	2.7	5.4	6.7	5.0	4.6	5.5	4.7	6.7	5.4	7.3	5.9	6.8	7.5	4.8	4.6	13.8	10.0	Q3
10～12	3.3	2.5	4.8	6.9	4.5	4.7	5.9	5.2	5.1	4.2	5.6	4.8	6.1	6.4	4.1	4.7	10.2	14.5	Q4
2019年 1～3月	5.4	2.7	6.2	9.7	4.9	5.4	6.2	5.7	3.3	4.3	6.9	4.5	6.4	3.7	4.2	4.2	10.2	24.2	Q1 2019
4～6	5.5	3.0	6.7	9.3	5.0	5.1	6.3	6.1	3.2	4.3	5.3	3.4	6.5	3.0	4.1	3.7	7.0	21.5	Q2
2018年 4月	6.0	2.9	8.0	6.3	7.3	4.2	8.3	5.1	10.8	4.6	7.2	6.0	8.1	7.4	6.2	3.8	24.3	10.3	Apr 2018
5	4.5	3.2	4.2	6.4	3.2	4.7	4.8	5.1	7.4	4.6	2.1	6.4	2.8	7.6	3.0	4.0	25.1	12.1	May
6	5.2	2.9	6.2	7.0	4.9	4.5	6.8	5.2	9.9	5.0	7.1	6.4	6.9	7.6	5.4	4.3	19.9	12.1	Jun
7	0.7	2.7	5.5	7.0	5.9	4.6	6.1	5.1	8.3	5.4	8.4	6.4	6.8	7.3	5.1	4.4	17.8	10.2	Jul
8	4.0	2.4	5.8	7.2	4.8	4.4	4.9	4.9	7.5	5.1	6.1	6.2	7.0	8.0	4.5	4.3	11.0	8.3	Aug.
9	5.3	2.7	5.1	6.7	4.1	4.6	5.6	4.7	4.4	5.4	7.5	5.9	6.6	7.5	4.7	4.6	12.7	10.0	Sep
10	2.7	2.7	5.1	7.4	6.5	4.5	6.2	4.7	7.2	4.2	7.0	4.8	8.6	7.7	5.2	5.0	10.0	8.2	Oct
11	3.5	2.1	5.1	6.9	3.7	4.6	6.4	5.2	4.5	4.5	5.5	4.5	4.7	6.5	3.8	5.1	9.8	14.5	Nov.
12	3.8	2.5	4.3	6.9	3.4	4.7	5.2	5.2	3.9	4.2	4.5	4.8	5.1	6.4	3.4	4.7	10.7	14.5	Dec
2019年 1月	6.2	2.4	4.7	6.7	5.2	4.8	6.3	5.6	2.0	4.2	7.0	4.1	5.8	6.4	4.1	5.0	11.6	16.1	Jan 2019
2	5.1	2.7	6.0	6.8	3.7	4.8	5.8	5.9	3.4	4.7	4.2	3.4	6.4	5.8	5.0	4.9	10.8	22.6	Feb
3	4.9	2.7	8.1	9.7	5.6	5.4	6.5	5.7	4.4	4.3	9.3	4.5	6.9	3.7	3.7	4.2	8.3	24.2	Mar
4	4.5	3.1	5.0	9.6	3.2	5.4	4.0	5.8	1.6	4.2	1.1	4.2	4.0	4.5	4.7	4.2	8.2	18.8	Apr
5	6.3	3.1	8.8	9.9	6.5	5.4	7.1	6.1	3.9	4.5	7.5	3.5	8.2	3.4	3.7	3.7	6.2	21.5	May
6	5.6	3.0	6.3	9.3	5.2	5.1	7.8	6.1	4.1	4.3	7.2	3.4	7.4	3.0	3.8	3.7	6.7	21.5	Jun

注：前年（度、同期、同月）比増減率は、ギャップを調整するリンク係数（付表参照）で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
2016年	240,175	654	47,970	141	65,693	173	106,785	254	34,686	107	43,526	115	C Y 2016
2017	252,551	679	51,086	150	68,861	179	113,002	268	37,646	115	47,260	126	2017
2018	262,421	692	54,561	162	72,372	190	118,832	287	40,229	124	50,843	137	2018
2016年度	242,714	659	48,819	142	66,296	172	108,010	259	35,450	109	44,448	117	F Y 2016
2017	255,331	675	51,930	152	69,680	179	114,741	274	38,394	116	48,240	128	2017
2018	265,867	693	55,440	162	73,530	191	120,427	304	40,768	127	51,753	155	2018
2018年 4~6月	64,858	676	13,602	155	18,056	184	29,767	277	9,947	117	12,752	132	Q2 2018
7~9	67,711	683	14,275	160	18,970	185	30,855	279	10,593	122	13,443	134	Q3
10~12	65,937	692	13,981	162	18,469	190	29,751	287	10,214	124	12,660	137	Q4
2019年 1~3月	67,361	693	13,582	162	18,035	191	30,054	304	10,014	127	12,898	155	Q1 2019
4~6	68,395	696	14,504	164	19,510	190	31,629	310	10,798	130	13,707	156	Q2
2018年 4月	21,474	674	4,533	154	6,007	180	9,969	274	3,299	117	4,235	130	Apr 2018
5	21,056	676	4,468	154	5,915	181	9,636	274	3,247	117	4,121	132	May
6	22,328	676	4,601	155	6,134	184	10,162	277	3,401	117	4,396	132	Jun
7	22,331	679	4,804	159	6,496	185	10,562	277	3,582	120	4,563	134	Jul
8	23,162	679	4,883	160	6,489	186	10,437	279	3,639	120	4,597	134	Aug
9	22,218	683	4,588	160	5,985	185	9,856	279	3,372	122	4,283	134	Sep
10	21,624	684	4,606	161	6,095	189	9,737	283	3,336	123	4,168	136	Oct
11	21,699	686	4,450	162	5,938	189	9,766	285	3,356	123	4,213	138	Nov
12	22,614	692	4,925	162	6,436	190	10,248	287	3,522	124	4,279	137	Dec
2019年 1月	24,056	692	4,753	162	6,183	190	10,403	287	3,502	124	4,451	137	Jan 2019
2	22,482	693	4,366	162	5,712	191	9,577	289	3,200	124	4,148	138	Feb
3	20,823	693	4,463	162	6,140	191	10,074	304	3,312	127	4,299	155	Mar
4	22,440	695	4,760	164	6,285	189	10,416	308	3,495	128	4,572	155	Apr
5	22,379	697	4,870	165	6,521	189	10,431	308	3,610	130	4,507	156	May
6	23,576	696	4,874	164	6,704	190	10,782	310	3,693	130	4,628	156	Jun
2016年	7.4	6.2	10.2	11.0	3.7	1.8	3.4	5.8	11.5	9.2	7.0	10.6	C Y 2016
2017	5.2	3.8	6.5	6.4	4.8	3.5	5.8	5.5	8.5	7.5	8.6	9.6	2017
2018	4.1	2.5	6.8	8.0	5.1	6.1	5.2	7.1	6.9	7.8	7.6	8.7	2018
2016年度	5.6	6.1	9.5	10.9	4.4	2.4	4.8	6.6	10.8	10.1	9.3	9.3	F Y 2016
2017	5.3	3.1	6.4	7.0	5.1	4.1	6.2	5.8	8.3	6.4	8.5	9.4	2017
2018	4.3	2.7	6.8	6.6	5.5	6.7	5.0	10.9	6.2	9.5	7.3	21.1	2018
2018年 4~6月	5.2	2.9	6.5	7.6	5.3	5.7	5.8	5.3	6.7	5.4	8.7	10.9	Q2 2018
7~9	3.3	2.7	7.4	8.8	5.1	4.5	4.9	5.3	6.0	7.0	7.0	10.7	Q3
10~12	3.3	2.5	6.2	8.0	4.9	6.1	3.6	7.1	6.4	7.8	5.8	8.7	Q4
2019年 1~3月	5.4	2.7	6.9	6.6	6.9	6.7	5.6	10.9	5.7	9.5	7.6	21.1	Q1 2019
4~6	5.5	3.0	6.6	5.8	8.1	3.3	6.3	11.9	8.6	11.1	7.5	18.2	Q2
2018年 4月	6.0	2.9	7.0	6.9	6.1	4.7	7.8	5.4	7.2	5.4	11.2	9.2	Apr 2018
5	4.5	3.2	6.0	6.9	3.8	4.0	3.6	5.0	5.6	5.4	6.3	10.9	May
6	5.2	2.9	6.6	7.6	6.0	5.7	5.9	5.3	7.2	5.4	8.6	10.9	Jun
7	0.7	2.7	4.7	9.7	4.7	5.1	4.6	4.5	7.0	8.1	9.4	11.7	Jul
8	4.0	2.4	8.2	9.6	5.5	5.1	6.0	5.7	5.4	8.1	5.8	10.7	Aug
9	5.3	2.7	9.5	8.8	5.1	4.5	4.0	5.3	5.4	7.0	5.9	10.7	Sep
10	2.7	2.7	6.3	8.8	5.7	6.2	4.0	6.8	5.4	7.9	6.2	11.5	Oct
11	3.5	2.1	7.0	8.7	4.6	5.6	3.8	6.7	7.5	7.0	5.8	9.5	Nov
12	3.8	2.5	5.4	8.0	4.4	6.1	3.0	7.1	6.4	7.8	5.5	8.7	Dec
2019年 1月	6.2	2.4	6.5	8.0	4.4	6.1	4.1	6.7	4.4	7.8	5.6	7.9	Jan 2019
2	5.1	2.7	7.7	8.0	6.7	6.7	5.2	6.6	5.7	6.9	6.2	8.7	Feb
3	4.9	2.7	6.6	6.6	9.7	6.7	7.6	10.9	7.0	9.5	11.2	21.1	Mar
4	4.5	3.1	5.0	6.5	4.6	5.0	4.5	12.4	5.9	9.4	8.0	19.2	Apr
5	6.3	3.1	9.0	7.1	10.2	4.4	8.3	12.4	11.2	11.1	9.4	18.2	May
6	5.6	3.0	5.9	5.8	9.3	3.3	6.1	11.9	8.6	11.1	5.3	18.2	Jun

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo	
	店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments	
2016年	78,886	171	153,921	332	109,717	214	108,220	275	352,599	959	284,809	710	614,519	1,536
2017	83,518	184	158,509	348	116,508	232	109,855	279	368,008	994	298,809	762	646,690	1,684
2018	87,554	193	165,558	379	122,669	263	115,586	289	382,721	1,032	311,774	795	676,610	1,715
2016年度	79,917	173	154,820	332	110,905	218	108,169	269	355,138	971	286,510	728	616,688	1,646
2017	84,664	188	159,941	354	118,113	235	111,309	284	371,362	997	302,728	766	656,847	1,672
2018	88,730	199	167,749	380	124,276	266	117,077	293	387,229	1,046	315,272	796	683,010	1,783
2018年4～6月	21,860	190	41,173	359	30,618	250	28,820	285	96,036	1,019	77,730	777	170,852	1,677
7～9	22,998	191	43,179	366	32,018	257	29,468	286	96,837	1,023	78,953	779	168,945	1,684
10～12	21,781	193	41,765	379	30,764	263	29,601	289	99,016	1,032	80,836	795	173,666	1,715
2019年1～3月	22,091	199	41,632	380	30,876	266	29,188	293	95,340	1,046	77,753	796	169,547	1,783
4～6	22,930	203	42,692	379	31,693	272	30,138	296	99,990	1,060	82,031	805	180,215	1,793
2018年4月	7,260	188	13,518	356	10,148	239	9,559	285	31,736	1,006	25,590	769	57,741	1,671
5	7,073	189	13,512	357	10,026	245	9,486	287	32,181	1,014	25,911	773	56,577	1,672
6	7,527	190	14,143	359	10,444	250	9,775	285	32,119	1,019	26,229	777	56,534	1,677
7	7,751	190	14,879	361	10,848	250	10,102	285	34,286	1,021	27,647	780	60,205	1,678
8	7,925	191	14,688	363	11,011	252	9,980	286	31,949	1,021	26,229	775	55,505	1,680
9	7,322	191	13,612	366	10,159	257	9,386	286	30,602	1,023	25,077	779	53,235	1,684
10	7,124	191	13,606	370	9,963	259	9,489	288	32,046	1,025	25,583	779	56,795	1,693
11	7,220	192	13,514	372	10,065	260	9,594	288	31,357	1,027	26,660	783	55,103	1,708
12	7,437	193	14,645	379	10,736	263	10,518	289	35,613	1,032	28,593	795	61,768	1,715
2019年1月	7,678	193	14,258	378	10,548	263	9,846	290	31,631	1,034	25,874	795	55,218	1,726
2	7,168	194	13,328	378	10,007	265	9,483	292	29,526	1,042	24,453	796	52,704	1,731
3	7,245	199	14,046	380	10,321	266	9,859	293	34,183	1,046	27,426	796	61,625	1,783
4	7,552	199	14,066	380	10,562	268	9,876	294	32,230	1,049	26,280	803	59,584	1,791
5	7,550	203	14,153	383	10,421	272	9,984	294	33,972	1,055	27,913	808	60,563	1,799
6	7,828	203	14,473	379	10,710	272	10,278	296	33,788	1,060	27,838	805	60,068	1,793
2016年	4.9	10.3	5.2	2.5	7.2	7.0	6.1	0.7	4.3	2.6	6.8	1.7	4.3	3.6
2017	5.9	7.6	3.0	4.8	6.2	8.4	1.5	1.5	4.4	3.4	4.6	6.1	2.9	3.4
2018	4.8	4.9	4.4	8.9	5.3	13.4	5.2	3.6	4.0	3.8	4.5	4.6	7.4	3.8
2016年度	6.4	7.5	3.5	1.8	4.8	7.9	3.6	0.4	3.2	3.4	4.4	2.8	1.6	4.5
2017	5.9	8.7	3.3	6.6	6.5	7.8	2.9	5.6	4.6	2.7	5.4	5.5	5.4	3.5
2018	4.8	5.9	4.9	7.3	5.2	13.2	5.2	3.2	4.3	4.9	4.3	3.9	6.0	6.6
2018年4～6月	5.3	8.6	4.6	8.5	5.9	12.1	5.2	5.6	3.8	3.6	4.4	6.0	7.5	2.8
7～9	4.2	6.1	5.0	9.6	4.5	13.2	4.5	4.4	4.3	4.5	4.4	4.6	6.4	2.2
10～12	4.1	4.9	4.4	8.9	5.0	13.4	5.7	3.6	4.0	3.8	3.5	4.6	6.2	3.8
2019年1～3月	5.6	5.9	5.6	7.3	5.5	13.2	5.4	3.2	5.0	4.9	4.7	3.9	3.9	6.6
4～6	4.9	6.8	3.7	5.6	3.5	8.8	4.6	3.9	4.1	4.0	5.5	3.6	5.5	6.9
2018年4月	8.8	7.4	7.5	7.2	9.4	9.1	7.4	6.3	5.2	2.8	6.6	5.5	10.0	3.0
5	2.6	8.0	1.6	7.9	4.0	11.4	3.6	5.9	2.3	3.5	2.4	5.6	5.3	3.3
6	4.6	8.6	4.8	8.5	4.5	12.1	4.6	5.6	4.0	3.6	4.4	6.0	7.2	2.8
7	4.7	6.7	5.6	8.4	5.3	12.1	5.4	5.6	5.8	4.3	4.7	5.7	7.7	2.3
8	4.5	6.7	4.1	9.0	4.2	11.5	4.0	5.1	4.0	4.4	5.2	4.4	6.2	2.3
9	3.3	6.1	5.2	9.6	4.1	13.2	3.9	4.4	3.0	4.5	3.4	4.6	5.3	2.2
10	4.5	5.5	5.7	10.1	6.7	14.1	6.8	3.6	5.5	3.9	5.3	4.4	9.2	2.9
11	4.5	4.9	4.2	8.8	4.7	12.6	5.1	3.2	2.7	3.6	2.9	4.7	5.0	3.5
12	3.4	4.9	3.5	8.9	3.8	13.4	5.4	3.6	3.9	3.8	2.5	4.6	4.8	3.8
2019年1月	4.3	4.9	4.5	8.0	5.3	15.4	5.0	2.8	5.7	3.7	4.9	4.1	4.3	4.1
2	5.5	4.9	5.3	8.0	5.3	12.3	6.3	3.9	1.8	4.3	3.4	3.6	3.2	4.3
3	7.2	5.9	6.9	7.3	5.8	13.2	4.8	3.2	7.2	4.9	5.7	3.9	4.2	6.6
4	4.0	5.9	4.1	6.7	4.1	12.1	3.3	3.2	1.6	4.3	2.7	4.4	3.2	7.2
5	6.7	7.4	4.7	7.3	3.9	11.0	5.2	2.4	5.6	4.0	7.7	4.5	7.0	7.6
6	4.0	6.8	2.3	5.6	2.5	8.8	5.1	3.9	5.2	4.0	6.1	3.6	6.3	6.9

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.



神奈川県 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
422,984	946	97,602	279	65,866	155	74,422	154	54,302	110	45,486	128	68,663	208	C Y	2016
447,255	1,031	103,308	294	69,350	156	77,075	163	58,990	116	47,822	137	74,654	222		2017
458,242	1,063	107,668	312	73,700	159	81,428	169	66,380	133	50,576	140	79,776	231		2018
424,953	1,008	98,745	285	66,237	156	74,291	158	53,787	111	45,713	130	69,470	211	F Y	2016
451,940	1,028	104,133	304	70,640	157	78,364	163	60,583	121	48,590	136	76,457	223		2017
462,745	1,074	109,398	315	74,535	157	82,772	170	68,468	134	51,028	140	80,945	233		2018
114,487	1,041	26,824	306	18,365	156	20,239	163	16,469	126	12,654	138	19,595	227	Q2	2018
115,549	1,049	28,050	309	19,033	158	20,970	166	17,328	130	12,999	138	20,565	232	Q3	
118,740	1,063	27,702	312	18,947	159	21,099	169	17,636	133	13,025	140	20,434	231	Q4	
113,969	1,074	26,822	315	18,190	157	20,464	170	17,035	134	12,350	140	20,351	233	Q1	2019
121,294	1,088	27,896	320	19,287	162	21,544	171	17,469	136	12,900	142	20,786	234	Q2	
37,916	1,034	8,839	306	6,082	157	6,733	164	5,371	124	4,205	137	6,503	225	Apr	2018
38,355	1,042	8,851	306	6,027	156	6,600	162	5,446	125	4,219	137	6,495	227	May	
38,216	1,041	9,134	306	6,256	156	6,906	163	5,652	126	4,230	138	6,597	227	Jun	
40,806	1,044	9,615	306	6,287	158	6,936	164	5,836	127	4,543	138	7,048	228	Jul	
38,380	1,045	9,504	307	6,575	157	7,220	164	5,890	129	4,415	138	7,021	228	Aug	
36,363	1,049	8,931	309	6,171	158	6,814	166	5,602	130	4,041	138	6,496	232	Sep	
38,664	1,052	8,810	308	6,022	159	6,687	166	5,620	131	4,294	139	6,515	230	Oct	
37,906	1,058	8,842	309	6,136	159	6,857	168	5,730	132	4,149	139	6,552	231	Nov	
42,170	1,063	10,050	312	6,789	159	7,555	169	6,286	133	4,582	140	7,367	231	Dec	
37,853	1,065	9,225	313	6,215	159	6,875	169	5,621	133	4,243	140	6,852	231	Jan	2019
35,676	1,070	8,478	315	5,907	158	6,722	170	5,608	132	4,023	140	6,377	231	Feb	
40,440	1,074	9,119	315	6,068	157	6,867	170	5,806	134	4,084	140	7,122	233	Mar	
39,043	1,079	9,156	318	6,371	160	6,971	170	5,728	134	4,293	141	6,888	234	Apr	
41,582	1,086	9,327	318	6,418	161	7,135	170	6,010	135	4,309	142	6,985	235	May	
40,669	1,088	9,413	320	6,498	162	7,438	171	5,731	136	4,298	142	6,913	234	Jun	
4.2	3.7	7.6	3.7	8.9	1.3	11.3	4.1	18.0	10.0	6.8	▲1.5	8.3	3.5	C Y	2016
3.8	4.0	5.8	5.4	5.3	0.6	3.6	5.8	8.6	5.5	5.1	7.0	8.7	6.7		2017
3.4	4.1	4.2	6.1	6.3	1.9	5.6	3.7	12.5	14.7	6.1	2.9	6.9	4.1		2018
2.3	4.6	5.9	5.9	6.4	2.6	8.2	4.6	13.8	8.8	4.7	▲1.5	6.8	7.7	F Y	2016
5.1	3.0	5.5	6.7	6.6	0.6	5.5	3.2	12.6	9.0	6.4	5.4	10.1	5.7		2017
3.1	4.5	5.1	3.6	5.5	0.0	5.6	4.3	13.0	10.7	5.3	2.9	5.9	4.5		2018
2.7	2.7	5.4	7.0	8.3	▲1.3	5.1	1.9	11.7	11.5	5.8	7.8	6.8	7.1	Q2	2018
3.3	3.1	4.4	7.3	4.5	0.6	3.2	3.8	10.9	12.1	6.0	3.8	6.5	7.9	Q3	
2.3	4.1	3.7	6.1	4.6	1.9	7.2	3.7	15.5	14.7	5.4	2.9	4.1	4.1	Q4	
4.1	4.5	6.9	3.6	4.8	0.0	7.0	4.3	14.0	10.7	3.8	2.9	6.1	4.5	Q1	2019
5.9	4.5	4.0	4.6	5.0	3.8	6.4	4.9	6.1	7.9	1.9	2.9	6.1	3.1	Q2	
4.8	2.8	7.1	7.7	8.4	0.6	9.0	2.5	10.3	10.7	8.1	6.2	7.8	7.1	Apr	2018
1.4	3.4	3.4	7.4	8.4	0.6	3.4	1.3	11.1	10.6	3.3	6.2	5.3	8.1	May	
2.1	2.7	5.8	7.0	8.0	▲1.3	3.2	1.9	13.8	11.5	6.1	7.8	7.4	7.1	Jun	
4.1	3.2	5.0	7.0	3.4	0.0	1.4	3.1	10.8	12.4	6.5	5.3	7.6	7.0	Jul	
4.5	3.2	2.5	7.3	4.5	▲1.3	3.4	3.1	10.2	12.2	7.4	5.3	5.4	6.0	Aug	
1.1	3.1	5.7	7.3	5.8	0.6	5.0	3.8	11.7	12.1	4.1	3.8	6.6	7.9	Sep	
4.9	3.4	3.3	6.9	3.6	▲0.6	4.8	1.8	15.3	13.9	8.2	3.7	4.2	4.5	Oct	
1.7	4.1	4.1	6.6	4.7	0.6	8.5	2.4	16.9	14.8	5.3	2.2	4.2	5.0	Nov	
0.5	4.1	3.7	6.1	5.4	1.9	8.3	3.7	14.4	14.7	3.0	2.9	4.0	4.1	Dec	
4.7	4.3	9.7	6.5	6.9	1.9	7.8	3.0	13.7	11.8	6.9	2.9	6.3	3.6	Jan	2019
3.0	4.6	3.7	5.7	2.6	3.9	6.1	3.7	14.6	7.3	5.3	2.9	4.9	3.1	Feb	
4.6	4.5	7.3	3.6	5.0	0.0	7.2	4.3	13.6	10.7	▲0.6	2.9	6.9	4.5	Mar	
3.0	4.4	3.6	3.9	4.8	1.9	3.5	3.7	6.6	8.1	2.1	2.9	5.9	4.0	Apr	
8.4	4.2	5.4	3.9	6.5	3.2	8.1	4.9	10.4	8.0	2.1	3.6	7.5	3.5	May	
6.4	4.5	3.1	4.6	3.9	3.8	7.7	4.9	1.4	7.9	1.6	2.9	4.8	3.1	Jun	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka	
	店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments	
2016年	127,723	360	227,791	448	353,923	848	66,549	203	59,781	177	89,840	264	374,188	859
2017	138,903	388	240,372	466	369,034	911	73,428	225	63,668	182	98,675	281	402,896	906
2018	152,606	408	253,196	486	389,544	968	78,938	235	69,121	195	107,571	293	416,463	896
2016年度	129,042	361	229,571	449	356,410	864	67,427	211	60,298	175	91,360	269	376,653	883
2017	142,855	385	243,331	465	375,484	917	75,235	229	65,203	180	100,843	279	410,859	895
2018	155,687	412	257,263	490	394,584	978	80,021	239	70,622	195	109,701	300	414,748	903
2018年 4～6月	38,019	394	63,023	472	97,738	931	19,731	230	17,136	189	27,365	283	108,662	901
7～9	39,421	403	64,621	480	98,625	942	19,996	232	17,523	191	27,176	286	104,464	920
10～12	40,033	408	66,068	486	101,253	968	20,480	235	18,316	195	28,336	293	103,315	896
2019年 1～3月	38,214	412	63,551	490	96,968	978	19,814	239	17,647	195	26,824	300	98,307	903
4～6	40,815	422	66,054	496	103,753	994	20,954	240	18,801	201	29,319	303	108,084	920
2018年 4月	12,509	387	21,092	470	32,529	922	6,529	229	5,623	184	9,134	283	36,836	893
5	12,635	389	20,994	471	32,403	925	6,522	229	5,693	187	9,063	283	35,954	898
6	12,875	394	20,937	472	32,806	931	6,680	230	5,820	189	9,168	283	35,872	901
7	13,559	394	22,708	477	34,664	933	7,015	231	6,150	189	9,680	285	37,052	906
8	13,086	398	21,432	479	32,406	936	6,684	232	5,814	189	9,068	284	34,982	909
9	12,776	403	20,481	480	31,555	942	6,297	232	5,559	191	8,428	286	32,430	920
10	12,942	405	21,420	481	32,626	954	6,593	233	5,874	193	9,192	289	33,771	885
11	12,759	406	20,636	483	32,061	964	6,419	235	5,772	196	8,973	292	32,710	893
12	14,332	408	24,012	486	36,566	968	7,468	235	6,670	195	10,171	293	36,834	896
2019年 1月	12,355	408	21,110	487	31,761	970	6,483	235	5,843	196	8,683	293	31,003	895
2	12,304	411	19,938	489	30,750	973	6,285	239	5,574	196	8,453	293	31,155	903
3	13,555	412	22,503	490	34,457	978	7,046	239	6,230	195	9,688	300	36,149	903
4	13,093	415	22,114	491	33,693	985	6,848	237	6,120	198	9,664	301	35,987	913
5	13,770	418	22,048	492	34,467	989	6,944	237	6,253	200	9,780	303	35,899	920
6	13,952	422	21,892	496	35,593	994	7,162	240	6,428	201	9,875	303	36,198	920
2016年	19.1	24.6	4.9	▲0.2	8.5	8.0	10.3	3.0	8.0	9.3	8.3	5.2	8.7	4.0
2017	8.8	7.8	5.5	4.0	4.3	7.4	10.3	10.8	6.5	2.8	9.8	6.4	7.7	5.5
2018	9.9	5.2	5.5	4.5	5.6	6.3	7.5	4.4	8.6	7.1	10.1	6.2	7.6	1.0
2016年度	16.9	16.8	3.8	0.9	7.0	9.9	8.4	6.6	6.6	6.7	7.5	6.3	6.1	4.1
2017	10.7	6.6	6.0	3.8	5.4	6.1	11.6	8.5	8.1	2.9	10.7	5.7	10.2	3.5
2018	9.0	7.0	5.8	5.4	5.1	6.7	6.4	4.4	8.3	8.3	9.6	7.5	4.1	0.9
2018年 4～6月	9.3	6.5	5.1	3.5	5.4	5.8	7.8	7.5	6.8	6.8	11.5	5.6	11.3	3.8
7～9	9.1	6.1	5.9	5.3	4.7	5.1	6.4	4.0	8.4	6.1	9.7	5.1	5.3	4.5
10～12	8.8	5.2	5.5	4.5	4.8	6.3	5.6	4.4	8.7	7.1	8.8	6.2	1.6	1.0
2019年 1～3月	8.8	7.0	6.8	5.4	5.5	6.7	5.8	4.4	9.3	8.3	8.6	7.5	▲1.7	0.9
4～6	7.4	7.1	4.8	5.1	6.2	6.8	6.2	4.3	9.7	6.3	7.1	7.1	▲0.5	2.1
2018年 4月	9.5	4.6	7.4	3.1	7.7	6.1	8.4	7.0	6.8	5.1	14.0	6.0	13.3	2.9
5	7.7	5.7	3.1	3.3	3.2	5.8	5.8	7.0	4.4	5.6	8.4	5.6	10.3	3.8
6	10.6	6.5	4.9	3.5	5.4	5.8	9.2	7.5	9.1	6.8	12.2	5.6	10.4	3.8
7	9.1	5.1	6.9	4.6	5.9	5.7	8.4	7.9	10.2	6.8	12.2	5.9	7.5	4.4
8	8.3	5.9	4.3	5.0	3.7	5.2	6.6	7.9	7.6	5.6	9.8	5.2	7.4	4.1
9	9.9	6.1	6.4	5.3	4.4	5.1	4.0	4.0	7.4	6.1	6.8	5.1	0.7	4.5
10	10.0	5.5	7.4	4.1	5.3	5.8	7.1	5.0	8.8	6.6	10.7	5.5	4.2	0.8
11	9.4	5.5	4.9	3.9	5.6	6.4	4.0	4.9	9.4	8.9	7.9	6.2	0.9	0.8
12	7.2	5.2	4.4	4.5	3.7	6.3	5.6	4.4	8.1	7.1	7.9	6.2	▲0.1	1.0
2019年 1月	8.2	6.3	6.3	5.0	5.6	6.7	4.4	4.4	10.3	8.3	9.2	6.9	▲4.3	0.8
2	8.9	6.5	5.6	4.9	5.2	6.1	6.0	6.7	7.3	7.7	8.0	6.9	▲0.6	1.8
3	9.1	7.0	8.5	5.4	5.6	6.7	6.9	4.4	10.2	8.3	8.7	7.5	▲0.4	0.9
4	4.7	7.2	4.8	4.5	3.6	6.8	4.9	3.5	8.8	7.6	5.8	6.4	▲2.3	2.2
5	9.0	7.5	5.0	4.5	6.4	6.9	6.5	3.5	9.8	7.0	7.9	7.1	▲0.2	2.4
6	8.4	7.1	4.6	5.1	8.5	6.8	7.2	4.3	10.4	6.3	7.7	7.1	0.9	2.1

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month		
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
215,328	566	35,198	101	18,412	73	20,833	60	28,197	63	70,540	164	104,086	274	C Y	2016	Sales value (million yen) ・ Number of establishments
222,555	586	41,278	111	24,011	79	22,572	63	29,810	67	75,735	176	112,805	287		2017	
229,618	595	46,565	127	26,029	83	23,920	66	32,136	72	81,763	188	120,889	304		2018	
215,631	565	36,150	104	19,466	75	21,301	62	28,620	65	71,623	166	105,787	276	F Y	2016	
225,503	580	42,653	119	24,574	79	22,847	63	30,218	70	77,184	176	115,095	291		2017	
231,215	606	47,869	128	26,625	84	24,352	66	32,897	73	83,286	189	122,904	303		2018	
57,366	584	11,715	122	6,503	81	5,986	67	7,898	70	20,374	182	29,375	295	Q2	2018	
58,622	590	11,948	124	6,728	81	6,305	67	8,488	70	21,013	183	31,367	298	Q3		
59,308	595	12,427	127	6,813	83	6,180	66	8,391	72	21,490	188	31,865	304	Q4		
55,919	606	11,779	128	6,581	84	5,881	66	8,120	73	20,409	189	30,297	303	Q1	2019	
59,650	613	12,747	127	7,002	84	6,320	69	8,464	74	21,283	193	31,118	304	Q2		
19,100	587	3,866	119	2,114	79	1,913	64	2,511	70	6,843	179	9,631	292	Apr	2018	
19,009	583	3,887	121	2,147	80	2,029	65	2,704	71	6,773	183	9,792	294	May		
19,257	584	3,962	122	2,242	81	2,044	67	2,683	70	6,758	182	9,952	295	Jun		
20,796	586	4,233	123	2,338	81	2,243	67	3,058	70	7,647	181	11,432	296	Jul		
19,317	586	3,958	123	2,268	81	2,085	67	2,799	70	6,983	183	10,174	297	Aug		
18,509	590	3,757	124	2,122	81	1,977	67	2,631	70	6,383	183	9,761	298	Sep		
19,182	588	4,007	128	2,189	82	2,120	67	2,880	71	7,108	184	10,631	299	Oct		
18,475	591	3,886	128	2,111	82	1,816	66	2,456	72	6,606	186	9,566	302	Nov		
21,651	595	4,534	127	2,513	83	2,244	66	3,055	72	7,776	188	11,668	304	Dec		
18,370	596	3,840	127	2,164	83	1,921	66	2,584	72	6,827	189	9,667	302	Jan	2019	
17,550	601	3,668	127	2,081	84	1,820	66	2,514	72	6,010	189	9,302	303	Feb		
19,999	606	4,271	128	2,336	84	2,140	66	3,022	73	7,572	189	11,328	303	Mar		
19,428	608	4,183	127	2,248	84	2,043	68	2,685	73	6,415	192	9,896	306	Apr		
19,875	609	4,238	128	2,326	84	2,124	68	2,912	74	7,381	192	10,584	306	May		
20,347	613	4,326	127	2,428	84	2,153	69	2,867	74	7,487	193	10,638	304	Jun		
3.6	2.4	8.1	0.0	13.0	2.8	15.2	9.1	8.4	6.8	7.4	8.6	8.7	8.7	C Y	2016	Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
3.4	3.5	17.3	9.9	30.4	8.2	8.3	5.0	5.7	6.3	7.4	7.3	8.4	4.7		2017	
4.7	2.6	16.3	16.5	9.4	6.4	6.0	4.8	7.8	7.5	8.0	6.8	7.2	5.9		2018	
2.7	2.0	9.6	4.0	16.2	7.1	13.5	10.7	8.0	8.3	7.8	7.1	8.6	7.8	F Y	2016	
5.0	3.8	18.9	16.7	26.5	6.8	7.3	1.6	5.6	7.7	7.8	6.0	8.8	5.4		2017	
3.7	4.5	14.8	7.6	9.1	6.3	6.6	4.8	8.9	4.3	7.9	7.4	6.8	4.1		2018	
4.4	3.0	13.8	14.0	5.4	6.6	5.4	6.3	5.1	7.7	5.9	7.1	7.0	6.9	Q2	2018	
4.2	3.1	16.2	14.8	10.5	8.0	7.1	4.7	9.8	7.7	10.8	7.6	7.5	6.0	Q3		
3.2	2.6	16.9	16.5	10.8	6.4	5.9	4.8	10.2	7.5	6.9	6.8	5.6	5.9	Q4		
2.9	4.5	12.4	7.6	10.0	6.3	7.9	4.8	10.3	4.3	8.1	7.4	7.1	4.1	Q1	2019	
4.0	5.0	8.8	4.1	7.7	3.7	5.6	3.0	7.2	5.7	4.5	6.0	5.9	3.1	Q2		
6.7	3.9	12.5	12.3	1.8	3.9	4.0	3.2	3.8	7.7	10.4	7.8	8.4	6.6	Apr	2018	
1.7	2.3	10.2	13.1	0.6	5.3	3.5	4.8	4.2	9.2	1.5	8.3	3.4	6.5	May		
4.9	3.0	18.8	14.0	14.4	6.6	8.9	6.3	7.3	7.7	6.2	7.1	9.3	6.9	Jun		
4.8	3.2	17.1	15.0	9.3	6.6	7.2	6.3	10.0	7.7	12.2	6.5	8.4	6.9	Jul		
3.6	3.2	16.4	15.0	10.3	6.6	5.6	6.3	8.4	7.7	9.3	7.6	6.4	6.1	Aug		
4.3	3.1	15.0	14.8	12.0	8.0	8.7	4.7	11.1	7.7	10.8	7.6	7.6	6.0	Sep		
5.1	2.6	20.9	19.6	14.4	9.3	8.2	6.3	11.7	9.2	7.9	6.4	7.0	5.7	Oct		
2.0	3.0	15.2	17.4	8.9	7.9	4.4	4.8	10.9	9.1	6.3	5.7	6.1	5.6	Nov		
2.5	2.6	14.9	16.5	9.3	6.4	5.1	4.8	8.3	7.5	6.5	6.8	4.1	5.9	Dec		
1.5	2.8	14.6	16.5	8.6	6.4	10.0	4.8	10.9	5.9	8.1	7.4	7.0	4.5	Jan	2019	
2.1	4.2	11.5	14.4	8.2	7.7	6.1	4.8	9.3	2.9	1.5	7.4	4.8	3.8	Feb		
5.1	4.5	11.4	7.6	12.9	6.3	7.6	4.8	10.7	4.3	13.9	7.4	9.2	4.1	Mar		
1.7	3.6	8.2	6.7	6.3	6.3	6.8	6.3	6.9	4.3	▲6.3	7.3	2.8	4.8	Apr		
4.6	4.5	9.0	5.8	8.3	5.0	4.7	4.6	7.7	4.2	9.0	4.9	8.1	4.1	May		
5.7	5.0	9.2	4.1	8.3	3.7	5.3	3.0	6.9	5.7	10.8	6.0	6.9	3.1	Jun		

## 第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
2016年	69,019	179	31,259	71	39,593	101	74,859	204	26,354	74	238,628	647	38,908	84
2017	71,695	184	32,468	73	41,883	113	79,372	214	28,660	81	257,320	670	41,098	87
2018	73,530	183	33,870	77	45,686	125	84,992	225	30,218	85	270,784	683	43,429	92
2016年度	69,802	181	31,646	70	39,814	104	75,161	205	26,961	78	242,799	649	39,348	84
2017	72,179	181	32,820	75	43,021	119	81,016	216	29,125	82	260,159	649	41,800	87
2018	74,168	185	34,375	79	46,334	121	86,327	225	30,626	85	275,528	699	43,830	92
2018年 4～6月	18,307	188	8,473	75	11,473	120	21,196	221	7,528	82	67,812	659	10,926	88
7～9	18,959	189	8,671	75	11,706	122	21,947	222	7,743	84	69,649	673	11,269	91
10～12	18,929	183	8,772	77	11,829	125	22,070	225	7,816	85	69,897	683	11,027	92
2019年 1～3月	17,973	185	8,459	79	11,326	121	21,114	225	7,539	85	68,170	699	10,608	92
4～6	19,096	189	9,076	79	12,228	122	22,611	225	7,932	87	72,372	708	11,168	92
2018年 4月	5,982	187	2,800	74	3,868	119	7,051	218	2,522	81	22,358	649	3,595	88
5	6,138	188	2,838	75	3,778	120	7,046	219	2,473	82	22,978	654	3,670	88
6	6,187	188	2,835	75	3,827	120	7,099	221	2,533	82	22,476	659	3,661	88
7	6,752	189	3,052	74	4,103	120	7,684	221	2,650	82	23,867	663	3,909	90
8	6,366	189	2,941	75	3,935	122	7,582	222	2,667	83	23,262	666	3,832	91
9	5,841	189	2,678	75	3,668	122	6,681	222	2,426	84	22,520	673	3,528	91
10	6,151	182	2,847	75	3,874	124	7,243	222	2,574	85	23,116	677	3,621	91
11	5,800	183	2,717	76	3,670	125	6,904	224	2,453	85	21,822	683	3,426	91
12	6,978	183	3,208	77	4,285	125	7,923	225	2,789	85	24,959	683	3,980	92
2019年 1月	5,815	184	2,807	78	3,731	124	6,911	225	2,558	85	22,130	688	3,586	93
2	5,714	184	2,657	78	3,541	123	6,703	225	2,411	85	21,443	696	3,358	93
3	6,444	185	2,995	79	4,054	121	7,500	225	2,570	85	24,597	699	3,664	92
4	6,138	186	2,969	80	3,869	122	7,451	226	2,608	86	24,356	700	3,649	92
5	6,486	189	3,051	80	4,110	122	7,626	225	2,670	86	24,110	704	3,786	92
6	6,472	189	3,056	79	4,249	122	7,534	225	2,654	87	23,906	708	3,733	92
前年(度・同期・同月)比増減率(%)														
2016年	9.6	6.5	3.8	7.6	5.7	▲2.9	5.3	3.0	11.1	10.4	5.8	5.4	5.8	12.0
2017	3.9	2.8	3.9	2.8	5.8	11.9	6.0	4.9	8.8	9.5	7.8	3.6	5.6	3.6
2018	2.8	0.0	4.3	5.5	9.1	10.6	7.1	5.1	5.4	4.9	6.9	6.7	5.7	5.7
2016年度	8.1	5.8	5.4	4.5	4.3	1.0	3.4	3.5	10.5	18.2	6.0	5.4	5.7	2.4
2017	3.5	0.6	3.7	7.1	8.1	14.4	7.8	5.4	8.0	5.1	7.6	4.7	6.2	3.6
2018	2.9	2.2	4.7	5.3	7.7	1.7	6.6	4.2	5.2	3.7	7.2	7.7	4.9	5.7
2018年 4～6月	2.8	4.4	3.5	7.1	8.0	11.1	5.8	6.3	5.7	6.5	7.1	5.8	5.3	2.3
7～9	2.8	3.8	4.3	2.7	9.1	13.0	7.6	6.2	4.2	7.7	7.7	7.0	5.6	4.6
10～12	2.5	0.0	4.9	5.5	7.6	10.6	6.1	5.1	5.1	4.9	6.4	6.7	4.6	5.7
2019年 1～3月	3.7	2.2	6.3	5.3	6.1	1.7	6.7	4.2	5.7	3.7	7.5	7.7	3.9	5.7
4～6	4.3	0.5	7.1	5.3	6.6	1.7	6.7	1.8	5.4	6.1	6.7	7.4	2.2	4.5
2018年 4月	4.6	3.9	4.8	8.8	10.7	13.3	7.9	5.3	8.8	3.8	8.3	4.3	7.7	3.5
5	▲0.4	3.9	0.9	8.7	4.6	12.1	2.8	5.3	2.2	6.5	6.3	4.8	2.3	2.3
6	4.2	4.4	5.0	7.1	8.9	11.1	6.8	6.3	6.2	6.5	6.9	5.8	6.0	2.3
7	4.4	5.0	5.1	4.2	7.5	12.1	8.0	6.3	4.2	6.5	7.5	6.1	6.1	4.7
8	1.7	4.4	4.3	5.6	9.5	13.0	7.9	6.7	3.9	6.4	7.9	5.7	5.2	4.6
9	2.3	3.8	3.3	2.7	10.4	13.0	6.7	6.2	4.4	7.7	7.8	7.0	5.4	4.6
10	3.9	0.0	5.6	4.2	11.3	13.8	8.8	5.2	7.4	9.0	7.5	7.3	5.4	4.6
11	2.2	0.0	2.7	4.1	5.8	11.6	5.1	4.7	3.9	6.3	5.5	7.4	4.5	4.6
12	1.5	0.0	6.1	5.5	6.0	10.6	4.6	5.1	4.1	4.9	6.1	6.7	4.1	5.7
2019年 1月	3.2	▲0.5	5.7	6.8	5.5	9.7	6.1	4.7	5.4	6.3	7.5	7.5	4.3	6.9
2	3.5	▲1.1	5.8	6.8	5.9	7.9	7.2	4.2	5.9	6.3	9.4	8.4	4.4	5.7
3	4.3	2.2	7.5	5.3	6.8	1.7	7.0	4.2	5.8	3.7	5.8	7.7	3.2	5.7
4	2.6	▲0.5	6.0	8.1	0.0	2.5	5.7	3.7	3.4	6.2	8.9	7.9	1.5	4.5
5	5.7	0.5	7.5	6.7	8.8	1.7	8.2	2.7	8.0	4.9	4.9	7.6	3.2	4.5
6	4.6	0.5	7.8	5.3	11.0	1.7	6.1	1.8	4.8	6.1	6.4	7.4	2.0	4.5

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month			
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments					
53,309	116	80,632	162	56,013	111	58,065	121	73,045	184	22,897	55	C Y	2016	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
55,314	117	83,504	172	58,815	119	59,411	121	77,147	189	24,785	62		2017		
57,227	119	85,431	178	61,028	124	60,608	122	80,534	195	29,223	71		2018		
53,980	116	81,435	165	56,715	115	58,391	122	73,839	183	22,627	58	F Y	2016		
55,848	117	84,310	174	59,407	120	59,944	121	78,607	193	26,236	62		2017		
57,595	120	85,785	176	61,697	121	60,679	120	80,475	194	29,921	77		2018		
14,266	118	21,590	176	15,323	121	15,136	120	20,402	195	7,381	65	Q2	2018		
14,868	120	21,913	177	15,567	121	15,454	121	20,594	195	7,535	66	Q3			
14,598	119	21,633	178	15,760	124	15,483	122	20,270	195	7,473	71	Q4			
13,863	120	20,649	176	15,047	121	14,606	120	19,209	194	7,532	77	Q1	2019		
14,755	120	22,301	177	15,949	121	15,478	120	20,178	193	7,899	79	Q2			
4,705	118	7,127	175	5,079	120	5,011	121	6,698	193	2,411	64	Apr	2018		
4,759	118	7,250	176	5,130	121	5,075	121	6,892	195	2,489	65	May			
4,802	118	7,213	176	5,114	121	5,050	120	6,812	195	2,481	65	Jun			
5,149	119	7,652	176	5,447	121	5,335	120	7,106	195	2,589	65	Jul			
5,104	119	7,401	176	5,279	121	5,254	120	6,973	195	2,485	65	Aug			
4,615	120	6,860	177	4,841	121	4,865	121	6,515	195	2,461	66	Sep			
4,784	119	7,146	178	5,124	121	5,112	121	6,753	195	2,445	66	Oct			
4,540	119	6,705	178	4,912	124	4,758	122	6,356	195	2,467	71	Nov			
5,274	119	7,782	178	5,724	124	5,613	122	7,161	195	2,561	71	Dec			
4,620	119	6,874	180	5,020	123	4,914	122	6,461	195	2,510	72	Jan	2019		
4,386	120	6,544	176	4,782	121	4,609	121	6,083	193	2,454	76	Feb			
4,857	120	7,231	176	5,245	121	5,083	120	6,665	194	2,568	77	Mar			
4,812	120	7,317	177	5,264	121	5,107	122	6,636	193	2,609	76	Apr			
4,968	120	7,555	177	5,358	121	5,225	121	6,831	193	2,644	79	May			
4,975	120	7,429	177	5,327	121	5,146	120	6,711	193	2,646	79	Jun			
12.2	4.5	9.8	3.8	8.7	5.7	6.2	0.0	7.3	5.7	13.4	7.8	C Y	2016		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
3.8	0.9	3.6	6.2	5.0	7.2	2.3	0.0	5.6	2.7	8.2	12.7		2017		
3.5	1.7	2.3	3.5	3.8	4.2	2.0	0.8	4.4	3.2	17.9	14.5		2018		
8.1	4.5	7.8	4.4	6.9	7.5	4.6	2.5	6.6	2.2	5.2	9.4	F Y	2016		
3.5	0.9	3.5	5.5	4.7	4.3	2.7	▲0.8	6.5	5.5	15.9	6.9		2017		
3.1	2.6	1.7	1.1	3.9	0.8	1.2	▲0.8	2.4	0.5	14.0	24.2		2018		
2.3	1.7	1.9	4.1	3.1	3.4	2.2	0.0	5.6	5.4	23.1	12.1	Q2	2018		
3.7	3.4	1.9	3.5	3.0	0.8	0.9	▲0.8	3.0	3.7	13.8	10.0	Q3			
3.7	1.7	1.4	3.5	4.7	4.2	1.2	0.8	1.3	3.2	10.2	14.5	Q4			
2.7	2.6	1.7	1.1	4.7	0.8	0.5	▲0.8	▲0.3	0.5	10.2	24.2	Q1	2019		
3.4	1.7	3.3	0.6	4.1	0.0	2.3	0.0	▲1.1	▲1.0	7.0	21.5	Q2			
3.6	1.7	3.0	4.8	4.9	4.3	3.3	▲0.8	7.6	4.9	24.3	10.3	Apr	2018		
▲0.2	1.7	▲0.5	4.8	0.1	4.3	▲0.1	0.0	3.5	5.4	25.1	12.1	May			
3.7	1.7	3.4	4.1	4.5	3.4	3.6	0.0	5.8	5.4	19.9	12.1	Jun			
3.1	2.6	2.9	2.9	4.6	2.5	1.6	0.8	3.8	4.8	17.8	10.2	Jul			
4.0	2.6	1.3	2.9	1.6	2.5	0.2	0.0	2.6	4.8	11.0	8.3	Aug			
4.2	3.4	1.5	3.5	2.6	0.8	1.0	▲0.8	2.5	3.7	12.7	10.0	Sep			
4.4	2.6	2.6	4.1	4.3	0.8	3.7	1.7	2.6	3.7	10.0	8.2	Oct			
4.3	2.6	1.5	3.5	5.0	3.3	0.5	2.5	1.4	3.2	9.8	14.5	Nov			
2.6	1.7	0.3	3.5	4.8	4.2	▲0.3	0.8	0.0	3.2	10.7	14.5	Dec			
2.2	0.8	1.3	4.7	4.1	3.4	0.1	0.8	0.2	2.6	11.6	16.1	Jan	2019		
2.4	1.7	1.9	2.3	5.2	1.7	0.4	0.8	▲0.7	1.6	10.8	22.6	Feb			
3.6	2.6	2.1	1.1	4.7	0.8	0.9	▲0.8	▲0.5	0.5	8.3	24.2	Mar			
2.3	1.7	2.7	1.1	3.6	0.8	1.9	0.8	▲0.9	0.0	8.2	18.8	Apr			
4.4	1.7	4.2	0.6	4.4	0.0	3.0	0.0	▲0.9	▲1.0	6.2	21.5	May			
3.6	1.7	3.0	0.6	4.2	0.0	1.9	0.0	▲1.5	▲1.0	6.7	21.5	Jun			

## 第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month		
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	O T C 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用 消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others			
商品手持額	手持額 (百万円)	2018年6月	884,232	35,881	139,880	59,505	35,911	237,764	86,074	125,781	147,978	15,458	Q2 2018	Value (million yen) Commodity stocks
		9	873,522	35,634	137,225	57,643	37,211	240,088	85,938	120,133	143,234	16,416	Q3	
		12	952,128	40,152	148,657	62,672	39,206	253,547	91,289	138,496	161,126	16,983	Q4	
		2019年3月	941,830	42,030	147,177	62,311	38,166	256,843	90,673	132,866	155,356	16,408	Q1 2019	
		6	938,950	39,979	144,620	60,763	39,588	254,904	91,163	132,890	158,338	16,705	Q2	
	前年同期末比増減率 (%)	2018年6月	5.4	0.7	4.0	8.2	▲0.5	4.0	7.3	9.5	6.9	▲0.3	Q2 2018	
		9	6.9	1.5	5.3	6.1	9.7	6.3	9.0	10.2	7.0	5.8	Q3	
		12	6.9	3.7	6.4	3.6	9.9	6.7	8.5	8.9	7.5	2.1	Q4	
		2019年3月	10.2	20.7	10.3	5.3	8.3	8.7	13.3	12.9	8.8	6.2	Q1 2019	
		6	6.2	11.4	3.4	2.1	10.2	7.2	5.9	5.7	7.0	8.1	Q2	
商品在庫率	在庫率 (%)	2018年6月	165.0	113.0	195.0	174.2	191.1	290.8	165.5	150.7	96.7	167.0	Q2 2018	Inventory ratio (%) Inventory ratio
		9	169.9	114.5	200.0	177.8	206.6	316.6	176.2	149.9	95.9	164.1	Q3	
		12	163.1	111.4	185.8	160.9	209.5	282.3	168.1	150.5	99.1	149.9	Q4	
		2019年3月	169.1	114.6	179.9	166.8	207.6	303.2	177.1	166.0	98.7	173.2	Q1 2019	
		6	166.1	113.1	195.5	174.3	206.1	296.9	170.7	150.5	96.3	166.7	Q2	
	前年同期末比増減率 (%)	2018年6月	▲0.8	▲0.5	1.6	6.7	▲6.1	▲1.6	0.4	2.8	▲3.0	▲10.3	Q2 2018	
		9	2.0	3.2	4.7	7.2	2.6	2.7	4.6	4.8	▲1.9	▲11.2	Q3	
		12	2.9	▲0.4	4.7	5.8	4.9	3.5	6.1	4.2	0.2	▲4.7	Q4	
		2019年3月	4.3	16.6	6.3	1.8	3.7	4.5	7.5	5.3	0.6	▲2.4	Q1 2019	
		6	0.7	0.1	0.3	0.1	7.8	2.1	3.1	▲0.1	▲0.4	▲0.2	Q2	

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

# 荷主と運送事業者のための トラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

トラック運転者の長時間労働が問題になっています。トラック運転者の労働時間短縮は、荷主と運送事業者の双方が、歩み寄り、そして協力しあって取り組む必要があります。

いま、考えてみませんか？  
物流を支えるトラック運転者のこと。

## セミナープログラム（予定）

※セミナーは全都道府県で開催します。

### PART 1 荷主と運送事業者の協力による 取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの説明

明日から活用できる「トラック運転者の労働時間短縮の進め方」と「対応策」について、分かり易く説明します。

株式会社 富士通総研  
コンサルタント

### PART 2 「ホワイト物流」推進運動について

深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的とした「ホワイト物流」推進運動についてご説明します。

国土交通省  
地方運輸局（運輸支局）

### PART 3 改正労働基準法のポイントについて

時間外労働の上限規制については、2024年4月1日から自動車運転の業務にも適用されることとなりますので、早めの対策が重要です。労働基準法の改正内容について、ポイントを絞ってご説明します。

厚生労働省  
都道府県労働局  
（労働基準監督署）

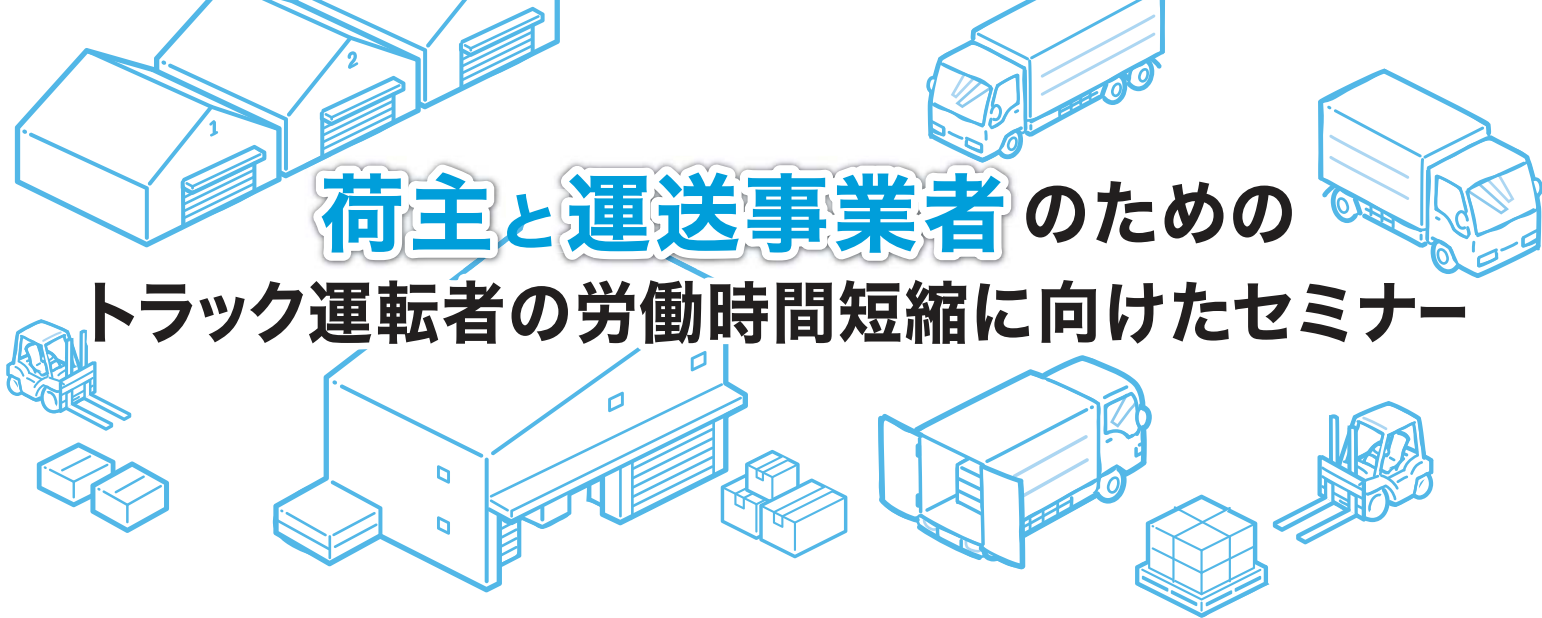
※セミナーは、全都道府県で開催します。

※開催日・開催会場は、右記にて  
改めてご連絡します。

（開催日の1ヶ月以上前にはご連絡）

- 各都道府県の労働局／運輸局に配布するリーフレット（チラシ）
- 厚生労働省「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」





# 荷主と運送事業者のための

# トラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

## セミナーの受講者

もちろん、下記以外の業種の方でも受講できます。

荷主

トラック運転者の労働時間短縮は、荷主と運送事業者が、協力しあって取り組む必要があります。荷主は、物流を担って頂いている運送事業者に、運送事業者は、委託を受けている荷主に、是非ともお声がけのうえ、ご参加ください！

運送事業者

## セミナー申し込み方法

各都道府県での開催日・開催会場が決定次第、次の2つの方法で、申し込みができます。

FAXでの  
申し込み

後日、各都道府県の労働局/運輸局に配布するリーフレット(チラシ)に、参加申し込み書を掲載します。

インターネット  
での申し込み

厚生労働省「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」から、申し込みができます。



## お問合せ窓口

厚生労働省委託事業者

株式会社 富士通総研

担当名: 沖原・亀廻井(かめのい)・小田・田村

電話: 03-5401-8394

メール: fri-truck-seminar@dl.jp.fujitsu.com



荷主

運送  
事業者

との協力による

取引環境と長時間労働の  
改善に向けた  
ガイドライン

厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課  
国土交通省 自動車局 貨物課  
公益社団法人 全日本トラック協会

(2019/08)

はじめに

---

## ガイドライン策定の経緯

トラックドライバーは、他業種の労働者と比べて長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）の違反が高水準で推移しています。また、脳・心臓疾患の労災支給決定件数も多く、その労働条件及び安全衛生の確保・改善を一層推進することが喫緊の課題となっています。

これらの背景として、荷主との関係から、トラック運送事業者の自助努力だけでは労働時間の短縮が進まないこと、多重的な請負構造から適切な運行管理がなされていない等の問題があげられています。

こうしたことから、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送事業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的として、厚生労働省、国土交通省及び公益社団法人全日本トラック協会が事務局となって「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」を設置いたしました。本協議会では、設置の趣旨に基づいて平成28年度、29年度の2ヶ年にわたり、全国47都道府県において荷主及びトラック運送事業者が協力しながらトラックドライバーの労働時間短縮を目指すパイロット事業を実施し、長時間労働を改善する取組みを行ってきました。

その成果として、今般、荷主とトラック運送事業者の協力による取引環境と労働時間の改善のためのガイドラインをとりまとめました。

平成29年7月より新たな荷主勧告制度の運用が始まるなど、トラックドライバーの労働時間の短縮は荷主のコンプライアンスにとっても重要なポイントとなっております。

このガイドラインを参考に、荷主とトラック運送事業者が自主的・積極的に取引環境と長時間労働の改善へ取り組まれることを期待いたします。

# 取引環境と 長時間労働の 改善に向けた ガイドライン

## 目次

取引環境と長時間労働の改善に向けた取組みの進め方	3
改善に向けたステップ	4
ステップごとの取組みの具体的なイメージと流れ	12
取引環境と長時間労働の改善に向けた対応	14
対応例① 予約受付システムの導入	16
対応例② パレット等の活用	18
対応例③ 荷主からの入出荷情報等の事前提供	20
対応例④ 幹線輸送部分と集荷配送部分の分離	22
対応例⑤ 集荷先や配送先の集約	24
対応例⑥ 運転以外の作業部分の分離	26
対応例⑦ 出荷に合わせた生産・荷造り等	28
対応例⑧ 荷主側の施設面の改善	30
対応例⑨ 十分なリードタイムの確保による安定した輸送の確保	32
対応例⑩ 高速道路の利用	34
対応例⑪ 混雑時を避けた配送	36
対応例⑫ 発注量の平準化	38
対応例⑬ モーダルシフト	40
労働条件改善のためのチェックリスト	42
改善基準告示（トラック運転者関係）の概要	44
【参考資料】	
相談窓口一覧（働き方改革推進支援センター）	45
補助金・助成金等の一覧	47



## 取引環境と 長時間労働の改善に向けた 取組みの進め方

一口に「取引環境と長時間労働の改善に向けた取組み」といっても、いったい何から手をつけて、どのように進めればよいのかわからない、という方も多いのではないのでしょうか。また、実際に問題があると認識していても、日常の業務を遂行しながら課題解決のためのプランをゼロから検討するのは、とても大変なことです。

そこで、本ガイドラインは、まず①「取引環境と長時間労働の改善に向けた取組みの進め方」について概観したうえで、②実際の現場における「改善に向けた取組みの類型と対応」について紹介する、という2段階に分けて記述しております。

さらに、具体的な取組み内容については、2ヶ年にわたって実施したパイロット事業をとりまとめた別冊の「事例集」を作成いたしました。事例集は、本ガイドラインにおける「改善に向けた取組みの類型」に合わせて整理されておりますので、ガイドラインを活用した検討と並行して、事例集を参照しながら、より具体的に、それぞれの現場に即した形で、荷主とともに取引環境と長時間労働の改善に向けた取組みが進められるような構成となっております。

荷主にとっては何気ないことが、トラックドライバーの労働時間に大きな影響を与えていることがあります。これはつまり、ほんの少しの作業改善であってもトラックドライバーの労働時間を大きく改善できる可能性があるということでもあります。また、そうしたほんの少しの作業改善が物流コストの削減や、サプライチェーン全体の効率化、最適化につながることも期待できますので、荷主の皆さまも是非、本ガイドラインを参考に、トラック運送事業者の皆さまとともに、取引環境と長時間労働の改善について考えてみて頂ければと思います。

それではまず、「取引環境と長時間労働の改善に向けた取組みの進め方」について、次のページから見ていきます。

# 改善に向けた ステップ

ステップ  
1 荷主とトラック運送事業者の双方で、トラックドライバーの労働条件改善の問題意識を共有し、検討の場を設ける

ステップ  
2 労働時間、特に荷待ち時間や荷役時間の実態を把握する

ステップ  
3 荷待ち時間の発生等、長時間労働の原因を検討、把握する

ステップ  
4 荷主とトラック運送事業者の双方で、業務内容を見直し改善に取り組む

ステップ  
5 荷主とトラック運送事業者間での応分の費用負担を検討する

ステップ  
6 改善の成果を測定するための指標を設定する

ステップ  
7 指標の達成状況を確認、評価することでさらなる改善に取り組む

取引環境と長時間労働の改善

## ステップ 1

# 荷主とトラック運送事業者の双方で、トラックドライバーの労働条件改善の問題意識を共有し、検討の場を設ける

ポイント

- 荷主とトラック運送事業者が意見交換できる場（可能であれば関係者が同席する会議体）を設置する
- 問題意識の共有のため、定期的な意見交換を実施する

トラックドライバーはトラック運送事業者が雇用している社員ですので、その労働環境の改善については、一義的にはまずトラック運送事業者が取り組まなければなりません。

ただし、「他人の需要に応じて貨物を運送する」というトラック運送事業の性格上、需要側である荷主の理解、協力なくして改善を進めていくことは難しいことも事実です。

したがって、改善に向けた取組みを進めて行くに当たって、まずは荷主とトラック運送事業者等との間で、何が現場で課題になっているか等、労働条件の改善に関する問題意識を共有し、その機運を醸成するために荷主とトラック運送事業者が一つのテーブルにつく検討の場を設けることが大切です。

ただ、一口に荷主と言っても発地と着地で荷主が異なるケースもありますし、トラック運送事業者も元請、下請など複数のトラック運送事業者が関わっているケースも多いため、より実効性を高めるには輸送に関わる関係者全員をメンバーとした検討の場を設け、定期的な意見交換を実施することが望ましいと言えます。





## ステップ 2

# 労働時間、特に荷待ち時間や荷役時間の 実態を把握する

ポイント

- 労働時間、特に荷待ち時間や荷役時間を正確に把握する方法を検討する
- 時間管理のためのツールの導入を検討する

ドライバーの労働条件の改善のためには、実際の労働時間を正確に把握することが必須です。例えば荷待ち時間が問題なのであれば、どの場所で、どの位の時間（平均時間や最長・最短時間）、どの位の頻度で発生しているかをしっかりと把握することが必要です。何故なら、実態が分からなければ改善の検討ができないからです。

そして、定量的に把握したデータを荷主とトラック運送事業者との検討の場で共有し、荷主の理解と改善への協力を得るよう、コミュニケーションをとっていくことが重要です。

運行中のデータはデジタコでもある程度把握できますが、積み卸しをはじめとした附帯作業や荷待ち時間の実態に関しては、スマートフォンのアプリなどで実態を簡便に把握するツール等を活用してデータを収集することも有効でしょう。

### ボタンをタップするだけ

緯度・経度情報から  
集配先を自動判定



自社運行状況画面

部署: ドライバー名: 運行日: 2018/07/24 時間帯: 現在

対象日時: 2018/07/24 14:00

課題	ドライバーID	ドライバー名	開始時刻	終了時刻	項目名	集配先ID	集配先
01_沙留事業所	S02	純研次郎さん	2018/07/24 14:49	2018/07/24 14:49	運転		
01_沙留事業所	S02	純研次郎さん	2018/07/24 14:49		荷卸し		
01_沙留事業所	S03	純研花子さん	2018/07/24 14:30	2018/07/24 14:31	運転		
01_沙留事業所	S03	純研花子さん	2018/07/24 14:31	2018/07/24 14:31	李博志(荷主都合)	10001	沙留LC
01_沙留事業所	S03	純研花子さん	2018/07/24 14:31		荷卸し		
01_沙留事業所	S04	純研花子さん	2018/07/24 14:44	2018/07/24 14:44	運転		
01_沙留事業所	S04	純研次郎さん	2018/07/24 14:44	2018/07/24 14:45	横込み	10001	沙留LC

会社のパソコンでリアルタイムに確認可能

A運送株式会社 運転日報

○年○月○日(○)

所 属	車種	仕事	2018/07/06 06:00	集積先/配先/集積地	集積先	集積地
所属	2707-2	所 属	2018/07/06 17:24	集積先/配先/集積地		
所属	所属	所属	所属	所属	所属	所属

運転日報は自動作成



### ステップ3

## 荷待ち時間の発生等、長時間労働の原因を検討、把握する

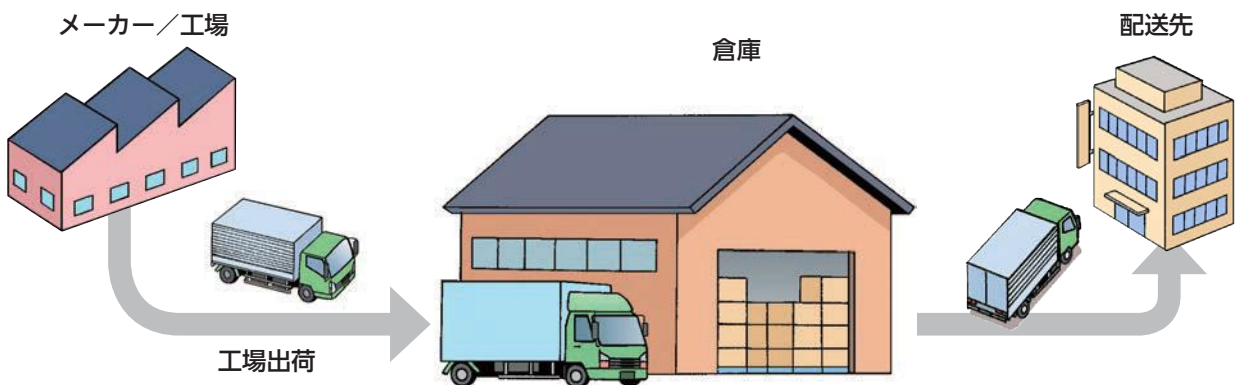
ポイント

- 発荷主の生産・出荷スケジュールや附帯作業などを検証する
- トラック運送事業者の運行計画、配車計画などを検証する
- 着荷主の受け入れ体制や附帯作業などを検証する

労働時間、荷待ち時間の実態が把握できたら、次にその原因について把握、検証することが大切です。長時間労働や荷待ち時間等が「どこで、どれくらい起きているか」が分かっても「それが何故起きているのか」が分からなければ、改善に向けた検討が困難になってしまいます。

物流とは文字通り「物の流れ」で、輸送工程の個々の作業は点ではなく、全て線でつながっています。どこかの作業が滞れば物流全体が滞り、トラックドライバーの長時間労働につながるようになります。

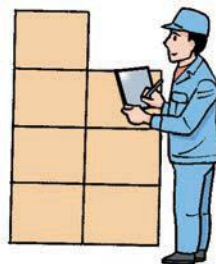
長時間労働の原因は発側にあるのか、着側にあるのか、それは生産工程に起因する問題なのか、積み卸しや棚入れ・棚出しなどの附帯作業に起因する問題なのか、運行計画や配車計画に見直しは必要ないのかなど、輸送工程のどの部分がボトルネックとなっているのかをきちんと調べて、その原因を取り除くことが、長時間労働の改善にとって重要となります。



① 入荷



② 検品



③ 棚入れ



④ 保管



## ステップ4

# 荷主とトラック運送事業者の双方で業務内容を見直し、改善に取り組む

ポイント

- 把握、検証した長時間労働の原因について関係者間で協議する
- 荷主、トラック運送事業者それぞれができることを検討する

発地から着地までの物の流れのなかには、輸送だけでなく入荷、検品、仕分け、保管、ピッキング、包装、荷役、積み込み、出荷、配送など様々なプロセスが存在し、様々な主体が関わっています。

輸送部分に関しては主にトラック運送事業者が担っているケースがほとんどですが、その他のプロセスに関しては荷主自身が担っているケースもありますし、荷役作業会社が入って実施している場合もあるでしょう。

トラック運送事業者が担っている部分に起因する問題に関しては、トラック運送事業者自身が改善を進めることができますが、荷主や荷役作業会社が担っている部分が原因となって長時間労働や荷待ち時間等が発生しているのであれば、トラック運送事業者の自助努力でこれを改善していくことは困難ですし、現実にはプロセスの多くの段階に改善の種が隠されていることが多いのではないのでしょうか。特に、荷主と荷主から委託を受けた荷役作業会社等とが存在する場合には、現場で荷受け等を行っている者と、プロセスを変える権限を有する者とが分かれており、誰に話をすれば良いのか分かりにくい場合も多いかと思われますので、両者に参画してもらうことに大きな意味があります。

したがって、業務内容の見直し改善に当たっては、荷主とトラック運送事業者が協力し合いながら、それぞれができることに取り組んでいくことが必要となります。

課題や原因に対する具体的な対応策の検討には、後述の事例も参考にしてください。



## ステップ5

# 荷主とトラック運送事業者間での応分の費用負担を検討する

ポイント

- 作業効率化のために必要な機器やソフトウェアの導入、作業手順の見直し等を検討する
- 関係者間で応分の費用負担を検討する

長時間労働や荷待ち時間等の改善に向けた方策には様々なことが考えられます。例えば運行計画の見直しや作業動線の変更など、手順の見直しであればそれほど費用のかかるものではありません。

しかし、工場内のレイアウト変更や物流システムの構築、物流機器の導入などであれば、そこには一定の費用が発生することとなりますが、大きな成果も期待できます。

また、費用をかけるのであれば、誰に、どのような成果があるのかを検討する必要があります。また、その成果は荷主、トラック運送事業者の双方が享受できることが望ましいものです。

したがって、改善を実施することによって荷主とトラック運送事業者が享受できる成果を想定し、これに基づいた応分の費用負担を検討することが、継続的な改善の取組みには必要です。



## ステップ6

# 改善の成果を測定するための指標を設定する

ポイント

- 改善効果を測るための数値目標を設定する
- 問題点と改善に向けた意識を関係者間で共有する

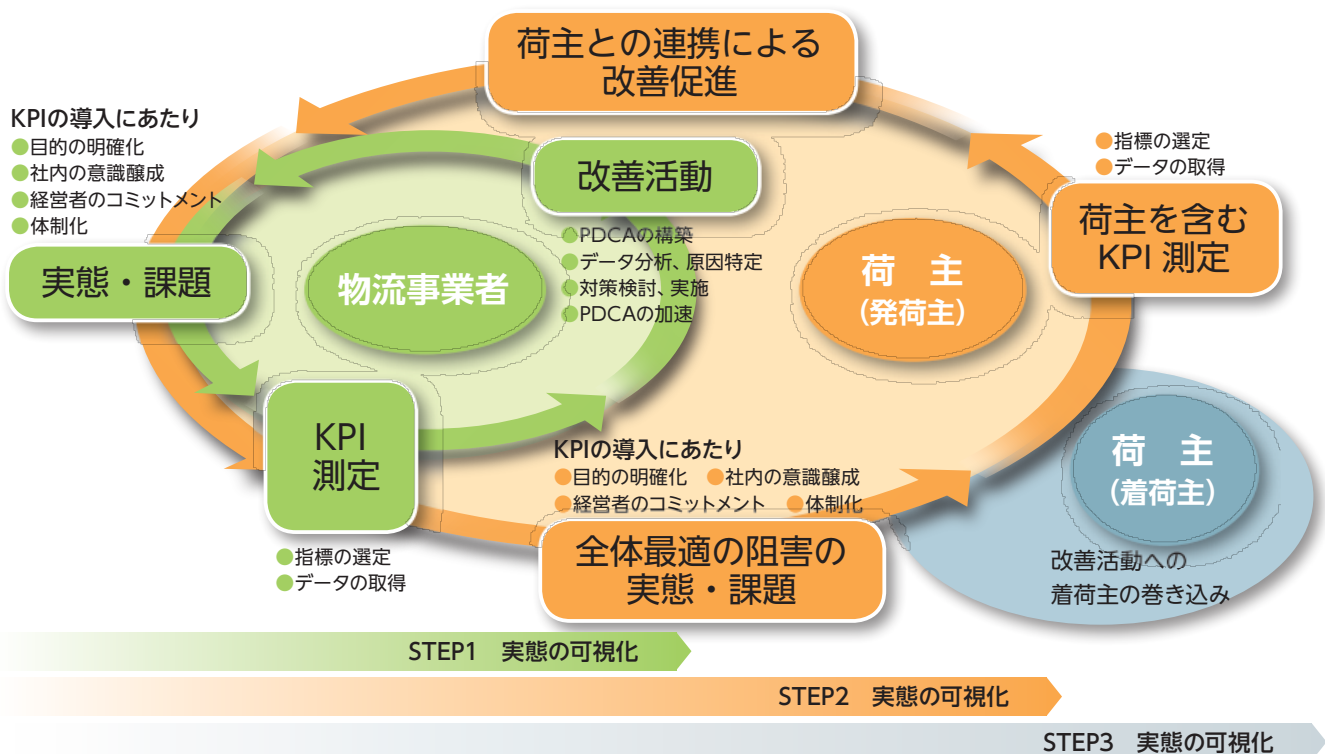
改善の成果をきちんと把握するためには、その成果を測定するための指標を設定し、数字で示すことで効果の「見える化」を測ることが効果的です。

労働条件改善に向けた指標としては、拘束時間や連続運転時間など改善基準告示に示された基準が代表的ですが、それ以外にも問題の発生している場所によって、例えば荷主庭先での待機時間や、付帯作業にかかる時間、入出庫作業にかかる1時間当たりの処理個数、単位当たりの物流コストなどの目標値を設定し、達成度合いに基づいて改善効果を定量的に測定する手法のことを「KPI」と言います。

KPIとはKey Performance Indicatorの略で、目標の達成度合いを評価するために用いる「重要業績評価指標」のことです。

改善の成果を測定するためには、問題点と改善に向けた意識を関係者間で共有する必要があり、そのためには問題の状況を定量指標により定期的に計測し、目標を設定して改善に取り組むことが望ましいものです。

国土交通省では「物流事業者におけるKPI導入の手引き」を策定していますので、こうしたものを活用することも有効です。





## ステップ7

# 指標の達成状況を確認、評価することでさらなる改善に取り組む

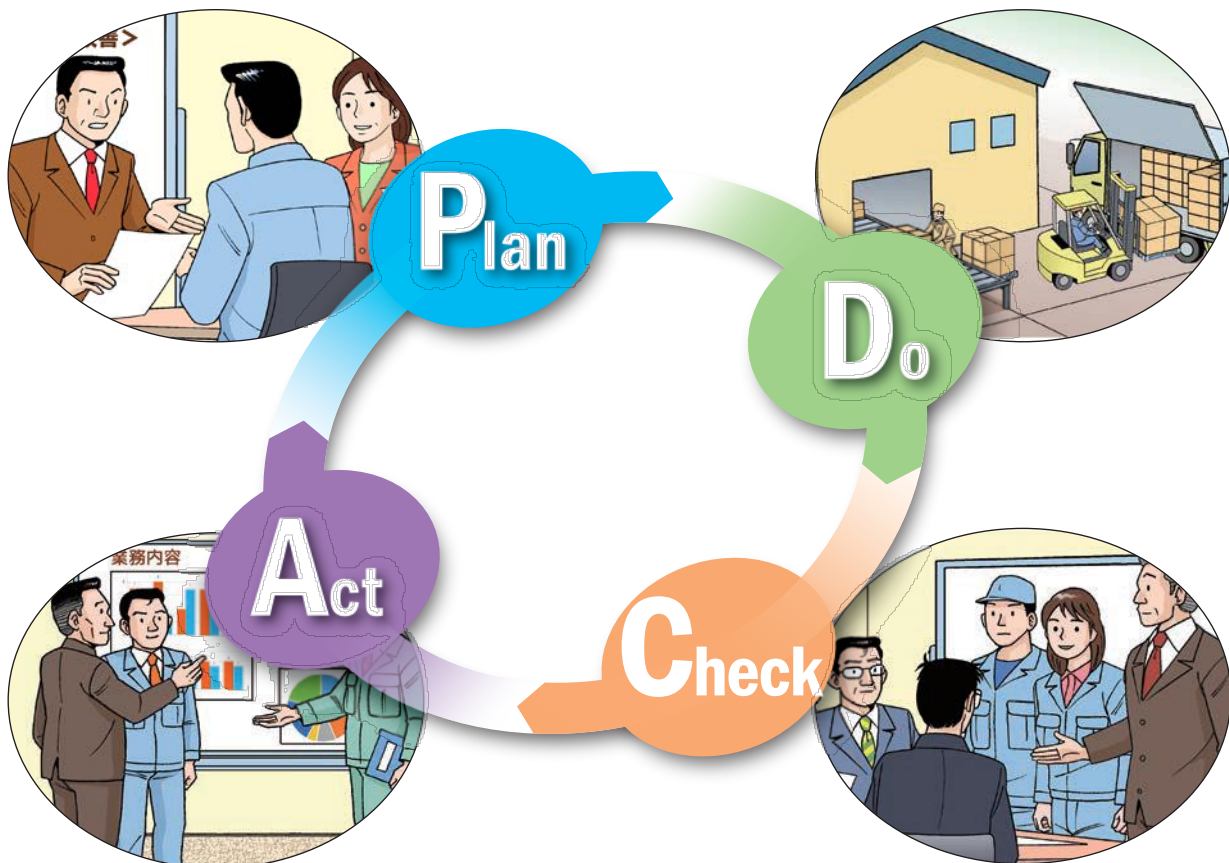
ポイント

- 設定した数値目標を定期的にモニタリングする
- 数値目標の達成度合いについて関係者間で共有する

改善の成果を測定するための複数の指標を設定した場合、目標が達成されている指標もあれば、達成されなかった指標もあるでしょう。こうした達成度合いを定期的にモニタリングしながら、さらなる改善につなげていく手法のことをPDCAサイクル（Plan-Do-Check-Act cycle）と言います。

具体的には、「Plan：実態把握に基づき改善計画と成果測定のための指標を作成」し、「Do：その計画に沿って改善を実行」、その結果を定期的に「Check：改善が計画に沿っているかどうかを指標に基づき評価」し、「Act：指標が達成できていない部分とその原因を調べて、さらなる改善を行う」という4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法です。

明確な目標を設定し、その結果を数値で示すことによって達成度合いが「見える化」されるため、関係者間でのスムーズな情報共有がなされるとともに、持続的な改善活動が可能となります。



# ステップごとの取組みの具体的なイメージと流れ

## ステップ1 問題意識を共有する場の設置

輸送にかかわる関係者が**全員集まる**のが理想!



## ステップ2 労働時間、特に荷待ち時間や荷役時間の把握

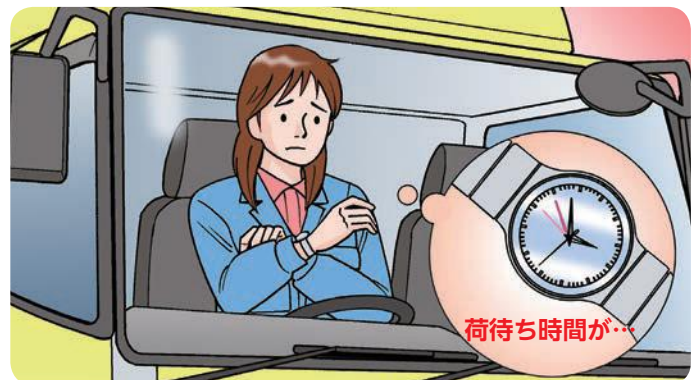
拘束時間(運転時間、**荷待ち時間**、**荷役時間**等)の実態をきちんと**数字で把握**する!



	積回数	卸回数	始業	終業	運転時間	荷待ち時間	積込時間	取卸時間	休憩時間	拘束時間	休憩時間
○月○日	2	1	7:00	23:30	6:20	4:15	2:15	1:30	2:10	16:30	8:00
○月△日	3	1	7:30	23:45	7:00	3:45	2:40	1:10	2:00	16:35	7:45
○月×日	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

## ステップ3 長時間労働の原因を把握 (例えば荷待ちや荷役発生の原因など)

荷待ちや荷役時間が原因で拘束時間が長い場合  
**「なぜ荷待ちが起きるか」**  
**「なぜ荷役に時間がかかるか」**  
 を把握する



ステップ4 業務内容を見直し、改善に取り組む

時間がかかっている  
作業の内容を見直し、  
改善への取組みを  
検討!

出荷前の  
荷揃えは？



手荷役作業？

ステップ5 応分の費用負担を検討

改善のための  
費用負担について  
関係者間で協議

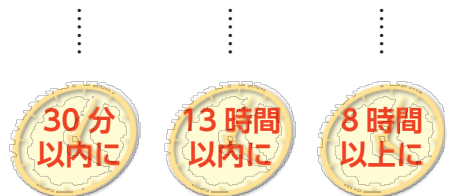


ステップ6 成果測定のための指標を設定

できるだけ具体的な  
数値で目標を設定!



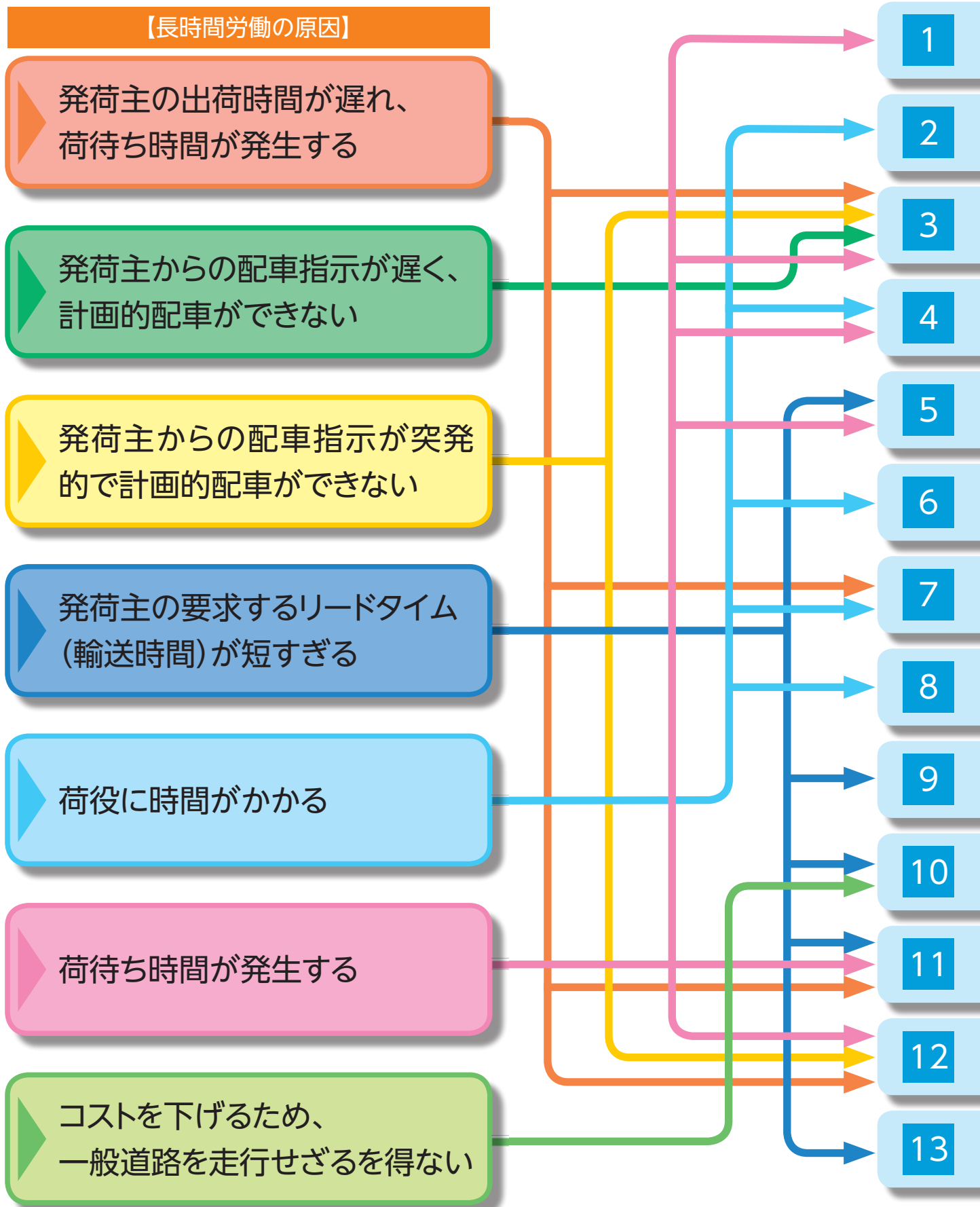
荷待ち時間	拘束時間	休息期間
4 : 15	16 : 30	8 : 00
3 : 45	16 : 35	7 : 45



ステップ7 目標数値と実績値を比較・検証、さらなる改善へ!

## ■取引環境と長時間労働の改善に向けた対応

長時間労働になっている原因によって、その改善に向けては以下のように様々な対応が考えられます。次ページ以降では、これらの対応例を示しながら、長時間労働の改善に向けた取組みについて具体的に見ていきましょう。





【改善に向けた対応】

予約受付システムの導入

パレット等の活用

発荷主からの入出荷情報等の事前提供

幹線輸送部分と集荷配送部分の分離

集荷先や配送先の集約

運転以外の作業部分の分離

出荷に合わせた生産・荷造り等

荷主側の施設面の改善

十分なリードタイムの確保による安定した輸送の確保

高速道路の利用

混雑時を避けた配送

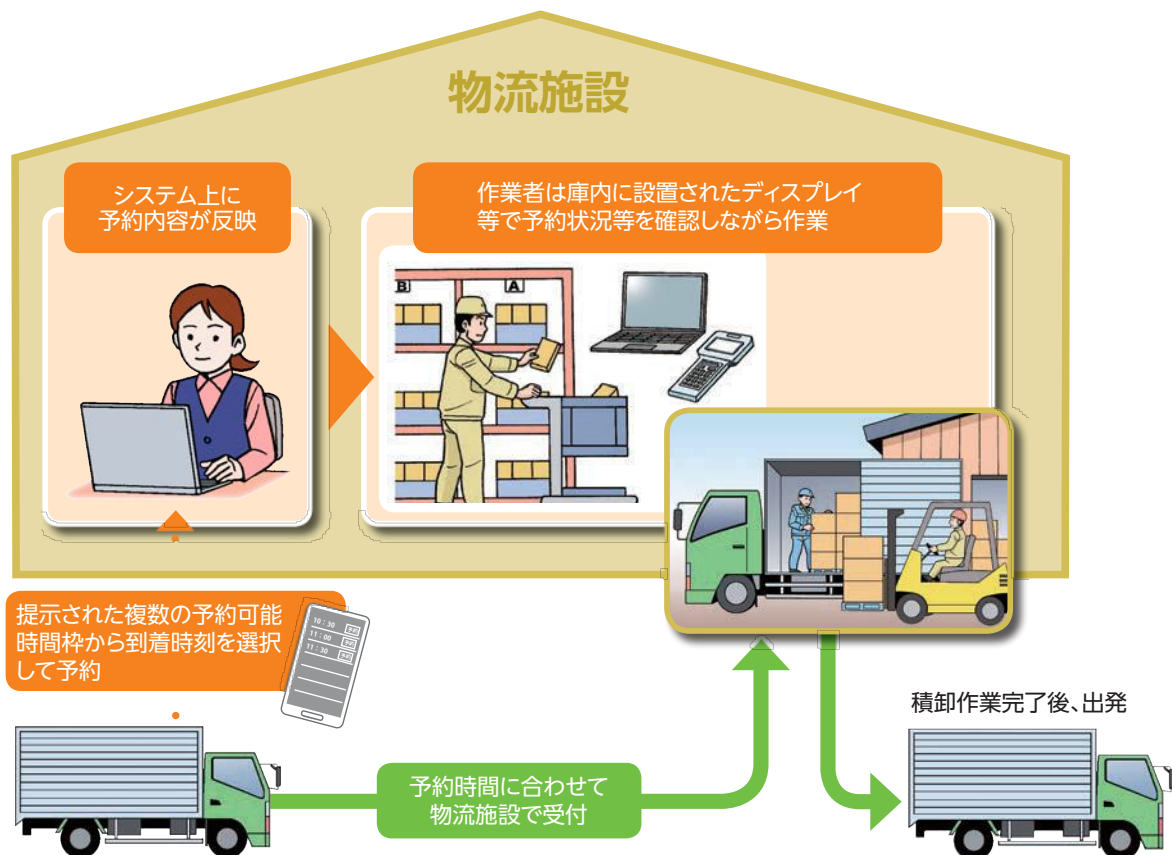
発注量の平準化

モーダルシフト

# 対応例 1

## 予約受付システムの導入

- 先に到着したトラックから順番に荷積み・荷卸しが行われる場合には、早い順番を取るために多くのトラックが集荷先・配送先に必要以上に早く到着する場合がありますが、荷出し・荷受けについては処理能力の制約があるため一定のペースでしか行えず、結果として、長時間の荷待ちが発生する可能性が高くなります。
- こうしたケースでは、予約受付システム等を導入・活用して、バス毎での荷役予定時間をあらかじめ決めることにより、
  - ①トラック運送事業者による到着時間を見越した運行計画の策定
  - ②着荷主側による庫内作業の準備
 が可能になり、荷待ち時間を減らすことができます。
- 荷主にとっては、あらかじめ庫内作業の準備を進めることにより、荷受け作業を効率化することが可能になります。



参考事例① 一貫パレチゼーションと受付予約システムで着荷主滞在時間を短縮

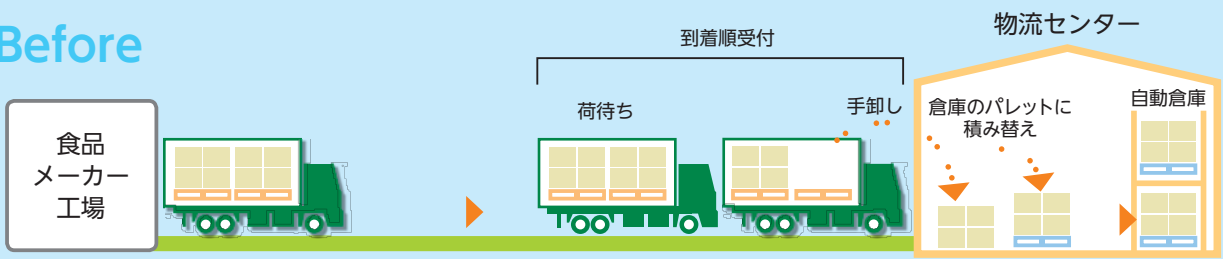
山梨県

事例集 118p

成功の  
ポイント

- 同一のパレットを共同利用するパレットプールシステムを採用した
- 発・着荷主、トラック運送事業者の三者で話し合うことにより、方向性と課題を共有化できた

Before



After



参考事例② 外部倉庫と情報システム活用による荷待ち時間の削減

福井県

事例集 78p

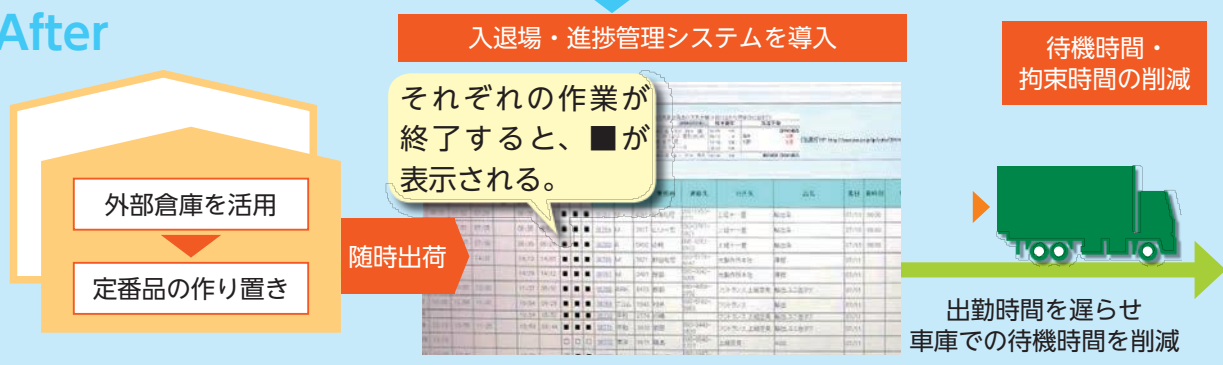
成功の  
ポイント

- 発荷主が外部倉庫活用を前提とした生産計画の組み換えを行った
- 元請事業者が入退場・進捗管理システムを構築し、トラック運送事業者に公開した
- 実運送事業者がシステムを活用して、ドライバーの出勤時刻の調整を行った

Before



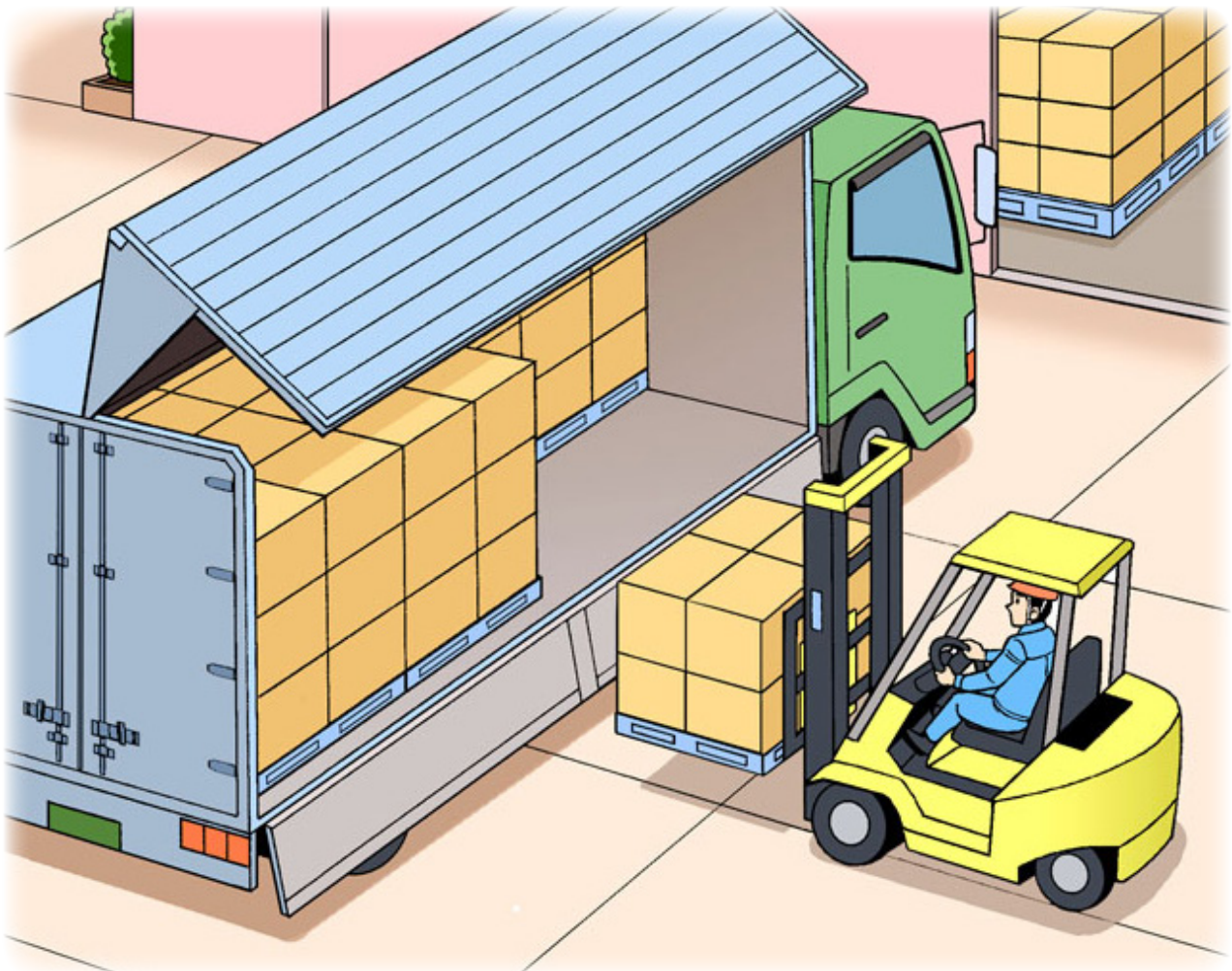
After



## 対応例 2

### パレット等の活用

- 手積み・手卸しによる荷役作業となっている場合には、荷主と調整して、パレットを用いた積み卸しとすること等により、荷役時間を削減することができます。
- また、ラック（カゴ台車等）等の輸送用機器や、折りたたみコンテナ、通い箱等の輸送用容器の活用によっても、同様の効果を得ることができます。
- 荷主にとっては、構内作業員の作業時間短縮や、荷受けバースの効率的な運用につながります。
- 導入に当たっては、パレット等の輸送用機器にかかるイニシャルコストや、導入後の管理コスト等について関係者間で費用分担を検討することがポイントになります。





参考事例① 荷待ち時間の削減等関係者間の協力による拘束時間短縮

静岡県  
事例集 96p

成功の  
ポイント

- ボックスパレットの利用について、荷主が協力的であった
- 出荷の順番を計画化、それに基づいて荷主側で出荷の荷揃え作業を行った



外部倉庫  
貨物の一部を一時的に避難

外部倉庫への引上げによる  
積込作業の分離化

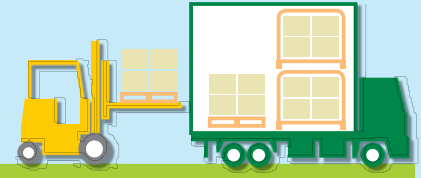
外部倉庫へ貨物の一部を一時的に避難させることにより、物流センターの積み込みスペースに余裕を持たせる



物流センター  
出荷スペースの見直し

物流センターの出荷スペース  
の運用方の見直し

余裕ができた物流センターでの出荷スペースを、出荷作業を行いやすくなるように、レイアウトや作業の順番等についても見直しを実施



「プラスワンボックス」  
(ボックスパレット化)の導入

必要なパレットを積載した残りの荷台スペースについて一部試験的に導入していたボックスパレットを、「プラスワンボックス運用」として本格的に活用

積み込み作業時間の短縮 (約 1 ~ 1.5 時間)  
荷卸し作業時間の短縮 (約 1 時間)  
その他配車の工夫

分割休息を利用した適切な  
拘束時間、休憩期間を取る  
ことが可能に

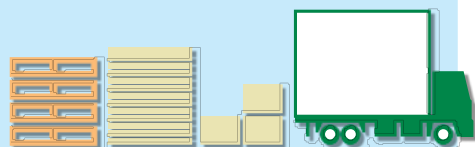
参考事例② パレット荷役による積み込み作業時間の削減

岡山県  
事例集 66p

成功の  
ポイント

- バラ積み貨物をパレット化するにあたって、着荷主側も積載効率の低下、コストアップといった要因等を理解した上で実施した
- パレタイズをする側の発荷主の理解をいただけた

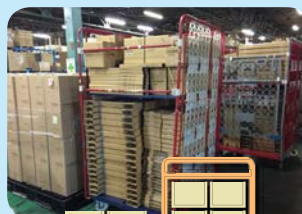
Before



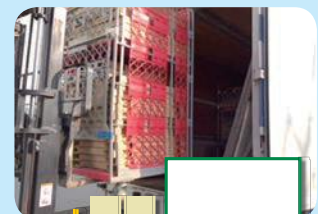
付属品のバラ積みイメージ

After

幕板など付属品のアイテム数が多く、積み込みに時間がかかっているため、バラ積みからパレット積みによる輸送を実施



平パレット・ロールボックス  
パレットによる荷揃え



フォークリフトによる積み込み

# 改善に向けたステップ

## 対応例 1

## 対応例 2

## 対応例 3

## 対応例 4

## 対応例 5

## 対応例 6

## 対応例 7

## 対応例 8

## 対応例 9

## 対応例 10

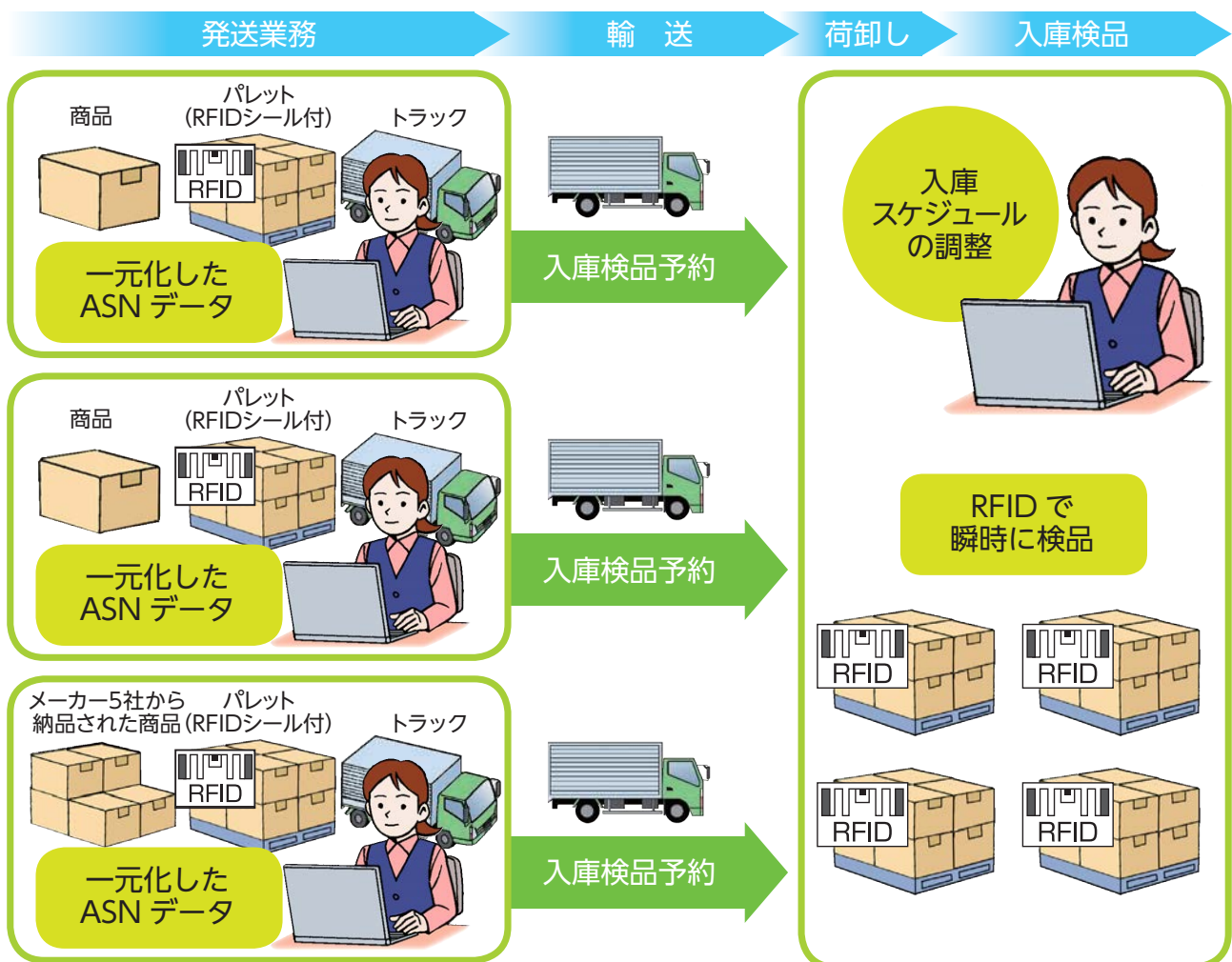
## 対応例 11

## 対応例 12

## 対応例 13

### 荷主からの 入出荷情報等の 事前提供

- 発荷主の協力により、早めに入出荷情報等をトラック運送事業者、着荷主等の関係者が共有することによって、
  - ①トラック運送事業者については、事前に発側で荷造り等の準備ができること
  - ②着荷主については、事前に仕分けラベル等の準備ができることにより、荷役時間や待機時間の発生しない、最適な運行を行うことが可能となります。
- 荷主にとっては、作業員や構内スペースを有効に活用できる、トラックの確保が容易になるなどの効果につながります。



※ RFID … Radio Frequency Identification の略で、電波・電磁波を用いた無線通信で ID 情報を埋め込んだ IC チップ (RF タグ) から情報をやりとりする技術。物流の世界では在庫管理や検品作業、貨物の追跡などに利用される。

※ ASN … Advanced Shipping Notice の略で、事前出荷情報のこと。

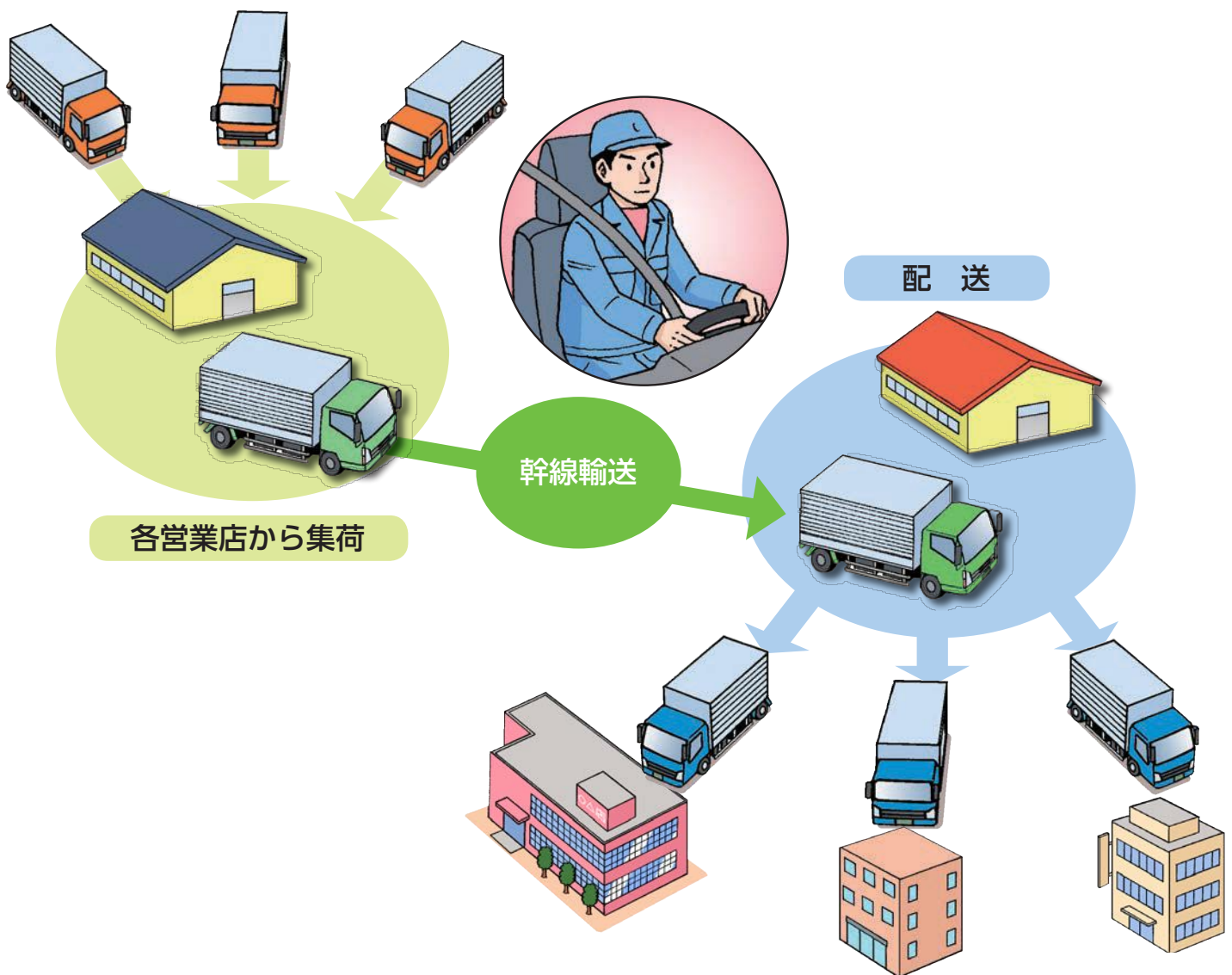




# 対応例 4

## 幹線輸送部分と集荷配送部分の分離

- 集荷から幹線輸送、配送までをすべて同じトラックドライバーが行っている場合では、集荷担当と幹線輸送担当を分離したり、幹線輸送担当と末端配送担当を分離したりすること等により、拘束時間を短縮することができます。
- 荷主にとっては、入出荷形態に大きな変更なく、トラックドライバーの拘束時間を短縮することができます。
- ただし導入に当たっては、トラックドライバーや備車の確保のためのコストが発生する可能性があるため、関係者間での運賃に関する検討がポイントになります。





参考事例① 集荷と幹線輸送のドライバー分離による拘束時間削減

佐賀県

事例集 148p

成功の  
ポイント

- 集荷担当ドライバー、長距離運行ドライバーを別々に設定し、集荷終了後、車両を引き継いで長距離を運行させた
- 運送事業者がマニュアルを整備し、工夫をこらした帳票を用意した

Before



After



参考事例② 巡回集荷を外部委託することで拘束時間を短縮

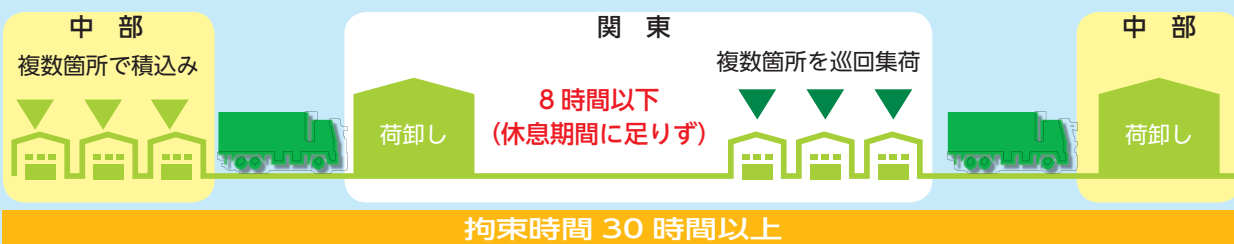
静岡県

事例集 34p

成功の  
ポイント

- 条件が整わなければ取引を止めることも念頭に改善に取り組んだ
- 関東での複数箇所での巡回集荷を元請物流事業者に委託できた
- 荷主が運賃アップを受け入れてくれた。また、荷主もその運賃アップ分を顧客に対して負担交渉し、一部の顧客の理解を得た

Before



After

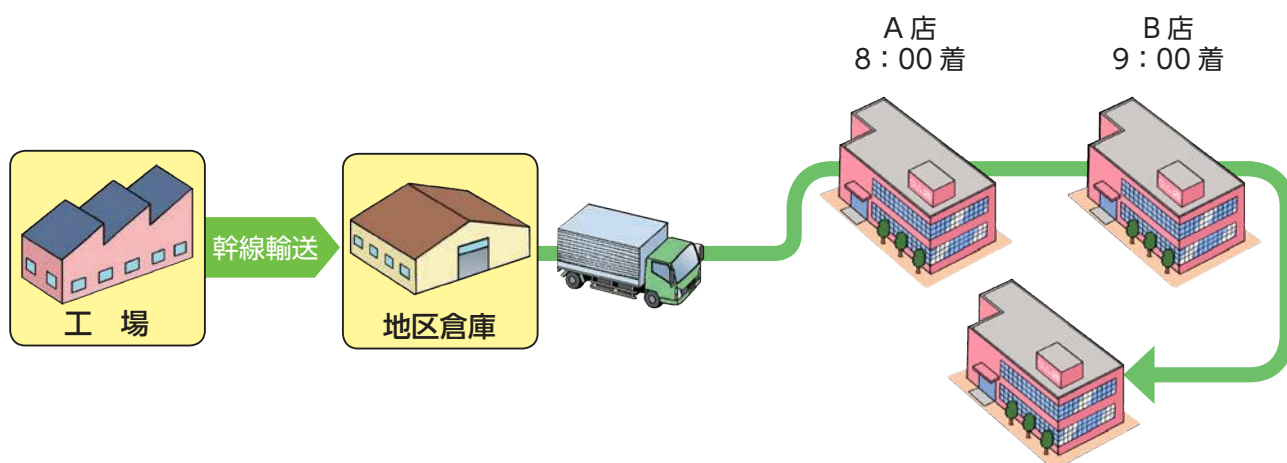


# 対応例 5

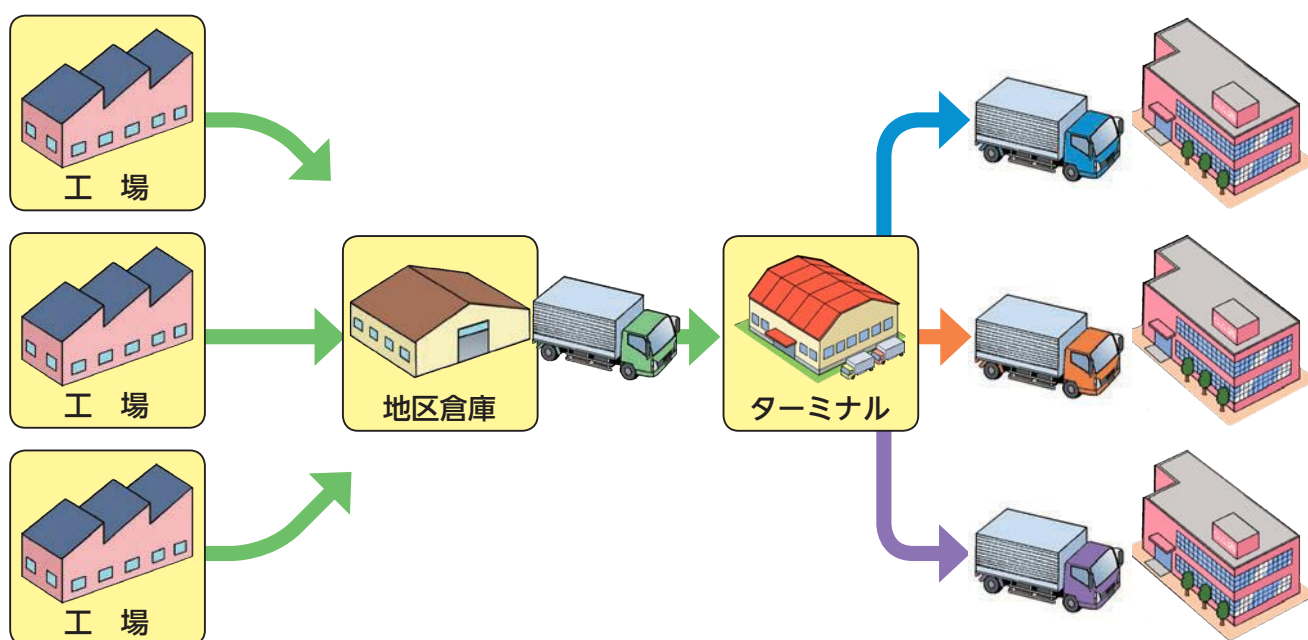
## 集荷先や 配送先の集約

- 集荷先や配送先が複数にわたり、荷待ち時間や荷役時間が長くなっている場合は、集配先を集約すること等により、拘束時間を短縮することができます。
- 荷主にとっては、集荷・配送形態の変更によりリードタイムの削減や在庫効率化などの効果が期待できます。

### 従来方式



### 新配送方式



参考事例① 複数卸しから1箇所卸しへの配車計画による拘束時間の削減

愛媛県  
事例集 20p

成功の  
ポイント

- 着側で卸し先が複数箇所となる場合、発と着の荷待ち時間や荷役時間を分析し、発側で卸し先を集約するように配車を組んだ
- 荷主が改善の取組みに積極的であった

Before

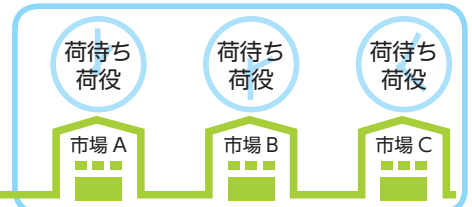
卸し先を数箇所回るため、その都度運転時間、荷待ち時間、荷役時間がかかり、拘束時間が長くなっている。

愛媛 (1日目)



複数の箇所で運転時間、荷待ち時間、荷役時間が発生。2日目の拘束時間が長時間化。

関東 (2日目)



2日目の拘束時間：約 15 時間 10 分

After

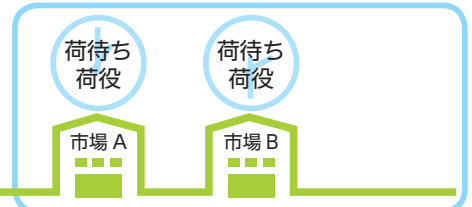
発側で卸し先を集約するような配車へ見直すことで、着側でかかる時間を短縮。

愛媛 (1日目)



卸し先を集約するような配車へ見直し、1~2箇所に荷卸し。2日目の拘束時間の短縮(2時間20分)

関東 (2日目)



2日目の拘束時間：約 12 時間 50 分

参考事例② スtockポイント活用による拘束時間削減

山形県  
事例集 10p

成功の  
ポイント

- 発荷主の協力の下、ストックポイントの活用、効果を確認できた
- 着荷主が荷受け方法を改善し、ドライバーが対応しやすい仕組みを既に確立していた

- 青果物輸送に関するドライバーの拘束時間削減に向けて、ストックポイントを活用した場合と、単位農協毎に集荷に回った場合の走行時間及び積込み時間短縮の効果検証を行った
- 検証した結果、走行時間と積込み回数の削減から、平均して1台あたり約1時間の拘束時間短縮が見込まれた
- 関係者全体の経済性は、ストックポイントを活用した場合、全体で約7%のコスト削減が見込まれた



単協→ストックポイント



ストックポイントで集約

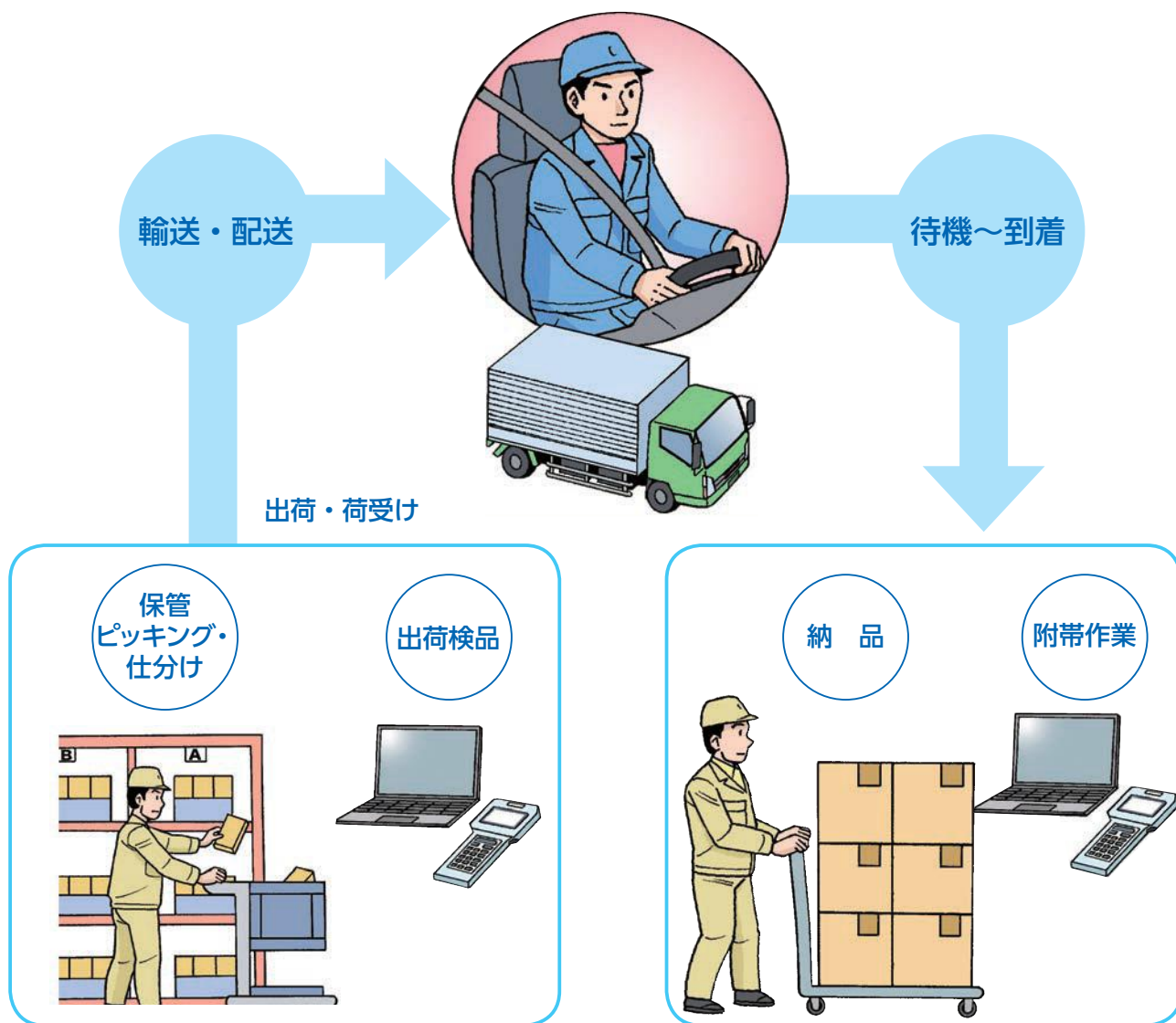


ストックポイント→市場

# 対応例 6

## 運転以外の作業部分の分離

- 一人のトラックドライバーの拘束時間が長くなっている場合には、他のトラックドライバーやトラックドライバー以外の作業員でもできる運転以外の附带作業を分離することにより、拘束時間の短縮が可能となります。
- トラックドライバーが附带作業まで行っている場合は、積み卸し作業や棚入れ・棚出し作業を荷主側で行ったり荷役作業員に分離したりすることにより、拘束時間の短縮が可能となります。
- 荷主にとっては、トラックドライバーの作業負荷が軽減されることで輸送サービスの安定性が担保されるメリットがあります。

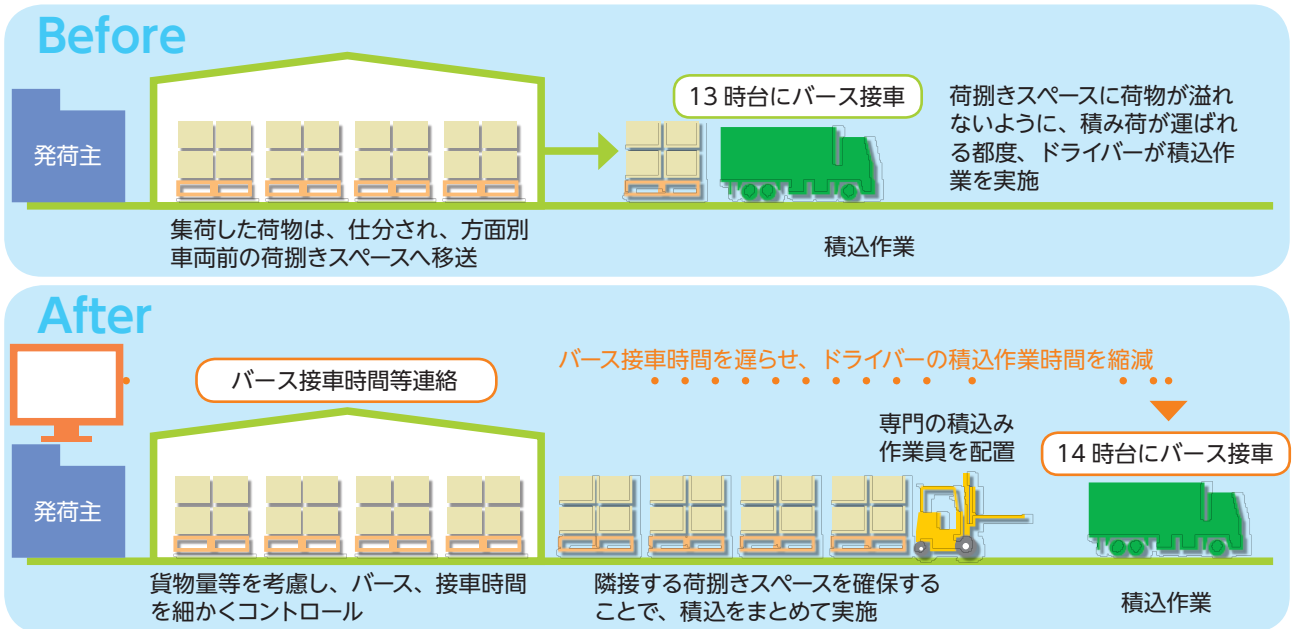


参考事例① バース接車コントロール、専門積込作業員配置による積込時間の縮減 高知県

事例集 22p

成功の  
ポイント

- 発荷主における理解と協力体制が充実していた
- 発荷主と運送事業者における話合いの場があり、円滑なコミュニケーションができていた

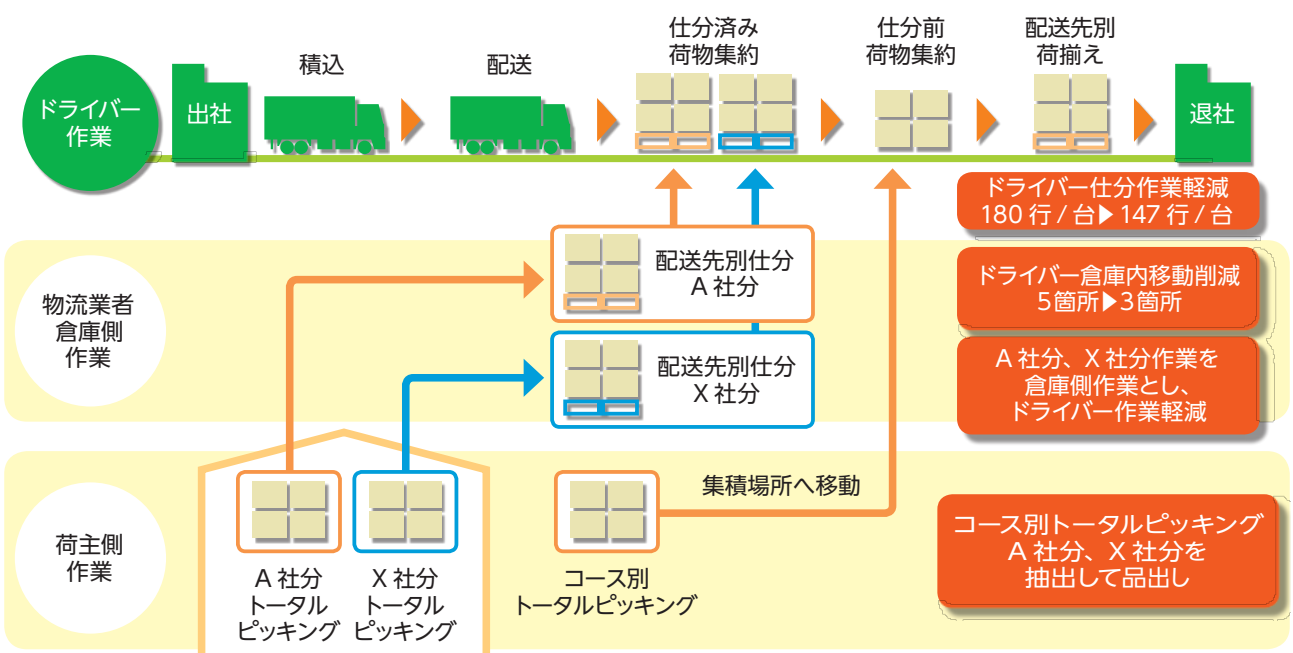


参考事例② 荷主と連携した作業分担変更によるドライバー作業軽減の事例 石川県

事例集 116p

成功の  
ポイント

- 荷主側における顧客の要望の調整、庫内作業スケジュール変更、庫内作業方法の変更について、積極的な協力があった
- 物流事業者側では管理者を投入し、作業方法の変更をスムーズに行うべく、指導・支援を実施した

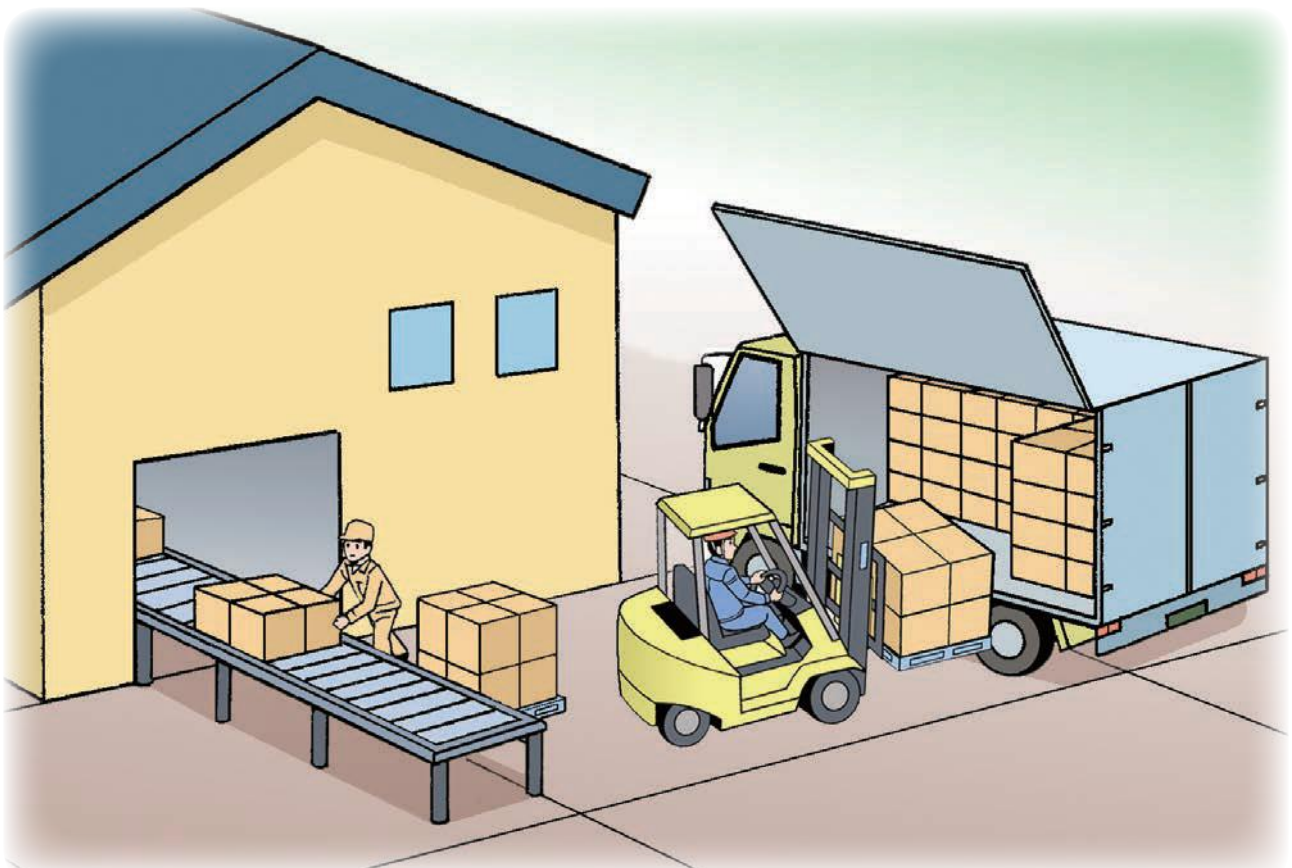




# 対応例 7

## 出荷に合わせた 生産・荷造り等

- 出荷の際の荷姿やタイミングに関係なく、製造順に出荷スペースに積んでいたため、出荷時にトラック1台毎にピッキングや荷造りが必要となっていたものを、出荷順や出荷時の荷姿を考慮して製造順や荷置きを行うことにより、ピッキングや製品の無駄な移動を不要とし、積込み時間等を短縮することもできます。
- 荷揃えに当たって出荷のタイミングを意識することで、トラックが到着した時点で当日出荷する貨物の荷揃いが終わっていないという事態が回避でき、荷待ち時間の発生を防ぐことができます。
- 生産体制を見直すことによって、荷主にとっては製品在庫削減によるキャッシュフローの改善や、在庫管理費用の縮減などの効果があります。



参考事例① 集荷、荷纏め体制の見直しによる積み込み時間の削減

石川県

事例集 204p

成功の  
ポイント

- 荷主とトラック運送事業者で現場の問題点を確認・改善実施
- 荷主の協力により、出荷に合わせたモノ作りが実現
- 荷主とトラック運送事業者の、日ごろからの信頼関係

Before

出荷にあわせた生産体制ではないためピッキング作業が多く、集荷品の取り纏めが複雑となり積み込み作業に時間を要していた



トラック1両あたりの  
積み込みにかかる時間

90分

After

出荷に合わせた生産体制を確立、ピッキング作業の減少と車両にあわせた取り纏めにより積み込み作業時間が削減された



トラック1両あたりの  
積み込みにかかる時間

50分

積み込み時間が大幅に削減!

参考事例②

「朝積みの時間の前倒し」と  
「荷物の区分け・整理する」ことによる荷積み時間削減

青森県

事例集 4p

成功の  
ポイント

- 荷主から荷積み時間の前倒しについて協力が得られた
- 荷主は取引環境改善に対し積極的であり、配送先ごとの積み荷の仕分けを実施した
- 荷主、トラック運送事業者双方の歩み寄りによって、改善に向け様々な提案がなされるなど、良好な協力関係が築けた

現 状

朝積み時間の  
前倒し



配送先別の荷積みの  
区分け・整理



朝8時～  
荷積み開始

配送先ごとの仕分けができていない

実証  
実験



東京都所在の市場



朝7時～  
荷積み開始

配送先ごとに積み荷を仕分けして、  
「配送先」を明確にする

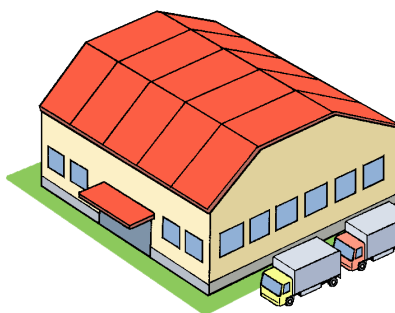
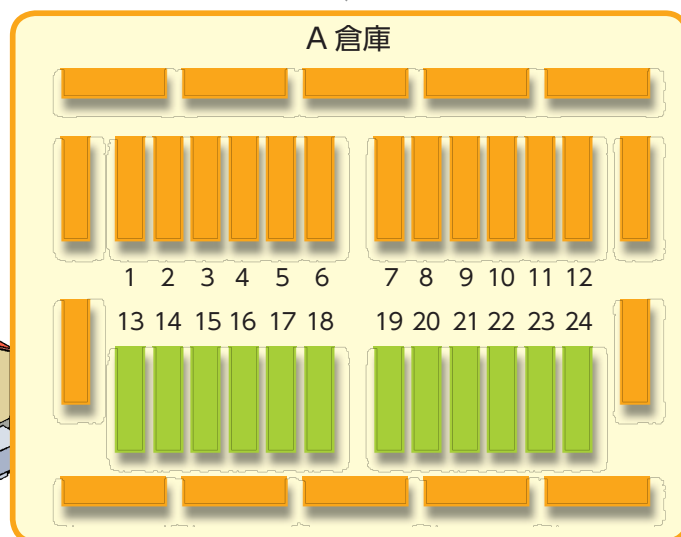
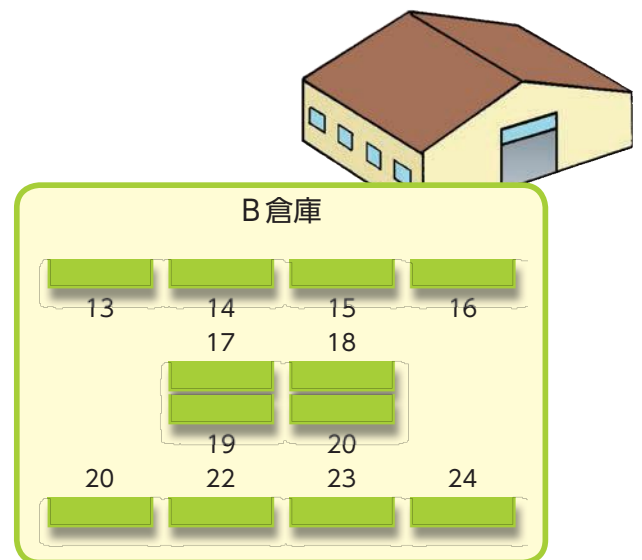
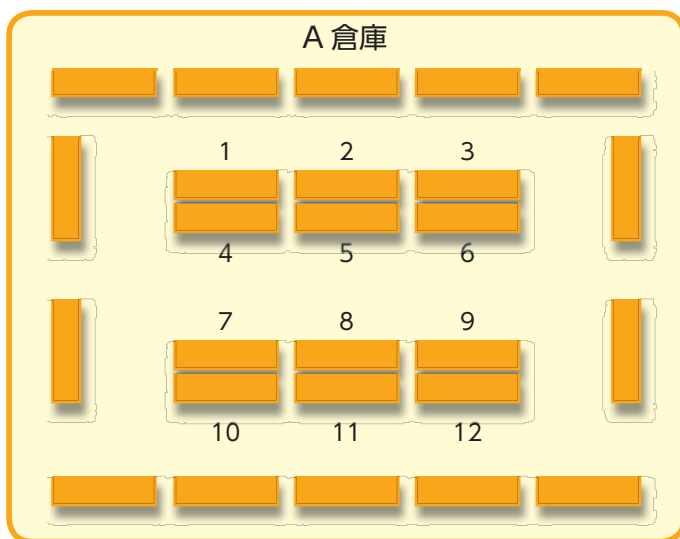
荷積み時間(最大) : 3.9時間 ▶ 2.9時間 1時間の短縮

1日の拘束時間 : 17.7時間 ▶ 15.5時間 2.2時間の短縮

# 対応例 8

## 荷主側の 施設面の 改善

- 複数の倉庫を経由して集荷を行わなければならない場合や、倉庫のバース数が不足している場合には、倉庫を集約したり、バース数の多い倉庫を増設したりすることにより、荷待ち時間を削減できます。
- また、積み卸しのための作業場が狭い場合には、工場のレイアウト変更や外部倉庫、トラック運送事業者のスペースを活用することで、作業時間を削減することができます。
- 荷主にとっては構内における滞留車両の削減や倉入れ・倉出し作業の効率化などにつながります。





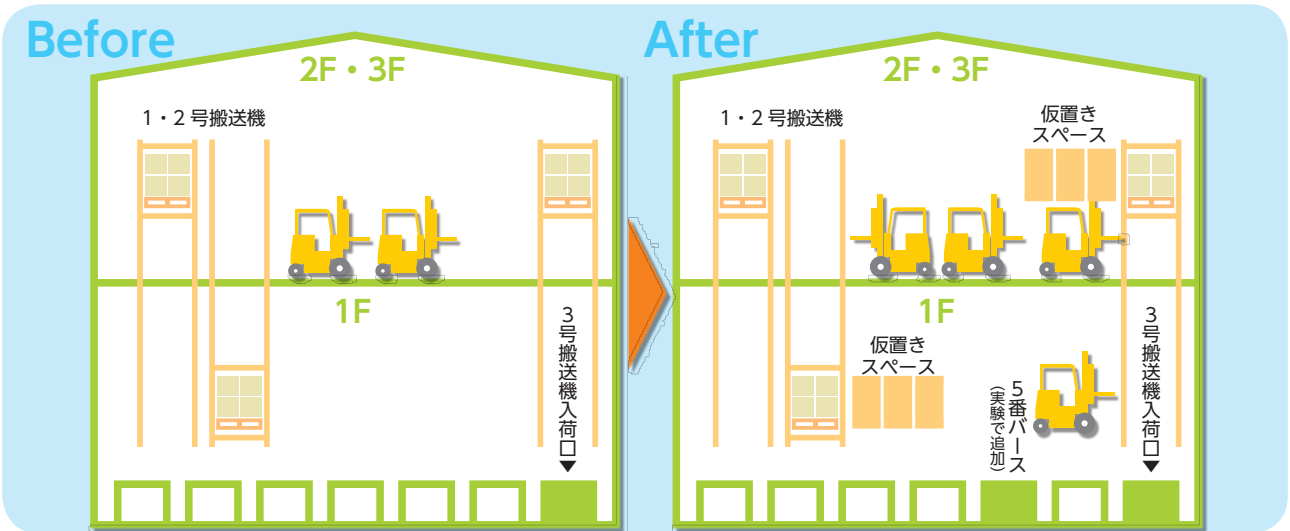
参考事例① 入荷専用バースと取り卸し体制の改善による荷待ちの削減

栃木県

事例集 108p

成功の  
ポイント

- 2・3階の搬送機からの取り卸し体制の強化により、詰まりによる搬送機の停止が改善された
- 搬送機近くに設けた仮置きスペースが、搬送機の搬送能力と、フォーク搬送能力との差を補うバッファとして機能した



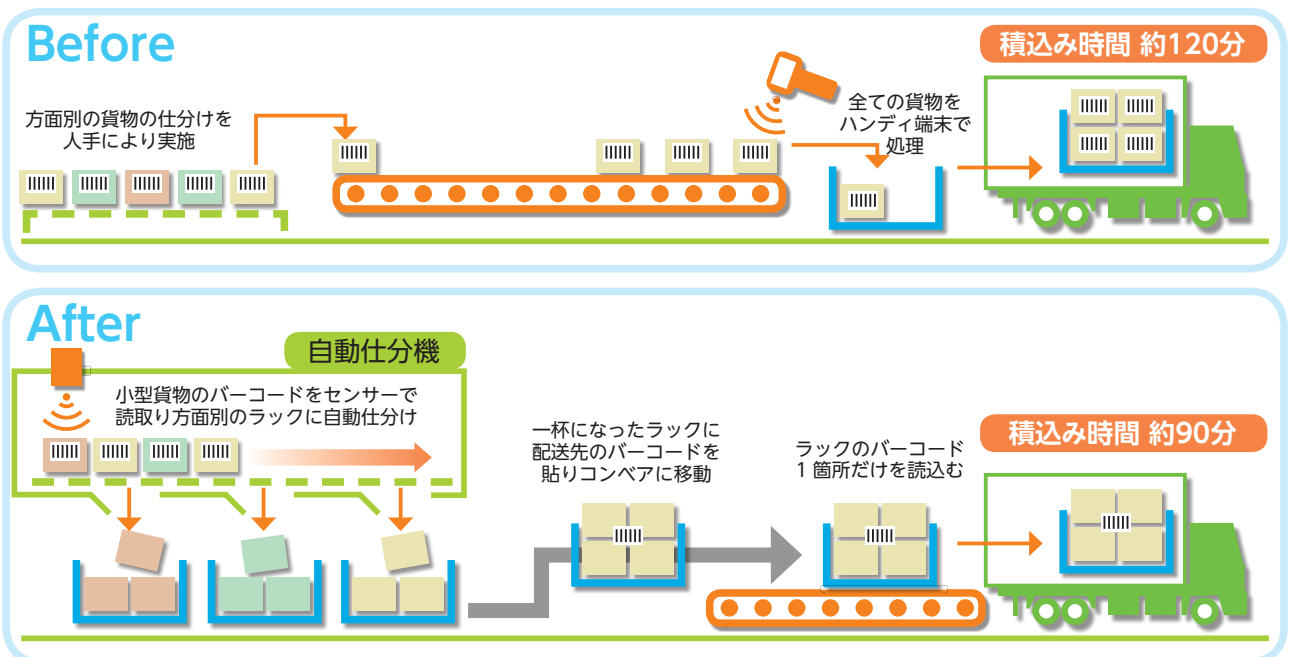
参考事例② 自動仕分機導入による検品作業を削減、積込作業時間を縮減

島根県

事例集 214p

成功の  
ポイント

- 発荷主でのコンプライアンス意識の高まりから、トラックドライバーの作業時間の縮減に向けて、自動仕分機の導入の投資を行った



## 対応例 9

### 十分な リードタイムの 確保による 安定した 輸送の確保

- 発荷主の出荷時刻が不規則なケースでは、荷待ち時間が発生することがあります。これを発荷主の協力により出荷時刻を定時としてもらうことで、リードタイムを確保でき、適正な労働時間を遵守した輸送を行うことができます。
- 着荷主への到着時間に余裕がないケースでは、着時間を守るためにトラックドライバーが十分な休憩時間を取ることが難しいことがあります。これを着荷主の協力により着時間に幅を持たせてもらうことで、十分なリードタイムを確保でき、適正な労働時間を遵守した輸送を行うことができます。



出荷時間が不規則で荷待ち時間が発生



時間の余裕がなく十分な休憩が取れない

参考事例① 4日目販売の促進により余裕を持った運行を実現

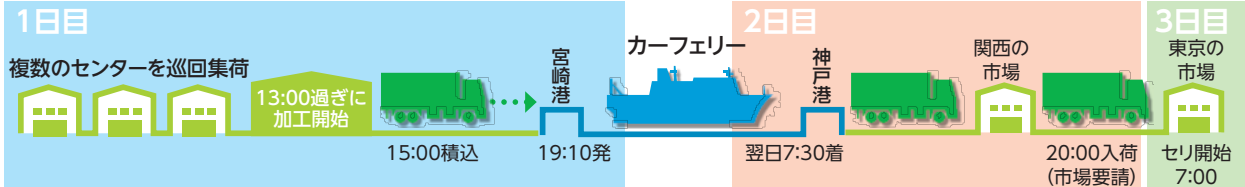
宮崎県

事例集 28p

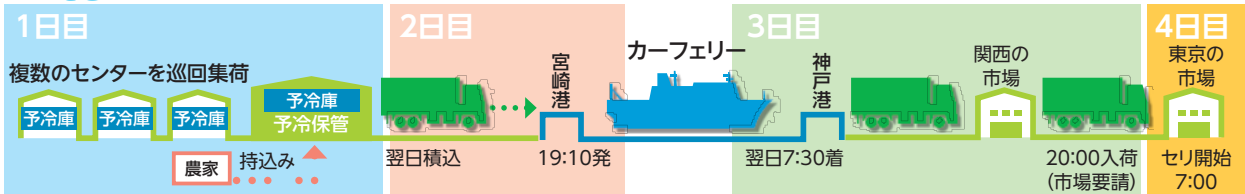
成功の  
ポイント

- 荷主とトラック運送事業者で現場の問題点を確認した
- 荷主、トラック運送事業者が一堂に会し、継続的な改善を検討した
- 荷主の協力により、出荷作業時間の短縮に取り組んだ

Before



After



本取組みによってフェリー出港まで余裕を持って集荷をすることができ、フェリーに乗り遅れて全行程を走行せざるを得ないリスクが低減した。

参考事例②

「朝積みの時間の前倒し」、「荷物の区分け・整理」、「1運行の荷受け先削減」による拘束時間の削減

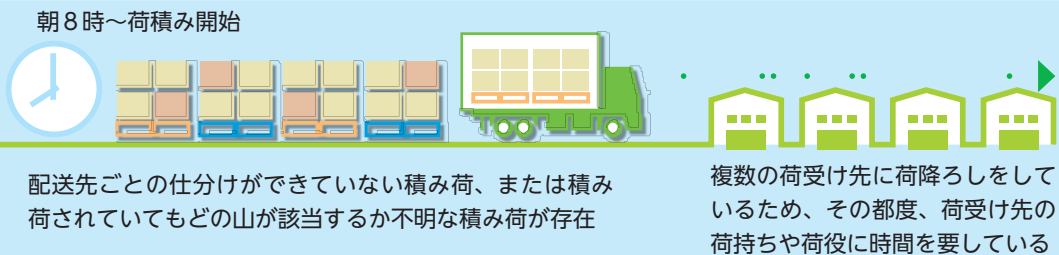
青森県

事例集 6p

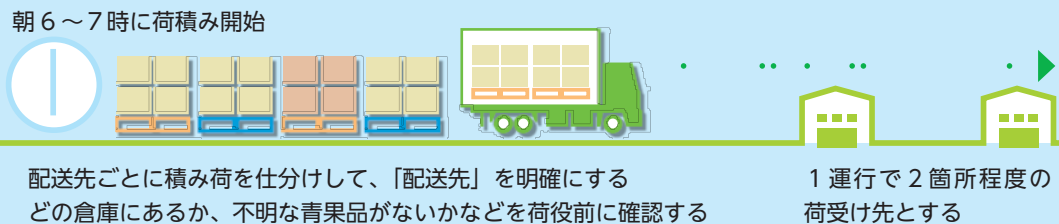
成功の  
ポイント

- 荷主、トラック運送事業者間ともに作業の効率化を考え実行することができた
- 荷主が主体となり、トラック運送事業者と意見交換会を開催し、直接対面することで、さらに良い方向につながった

現状



実証  
実験

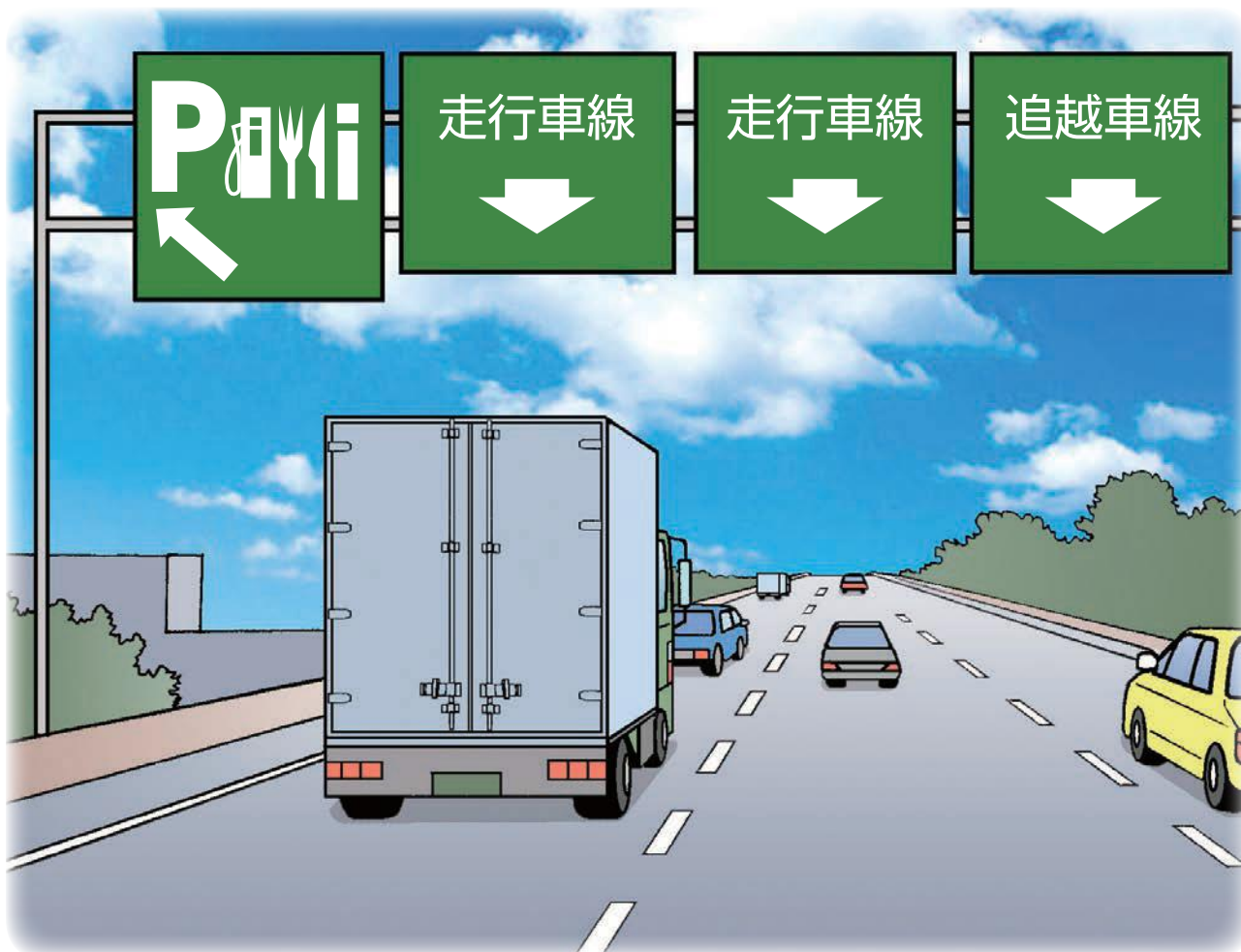


拘束時間が 18.0 時間から 15.7 時間に短縮

# 対応例 10

## 高速道路の利用

- 荷主に高速道路料金を負担してもらうことにより、高速道路を利用した運送を行うことができることで、拘束時間の削減に大きな効果があります。
- 高速道路の通行許可が得られないような荷姿の貨物については、製品の設計を変更するなどにより、通行許可が得られるようになる場合があります。
- 運送時間の短縮や、トラック運送事業者が改善基準告示の遵守が困難な運行を行わざるを得ないリスクが低減することによりコンプライアンスの向上につながります。



参考事例① 高速道路使用による運転時間の削減

岐阜県

事例集 126p

成功の  
ポイント

- 荷主が運送会社からの意見をくみ上げ、改善を実施する体制を構築していた
- コスト負担のあり方について発荷主とトラック運送事業者のどちらが負担すべきか議論する雰囲気が出た

高速道路使用前 (3日間平均)



高速道路使用后 (3日間平均)



※コース②は片道(往路)のみ高速使用

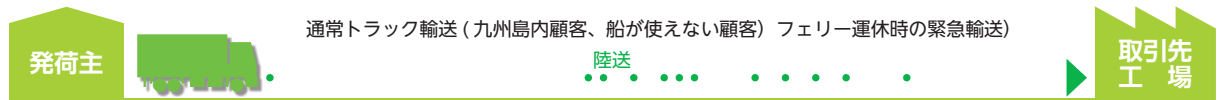
参考事例② 高速道路の有効利用による拘束時間の削減

大分県

事例集 72p

成功の  
ポイント

- 出荷依頼が前日の12時までであり、運行計画を作成する時間が確保できていた
- 大分県は関西・関東へのフェリー航路が充実していた



実験対象業務

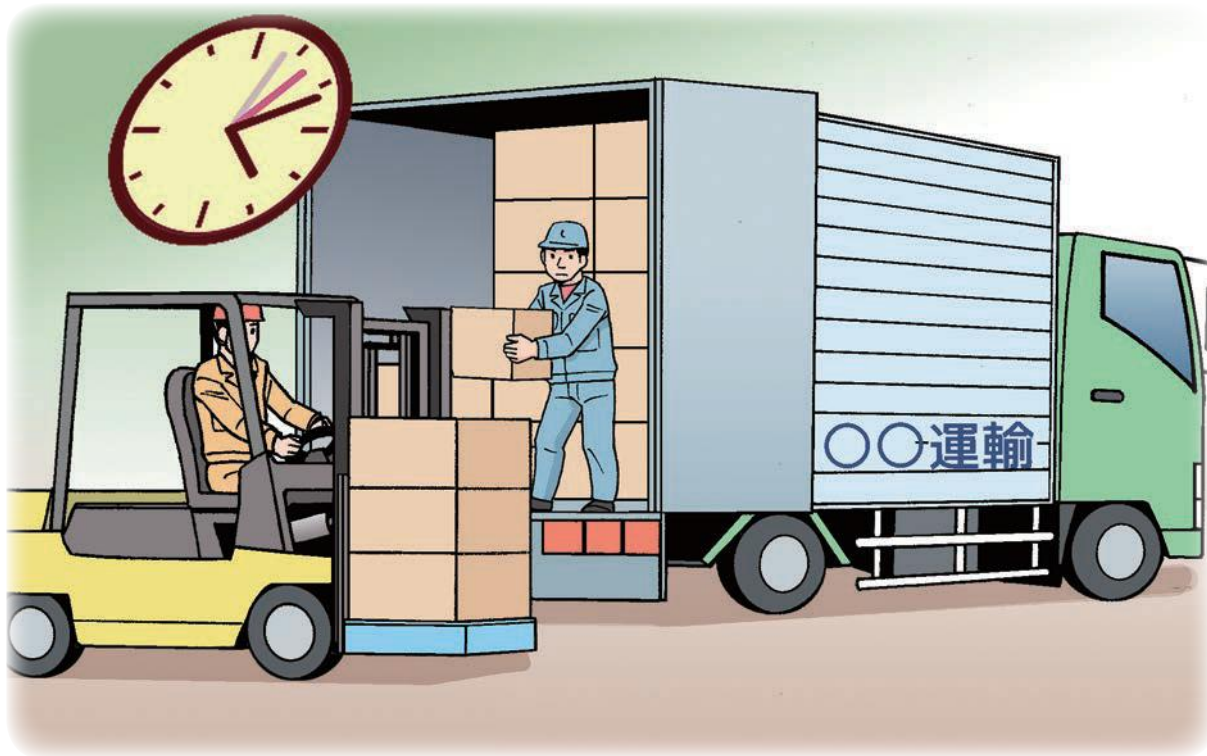




# 対応例 11

## 混雑時を避けた 配送

- 発荷主の協力を得て出荷時刻を前倒しすることにより、道路が渋滞する時間帯や着荷主側での集中を避けることが可能となります。
- 渋滞を避けることは運行時間を短縮することに繋がり、拘束時間の短縮やトラックドライバーのストレスの軽減に繋げることができます。
- トラックへの着時間指定の導入等により着荷主側でトラックが集中する時間帯を分散化させることで、荷卸しまでの荷待ち時間を短縮することができます。
- 荷主にとっては交通事情による入出荷時刻の遅延を避けることができ、着荷主側での作業の平準化が図れるなど安定した物流サービスの享受につながります。



参考事例①

「朝積みの時間の前倒し」と「荷物の区分け・整理することによる荷積み時間削減

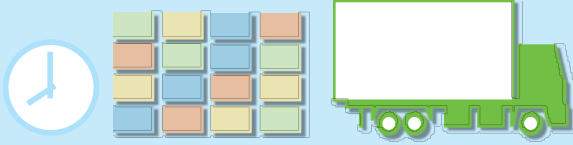
青森県  
事例集 4p

成功の  
ポイント

- 荷主から荷積み時間の前倒しについて協力が得られた
- 荷主は取引環境改善に対し積極的であり、配送先ごとの積み荷の仕分けを実施した
- 荷主、トラック運送事業者間の歩み寄りによって、改善に向け様々な提案がなされるなど、良好な協力関係が築けた

現状

朝 8 時～荷積み開始



改善前

配送先ごとの仕分け  
ができていない

実証  
実験

朝 7 時～荷積み開始



改善後

配送先ごとに積み荷  
を仕分けして、「配送  
先」を明確にする

参考事例②

受付車両の平準化等構内滞留時間削減に向けた取組み

岡山県  
事例集 170p

成功の  
ポイント

- 実運送事業者（トラックドライバー）とのコミュニケーションが円滑で、定期的な話し合いの場が設定され、信頼を基礎にしたパートナーシップが構築されていた

Before

積込する倉庫は 6 箇所



After

積込する倉庫は 5 箇所へ削減



積込作業の効率向上のために  
商品を配置換え

# 改善に向けたステップ

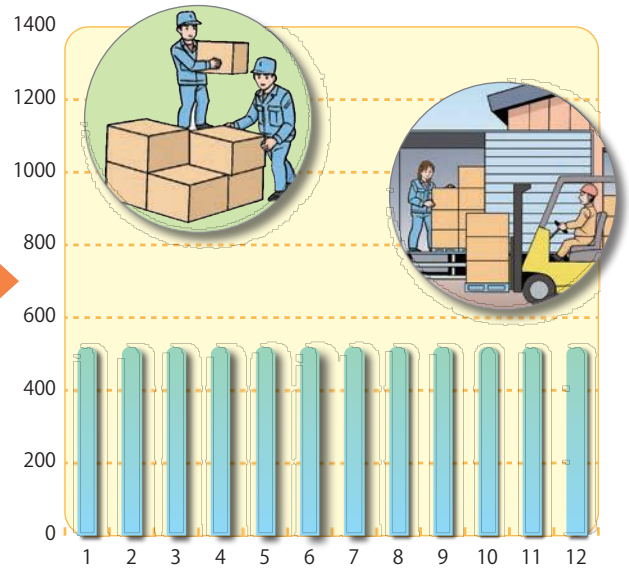
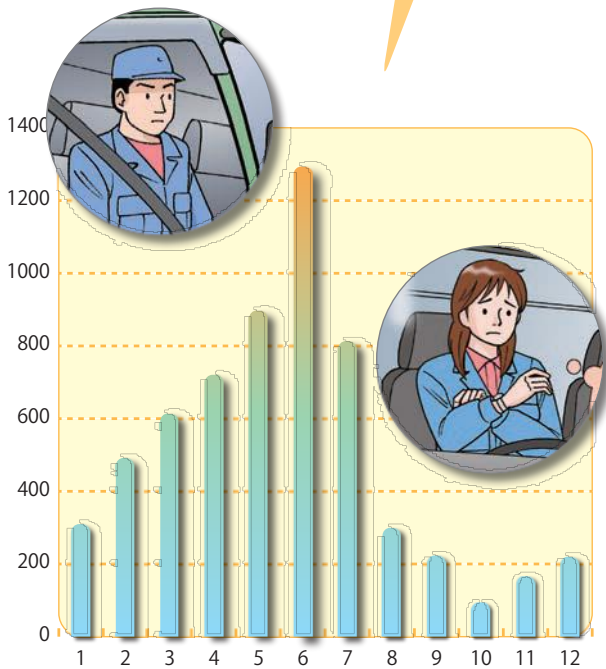
## 対応例 12

### 発注量の平準化

- 荷主側の入出荷量に曜日波動や月間波動が存在することで、貨物量に繁閑差が生じ、入出荷の繁忙時には車両の不足による無理な運行が発生したり、受け入れ施設のキャパシティオーバー等による荷待ち時間が発生する一方で、閑散期には積載率が低くなるなど輸送効率が低下するおそれがあります。
- 貨物の入出荷を平準化させることで、こうした繁閑差による荷待ち時間の短縮や輸送効率の向上につなげることができます。
- 荷主にとっては、生産体制の見直しを検討することにより、荷主自身の作業効率化につながることを期待できます。

繁閑差で、荷待ちや無理な運行、積載率が低いなどの問題が生じ、輸送効率が悪い

出荷量を平準化することで、時間短縮や輸送効率が向上





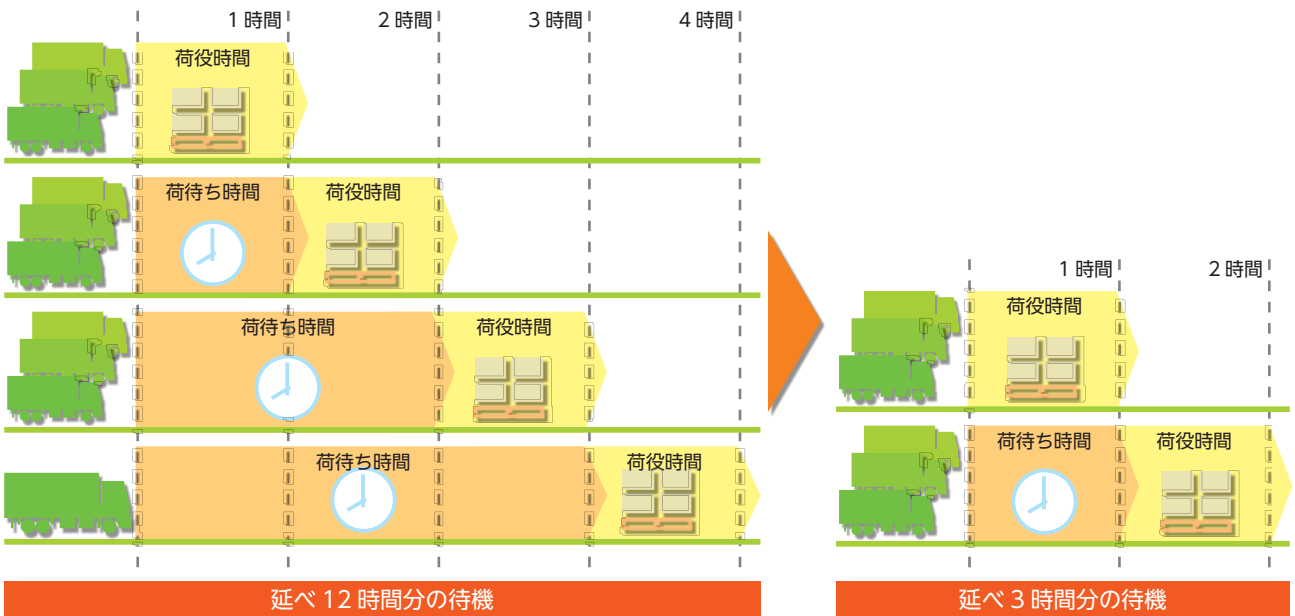
参考事例① 1日当たりの出荷台数の抑制により入荷量を平準化

東京都

事例集 160p

成功の  
ポイント

- 着側の処理能力を考慮して発側の出荷台数を抑制し、入荷量を平準化することにより、トラックの待機時間を減らすことができた



参考事例② ビール工場におけるトラック待機時間の削減及び積込時間の縮減

福島県

事例集 166p

成功の  
ポイント

- 発荷主における高いコンプライアンス意識を背景にし、トラックドライバーの長時間労働抑制に向けた協力が得られた

Before



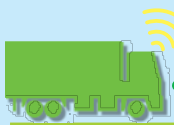
待機

- 伝票手渡しからバース接車までに長時間の待機発生 (車両が集中する時間帯に発生)

積込

- 多品種少量品のピッキング品や希少品の収集
- 検品に時間を要し、積込生産性悪化
- リフトマンのレイバースケジューリング (LS) が未機能

After



待機

- 入場パッチによる車両コントロール
- 入場車両分散化
- 柔軟な接車バースの変更 (構内滞留車両の分散化)

積込

- 希少品は予め準備、ピッキング品は事前にバース近くに収集し、積込に専念できる体制構築
- WFMによる見える化により、稼働率を高めたLSを実現

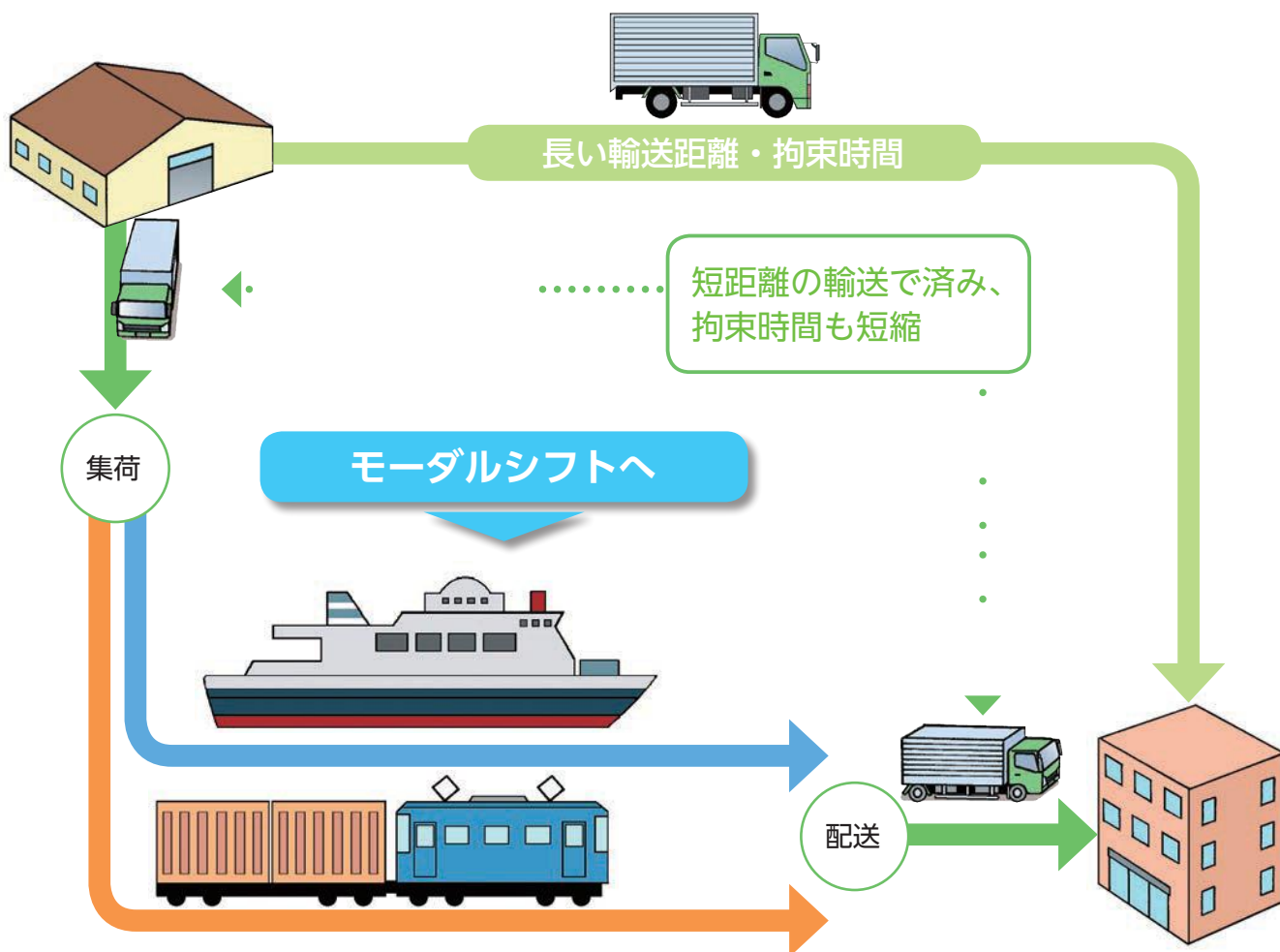
※ LS … Labor Scheduling の略で、労働者の稼働計画のこと。

※ WFM … Workforce Management の略で、サービス品質を保つうえで適切なタイミング、適切な場所への人員配置を行うマネージメント手法のこと。

# 対応例 13

## モーダルシフト

- 長距離輸送については、トラックからフェリーなどの内航海運や鉄道の利用に切替えるモーダルシフトを進めることで、トラックドライバーは最寄りの港湾や貨物駅までの輸送で済むこととなり、拘束時間の短縮が可能となります。
- ただし、フェリーや鉄道は運行ダイヤが決まっているため、これに乗り遅れないよう、出発時刻の厳守が必須であり、これには発荷主の理解と協力が不可欠となります。
- 荷主にとっても、輸送ロットを大きくすることで物流コストの削減が期待できることに加え、複数の輸送モードを利用することにより、いざというときのバックアップルートの確保にもつながります。



参考事例① フェリーと高速道路利用におけるモーダルシフト効果の検証

大分県

事例集 36p

成功のポイント

- フェリー利用により幹線移動と休息が同時に実現できること
- 当該航路が瀬戸内海航路で、悪天候による欠航が極めて少なく、全面的にモーダルシフトを行っても物流水準が低下しなかった

現状



比較

実証実験



比較の結果

- 発・着を同時刻とする場合、高速道路を運行する場合は翌日昼過ぎまでの約 22 時間休息が取れない。
- 1 日の運転時間が高速運行は約 11 時間 20 分となった。
- 運送コストはフェリーで運行する方が約 1 万 1 千円高くなる。

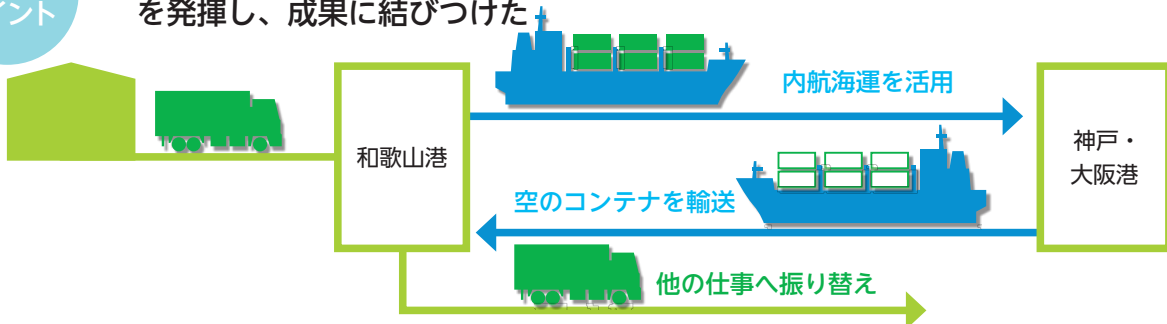
参考事例② 短距離輸送におけるモーダルシフトによるトラックドライバーの拘束時間削減

和歌山県

事例集 168p

成功のポイント

- 発荷主はトラック運送事業者の意見を取り入れながら、的確なリーダーシップを発揮し、成果に結びつけた



トラックドライバー

【問題・課題】

労働時間の削減  
↓  
輸送車両数を削減

神戸・大阪港へのトラック輸送から、内航海運を活用することで、トラックドライバーの労働時間を削減する。

- 和歌山から神戸・大阪港への輸送をトラック輸送から内航海運に切り替えることにより、トラック運送事業者はその分の車両を他の仕事に振り替えることができ、トラックドライバー不足にも対処できる。
- 神戸・大阪港から和歌山に戻る際には、トラックにより空コンテナを輸送していたため、輸送効率も低い状態にあったが、内航海運により空コンテナを輸送することが可能である。

発荷主

【問題・課題】

輸送コストの削減  
CO<sub>2</sub> 排出量の削減

和歌山から神戸・大阪港への輸送を内航海運にモーダルシフトすることは、輸送コストの削減と CO<sub>2</sub> 排出量の削減に寄与する。

和歌山から神戸・大阪港への輸送を 100%モーダルシフトするためには、内航船の寄港回数を増加させるなど課題が残る

# 労働条件改善のためのチェックリスト

## ステップ1

荷主とトラック運送事業者の双方で、トラックドライバーの労働条件改善の問題意識を共有し、検討の場を設ける

- 荷主、トラック運送事業者が同席する会議体を設置したか
- 問題意識の共有のため、定期的な意見交換日程を設定したか

## ステップ2

労働時間、特に荷待ち時間や荷役時間の実態を把握する

- 労働時間、特に荷待ち時間や荷役時間を正確に把握する方法を検討したか
- 時間管理のためのツールの導入を検討、選択したか

## ステップ3

荷待ち時間の発生等、長時間労働の原因を検討、把握する

- 発荷主の生産・出荷スケジュールや附帯作業などを検証したか
- トラック運送事業者の運行計画、配車計画などを検証したか
- 着荷主の受け入れ体制や附帯作業などを検証したか

## ステップ4

荷主、トラック運送事業者の双方で、業務内容を見直し改善に取り組む

- 把握、検証した長時間労働の原因について関係者間で協議したか
- 荷主、トラック運送事業者それぞれができることを検討したか

## ステップ5

荷主とトラック運送事業者間での応分の費用負担を検討する

- 作業効率化のために必要な機器の導入等を検討したか
- 関係者間で応分の費用負担を検討したか

## ステップ6

改善の成果を測定するための指標を設定する

- 改善効果を測るための数値目標を設定したか
- 問題点と改善に向けた意識を関係者間で共有したか

## ステップ7

指標の達成状況を確認、評価することでさらなる改善に取り組む

- 設定した数値目標を定期的にモニタリングしたか
- 数値目標の達成度合いについて関係者間で共有したか

## おわりに

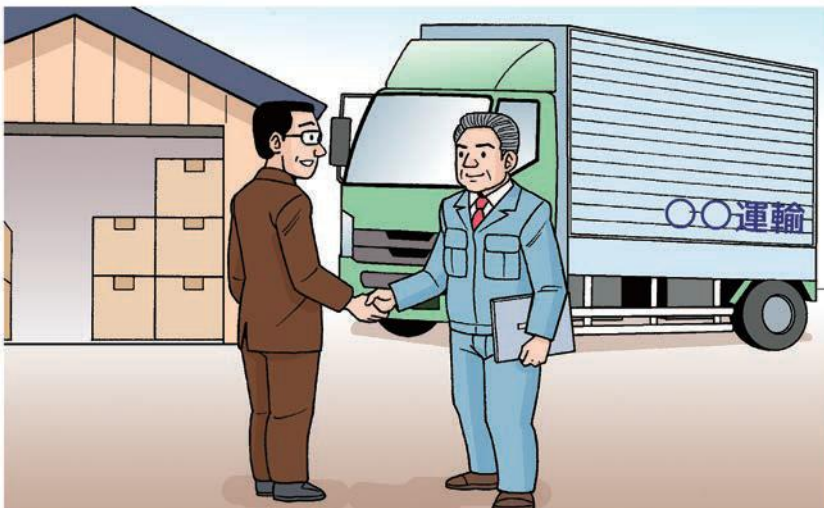
このガイドラインは、トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会の事務局である厚生労働省、国土交通省、全日本トラック協会が中心となり、全国47都道府県で2ヶ年にわたって実施したパイロット事業を参考に策定しました。100件を超える具体的な改善事例に基づいた内容となっておりますので、実際の現場においても活用しやすい内容となったと考えております。

このガイドラインを関係者の皆様方が十分に活用され、取引環境と長時間労働の改善に向けた取組みを進められるとともに、荷主とトラック運送事業者がWin-Winとなるパートナーシップの確立に役立てて頂けることを期待しております。

また、このガイドラインおよび事例集は、厚生労働省、国土交通省、全日本トラック協会のホームページでもダウンロードが可能ですので、是非とも関係者の皆様方に広く周知頂ければ幸いです。

最後になりますが、働き方改革に向けて事業者の方々が抱える様々な課題に対応するためのワンストップ相談窓口として、厚生労働省では47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を開設しております。

巻末に各都道府県における相談窓口の一覧を掲載しておりますので、ご遠慮なく最寄りの相談窓口までご連絡ください。





## ■ 改善基準告示(トラック運転者関係)の概要

自動車運転者の労働時間等の労働条件については、労働大臣告示である「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（略称「改善基準告示」）があります。日々の運行では、これを遵守することが必要です。

改善基準告示等の概要は、以下のとおりです。

項 目		改 善 基 準 告 示 等 の 概 要
拘 束 時 間		1 カ月 293時間 労使協定があるときは、1年のうち6カ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲において320時間まで延長可
		1日 原則 13時間 最大 16時間（15時間超えは1週2回以内）
休 息 期 間		継続8時間以上 トラックドライバーの住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。
拘 束 時 間 ・ 休 息 期 間 の 特 例	休息期間の特例	業務の必要上やむを得ない場合に限り、当分の間1回4時間以上の分割休息で合計10時間以上でも可（一定期間における全勤務回数の1/2が限度）。
	2人乗務の特例	1日 20時間以内 同時に1台の自動車に2人以上乗務（ただし、車両に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）の場合、最大拘束時間は1日20時間まで延長でき、休息期間は4時間まで短縮できる。
	隔日勤務の特例	2暦日 21時間以内（拘束時間） 2週間で3回までは24時間が可能（夜間4時間以上の仮眠が必要）。 ただし、2週間で総拘束時間は126時間まで。 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間が必要。
	フェリーに乗船する場合の特例	フェリー乗船時間については原則として休息期間として取り扱い、勤務終了後の休息期間から減算可。減算後の休息期間は、フェリー下船から勤務終了時までの1/2を下回ってはならない。
運 転 時 間		2日平均で1日当たり9時間以内 2週平均で1週間当たり44時間以内
連 続 運 転 時 間		4時間以内（運転の中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の休憩等が必要）
時 間 外 労 働		改善基準告示の範囲内で1日、2週間、1カ月以上3カ月以内、1年の上限時間を労使協定で締結。
休 日 労 働		2週間に1回以内、かつ、1カ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内。
労働時間の取り扱い		労働時間は拘束時間から休憩時間（仮眠時間を含む）を差し引いたもの。
休日の取り扱い		休日は休息期間に24時間を加算した時間。 いかなる場合であっても30時間を下回ってはならない。
適 用 除 外		緊急輸送・危険物輸送等の業務については厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外。

①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善、③生産性向上による賃金引き上げ、④人手不足の解消に向けた雇用管理改善などの取組みについて、ワンストップで支援します。

名 称	住 所	電話番号
北海道働き方改革推進支援センター	札幌市中央区大通西5丁目8昭和ビル4階	0800-919-1073
青森働き方改革推進支援センター	青森市青柳二丁目2-6	0800-800-1830
岩手働き方改革推進支援センター	盛岡市山王町1-1	0120-198-077
宮城働き方改革推進支援センター	仙台市宮城野区原町1-3-43 アクス原町ビル201	0120-97-8600
秋田働き方改革推進支援センター	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783
山形働き方改革推進支援センター	山形市香澄町3-2-1 山交ビル8階	0800-800-3552
福島働き方改革推進支援センター	福島市御山字三本松19-3	0120-541-516
茨城働き方改革推進支援センター	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館2階	0120-971-728
栃木働き方改革推進支援センター	宇都宮市宝木本町1140-200	0800-800-8100
群馬働き方改革推進支援センター	前橋市元総社町528-9	0120-486-450
埼玉働き方改革推進支援センター	さいたま市大宮区吉敷町1丁目103 大宮大鷹ビル306号	0120-729-055
千葉働き方改革推進支援センター	千葉市中央区中央4-13-10千葉県教育会館 本館4階	0120-17-4864
東京働き方改革推進支援センター	東京都新宿区西新宿1-22-2新宿サンエービル1階	0120-232-865
神奈川働き方改革推進支援センター	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター9階	0120-910-090
新潟働き方改革推進支援センター	新潟市中央区天神1丁目12番地8 LEXN B 5階	0120-009-229
働き方改革推進支援センター富山	富山市千歳町1-6-18 河口ビル2階	0120-931-058
石川働き方改革推進支援センター	金沢市尾山町9-13 金沢商工会議所会館3階	0120-319-339
ふくい働き方改革推進支援センター	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル1階 (ふくいジョブステーション)	0120-14-4864
山梨働き方改革推進支援センター	甲府市伊勢4-28-1 2階	0120-755-455
長野働き方改革推進支援センター	長野市中御所岡田131番地10 長野県中小業団体中央会内	0800-800-3028
ぎふ働き方改革推進支援センター	岐阜市神田町6丁目12番地 シグザ神田5階	0120-226-311
静岡働き方改革推進支援センター	静岡市葵区追手町44番地1 静岡県産業経済会館5階	0800-200-5451
愛知働き方改革推進支援センター	名古屋市千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階 (タスクール内)	0120-552-754
三重働き方改革推進支援センター	鈴鹿市郡山町663-222 鈴鹿大学A棟418	0120-111-417



名 称	住 所	電話番号
滋賀働き方改革推進支援センター	大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5階	0120-100-227
京都働き方改革推進支援センター	京都市中京区泉正寺町328 西川ビル4階	0120-417-072
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター	大阪市北区天満2丁目1番30号 大阪府社会保険労務士会館	0120-068-116
兵庫働き方改革推進支援センター	神戸市中央区港島中町6丁目1番地 神戸商工会議所会館9階	0120-79-1149
奈良働き方改革推進支援センター	奈良市西木辻町343番地1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811
和歌山働き方改革推進支援センター	和歌山市北出島1丁目5番46号 和歌山県労働センター1階	0120-731-715
働き方改革サポートオフィス鳥取	鳥取市富安1丁目152番地 SGビル4階	0800-200-3295
島根働き方改革推進支援センター	松江市母衣町55-4 島根県商工会館7階	0120-514-925
岡山働き方改革推進支援センター	岡山市北区厚生町3丁目1番15号	0120-947-188
広島働き方改革推進支援センター	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス4階	0120-610-494
働き方改革サポートオフィス山口	山口市吉敷下東3丁目4-7 リアライズⅢ(株) 東京リーガルマインド山口支社内	0120-172-223
徳島働き方改革推進支援センター	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951
香川働き方改革推進支援センター	高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5階	0800-888-4691
愛媛働き方改革推進支援センター	松山市大手町2丁目5番地7 松山商工会館別館1館	0120-005-262
高知県働き方改革推進支援センター	高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館1階	0120-899-869
福岡働き方改革推進支援センター	福岡市中央区天神1-10-13 天神MMTビル7階	0800-888-1699
佐賀働き方改革推進支援センター	佐賀市川原町8-27 平和会館1階	0120-610-464
長崎働き方改革推進支援センター	長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階	0120-168-610
熊本働き方改革推進支援センター	熊本市中央区細工町1丁目51 スコアレベル2階-E	0120-946-834
大分働き方改革推進支援センター	大分市府内町1丁目6番21号 山王ファーストビル3階	0120-450-836
みやざき働き方改革推進支援センター	宮崎市橘通東4-1-4 宮崎河北ビル7階	0120-975-264
鹿児島働き方改革推進支援センター	鹿児島市下荒田3丁目44-18 のせビル2階	0120-221-255
沖縄働き方改革推進支援センター	那覇市前島2-12-12 セントラルコーポ兼陽2階	0120-420-780
問合せ先		
厚生労働省労働基準局労働条件政策課	東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館	03-3502-1599
国土交通省自動車局貨物課	東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館	03-5253-8111 (内線41332)
公益社団法人 全日本トラック協会	東京都新宿区四谷三丁目2番地5	03-3354-1009(代)

※本冊子に掲載された事例に関する個別のお問い合わせはご遠慮ください。

## 厚生労働省

時間外労働等改善助成金	生産性を高めながら、労働時間の縮減等に取り組む中小企業や事業主団体に対し、その取組みに要する費用を助成。
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資（運行経路管理システム・勤怠管理ソフト付タイムレコーダー）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成。
65歳超雇用推進助成金	高齢者の就労機会を確保するため、65歳を超えた継続雇用制度や高齢者向けの雇用管理制度の導入等の措置を実施した事業主に対して経費の一部を助成。
人材確保等支援助成金	雇用管理改善、生産性向上等の取組みを通じて、従業員の職場定着の促進等を図る事業主等に対して助成。
人材開発支援助成金	職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

## 経済産業省

トラック輸送における省エネ化推進事業 （国土交通省連携事業）	トラック運送事業者の「車両動態管理システム」及び荷主の「予約受付システム」等の導入を支援。
サービス等生産性向上IT導入支援事業	中小企業・小規模事業者等が自社の課題やニーズに合ったITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する経費の一部を支援。

## 環境省

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 （物流分野におけるCO <sub>2</sub> 削減対策促進事業） （国土交通省連携事業）	エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するための設備や技術等（バス予約調整システム、連結トラック、スワップボディコンテナ車両等）の導入を支援。
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 （低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業） （国土交通省連携事業）	中小トラック運送事業者について、燃費性能の優れた低炭素型ディーゼルトラックの導入を支援。
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 （電動化対応トラック・バス導入加速事業） （国土交通省連携事業）	トラック事業者について、先進環境対応の車両（大型CNGトラック、大型HVトラック、電気トラック等）導入を支援。

## 国土交通省

自動車事故対策費補助金

先進安全自動車（A S V）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組みを支援。

地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業

トラック事業者について、HVトラック・CNGトラック等の導入を支援。

物流効率化に関する支援制度  
(物流総合効率化法に基づく支援)

荷主、物流事業者など事業者間の連携・協働による物流効率化の取組みについて、認定を受けた事業者に対し、立ち上げ時の補助や税制優遇、保険制度の特例等により支援。

### 【主な支援措置】

事業の立ち上げ・実施の促進

・計画策定経費・運行経費の補助

必要な施設・設備等への支援

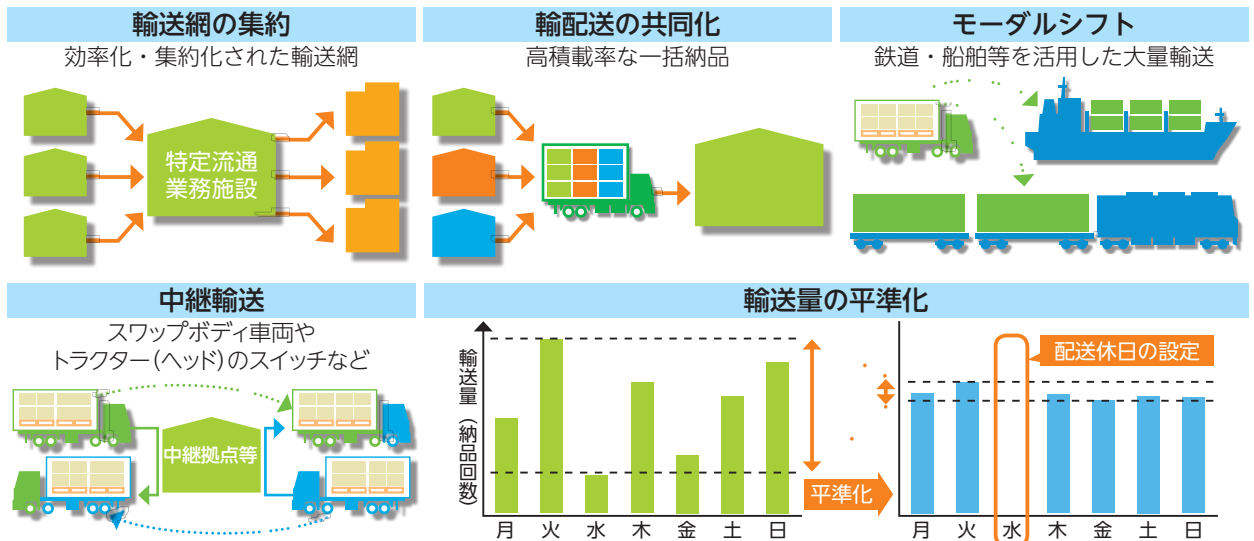
・特定流通業務施設への税制優遇（法人税・所得税・固定資産税・都市計画税）  
・市街化調整区域における開発許可に係る配慮

中小企業者等に対する支援

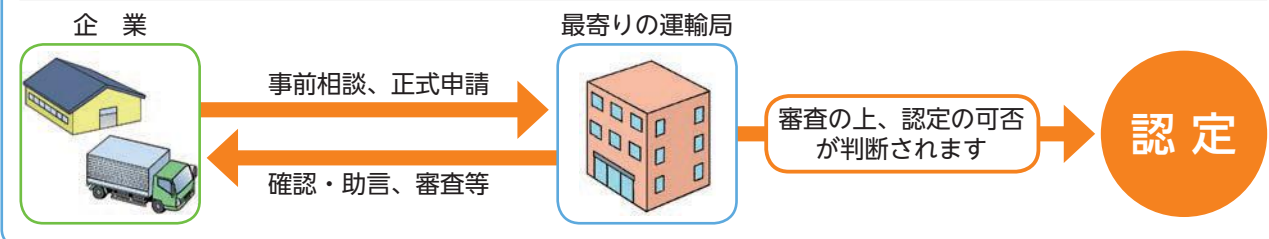
・信用保険制度の限度額の拡充、長期無利子貸付制度 等

### 【物流効率化の取組みの例】

以下に列挙した取組みをはじめ、広く物流効率化の取組みを認定・支援しています。



### 【認定までの流れ】



## (公社) 全日本トラック協会

準中型免許取得助成事業

各都道府県トラック協会の会員事業者について、トラックドライバーとして採用した高等学校新卒者等の若年者の準中型免許取得のために指定教習所等にかかる費用を助成。

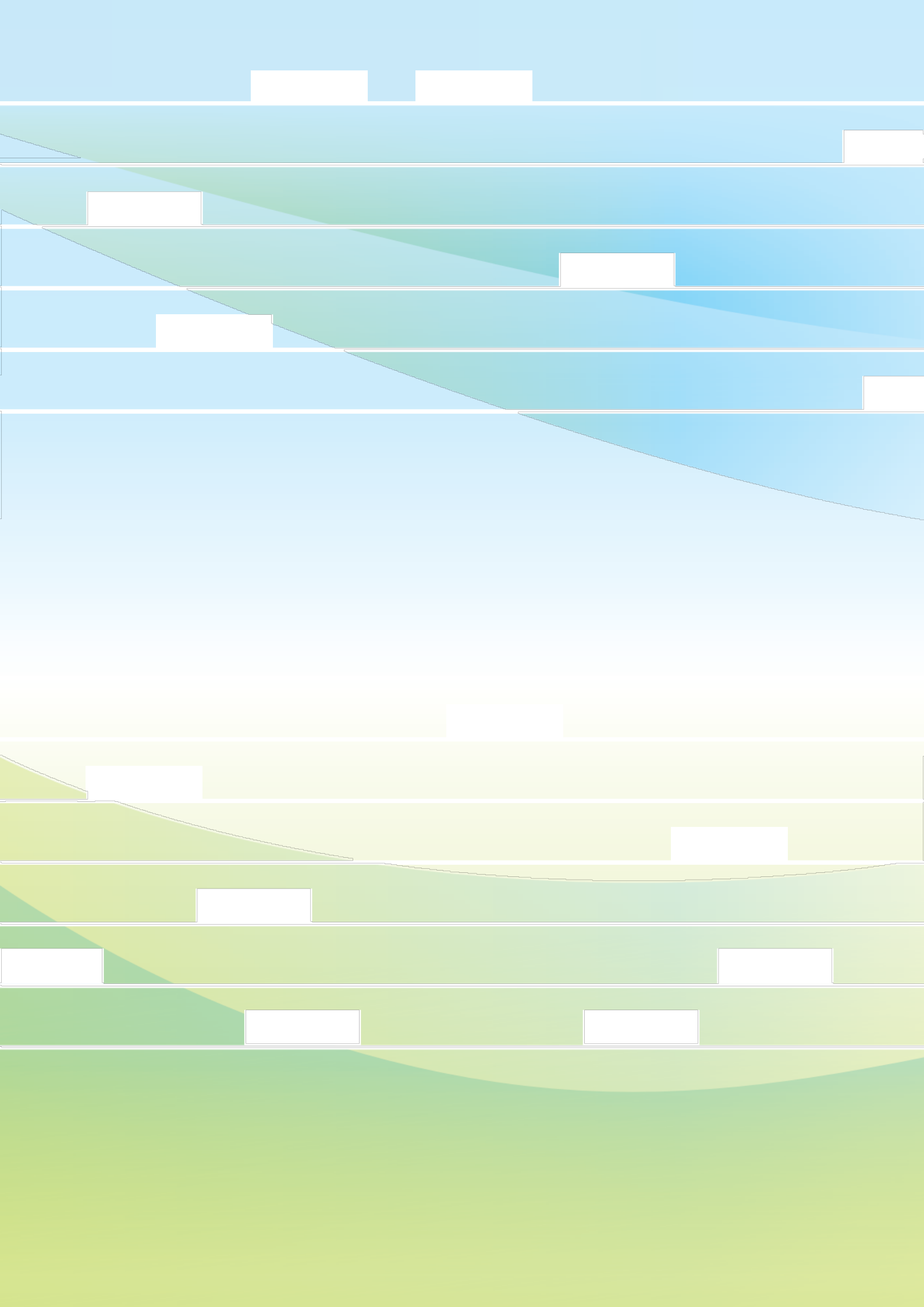
経営診断受診促進事業

各都道府県トラック協会の会員事業者について、全日本トラック協会の標準経営診断システムによる経営改善を図るにあたって、全日本トラック協会または各都道府県トラック協会が推薦する中小企業診断士等による診断を受診した場合に、経営診断・経営改善相談費用の一部を助成。

**荷主と運送事業者の協力による取引環境と  
長時間労働の改善に向けたガイドライン**

---

厚生労働省労働基準局労働条件政策課  
国土交通省自動車局貨物課  
公益社団法人全日本トラック協会



## 協会ホームページについて

- 第15回セルフメディケーションアワード作品募集開始！！(2019.9.20)  
作品募集を開始しました。たくさんのご応募お待ちしております。
- 国税庁からの周知依頼に関して(消費税増税時の対応について)(2019.08.02)  
国税庁より10月の消費税引上げに関する周知依頼がありましたのご案内しています。
- 10月6日は「登録販売者の日」です(2019.08.01)  
登録販売者の認知度向上のため、一般社団法人日本記念日協会に登録しました。  
周知広報用のデータを掲載しました。Web広告や折り込み広告などにご活用下さい

## 事務局だより

- ・ 第4次安倍再改造内閣が9月11日に発表されました。若手登用などもありましたが、ヘルスケア議員懇話会からは、衛藤晟一議員と橋本聖子議員が入閣されました。また、副大臣には長谷川 岳議員と伊東良孝議員が就任されました。さらに政務官には、自見はな子議員と佐々木 紀議員が就任されました。ドラッグストアに理解のある議員が内閣の要職に就くことは大変嬉しいことです。今後の活躍を大いに期待いたします。
- ・ 台風15号の猛威には驚くばかりです。被災した会員企業の皆さまには、心からお見舞い申し上げます。経産省から被災地支援の要請があり、東日本大震災時を思い出しました。千葉県の被災した市のホームページを見ましたが、物資支援を必要としていたのは2市だけでした。もしかすると、わからないだけなのかもしれませんが。会員企業に呼びかけるとともに、些少ではありますが、物資支援を行う予定です。一刻も早い復旧を祈ります。
- ・ 一般財団法人日本ヘルスケア協会主催による第3回日本ヘルスケア学会年次大会が9月6日7日、明治大学駿河台キャンパスで行われました。今年のテーマは、「健康寿命延伸社会の実現とヘルスケアの役割」でした。参加者は昨年より100名ほど少ない参加でした。今回より5回連続で、後援団体企画セミナーがスタートしました。ヘルスケアを普及する一番の店舗はドラッグストアであることは一目瞭然と思います。さらなる盛り上がりを期待します。
- ・ 厚労省の覆面調査の結果が公表されました。結果はあまりよくありません。薬剤師の行うべき第一類医薬品関係、そして、薬剤師、登録販売者ともに留意しなければならない濫用等のおそれのある医薬品に対する販売上のルールです。何か抜本的な解決方法を考えたいところです。
- ・ 消費税増税&軽減税率導入まであと10日余りとなりました。ここまでできましたら、あとは切り替えの時にマンパワーがかかる事かと思えます。10月1日になった時点で何が起るかは、過去の経験でわかっていると思えます。問題は消費税増税より、軽減税率導入関係でしょうか。大きなシステムトラブルのないことを祈ります。

発行日	2019年9月21日 発行	発行所住所
発行人	池野 隆光	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: <a href="http://www.jacds.gr.jp">http://www.jacds.gr.jp</a>	e-mail: <a href="mailto:sec@jacds.gr.jp">sec@jacds.gr.jp</a>